

2020年6月

発行登録追補書類に記載の事項

モルガン・スタンレー 2025年6月10日満期
利率ステップアップ型 米ドル建社債

モルガン・スタンレー 2025年6月10日満期
利率ステップアップ型 豪ドル建社債

1. 発行会社は、金融商品取引法第23条の4の規定によりモルガン・スタンレー 2025年6月10日満期 利率ステップアップ型 米ドル建社債およびモルガン・スタンレー 2025年6月10日満期 利率ステップアップ型 豪ドル建社債（以下あわせて「本社債」といいます。）の売出しに関する訂正発行登録書を令和2年5月28日に関東財務局長に提出しております。
2. 本書および本社債に関する2020年5月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では令和2年5月28日付訂正発行登録書および令和2年6月12日付発行登録追補書類に記載された情報のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しています。

【発行登録追補書類番号】 30-外1-27

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出日】 令和2年6月12日

【今回の売出金額】 **モルガン・スタンレー 2025年6月10日満期 利率ステップアップ型 米ドル建社債**
 13,120,000米ドル（円貨額1,403,971,200円）
 （円貨額は、2020年6月11日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=107.01円を換算レートとして計算されている。）

モルガン・スタンレー 2025年6月10日満期 利率ステップアップ型 豪ドル建社債
 23,170,000豪ドル（円貨額1,730,103,900円）
 （円貨額は、2020年6月11日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1豪ドル=74.67円を換算レートとして計算されている。）

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

【これまでの売出実績】
 （発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
30-外1-1	平成30年11月13日	1,697,000,000円	該当事項なし	該当事項なし
30-外1-2	平成30年11月28日	237,964,320円		
30-外1-3	平成30年11月28日	114,834,319円		
30-外1-4	平成30年11月30日	5,550,797,500円		
30-外1-5	平成30年12月20日	1,425,149,000円		
30-外1-6	平成31年3月26日	797,945,280円		
30-外1-7	令和元年5月8日	285,714,000円		
30-外1-8	令和元年5月8日	128,867,170円		
30-外1-9	令和元年7月30日	204,994,140円		
30-外1-10	令和元年7月30日	221,259,000円		
30-外1-11	令和元年8月28日	205,105,414円		
30-外1-12	令和元年9月19日	201,572,910円		
30-外1-13	令和元年9月19日	260,140,650円		
30-外1-14	令和元年10月28日	211,431,579円		
30-外1-15	令和元年10月28日	573,097,000円		
30-外1-16	令和元年10月28日	481,703,760円		
30-外1-17	令和元年11月26日	166,629,360円		
30-外1-18	令和元年11月26日	507,493,350円		
30-外1-19	令和元年11月26日	893,564,000円		
30-外1-20	令和元年12月13日	216,993,800円		

30-外 1-21	令和元年12月13日	543,678,360円	該当事項なし	該当事項なし
30-外 1-22	令和 2年 3月13日	201,144,200円		
30-外 1-23	令和 2年 3月13日	154,787,010円		
30-外 1-24	令和 2年 3月27日	238,738,800円		
30-外 1-25	令和 2年 4月30日	132,340,000円		
30-外 1-26	令和 2年 5月19日	508,000,000円		
実績合計額		16,160,944,922円	減額総額	0円

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 763,839,055,078円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

[モルガン・スタンレー 2025年6月10日満期 利率ステップアップ型 米ドル建社債に関する情報]

[モルガン・スタンレー 2025年6月10日満期 利率ステップアップ型 豪ドル建社債に関する情報]

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】

[米ドル建社債]

売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	13,120,000米ドル
売出価額の総額	13,120,000米ドル
利 率	(i) 2020年6月25日（同日を含む。）から2021年6月10日 （同日を含まない。）までの期間：年率0.64パーセン ト (ii) 2021年6月10日（同日を含む。）から2022年6月10日 （同日を含まない。）までの期間：年率0.69パーセン ト (iii) 2022年6月10日（同日を含む。）から2023年6月10日 （同日を含まない。）までの期間：年率0.74パーセン ト (iv) 2023年6月10日（同日を含む。）から2024年6月10日 （同日を含まない。）までの期間：年率0.79パーセン ト (v) 2024年6月10日（同日を含む。）から満期日（同日を 含まない。）までの期間：年率0.84パーセント

[豪ドル建社債]

売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	23,170,000豪ドル
売出価額の総額	23,170,000豪ドル

利 率	<p>(i) 2020年6月25日（同日を含む。）から2021年6月10日（同日を含まない。）までの期間：年率0.87パーセント</p> <p>(ii) 2021年6月10日（同日を含む。）から2022年6月10日（同日を含まない。）までの期間：年率0.92パーセント</p> <p>(iii) 2022年6月10日（同日を含む。）から2023年6月10日（同日を含まない。）までの期間：年率0.97パーセント</p> <p>(iv) 2023年6月10日（同日を含む。）から2024年6月10日（同日を含まない。）までの期間：年率1.02パーセント</p> <p>(v) 2024年6月10日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間：年率1.07パーセント</p>
--------	---

2【売出しの条件】

3. 利息

3.1 利息の発生

【米ドル建社債】

本社債は、2020年6月25日（「利息開始日」）以降、1年目は年率0.64パーセント、2年目は年率0.69パーセント、3年目は年率0.74パーセント、4年目は年率0.79パーセントおよび5年目は年率0.84パーセントで利息を生じ、当該利息は社債要項第5項（支払）の定めに従い、2020年12月10日（同日を含む。）以降満期日（同日を含む。）までの各年の6月10日および12月10日（「利払日」）に年に2回後払いされる。本社債はいずれも、最終償還日以降は利息を生じない。ただし、かかる期日において支払期の到来した償還金額が支払われなかった場合は、当該償還金額につき支払いがなされ、または支払のための提供がなされた日まで、本第3項に従い、（判決後においても判決前と同様に）引き続き利息を生ずる。

本項において、

「償還金額」とは、場合に応じ、最終償還金額、期限前償還金額（課税）、期限前償還金額、その他プライシングサプリメントに定められ、または社債要項に従い決定される、償還金としての性質を有する金額をいう。

【豪ドル建社債】

本社債は、2020年6月25日（「利息開始日」）以降、1年目は年率0.87パーセント、2年目は年率0.92パーセント、3年目は年率0.97パーセント、4年目は年率1.02パーセントおよび5年目は年率1.07パーセントで利息を生じ、当該利息は社債要項第5項（支払）の定めに従い、2020年12月10日（同日を含む。）以降満期日（同日を含む。）までの各年の6月10日および12月10日（「利払日」）

に年に2回後払いされる。本社債はいずれも、最終償還日以降は利息を生じない。ただし、かかる期日において支払期の到来した償還金額が支払われなかった場合は、当該償還金額につき支払いがなされ、または支払のための提供がなされた日まで、本第3項に従い、（判決後においても判決前と同様に）引き続き利息を生ずる。

本項において、

「償還金額」とは、場合に応じ、最終償還金額、期限前償還金額（課税）、期限前償還金額、その他プライシングサプリメントに定められ、または社債要項に従い決定される、償還金としての性質を有する金額をいう。

3.2 固定利息額

[米ドル建社債]

各本社債につき各利払日に支払われる利息額は以下のとおりとする。

(i) 利息開始日（同日を含む。）から2021年6月10日（同日を含まない。）までの各利息期間について、2020年12月10日に支払われる利息は29.33米ドルおよび2021年6月10日に支払われる利息は32.00米ドルとする。

(ii) 2021年6月10日（同日を含む。）から2022年6月10日（同日を含まない。）までの各利息期間について、2021年12月10日および2022年6月10日に支払われる利息は34.50米ドルとする。

(iii) 2022年6月10日（同日を含む。）から2023年6月10日（同日を含まない。）までの各利息期間について、2022年12月10日および2023年6月10日に支払われる利息は37.00米ドルとする。

(iv) 2023年6月10日（同日を含む。）から2024年6月10日（同日を含まない。）までの各利息期間について、2023年12月10日および2024年6月10日に支払われる利息は39.50米ドルとする。

(v) 2024年6月10日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの各利息期間について、2024年12月10日および2025年6月10日に支払われる利息は42.00米ドルとする。

本項において、

「利息期間」とは、社債要項に別段の定めのある場合を除き、利息開始日またはいずれかの利払日（同日を含む。）に開始し、翌利払日（同日を含まない。）に終了する期間をいい、非営業日に関する調整は行わない。

[豪ドル建社債]

各本社債につき各利払日に支払われる利息額は以下のとおりとする。

(i) 利息開始日（同日を含む。）から2021年6月10日（同日を含まない。）までの各利息期間について、2020年12月10日に支払われる利息は39.88豪ドルおよび2021年6月10日に支払われる利息は43.50豪ドルとする。

(ii) 2021年6月10日（同日を含む。）から2022年6月10日（同日を含まない。）までの各利息期間について、2021年12月10日および2022年6月10日に支払われる利息は46.00豪ドルとする。

(iii) 2022年6月10日（同日を含む。）から2023年6月10日（同日を含まない。）までの各利息期

間について、2022年12月10日および2023年6月10日に支払われる利息は48.50豪ドルとする。

(iv) 2023年6月10日（同日を含む。）から2024年6月10日（同日を含まない。）までの各利息期間について、2023年12月10日および2024年6月10日に支払われる利息は51.00豪ドルとする。

(v) 2024年6月10日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの各利息期間について、2024年12月10日および2025年6月10日に支払われる利息は53.50豪ドルとする。

本項において、

「利息期間」とは、社債要項に別段の定めのある場合を除き、利息開始日またはいずれかの利払日（同日を含む。）に開始し、翌利払日（同日を含まない。）に終了する期間をいい、非営業日に関する調整は行わない。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2【統合財務情報】

該当事項なし。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2018年度（自2018年1月1日 至2018年12月31日）令和元年6月28日
関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 2019年中（自2019年1月1日 至2019年6月30日）令和元年9月30日
関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

上記2の半期報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（令和2年6月12日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和元年12月12日に関東財務局長に提出

上記2の半期報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（令和2年6月12日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき臨時報告書を令和2年3月6日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載の「事業等のリスク」については、発行登録書（訂正を含む。）の「参照書類の補完情報」に記載された事項を除き、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（令和2年6月12日）までの間において重大な変更は生じておらず、また追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等および発行登録書（訂正を含む。）には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（令和2年6月12日）現在においてもその判断に重要な変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。



2020年5月

発行登録目論見書

Morgan Stanley

モルガン・スタンレー

モルガン・スタンレー 2025年6月10日満期
利率ステップアップ型 米ドル建社債

モルガン・スタンレー 2025年6月10日満期
利率ステップアップ型 豪ドル建社債

－ 売 出 人 －

三菱UFJモルガン・スタンレー
証券株式会社

モルガン・スタンレー
MUFJ証券株式会社

1. この発行登録目論見書が対象とする社債7,800億円の売出しに関する発行登録については、発行会社は、金融商品取引法第23条の3第1項の規定により、発行登録書を平成30年10月2日に関東財務局長に提出し、平成30年10月10日にその効力が生じています。また、金融商品取引法第23条の4の規定により、モルガン・スタンレー 2025年6月10日満期 利率ステップアップ型 米ドル建社債およびモルガン・スタンレー 2025年6月10日満期 利率ステップアップ型 豪ドル建社債（以下あわせて「本社債」といいます。）の売出しに関する訂正発行登録書を令和2年5月28日に関東財務局長に提出しております。
2. この発行登録目論見書に記載された内容については、今後訂正されることがあります。また、参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。
3. この発行登録目論見書に基づき、本社債を売り付ける場合には、発行登録追補目論見書を交付致します。
4. 本社債は、1933年米国証券法（「証券法」）に基づき登録されておらず、今後もその予定はありません。いかなるときにおいても米国内で、または米国人に対し、米国人の計算でもしくは米国人のために本社債の募集、売出しまたは売付けをすることはできません。本段落で用いる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有します。
5. この特記事項の直後に挿入される「無登録格付に関する説明書」ならびに「本債券（米ドル建社債）の想定損失額について」および「本債券（豪ドル建社債）の想定損失額について」と題する書面は、本社債の売出人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。
6. 本社債に投資しようとする投資家は、本社債への投資を判断するにあたって、必要に応じ、自身の独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を受けるべきであり、本社債の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに耐えうる投資家のみが本社債に対する投資を行うべきです。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。以下は、同法に基づいた無登録格付業者に関する説明です。

1. 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

2. 無登録の格付会社の例について

格付情報を付与している格付会社のうち、下記の格付会社グループは金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けておりません。

【S&P グローバル・レーティング】

➤ 格付会社グループの呼称について

S&P グローバル・レーティング

➤ 同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

➤ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ

(<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」

(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

➤ 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却又は保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質及び量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンス又は独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

【ムーディーズ】

➤ 格付会社グループの呼称について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス

➤ 同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

➤ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ

(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx) の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されて

おります。

➤ 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」といいます。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

【フィッチ・レーティングス】

➤ 格付会社グループの呼称について

フィッチ・レーティングス

➤ 同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称及び登録番号

同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

➤ 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<https://www.fitchratings.com/site/japan>) の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションにある「格付付与方針等」に掲載されております。

➤ 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチ・レーティングス（以下、「フィッチ」といいます。）の格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2018年5月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以 上

本債券（米ドル建社債）の想定損失額について

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標等（以下、「対象金融指標等」といいます）のヒストリカルデータに基づく、最悪シナリオを想定した本債券の想定損失額のシミュレーションです。

本シミュレーションは試算日（2020年5月14日）の市場環境に基づく簡易な手法により試算したものであり、将来の実際における損失額を示すものではありません。

1. 対象金融指標等

本債券の想定利回り(下記【A】及び【B】の合計値)

2. 試算の前提となるヒストリカルデータ

【A】

金融指標	最大値 [※]	観測期間	
		開始日	終了日
発行体の信用スプレッド	+15.08%	2005年4月1日	2020年4月30日

※ 2008年10月*における、発行体の既発行債券の利回りと米ドルスワップレートの利回り格差

* 観測期間における、CDS（クレジットデフォルトスワップ）市場での発行体の保証料が最も上昇した時期。
CDSとはデリバティブ取引の一種で、一定の国や企業の信用リスクに対する保険の役割を果たす契約の取引。

【B】

金融指標	最大値 [※]	観測期間	
		開始日	終了日
米ドル金利	9.800%	1990年4月1日	2020年4月30日

※ 観測期間における、5年物米ドルスワップレートの最高利回り

（出所：Bloomberg L.P.）

3. 満期償還時の想定損失額

本債券は、満期償還時において額面金額の100%で償還されます。

4. 期中の想定損失額

本債券の発行直後において、対象金融指標等が上記ヒストリカルデータと同様に変動した場合の、期中の想定損失額は以下の通りとなります。

<仮定条件>

- ・ 当初利率：年1.00%

額面に対する想定損失額	67%
-------------	-----

5. ご留意事項

- ・ 前提とするヒストリカルデータを上回る市場変化が生じた場合等には、上記の想定損失額を超える損失が発生する可能性があります。
- ・ 発行者(含、保証会社等)のデフォルト等、市場環境次第では、上記の想定損失額に関わらず、投資額のほぼ全額を毀損する可能性があります。
- ・ 本債券に関する流通市場は形成されておらず、また将来形成される予定もないため、中途売却できる保証はありません。
- ・ 中途売却時における実際の売却価格は、売却時における本債券の流動性及び残存期間の利回り水準等も影響するため、算出することができません。本試算では、期中の想定損失額については受取利息を考慮した上で、対象金融指標等が上記ヒストリカルデータと同様に変動し、かつ発行直後に売却することを前提とした場合の理論値を算出しています。実際に売却する際には、試算した想定損失額を上回る損失が生じる可能性があります。

本債券（豪ドル建社債）の想定損失額について

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標等（以下、「対象金融指標等」といいます）のヒストリカルデータに基づく、最悪シナリオを想定した本債券の想定損失額のシミュレーションです。

本シミュレーションは試算日（2020年5月14日）の市場環境に基づく簡易な手法により試算したものであり、将来の実際における損失額を示すものではありません。

1. 対象金融指標等

本債券の想定利回り(下記【A】及び【B】の合計値)

2. 試算の前提となるヒストリカルデータ

【A】

金融指標	最大値 [※]	観測期間	
		開始日	終了日
発行体の信用スプレッド	+15.08%	2005年4月1日	2020年4月30日

※ 2008年10月*における、発行体の既発行債券の利回りと米ドルスワップレートの利回り格差

* 観測期間における、CDS（クレジットデフォルトスワップ）市場での発行体の保証料が最も上昇した時期。
CDSとはデリバティブ取引の一種で、一定の国や企業の信用リスクに対する保険の役割を果たす契約の取引。

【B】

金融指標	最大値 [※]	観測期間	
		開始日	終了日
豪ドル金利	15.0103%	1990年4月1日	2020年4月30日

※ 観測期間における、5年物豪ドルスワップレートの最高利回り

（出所：Bloomberg L.P.）

3. 満期償還時の想定損失額

本債券は、満期償還時において額面金額の100%で償還されます。

4. 期中の想定損失額

本債券の発行直後において、対象金融指標等が上記ヒストリカルデータと同様に変動した場合の、期中の想定損失額は以下の通りとなります。

<仮定条件>

- ・ 当初利率：年1.20%

額面に対する想定損失額	73%
-------------	-----

5. ご留意事項

- ・ 前提とするヒストリカルデータを上回る市場変化が生じた場合等には、上記の想定損失額を超える損失が発生する可能性があります。
- ・ 発行者(含、保証会社等)のデフォルト等、市場環境次第では、上記の想定損失額に関わらず、投資額のほぼ全額を毀損する可能性があります。
- ・ 本債券に関する流通市場は形成されておらず、また将来形成される予定もないため、中途売却できる保証はありません。
- ・ 中途売却時における実際の売却価格は、売却時における本債券の流動性及び残存期間の利回り水準等も影響するため、算出することができません。本試算では、期中の想定損失額については受取利息を考慮した上で、対象金融指標等が上記ヒストリカルデータと同様に変動し、かつ発行直後に売却することを前提とした場合の理論値を算出しています。実際に売却する際には、試算した想定損失額を上回る損失が生じる可能性があります。

【表紙】	
【提出書類】	発行登録書（訂正発行登録書を含む。）
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年10月2日 発行登録書提出 令和元年6月28日 訂正発行登録書提出 令和元年9月30日 訂正発行登録書提出 令和元年10月25日 訂正発行登録書提出 令和元年12月12日 訂正発行登録書提出 令和2年1月24日 訂正発行登録書提出 令和2年3月6日 訂正発行登録書提出 令和2年4月23日 訂正発行登録書提出 令和2年5月13日 訂正発行登録書提出 令和2年5月28日 訂正発行登録書提出
【会社名】	モルガン・スタンレー (Morgan Stanley)
【代表者の役職氏名】	授権署名者 金森 保道 (Yasumichi Kanamori, Authorized Signatory)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州 ニューヨーク、ブロードウェイ1585 (1585 Broadway, New York, New York 10036, U. S. A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁 護 士 庭 野 議 隆
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	(03)6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁 護 士 塩 見 竜 一 同 中 林 憲 一 同 日 高 英太朗 同 深 見 暖 同 山 田 智 希 同 瀧 川 亮 祐 同 水 間 洋 文
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	(03)6775-1000
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【発行登録書の内容】	
提出日	平成30年10月2日
効力発生日	平成30年10月10日
有効期限	令和2年10月9日
発行登録番号	30-外1
発行予定額又は発行残高の上限	7,800億円
発行可能額	764,479,395,078円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

目 次

第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
第2【売出要項】	1
1【売出有価証券】	1
(1)【売出社債（短期社債を除く。）】	1
2【売出しの条件】	5
第3【その他の記載事項】	19
第二部【参照情報】	19
第1【参照書類】	19
1【有価証券報告書及びその添付書類】	19
2【四半期報告書又は半期報告書】	19
3【臨時報告書】	19
4【外国会社報告書及びその補足書類】	19
5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】	19
6【外国会社臨時報告書】	19
7【訂正報告書】	20
第2【参照書類の補完情報】	20
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	46
第三部【保証会社等の情報】	46
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面に記載された事項	47
2018年度有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実	49
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	145

第一部【証券情報】

[モルガン・スタンレー 2025年6月10日満期 利率ステップアップ型 米ドル建社債に関する情報]

[モルガン・スタンレー 2025年6月10日満期 利率ステップアップ型 豪ドル建社債に関する情報]

(注) 本書中に別段の表示がある場合を除き、「米ドル」はアメリカ合衆国の法定通貨を、「豪ドル」はオーストラリアの法定通貨を指す。

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

本「第2 売出要項」には2本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、モルガン・スタンレー 2025年6月10日満期 利率ステップアップ型 米ドル建社債（以下「米ドル建社債」という。）およびモルガン・スタンレー 2025年6月10日満期 利率ステップアップ型 豪ドル建社債（以下「豪ドル建社債」という。）毎に異なる取扱いがなされる場合には、それぞれの社債毎に記載内容を分けて記載している。一方、それぞれの社債の内容に差異がない場合または一定の事項を除き差異がない場合には、それぞれの社債に関する記載は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。この場合であっても、社債の要項は米ドル建社債および豪ドル建社債の各々に対し個別に適用される。まとめて記載した場合、これら2本の社債をそれぞれ「本社債」という。

1【売出有価証券】

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】

[米ドル建社債]

銘 柄	モルガン・スタンレー 2025年6月10日満期 利率ステップアップ型 米ドル建社債 (別段の記載がある場合を除き、以下「本社債」という。)		
売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	(未定) 米ドル (注1)	売出価額の総額	(未定) 米ドル (注1)
売出しに係る社債の 所有者の住所及び氏 名又は名称	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社 愛媛県松山市三番町五丁目10番地1 四国アライアンス証券株式会社 宮城県仙台市青葉区中央一丁目7番5号 七十七証券株式会社		

	新潟県長岡市城内町三丁目8番地26 第四北越証券株式会社 三重県津市岩田21番27号 百五証券株式会社 (以下「売出人」と総称する。)		
記名・無記名の別	記名式	各社債の金額	10,000米ドル
利 率	(i) 2020年6月25日(同日を含む。)から2021年6月10日(同日を含まない。)までの期間:年率(未定)パーセント(年率0.20パーセントから1.80パーセントまでを仮条件とする。)(注1) (ii) 2021年6月10日(同日を含む。)から2022年6月10日(同日を含まない。)までの期間:年率(未定)パーセント((i)記載の利率に年率0.05パーセントを加算した数値を仮条件とする。)(注1) (iii) 2022年6月10日(同日を含む。)から2023年6月10日(同日を含まない。)までの期間:年率(未定)パーセント((ii)記載の利率に年率0.05パーセントを加算した数値を仮条件とする。)(注1) (iv) 2023年6月10日(同日を含む。)から2024年6月10日(同日を含まない。)までの期間:年率(未定)パーセント((iii)記載の利率に年率0.05パーセントを加算した数値を仮条件とする。)(注1) (v) 2024年6月10日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの期間:年率(未定)パーセント((iv)記載の利率に年率0.05パーセントを加算した数値を仮条件とする。)(注1)(注3)		
利 払 日	2020年12月以降満期日(同日を含む。)までの各年の6月10日および12月10日とし、修正翌営業日規則に従う。(注2)		
満 期 日	2025年6月10日とし、修正翌営業日規則に従う。(注2)		

摘要

- (1) 本社債は、社債(シリーズAおよびシリーズB)、ワラントおよび券面発行レギュレーションSプログラム(「本プログラム」)に基づきユーロ市場で発行され、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーがこれを引き受ける。本社債は上場されない。
- (2) 本社債について、発行会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付は無い。本訂正発行登録書の日付現在、発行会社の長期債務は、S&Pグローバル・レーティング(「S&P」)からBBB+格、フィッチレーティングス(「フィッチ」)からA格、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(「ムーディーズ」)からA3格および株式会社格付投資情報センターからA格の格付を付与されている。ただし、ムーディーズから、当該格付を引き上げ方向で見直し中である旨が2020年2月21日付で公表されている。

S&P、フィッチおよびムーディーズは金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者ではないが、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)およびムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制

関連」の「無登録格付け情報」（http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.fitchratings.co.jp/web>）の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」の「信用格付の前提、意義及び限界」およびムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

(3) 本社債は預金または貯蓄口座ではなく、米国連邦預金保険公社または他の政府機関もしくは預金保護制度（国を問わない。）による保険を受けておらず、また、本社債は銀行の債務ではなく、銀行による保証は付されていない。

(注1) 本社債に関する未定の発行条件は、需要状況を勘案したうえで、2020年6月中旬までに決定される予定である。

(注2) 「修正翌営業日規則」とは、該当の日が営業日でない場合、翌営業日とする（翌営業日が翌暦月となる場合は前営業日とする）ことを意味し、また「営業日」とは、土曜日および日曜日を除く日のうち、法定休日または東京、ニューヨーク市またはロンドンにおいて金融機関が法令上休業を認められるかもしくは要求される日に該当しない日をいう。

(注3) 上記の仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。本社債の付利は、2020年6月25日（同日を含む。）から開始する。なお、実際に決定される利率は、仮条件の範囲外となることがある。

[豪ドル建社債]

銘柄	モルガン・スタンレー 2025年6月10日満期 利率ステップアップ型 豪ドル建社債 (別段の記載がある場合を除き、以下「本社債」という。)		
売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	(未定) 豪ドル (注1)	売出価額の総額	(未定) 豪ドル (注1)
売出しに係る社債の 所有者の住所及び氏 名又は名称	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社 愛媛県松山市三番町五丁目10番地1 四国アライアンス証券株式会社 宮城県仙台市青葉区中央一丁目7番5号 七十七証券株式会社 新潟県長岡市城内町三丁目8番地26 第四北越証券株式会社 三重県津市岩田21番27号 百五証券株式会社 (以下「売出人」と総称する。)		

記名・無記名の別	記名式	各社債の金額	10,000豪ドル
利 率	(i) 2020年6月25日(同日を含む。)から2021年6月10日(同日を含まない。)までの期間:年率(未定)パーセント(年率0.30パーセントから2.10パーセントまでを仮条件とする。)(注1) (ii) 2021年6月10日(同日を含む。)から2022年6月10日(同日を含まない。)までの期間:年率(未定)パーセント((i)記載の利率に年率0.05パーセントを加算した数値を仮条件とする。)(注1) (iii) 2022年6月10日(同日を含む。)から2023年6月10日(同日を含まない。)までの期間:年率(未定)パーセント((ii)記載の利率に年率0.05パーセントを加算した数値を仮条件とする。)(注1) (iv) 2023年6月10日(同日を含む。)から2024年6月10日(同日を含まない。)までの期間:年率(未定)パーセント((iii)記載の利率に年率0.05パーセントを加算した数値を仮条件とする。)(注1) (v) 2024年6月10日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの期間:年率(未定)パーセント((iv)記載の利率に年率0.05パーセントを加算した数値を仮条件とする。)(注1)(注3)		
利 払 日	2020年12月以降満期日(同日を含む。)までの各年の6月10日および12月10日とし、修正翌営業日規則に従う。(注2)		
満 期 日	2025年6月10日とし、修正翌営業日規則に従う。(注2)		

摘要

- (1) 本社債は、社債(シリーズAおよびシリーズB)、ワラントおよび券面発行レギュレーションSプログラム(「本プログラム」)に基づきユーロ市場で発行され、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーがこれを引き受ける。本社債は上場されない。
- (2) 本社債について、発行会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付ではない。本訂正発行登録書の日付現在、発行会社の長期債務は、S&Pグローバル・レーティング(「S&P」)からBBB+格、フィッチレーティングス(「フィッチ」)からA格、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(「ムーディーズ」)からA3格および株式会社格付投資情報センターからA格の格付を付与されている。ただし、ムーディーズから、当該格付を引き上げ方向で見直し中である旨が2020年2月21日付で公表されている。
S&P、フィッチおよびムーディーズは金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者ではないが、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)およびムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp/web>)の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」の「信用格付の前提、意義及び限界」およびムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。
- (3) 本社債は預金または貯蓄口座ではなく、米国連邦預金保険公社または他の政府機関もしくは預金保護制度(国を問わない。)による保険を受けておらず、また、本社債は銀行の債務ではなく、銀行による保証は付されていない。

- (注1) 本社債に関する未定の発行条件は、需要状況を勘案したうえで、2020年6月中旬までに決定される予定である。
- (注2) 「修正翌営業日規則」とは、該当の日が営業日でない場合、翌営業日とする（翌営業日が翌暦月となる場合は前営業日とする）ことを意味し、また「営業日」とは、土曜日および日曜日を除く日のうち、法定休日または東京、シドニー、ニューヨーク市またはロンドンにおいて金融機関が法令上休業を認められるかもしくは要求される日に該当しない日をいう。
- (注3) 上記の仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。本社債の付利は、2020年6月25日（同日を含む。）から開始する。なお、実際に決定される利率は、仮条件の範囲外となることがある。

2【売出しの条件】

[米ドル建社債]

売 出 価 格	額面の100パーセント
申 込 期 間	2020年6月15日より2020年6月24日まで
申 込 単 位	額面10,000米ドル単位（注1）
申 込 証 拠 金	なし
申 込 受 付 場 所	売出人および登録金融機関の日本国内の本店、各支店および各営業部店
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名 又は名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし

摘要

- (1) 本社債は2020年6月24日にユーロ市場で発行され、2020年6月25日に日本で受渡しが行われる。
- (2) 本社債の申込みおよび払込みは、本社債の申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従って行われる。売出人に外国証券取引口座を開設していない申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から直接または登録金融機関を通じて申込人に対し外国証券取引口座約款が交付される。申込人が外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、外国証券取引口座約款に従い本社債の券面は交付されない。
- (3) 本社債は、1933年米国証券法（「証券法」）に基づき登録されておらず、今後もその予定はない。いかなるときにおいても米国内で、または米国人に対し、米国人の計算でもしくは米国人のために本社債の募集、売出しまたは売付けをすることはできない。本段落で用いる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有する。
- (4) 売出人は、金融商品仲介を行う登録金融機関に、本社債の売出しの取扱いの一部を委託している場合がある。
- (5) 発行会社の格付の変更や金融市場の重大な変動により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡り期および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

(注1) 本社債の申込人は、売出人が別途定めるところにより、米ドルにて本社債の払込みを行う。

[豪ドル建社債]

売 出 価 格	額面の100パーセント
申 込 期 間	2020年6月15日より2020年6月24日まで
申 込 単 位	額面10,000豪ドル単位（注1）
申 込 証 拠 金	なし
申 込 受 付 場 所	売出人および登録金融機関の日本国内の本店、各支店および各営業部店
売出しの委託を受け た者の住所及び氏名 又は名称	該当事項なし
売出しの委託契約の 内容	該当事項なし

摘要

- (1) 本社債は2020年6月24日にユーロ市場で発行され、2020年6月25日に日本で受渡しが行われる。
- (2) 本社債の申込みおよび払込みは、本社債の申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従って行われる。売出人に外国証券取引口座を開設していない申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から直接または登録金融機関を通じて申込人に対し外国証券取引口座約款が交付される。申込人が外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、外国証券取引口座約款に従い本社債の券面は交付されない。
- (3) 本社債は、1933年米国証券法（「証券法」）に基づき登録されておらず、今後もその予定はない。いかなるときにおいても米国内で、または米国人に対し、米国人の計算でもしくは米国人のために本社債の募集、売出しまたは売付けをすることはできない。本段落で用いる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有する。
- (4) 売出人は、金融商品仲介を行う登録金融機関に、本社債の売出しの取扱いの一部を委託している場合がある。
- (5) 発行会社の格付の変更や金融市場の重大な変動により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡り日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

(注1) 本社債の申込人は、売出人が別途定めるところにより、豪ドルにて本社債の払込みを行う。

売出社債のその他の主要な要項

本社債は、発行兼支払代理人契約（下記において定義する。）に従いモルガン・スタンレー（「発行会社」）が発行する社債の1シリーズである。

本社債は、発行会社、登録機関としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エイ／エヌ・ヴィー（ルクセンブルク支店）（以下「登録機関」といい、これには本社債に関し随時任命される承継登録機関を含む。）、契約中に記載される各名義書換代理人（登録機関と総称して以下「名義書換代理人」といい、これには本社債に関し随時任命される承継名義書換代理人および追加名義書換代理人を含む。）および財務代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（ロンドン支店）（以下「財務代理人」といい、これには本社債に関し随時任命される承継財務代理人を含む。また発行兼支払代理人契約に基づき任命される追加の支払代理人と総称して「支払代理人」といい、これには本社債に関し随時任命される承継支払代理人を含む。）の間で2019年6月28日付で締結された発行兼支払代理人契約（その後随時の修正および／または改訂を含み、以下「発行兼支払代理人契約」という。）に従っている。財務代理人は、当初計算代理人も兼任する。以下、「代理人」とは、支払代理人および名義書換代理人を意味する。

以下に本社債の要項（「社債要項」）を記載する。

1. 様式、単位および権利

1.1 様式

発行会社は、本社債を記名式で発行する。
記名社債は、個別社債券または包括社債券の様式で発行される。

[米ドル建社債]

本社債は額面10,000米ドル（「額面金額」）で発行される。

[豪ドル建社債]

本社債は額面10,000豪ドル（「額面金額」）で発行される。

1.2 権利

本社債の所有権は、発行兼支払代理人契約の規定に従って登録機関が管理する社債登録簿に登録することにより移転する。社債の券面（個別に「本社債券」）は、本社債の各保有者に対し、その登録された保有に関して発行される。各本社債券には券面番号が付され、社債登録簿に記録される。「保有者」とは、本社債の場合、当該時点において社債登録簿上に登録されている本社債の名義人（共同保有の場合には、社債登録簿上最初に氏名が記載されている者）をいい、「社債権者」も同様に解釈される。

1.3 保有

本社債の保有者は（法により別段求められる場合を除き）、（該当の記名社債の期日が経過しているか否かを問わず、またこれに対する所有権、信託その他の利害の通知、その券面上の記述もしくは本社債に関する本社債券上の記述（裏書方式の譲渡を除く。）または従前における喪失もしくは盗失の通知にもかかわらず）あらゆる目的においてその絶対的な所有者とみなされ、いかなる者も当該保有者をそのようにみなすことにつき、責任を負うものではない。

1.4 譲渡

下記第1.7項（登録停止期間）および第1.8項（譲渡および登録に関する規則）に従うことを条件として、本社債は、登録機関または名義書換代理人の指定事務所において、必要事項を記載した裏書形式による譲渡証書が付された該当の本社債券を、当該登録機関または（場合により）当該名義書換代理人が譲渡人の所有権および譲渡証書に署名した個人の権限を証明するために合理的に要求する証拠を添えて引き渡すことにより譲渡することができる。ただし、本社債は、譲渡される本社債の元本金額および（保有者の保有する本社債の全部が譲渡されない場合は）譲渡されない本社債の残高に係る元本金額が額面金額でない場合は譲渡することができない。引き渡された本社債券の表章する本社債全部について譲渡対象とされていない場合、譲渡人に対して、本社債の残高につき新規の本社債券が発行される。

1.5 登録および交付

登録機関は、第1.4項（譲渡）に基づく本社債券の引渡しから5営業日以内に当該譲渡を登録し、その指定事務所もしくは（場合により）名義書換代理人の指定事務所において、または（当該保有者の請求により、その危険負担において）当該保有者が特定した住所宛の無保険の第1種郵便（海外宛の場合は航空便）による郵送で、譲渡された本社債と同額の元本金額を記載した新規の本社債券を、関連する各保有者に対して交付する。本第1.5項（登録および交付）にいう「営業日」とは、登録機関または（場合により）名義書換代理人が指定事務所を置く都市において商業銀行が営業（外貨取引を含む。）を行う日をいう。

1.6 費用

本社債の譲渡は、発行会社もしくは登録機関または名義書換代理人、あるいはそれらを代理する者が無料で行うが、当該譲渡との関連で賦課または課税されるあらゆる性質の公租公課について、登録機関または（場合により）当該名義書換代理人が要求する補償と引き換えとする。

1.7 登録停止期間

本社債の保有者は、当該本社債の元利金の支払期日前15日間において譲渡の登録を要求することができない。

1.8 譲渡および登録に関する規則

本社債の一切の譲渡および社債登録簿への記入にあたっては、発行兼支払代理人契約に別紙として添付される本社債の譲渡に関する細則に従う。この規則は、登録機関の事前の書面による承認を得て、発行会社によって変更される場合がある。現行規則の写しは、これを書面で請求した本社債の保有者に対し、登録機関から（無料で）郵送される。

2. 地位

本社債は、発行会社の上位債務の一部を構成し、発行会社のその他のすべての無担保非劣後債務と同順位である。

発行会社は、本社債が、発行された時点で、連邦準備制度理事会が公表した最終規則に定める意味の「損失吸収力」を構成し、したがって、本プログラムに関して2019年6月28日付で策定された募集目論見書（Base Prospectus）（その後の補足を含む。）に記載された規定のうち、当該発行時に同規則を遵守しうるもののみが適用されることを意図している。この点に関し、発行会社は、持株親会社であって事業を営んでいないため、発行会社の債務（本社債を含む。）を支払うために、発行会社の子会社からの配当金、分配金およびその他の支払金に依拠している。発行会社の重要な子会社との間で締結しているサポート契約に基づき、発行会社は、破綻処理シナリオ（発行会社の破綻処理計画において企図されている、シングル・ポイント・オブ・エントリー破綻処理戦略を含む。）が生じた場合、発行会社の子会社の株式および一定のグループ会社間債権債務を除き、発行会社の重要な資産すべてを、発行会社の重要な子会社への資本および流動性（場合による。）の提供のために拠出し、または劣後ベースで貸し付けることを義務付けられる。かかる債務は、修正再表示担保付サポート契約に従い、発行会社の資産（発行会社の子会社の株式を除く。）によって優先的に担保される。その結果、発行会社の重要な子会社が発行会社の資産（発行会社の子会社の株式を除く。）に対して有する請求権は、実質的に、発行会社および発行会社の子会社の損失吸収のリスクにさらされる発行会社の無担保債務（本社債を含む。）に優先することとなる。

3. 利息

3.1 利息の発生

[米ドル建社債]

本社債は、2020年6月25日（「利息開始日」）以降、年率（未定）パーセント（1年目は年率0.20パーセントから1.80パーセント、2年目は1年目の利率に年率0.05パーセントを加算した数値、3年目は2年目の利率に年率0.05パーセントを加算した数値、4年目は3年目の利率に年率0.05パーセントを加算した数値、5年目は4年目の利率に年率0.05パーセントを加算した数値を仮条件とする。）で利息を生じ、当該利息は社債要項第5項（支払）の定めに従い、2020年12月10日（同日を含む。）以降満期日（同日を含む。）までの各年の6月10日および12月10日（「利払日」）に年に2回後払いされる。本社債はいずれも、最終償還日以降は利息を生じない。ただし、かかる期日において支払期の到来した償還金額が支払われなかった場合は、当該償還金額につき支払いがなされ、または支払のための提供がなされた日まで、本第3項に従い、（判決後においても判決前と同様に）引き続き利息を生ずる。

本項において、

「償還金額」とは、場合に応じ、最終償還金額、期限前償還金額（課税）、期限前償還金額、その他プライシングサプリメントに定められ、または社債要項に従い決定される、償還金としての性質を有する金額をいう。

[豪ドル建社債]

本社債は、2020年6月25日（「利息開始日」）以降、年率（未定）パーセント（1年目は年率0.30パーセントから2.10パーセント、2年目は1年目の利率に年率0.05パーセントを加算した数値、3年目は2年目の利率に年率0.05パーセントを加算した数値、4年目は3年目の利率に年率0.05パーセントを加算した数値、5年目は4年目の利率に年率0.05パーセントを加算した数値を仮条件とする。）で利息を生じ、当該利息は社債要項第5項（支払）の定めに従い、2020年12月10日（同日を含む。）以降満期日（同日を含む。）までの各年の6月10日および12月10日（「利払日」）に年に2回後払いされる。本社債はいずれも、最終償還日以降は利息を生じない。ただし、かかる期日において支払期の到来した償還金額が支払われなかった場合は、当該償還金額につき支払いがなされ、または支払のための提供がなされた日まで、本第3項に従い、（判決後においても判決前と同様に）引き続き利息を生ずる。

本項において、

「償還金額」とは、場合に応じ、最終償還金額、期限前償還金額（課税）、期限前償還金額、その他プライシングサプリメントに定められ、または社債要項に従い決定される、償還金としての性質を有する金額をいう。

3.2 固定利息額

[米ドル建社債]

各本社債につき各利払日に支払われる利息額は以下のとおりとする。

(i) 利息開始日（同日を含む。）から2021年6月10日（同日を含まない。）までの各利息期間について、2020年12月10日に支払われる利息は（未定）米ドルおよび2021年6月10日に支払われる利息は（未定）米ドルとする。

(ii) 2021年6月10日(同日を含む。)から2022年6月10日(同日を含まない。)までの各利息期間について、2021年12月10日および2022年6月10日に支払われる利息は(未定)米ドルとする。

(iii) 2022年6月10日(同日を含む。)から2023年6月10日(同日を含まない。)までの各利息期間について、2022年12月10日および2023年6月10日に支払われる利息は(未定)米ドルとする。

(iv) 2023年6月10日(同日を含む。)から2024年6月10日(同日を含まない。)までの各利息期間について、2023年12月10日および2024年6月10日に支払われる利息は(未定)米ドルとする。

(v) 2024年6月10日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの各利息期間について、2024年12月10日および2025年6月10日に支払われる利息は(未定)米ドルとする。

本項において、

「利息期間」とは、社債要項に別段の定めのある場合を除き、利息開始日またはいずれかの利払日(同日を含む。)に開始し、翌利払日(同日を含まない。)に終了する期間をいい、非営業日に関する調整は行わない。

[豪ドル建社債]

各本社債につき各利払日に支払われる利息額は以下のとおりとする。

(i) 利息開始日(同日を含む。)から2021年6月10日(同日を含まない。)までの各利息期間について、2020年12月10日に支払われる利息は(未定)豪ドルおよび2021年6月10日に支払われる利息は(未定)豪ドルとする。

(ii) 2021年6月10日(同日を含む。)から2022年6月10日(同日を含まない。)までの各利息期間について、2021年12月10日および2022年6月10日に支払われる利息は(未定)豪ドルとする。

(iii) 2022年6月10日(同日を含む。)から2023年6月10日(同日を含まない。)までの各利息期間について、2022年12月10日および2023年6月10日に支払われる利息は(未定)豪ドルとする。

(iv) 2023年6月10日(同日を含む。)から2024年6月10日(同日を含まない。)までの各利息期間について、2023年12月10日および2024年6月10日に支払われる利息は(未定)豪ドルとする。

(v) 2024年6月10日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの各利息期間について、2024年12月10日および2025年6月10日に支払われる利息は(未定)豪ドルとする。

本項において、

「利息期間」とは、社債要項に別段の定めのある場合を除き、利息開始日またはいずれかの利払日(同日を含む。)に開始し、翌利払日(同日を含まない。)に終了する期間をいい、非営業日に関する調整は行わない。

4. 償還および買入れ

4.1 約定償還

[米ドル建社債]

本社債は、従前に償還または消却が行われていない限り、社債要項第5項(支払)の定めに従い2025年6月10日(「満期日」)に額面金額当たり10,000米ドルで償還される。

[豪ドル建社債]

本社債は、従前に償還または消却が行われていない限り、社債要項第5項(支払)の定めに従い2025年6月10日(「満期日」)に額面金額当たり10,000豪ドルで償還される。

4.2 課税事由による償還

本社債は、

(i) 米国、または米国のもしくは米国内の行政上の下部組織もしくは課税当局の法律または法律に基づき制定された規則もしくは命令において、課税に影響を及ぼす変更または修正がなされ、または、

(ii) 上述の法律、規則または命令の適用または解釈に関し公式見解に変更が生じ、

かかる変更または修正がプライシングサプリメントの日付以降に効力を生じた結果、発行会社が、本社債に関して後記社債要項第6.1項(追加額)に記載される追加額を支払う義務を負っているかまたは負うことになると判断した場合、発行会社の選択により、後記社債要項第13項(通知)に記載する償還通知の付与をもって、満期前に一括で償還(一部償還は認められない。)することができる。本社債は、期限前償還金額(課税)により償還される。

償還通知は償還予定日前60日から30日までの間に付与される。日付および償還価格は通知において特定される。

本項において、「期限前償還金額(課税)」とは、額面金額の100パーセント相当額に、経過利息(もしあれば)を加えた金額をいう。

4.3 買入れ

発行会社またはその各子会社は、本社債をいつでも公開市場その他を通じて任意の価格で買い入れることができる。

4.4 消却

償還された本社債の全部は、消却され、また、発行会社またはその各子会社が買い入れた本社債の全部は、かかる買入を行った者の裁量により消却することができる。償還または買入消却された本社債については、いずれもこれを再発行または再販売することはできない。

5. 支払

5.1 元本

[米ドル建社債]

元本の支払は、米ドル建てで振り出された小切手により、または財務代理人の指定事務所に対して当該支払の期日の15日前までに本社債の保有者が申請した場合には、支払受領者がニューヨーク市に所在する銀行において維持する米ドル建て口座に振り込むことにより、（償還の場合）支払代理人の指定事務所にて当該本社債券を引渡し（一部のみの支払の場合、裏書き）の上、行われる。

[豪ドル建社債]

元本の支払は、豪ドル建てで振り出された小切手により、または財務代理人の指定事務所に対して当該支払の期日の15日前までに本社債の保有者が申請した場合には、支払受領者がシドニーに所在する銀行において維持する豪ドル建て口座に振り込むことにより、（償還の場合）支払代理人の指定事務所にて当該本社債券を引渡し（一部のみの支払の場合、裏書き）の上、行われる。

5.2 利息

[米ドル建社債]

利息の支払は、米ドル建てで振り出された小切手により、または財務代理人の指定事務所に対して当該支払の期日の15日前までに本社債の保有者が申請した場合には、支払受領者がニューヨーク市に所在する銀行において維持する米ドル建て口座に振り込むことにより、また（償還時に支払う利息の場合）支払代理人の指定事務所にて当該本社債券を引渡し（一部のみの支払の場合、裏書き）の上、行われる。

[豪ドル建社債]

利息の支払は、豪ドル建てで振り出された小切手により、または財務代理人の指定事務所に対して当該支払の期日の15日前までに本社債の保有者が申請した場合には、支払受領者がシドニーに所在する銀行において維持する豪ドル建て口座に振り込むことにより、また（償還時に支払う利息の場合）支払代理人の指定事務所にて当該本社債券を引渡し（一部のみの支払の場合、裏書き）の上、行われる。

5.3 会計関連法令に基づく支払

本社債に関する一切の支払は、いずれの場合も、(i)適用される会計その他の法令（ただし、社債要項第6項（課税）の規定を損なわない。）、ならびに(ii)1986年米国内国歳入法（「内国歳入法」）第1471条(b)に定める合意に基づき要求される源泉徴収または控除あるいは内国歳入法第1471条ないし第1474条、同法に基づく規則もしくは合意、同法の公式解釈または同法に関する政府間対応を実施する法律に基づき課される源泉徴収または控除に従って行われる。かかる支払に関して、社債権者にはいかなる手数料または費用も請求されない。

5.4 支払営業日における支払

[米ドル建社債]

支払が口座送金によって行われる場合、（支払期日付け、または支払期日が支払営業日に該当しない場合は翌支払営業日付けで）支払指図が行われ、また支払が小切手によって行われる場合、小切手は、(i)（償還時に支払われる元利金の支払の場合）支払期日と、支払代理人の指定事務所における当該本社債券の引渡し（または、一部のみの支払の場合、裏書き）の日のうちいずれか後に到来する日、および(ii)（償還時以外に支払われる利息の支払の場合）支払期日に郵送される。本社債の保有者は、(A)支払期日が支払営業日に該当しないこと、または(B)本第5項（支払）に従って郵送された小切手が支払期日後に到着したか、または郵送中に紛失したことに起因する支払の遅延に関して、利息その他の支払を受領することはできない。

本項において、「支払営業日」とは、(a)東京、ニューヨーク市およびロンドンのいずれかの都市において商業銀行および外国為替市場が支払いを決済し、かつ通常の営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行う日をいい、(b)支払われるべき金員については、東京、ニューヨーク市およびロンドンのいずれかの都市において商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、かつ通常の営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行う日をいう。

[豪ドル建社債]

支払が口座送金によって行われる場合、（支払期日付け、または支払期日が支払営業日に該当しない場合は翌支払営業日付けで）支払指図が行われ、また支払が小切手によって行われる場合、小切手は、(i)（償還時に支払われる元利金の支払の場合）支払期日と、支払代理人の指定事務所における当該本社債券の引渡し（または、一部のみの支払の場合、裏書き）の日のうちいずれか後に到来する日、および(ii)（償還時以外に支払われる利息の支払の場合）支払期日に郵送される。本社債の保有者は、(A)支払期日が支払営業日に該当しないこと、または(B)本第5項（支払）に従って郵送された小切手が支払期日後に到着したか、または郵送中に紛失したことに起因する支払の遅延に関して、利息その他の支払を受領することはできない。

本項において、「支払営業日」とは、(a)東京、ニューヨーク市、ロンドンおよびシドニーのいずれかの都市において商業銀行および外国為替市場が支払いを決済し、かつ通常の営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行う日をいい、(b)支払われるべき金員については、東京、ニューヨーク市、ロンドンおよびシドニーのいずれかの都市において商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、かつ通常の営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行う日をいう。

5.5 一部支払

発行会社は、支払代理人が本社債に関し一部のみを支払った場合、かかる支払の金額および日付を社債登録簿に記載させ、また本社債券の呈示に対して一部の支払が行われた場合、かかる支払の金額および日付の明細をかかると本社債券に裏書きさせる。

5.6 基準日

本社債に関する各支払は、かかる支払の期日から適用されるプライシングサプリメントに定める日数前（「基準日」）において、登録機関の指定事務所所在地における営業開始の時点で、社債登録簿に保有者として記載されている者に対して行われる。本社債に関する支払が小切手で行われる場合、当該基準日の営業開始の時点で、社債登録簿に保有者の住所として記載される住所宛に当該小切手を郵送する。

5.7 通貨の利用不能

[米ドル建社債]

該当事項なし

[豪ドル建社債]

発行会社が、本社債の元本ならびにプレミアム、利息および／または追加額（もしあれば）の支払に当たって指定通貨（本第5.7項においては豪ドルを指す。以下同じ。）を利用できない場合（為替管理の発動その他発行会社の制御を超える状況によるか、または指定通貨の発行国政府が当該通貨の使用を中止し、もしくは国際的な銀行業界における公共の機関が取引の決済にこれを用いなくなったことによるかを問わない。）、発行会社は、支払日において、当該支払日または直近の実施可能な日付の実勢為替相場に基づき米ドル建てで支払を行うことにより、社債権者に対する義務を充足することができる。この相場は、当該支払日の2営業日前のニューヨーク市時間午前11時頃に、相場提示ディーラーが、

- (i) 支払日における決済のため、指定通貨を米ドルで、
- (ii) かかる本社債の保有者または実質所有者に支払うべき指定通貨の金額の合計において、かつ、
- (iii) 該当のディーラーが契約履行を約する条件で

購入するために、為替相場決定代理人が定評ある外国為替ディーラー3社から受領する、ニューヨーク市における買い気配値の最高値を基礎とする。

かかる買い気配値が入手できない場合、為替相場決定代理人は、その単独の裁量により、市場為替相場を決定する。為替相場決定代理人による一切の決定は、明白な誤りのない限り、あらゆる目的において確定的であり、発行会社および社債権者に対して拘束力を有する。プライシングサプリメントに別段注記される場合を除き、発行会社の関連会社であるモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーが為替相場決定代理人を務める。為替相場決定代理人がモルガン・スタンレーの関連会社でない場合は、相場提示ディーラーの1社がこれを務める場合がある。

必要な支払が利用不能な指定通貨建てである場合、実勢為替相場に基づき米ドル建てで支払が行われても、期限の利益喪失事由または債務不履行とはならない。

6. 課税

6.1 追加額

発行会社は、本社債に関して、下記の例外と限定に従い、本社債に係る元利金およびその他本社債について支払われる金員の発行会社またはその代理人による純支払額が、当該支払に対してまたはその支払の結果、米国、または米国もしくは米国内の行政上の下部組織もしくは課税当局によって課される租税、賦課金または公租公課の源泉徴収後においてもしくはこれらを理由として、当該時点に支払期の到来している本社債の所定の金額を下回らないようにするために必要な追加額（「追加額」）を、非米国人（下記において定義する。）である社債権者に支払うものとする。

ただし、発行会社は、下記を理由とする社債権者に対する追加額の支払を行うことを要しない。

- (i) 以下が生じていなければ課されなかったであろう租税、賦課金その他の公租公課
 - (a) 社債権者もしくは実質所有者、または当該社債権者が遺産財団、信託、パートナーシップもしくは法人である場合は、その受託者、信託設定者、受益者、構成員もしくは株主が、現在または過去において米国およびその属領と関係を有していたかまたは有していること（当該社債権者もしくは実質所有者、または受託者、信託設定者、受益者、構成員もしくは株主が、米国市民もしくは米国の居住者であることもしくはあったこと、米国内で取引もしくは事業を行っていることもしくは行っていたこと、もしくは米国内に滞在していることもしくは滞在していたこと、または米国内に恒久的施設を有していることもしくは有していたことを含むが、これらに限定されない。）、または、
 - (b) 社債権者が、支払期日または支払額に対する引当金設定日のうちいずれか後に到来する日から15日を超えて支払のために呈示を行ったこと。
- (ii) 遺産税、相続税、贈与税、売上税、資産移転税、キャピタル・ゲイン課税、法人税、所得税もしくは人的財産税またはこれらに類する税金、賦課金もしくは公租公課
- (iii) 社債権者もしくは実質所有者が現在または過去において、米国連邦所得税上の同族持株会社もしくは被支配外国法人、もしくはパッシブ外国投資会社であるかもしくはあったこと、米国連邦所得税を免脱するために収益を蓄積した法人であるかもしくはあったこと、または民間財団その他の非課税団体であるかもしくはあったことを理由に課される税金、賦課金その他の公租公課
- (iv) 本社債に関する支払からの源泉徴収以外の方法で支払われる税金、賦課金その他の公租公課
- (v) 税金、賦課金その他の公租公課の免除もしくは適用除外の前提条件として、米国または米国もしくは米国内の行政上の下部組織もしくは課税当局の法律、規則または公表済みの行政指針により、本社債の保有者または実質所有者の国籍、居住地もしくは身元または米国との関係に関する証明、情報その他につき報告要件を遵守するよう要求されている場合において、かかる遵守を怠らなければ課されることのない税金、賦課金その他の公租公課
- (vi) 内国歳入法第1471条ないし第1474条または当該条項に基づく米国内国歳入庁（「IRS」）との間の合意、同法に基づき公布された適用される米国財務省規則または当該条項を実施する公表済みの行政指針および米国以外の法令であってこれに類似または関連するものに従って課される源泉徴収税（内国歳入法の当該条項、規則、指針または法令に関連した政府間合意または米国と米国以外の課税当局との間のその他の合意に基づく源泉徴収を含む。）
- (vii) 社債権者または実質所有者が、発行会社の全クラスの議決権株式に係る総議決権の10パーセント以上の実質的なもしくは推定上の所有者として、または発行会社の直接もしくは間接の子会社としての地位を従前に有していたかまたは現在有していることを理由に課される税金、賦課金その他の公租公課
- (viii) 該当する本社債を欧州連合加盟国における他の支払代理人に呈示することによって社債権者または実質所有者が回避することができたはずの税金、賦課金その他の公租公課
- (ix) 上記各号のいずれかの組合せ

また受託者、パートナーシップまたは当該支払の唯一の実質所有者以外の者である非米国人に対する本社債に係る一切の支払について、かかる支払が、自らが社債権者であれば追加額を受領する権利を有していなかったであろう当該受託者に関する受益者もしくは設定者、当該パートナーシップの構成員、または実質所有者の所得に税務上算入されることが米国（またはその行政上の下部組織）の法律によって求められる場合、追加額は支払われない。

なお、「非米国人」とは、米国連邦所得税法上の外国法人、非居住者の外国人個人もしくは外国信託、または構成員の1名以上が外国法人、非居住者の外国人個人もしくは外国遺産財団もしくは外国信託の非居住者の外国人受託者である外国パートナーシップをいう。

6.2 米国の租税

本社債に係る支払は、米国もしくはその行政上の下部組織またはこれらの課税当局もしくは課税機関によってまたはこれを代理して課される現在または将来の租税のためのまたはこれを理由とする源泉徴収または控除なく行われる。ただし、法律に基づき公租公課の源泉徴収または控除が求められる場合はこの限りではない。発行会社による本社債に係る支払の場合は、米国人以外の本社債の実質所有者（または米国人以外の実質所有者に代わって本社債を保有する金融機関）は、現行の適用法により、通常、実質所有者が偽証した場合は罪に問われることを了解したうえで自らが米国人でないことを証する、適切なIRS様式W-8BENまたはW-8BEN-Eを提出することを要求される。

6.3 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のような支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに決め、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- (i) 本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ii) 本社債の利息は、一般的に課税対象の利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者及び内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20%（15%の国税と5%の地方税）の源泉所得税が課される（2037年12月31日までの期間については、税率は20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）、内国法人に対する支払については、15.315%の国税のみ）。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度又は申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20%（15%の国税と5%の地方税）（2037年12月31日までの期間については、20.315%（15.315%の国税と5%の地方税））の税率が適用される。内国法人においては、当該利息は課税所得に含まれ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。
- (iii) 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20%（15%の国税と5%の地方税）（2037年12月31日までの期間については、税率は20.315%（15.315%の国税と5%の地方税））の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- (iv) 日本国の居住者である個人に関し、本社債の利息、譲渡損益及び償還差損益については、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。
- (v) 本社債に係る利息及び償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、原則として日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

7. 期限の利益喪失事由

7.1 期限の利益喪失事由

下記事由（それぞれ「期限の利益喪失事由」）のいずれかが発生し継続している場合、すなわち、

(a) 不払

発行会社が、本社債の元本をその支払期日から30日以内に支払わない場合、または本社債の利息をその支払期日から30日以内に支払わない場合

(b) 倒産等

- (i) 発行会社が倒産しまたは債務をその履行期に支払うことができなくなった場合、
- (ii) 発行会社またはその事業、資産もしくは収益の全部もしくは大部分に関して管理人または清算人が任命された場合（合併、組織再編または支払能力を有する場合の再建を目的としまたはこれに従って行われる場合を除く。）、
- (iii) 発行会社が債権者一般との間でまたはその利益のために和解手続を講ずる場合、または
- (iv) 発行会社の閉鎖、清算または解散が命令されたかこれに関して有効な決議が可決され（合併、組織再編または支払能力を有する場合の再建を目的としまたはこれに従って行われる場合を除く。）、かかる命令が下された日またはかかる有効な決議が可決された日から60日間にわたって効力を維持し、取消し、撤回または破棄されていない場合、

本社債の元本総額の25%以上を有する社債権者は、発行会社に対する（かつ発行会社または財務代理人の指定事務所に交付される）書面通知をもって、本社債の期限の利益喪失を宣言することができ、これにより本社債は、何ら追加的な行為または手続も要することなく、その期限前償還金額で支払われるべきこととなる。かかる宣言の通知は、社債権者に対しても速やかに行われる。

本項において、「期限前償還金額」とは、額面金額の100パーセント相当額に、経過利息（もしあれば）を加えた金額をいう。

7.2 期限の利益喪失の取消しおよび債務不履行の放棄

一定の状況において、期限の利益喪失事由の一部または全部（期限の利益喪失により支払期の到来したあるシリーズの本社債の元本の不払を除く。）が治癒、免除またはその他の方法で是正された場合、当該シリーズの本社債の元本金額の過半数に係る保有者（一体となって議決権を行使する。）は、本社債に関する従前の期限の利益喪失の宣言を取り消し、または従前の不履行を免責することができる。ただし、当該本社債につき、元本またはプレミアムもしくは利息の支払に関して不履行が継続している場合、その不履行を免除することはできない。

8. 時効

本社債の償還時の元利金に係る請求権は、該当する本社債券が該当の関連日から10年以内に支払のために引き渡されなければ無効となる。

本項において「関連日」とは、いずれかの支払に関して、(a)当該支払の期限が初めて到来する日、または(b)当該期日までに財務代理人が支払われるべき金額の全額を東京において受領していない場合において、全額が受領されたことが社債権者に通知された日のうち、いずれか遅い方の日をいう。

9. 本社債の代り券

本社債または本社債券が紛失、盗失、毀損、汚損または破損した場合には、適用される一切の法律および証券取引所の要件に従って、登録機関（本社債が当該時点において、特定の場所に所在する支払代理人または名義書換代理人の任命を要求する上場機関、証券取引所および／または価格決定システムにおいて上場、売買および／または気配表示が許可されている場合には、かかる上場機関、証券取引所および／または価格決定システムにより要求される場所に指定事務所を有する支払代理人または名義書換代理人）の指定事務所で、通常の営業時間内に、その代り券の発行に関して発生する費用を請求者が支払った上で、また発行会社が合理的に要求する証拠、担保、補償その他の条件に従って、代り券が発行される。毀損または汚損した本社債または本社債券は、代り券が発行されるよりも前に引き渡されなければならない。

10. 代理人

各代理人は、発行兼支払代理人契約に基づき、また本社債に関して行為する場合は、発行会社の代理人としてのみ行為し、社債権者に対し義務を引き受けたり、またはこれらに関して代理人もしくは信託の関係を引き受けたりするものではない。かかる代理人に求められる計算・決定機能は、すべて当該代理人が決定する者に委任することができ、また代理人または発行会社が本社債に関して付与、表明、実施または入手した通知、意見、決定、証明、計算、見積りおよび判断は、すべて（明白な誤りまたは故意の不正行為がない限り）発行会社および社債権者を拘束し、かつ（上記に従うことを条件として）代理人または発行会社のいずれかが、本社債に関する権限、義務および裁量を行使しまたは行使しなかったことに関して、社債権者（またはそのいずれか）に対していかなる責任も負わない。

当初代理人およびその当初指定事務所は、下記のとおりである。

名義書換代理人

名称 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エイ／エヌ・ヴィー（ルクセンブルク支店）

住所 ルクセンブルク大公園、ルクセンブルクL-2453、ユージーン・ルパート通り2-4、ベルティゴ・ビルディング - ポラリス

支払代理人

名称 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

住所 E14 5AL ロンドン市、ワン・カナダ・スクエア

当初計算代理人はザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（ロンドン支店）である。発行会社は、常に代理人を変更または解任し、後任の財務代理人および登録機関もしくは計算代理人、または追加もしくは後任の支払代理人を任命する権利を留保する。ただし、次の各号に従う。

(i) 本社債に関して、常に登録機関が任命されていること、および

(ii) 発行会社が常に計算代理人を維持していること

支払代理人またはその指定事務所に変更が生じた場合には、社債要項第13項（通知）に従い社債権者に対して速やかにこれを通知する。

11. 社債権者集会および修正

11.1 社債権者集会

発行兼支払代理人契約には、本社債に関する事項（社債要項の規定の修正を含み、かかる修正は特別決議で承認された場合に行うことができる。）について検討する社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。当該集会は発行会社がこれを招集することができ、また発行済未償還本社債の元本総額の10%以上を有する社債権者が書面により請求した場合には、発行会社はこれを招集しなければならない。招集さ

れた集会において特別決議につき議決権行使するための定足数は、発行済未償還本社債の元本総額の過半数を保有または表章する2名以上の者とし、また延会においては、保有または表章される本社債の元本金額にかかわらず、社債権者もしくはその代理人である2名以上とする。ただし、留保事項については、発行済未償還本社債の元本総額の4分の3以上（延会の場合は4分の1以上）を保有または表章する2名以上の者によって定足数が構成される社債権者集会で可決された特別決議によってのみこれを承認することができる。当該集会で正当に可決された特別決議は、出席の有無にかかわらずすべての社債権者を拘束する。

また、社債権者集会の通知を当該時点において受領する権利を有する全社債権者により、またはこれを代理して署名された書面決議は、特別決議効力を有するものとみなされる。かかる書面決議は、1通の書面または同一様式の複数の書面に記載することができ、そのいずれも、1名以上の社債権者により、またはこれを代理して署名される。

本項において、

「特別決議」とは、投票された議決権の4分の3以上の多数により正当に招集・開催された集会で可決された決議をいう。

「留保事項」とは、本社債の元利金の支払予定日の変更、本社債につきいずれかの日付で支払われる元利金の減額、本社債に関する支払額の計算方法もしくは支払日の変更、本社債に基づく支払に係る通貨の変更、または集会に係る定足数の要件もしくは特別決議の可決に必要な多数要件の変更に関する提案をいう。

11.2 修正

- (i) 本社債および社債要項は、発行会社が次の各号に該当すると合理的に判断する場合、社債権者の同意なく修正することができる。
 - (a) 明白な誤りの是正、または形式的、軽微もしくは技術的な性質の修正
 - (b) あるいは社債権者の利益を重大に損なわない修正
- (ii) 発行兼支払代理人契約の当事者は、その規定の修正に合意することができるが、発行会社は、かかる修正が形式的、軽微もしくは技術的な性質の修正であるか、明白な誤りの是正のために行われるものであるか、または社債権者の利益を重大に損なわないと発行会社が判断する修正でない限り、社債権者の同意なくかかる修正に合意してはならない。

11.3 社債権者の利益

社債要項に関して、発行会社および財務代理人は、社債権者一体としての利益を考慮しなければならない。また特に、発行会社および財務代理人は、個々の社債権者に関して、これらが目的の如何を問わずある特定の地域に所在もしくは居住し、またはその他当該地域と関係性を有するかその管轄に服していることにより、かかる社債権者に生ずる影響（ただしこれらに限定されない。）については考慮しない。

11.4 可分性

社債要項の規定のいずれかが無効であるか無効となった場合にも、その他の規定の有効性に何ら影響を及ぼすものではない。

12. 追加発行

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、あらゆる点について（または初回の利払を除くあらゆる点について）本社債と同一の条件を有する追加の社債を、本社債と同一のシリーズを構成するように随時追加的に設定し発行することができる。

13. 通知

13.1 通知

本社債の保有者に対する通知は、社債登録簿に記載される保有者それぞれの最新の住所宛に、第1種郵便（またはそれと同等のもの）または（海外の住所に宛てた場合）航空便により送付される。包括様式による記名式の本社債の保有者に対する通知は、当該通知を、ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ヴィー（「ユーロクリア」）および/もしくはクリアストリーム・パンキング・ソシエテ・アノニム（「クリアストリーム・ルクセンブルグ」）ならびに/またはその他の関連決済機関に、これらによる本社債の保有者に対する連絡のために交付することによって送付される。

13.2 非上場の場合の通知

非上場の本社債の社債権者に対する通知は、新聞、発行会社のウェブサイト (<http://sp.morganstanley.com/EU/Documents>) その他において公表される場合がある。

14. 損害

発行会社または代理人は、本社債に関して期日に支払われなかった金員または期日に引き渡されなかった資産の引渡日までの利息を除き、いかなる場合も間接的、偶発的、派生的その他の損害に対し（かかる損害の可能性を通知されていたか否かにかかわらず）責任を負わない。社債権者は、損害賠償を受ける権利のみを有しており、本社債の特定の履行に関する救済を受ける権利を有しない。

15. 端数処理

[米ドル建社債]

社債要項に記載される計算について（社債要項に別段の定めがある場合を除き）、(a)かかる計算の結果得られた百分率についてはすべて、必要があれば小数点以下第6位以下を四捨五入し（すなわち0.000005%は0.00001%となる。）、(b)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られた米ドル額はすべて、セント未満を四捨五入し（すなわち0.5セントは切り上げる。）、また(c)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られたその他の通貨額はすべて、小数点以下第3位以下を四捨五入（すなわち0.005は0.01となる。）する。

[豪ドル建社債]

社債要項に記載される計算について（社債要項に別段の定めがある場合を除き）、(a)かかる計算の結果得られた百分率についてはすべて、必要があれば小数点以下第6位以下を四捨五入し（すなわち0.000005%は0.00001%となる。）、(b)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られた豪ドル額はすべて、セント未満を四捨五入し（すなわち0.5セントは切り上げる。）、(c)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られた豪ドル額はすべて小数点以下第3位以下を四捨五入する（すなわち、0.005豪ドルは0.01豪ドルとなる。）、また(d)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られたその他の通貨額はすべて、小数点以下第3位以下を四捨五入（すなわち0.005は0.01となる。）する。

16. 発行会社の代替

16.1 モルガン・スタンレー・グループ法人による発行会社の代替

発行会社は、本第16項（発行会社の代替）に定める条件に従い、社債権者の同意を得ることなく、いつでも本社債の主債務者としての発行会社の地位を、発行会社の子会社に代替させることができる。ただし、かかる代替が行われる本社債の元本、プレミアム、利息および補足支払金（もしあれば）ならびに当該本社債に係る追加額が、満期その他により支払期日が到来した時点で支払われることについて、発行会社による保証に基づき全額かつ無条件に保証されることを条件とする。さらに、社債権者が、保証の条件に基づき、（保証会社としての）発行会社に対して直接訴訟を提起する前に、代替法人に対して求償権を行使することを要求されないことを条件とする。

16.2 モルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人による発行会社の代替

発行会社は、本第16項（発行会社の代替）に定める条件に従い、社債権者の同意を得ることなく、いつでも自己の地位を、モルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人に代替させることができる。ただし、かかる法人が、当該代替日においてかつ発行会社の意見において発行会社と同等以上の信用力を有していること（これは代替法人（以下に定義される。）が、少なくとも1社以上の国際資本市場において標準的に採用される格付機関（S&P、ムーディーズおよびフィッチを含むがこれらに限定されない。）から発行会社と同等以上の長期信用格付けを取得している場合をいう。）を条件とする。

16.3 代替の条件

前第16.1項（モルガン・スタンレー・グループ法人による発行会社の代替）または第16.2項（モルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人による発行会社の代替）に定める他の法人（「代替法人」）による発行会社の代替は、以下の条件に従うものとする。

- (i) 代替法人が、発行会社に代わって、当初から当事者であるかのように発行兼支払代理人契約（代替に伴う適切な変更を含む。）の当事者となること。
- (ii) 代替法人が、その設立地の法律に基づき有効に存続し、本社債、受領金および利息に基づく一切の権利、義務および債務を引き受ける能力を有し、かつ、本社債に基づくかかる一切の権利、義務および債務を引き受けるために必要な一切の法人としての授權を得ていること。
- (iii) 代替法人が、本社債に関連する自己の義務の履行に必要な一切の政府機関または規制機関による承認および同意を取得しており、かつ、かかる承認および同意がいずれも完全な効力を有すること。
- (iv) 以下の条件は、前第16.2項（モルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人による発行会社の代替）に基づく発行会社の代替の場合に限り適用される。

- (a) 代替法人および発行会社が、代替法人の設立国およびニューヨークにおいて定評ある独立の法律顧問から、本社債に基づく代替法人の義務は、代替法人の適法、有効かつ拘束力を有する義務である旨の法律意見書を取得していること。
- (b) 該当する本社債が当該時点において格付けされている場合、代替法人が、代替により本社債の全部または一部について格付けの取消し、格付けの引下げまたはクレジット・ウォッチもしくはネガティブ見通しの指定を受けることにはならない旨の確認書を代替日までに該当する格付機関から取得していること。
- (v) 必要とされる一切の同意および承認が取得済みであり、かつ、代替法人および本社債がいずれも証券法に基づき適用あるすべての要件を遵守していること。
- (vi) 財務代理人が発行会社に対して、予定代替法人について該当する「身元確認」手続を完了した旨確認していること。
- (vii) かかる代替が、本社債が上場されている証券取引所の規則により許容され、かつ、当該各証券取引所が、予定された代替法人による代替後も本社債の当該取引所における上場が維持される旨確認していること。
- (viii) 本社債、受領金および利息に係る支払いのうち、当該時点において期日を経過したものは存在しないこと。
- (ix) かかる代替の時点において、代替法人が本社債に起因または関連して生じる一切の支払債務を、公租公課の源泉徴収を行うことなく、自由に交換および譲渡可能な適法な金員をもって履行し、かつ、かかる目的のために必要とされる一切の金員を何らの制約も受けることなく財務代理人に譲渡することができる状態にあること。
- (x) 適切な場合、代替法人が英国において本社債に起因または関連して発生した訴訟または手続に関して自己の代わりに訴状の送達を受けるための代理人として訴状送達代理人を任命していること。

16.4 社債要項における発行会社への言及

本第16項に従い代替が行われた場合、社債要項において発行会社という場合、代替法人を指すものと解釈される。

16.5 社債権者に対する通知

発行会社は、合理的に可能な限り速やかに、社債要項第13項（通知）に従い、社債権者に代替について通知する。

16.6 代替権の行使による結果を考慮する義務を負わないこと

発行会社は、本第16項に基づく代替権に関連し、当該権利の行使が個別の社債権者に及ぼす結果を考慮する義務を負わない。ただし、代替法人は、かかる代替の結果として社債権者に課されるまたは源泉徴収もしくは控除することが求められる租税、賦課金その他の公租公課について、本社債、受領金および利息の各保有者を補償する。

17. 社債権者の表明および承認

各社債権者は、本社債の取得に際して、発行会社に対し次の事項を表明し承認したものとみなされる。

- (i) 発行会社もしくは関連会社、またはこれらの代理人のいずれも、社債権者の受託者として行為しておらず、または本社債に関して投資、税務、会計、法律その他に係る助言を行っておらず、かつ、社債権者およびその顧問は、発行会社または関連会社の連絡（書面によるか口頭によるかを問わず、社外の顧問による意見を含むがこれに限定されない。）につき、(a)法律、規制、税務、事業、投資、財務、会計その他に係る助言、(b)本社債に対する投資の推奨、または(c)本社債に対する投資結果の予想に関する確約または保証（本社債の条件に関する情報および説明は、上記の助言、推奨、確約または保証とはみなされず、かかる投資を行う前に、受領者およびその顧問がこれを独自に確認しなければならない旨了解されている。）として依拠していないこと。ならびに、
- (ii) 当該社債権者が、(a)必要とみなした範囲で、自己の任用した法律、規制、税務、事業、投資、財務および会計顧問に助言を求めており、発行会社もしくは関連会社またはそれらの代理人の見解に拠らずに、自己の判断および必要とみなした顧問の助言に基づき独自に投資、ヘッジおよび取引の判断を行っていること、ならびに(b)その条件およびリスクを完全に理解したうえで本社債を取得しており、かかるリスクを引き受ける能力および意思があること。

18. 準拠法および裁判管轄

18.1 準拠法

本社債および発行兼支払代理人契約は、ニューヨーク州法に準拠する。

18.2 裁判管轄

発行会社は、社債権者のために、(i) 本社債に起因または関連して生じる訴訟または法的手続の目的上に限り、ニューヨーク州の裁判所またはニューヨーク市マンハッタン区に所在する米国連邦裁判所の非専属的裁判管轄に取消不能の形で服し、(ii) 現在または将来有する可能性のある、ニューヨーク州の裁判所またはニューヨーク市マンハッタン区に所在する米国連邦裁判所における訴訟または法的手続の裁判地に係る異議、および当該裁判所に申し立てられた当該訴訟または手続が利便性のない法廷に申し立てられたとの主張を、法で認められる最大限の範囲で、取消不能の形で放棄する。発行会社は、当該訴訟または法的手続の最終判決が確定的なものであり、当該判決に基づく訴訟またはその他法に定める方法によりその他の法域で執行できることに同意する。

第3【その他の記載事項】

該当事項なし。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2018年度（自2018年1月1日 至2018年12月31日）

令和元年6月28日関東財務局長に提出

事業年度 2019年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

令和2年6月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 2020年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

令和3年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 2019年中（自2019年1月1日 至2019年6月30日）

令和元年9月30日に関東財務局長に提出

事業年度 2020年中（自2020年1月1日 至2020年6月30日）

令和2年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

上記2の半期報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和2年5月28日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和元年12月12日に関東財務局長に提出

上記2の半期報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和2年5月28日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき臨時報告書を令和2年3月6日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

上記有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の第一部 第3「事業の状況」2「事業等のリスク」に記載の事項を以下のとおり差し替える。なお、これらの事項について、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本訂正発行登録書提出日現在においてもその判断に重要な変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

事業等のリスク

以下の情報は、2019年様式10-Kおよび2020年4月16日付様式8-Kの抄訳である。

市場リスク

市場リスクとは、市場価格、金利、指数、ボラティリティ、相関関係または市場の流動性等のその他の市場要因のうち、一または複数の水準が変動することにより、当社が保有するポジションまたはポートフォリオに損失が生ずるリスクをいう。

当社の業績は、市況の変動、世界および経済の情勢ならびに資産価値の変動等のその他の要因により重大な影響を受ける場合がある。

当社の業績は、これまでに世界の金融市場、経済情勢、国際的な貿易政策および関税の変更のほか、株式、債券および商品の価格の水準およびボラティリティ、金利、インフレーションおよび通貨価値の水準および期間構造ならびにその他の市場指数の水準を含むその他の要因による市況変動の影響を強く受けており、今後もその可能性がある。

当社の法人・機関投資家向け証券業務の業績は、特に、発行・流通市場のあらゆる種類の金融商品を対象とした取引への関与に係る業績について、当社が制御または確実に予測することのできない各種要因による大幅な市況変動の影響を受ける。かかる変動により、事業フローおよび事業活動や有価証券その他の金融商品の公正価値が変化するため、業績に影響を及ぼすことになる。またこの変動はグローバル市場における取引の水準によっても生じ、その場合特に、投資銀行業務の顧客に依頼された案件や取引の規模、件数および時期、また当社の自己勘定投資によるリターンの実現に影響を与える。

市場環境または経済状況が悪化している時期は、個人投資家によるグローバル市場への参加度や顧客資産の水準も低下する可能性があり、その場合、当社のウェルス・マネジメント業務の業績にも悪影響を及ぼすおそれがある。

市場が著しく変動した場合、当社が保有する当社ファンドに対する投資の価値、運用資産に係る投資資金の出入りや顧客による投資資金の配分方法(マネー・マーケット、株式、債券その他の代替的な投資商品を対象とする。)にも変化が生じる可能性があり、当社の投資運用業務の業績にマイナスの影響を及ぼすおそれがある。

当社の金融商品の価値は、市況変動により重大な影響を受けるおそれがある。当社の保有する金融商品の一部は、特に市況の変動期においては市場のボラティリティや低流動性、および信用市場の混乱により評価および収益化が非常に困難となる場合がある。当該金融商品の価値は、今後実勢的な要因を考慮して評価された場合に大幅に変動するおそれがあり、一部の事業においては、過去または将来の手数料および成功報酬(インセンティブフィーともよばれ、キャリドインタレストもこれに含まれる。)に悪影響を及ぼす可能性がある。またこれらの金融商品を売却・決済する際の最終実現価格は、当該時点の市場の需要や流動性に左右され、現在の公正価値よりも著しく低下することがある。上記の要因により、当社の金融商品の価値が低下し、当社の将来的な業績に悪影響を及ぼすおそれがある。

また、金融市場は、資産の流動性低下に伴う資産価値の急速な下落に裏付けられた深刻な事象の発生による影響を受けやすい。このような極端な状況において、ヘッジ取引その他のリスク管理戦略は、通常の市況の場合と比べ効果的に取引損失を軽減しない可能性がある。またかかる状況のもとで、市場参加者は特に、市場参加者の多くが同時かつ大規模に適用する取引戦略の影響を受ける。当社のリスク管理・監視手続においては、市場の極端な変動に対するリスクを定量化し軽減するよう努めている。しかし、市場の深刻な事象を予測することは過去の例においても困難であり、当社は、市場で極端な事象が生じた場合には多額の損失を計上するおそれがある。

当社は、大量かつ集中的なポジションの保有により損失のリスクを負う可能性がある。

リスクが集中している場合、当社のマーケットメイク、投資、引受け(ブロック・トレードを含む。)および貸付けの各業務においては、市況の悪化または当社の競合他社により有利な市況に際して減収や損失のおそれがある。当社は、上記の各業務に多額の資金を投入しており、ときに特定の産業、国家または地域において特定の発行体が発行する有価証券に対し大きなポジションを取ったり、かかる発行体に多額のローンを提供したりする場合がある。

信用リスク

信用リスクとは、借入人、取引相手方または発行体が当社に対して負う金融債務を履行しない場合に生じる損失のリスクをいう。

当社は、当社に対して債務を負う第三者の債務不履行リスクにさらされている。

当社は、法人・機関投資家向け証券業務では多大な信用リスクにさらされている。このリスクは、各種の貸付コミットメントを通じて顧客に信用を供与すること、取引相手方との間でスワップ契約やその他のデリバティブ取引を締結し、これに基づきかかる取引相手方が当社に対して支払債務を負うこと、現物担保または金融担保の価値がローン返済額の全額に不足するおそれのある短期または長期の資金調達を提供すること、清算機関、決済機関、取引所、銀行、証券会社およびその他の金融取引相手方に対し証拠金または担保を差し入れ、その他のコミットメントを提供すること、ならびに原債務およびローンについて実際に生じたかまたは予想される不履行により資産価値の変動を招くおそれのある有価証券やローンのプールにおいて投資および売買を行うこと等、様々な事業活動により生じる可能性がある。

また、ウェルス・マネジメント業務でも、有価証券で担保されている信用貸付および証券担保貸付、住宅モーゲージ・ローンおよび住宅担保ローン等の主に個人投資家向けの貸付けについて信用リスクを負っている。

信用エクスポージャーに係る当社の評価額や損失引当額は、複雑なモデル、見積りおよび将来についての主観的な判断に依拠している。現行の評価額や引当額は、認識している水準のリスクには十分に対応していると考えているが、予測とは異なるもしくは予測よりも厳しい将来の経済情勢、モデルもしくは前提の誤り、または自然災害等の外的要因が、当社の借入人および取引相手方の信用力または担保価値の誤測定もしくは悪化につながり、結果的に予期せぬ損失が生じるおそれがある。また、当社は、市場の流動性が低下している時期に、あるいは、不況時に担保の評価額をめぐり取引相手方との間で紛争に陥った結果、予測を上回る信用損失を被るおそれがある。

当社の信用エクスポージャーの一部は、商品、産業または国別に集中している。当社のモデルおよび見積りは、関連する種類のエクスポージャー間の相関性を考慮しているが、集中が生じている商品をめぐる市場環境の変化や、集中が生じている産業または国に影響を及ぼす外的要因により、予測額を上回る信用損失が生じるおそれがある。信用リスクの集中は、当社の包括的かつグローバルなクレジット・リミットの枠組みを通じて管理されている。

また、当社は複数の中央清算機関の清算会員会社として顧客の債務不履行または不正行為について責任を負っており、また、他の清算会員会社が債務不履行に陥った場合に金銭的な損失を被る可能性がある。当社では信用エクスポージャーを定期的に審査しているが、発見または予測が困難な事象や状況から債務不履行リスクが生じるおそれがある。

大手金融機関の債務不履行により金融市場に悪影響が及ぶおそれがある。

多くの金融機関は、信用、トレーディング、清算その他に関して相互関係を有しており、その経営の健全性も密接に相関している可能性がある。ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護に関する法律(「ドッド・フランク法」)の要求に従い、特定の決済機関、中央清算機関または取引所を通じたトレーディングの集中化が進めば、これらの機関に係る当社のリスクの集中度が高まる可能性がある。このため、ある金融機関に対する懸念や当該金融機関の債務不履行もしくは不履行の可能性が、市場全体に及ぶ重大な流動性や信用の問題、損失、または他の金融機関の債務不履行につながるおそれがある。これは「システムック・リスク」とよばれることがあり、当社が日常的に関係する清算機関、決済機関、取引所、銀行および証券会社等の金融仲介機関に対して悪影響を及ぼすおそれをはらんでいる。したがって、かかる事象により当社が悪影響を受ける場合がある。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、プロセスもしくはシステムの不備もしくは機能不全、人的要因または外的要因(例えば詐欺行為、窃盗、法務・コンプライアンス・リスク、サイバー攻撃、有形資産に対する損害等)による損失、あるいは当社の評判に対する損害のリスクをいう。当社は、セールス・トレーディング等の収益を生ずる業務ならびに情報技術および取引処理等のサポート・管理部門を含め、当社の事業活動全体にわたってオペレーショナル・リスクを負う可能性がある。オペレーショナル・リスクの範囲に含まれる法務、規制およびコンプライアンスのリスクについては、後記「法務、規制およびコンプライアンス・リスク」参照。

当社は、当社または外部業者(もしくは当該業者が利用する外部業者)のオペレーションやセキュリティ・システムの機能不全、侵害その他による中断や、人為的ミスまたは不正行為等のオペレーショナル・リスクを抱えており、これにより当社の事業または評判が悪影響を受けるおそれがある。

当社の事業は、日常的に、多種多様な市場において多数の通貨により大量の取引を処理および報告

する能力に大きく依存している。当社は、新たな商品やサービスを導入したり、処理・報告手続を変更したりする場合があります(規制要件の新設に伴うものを含む。)、その結果、当社が完全には評価または特定しきれない新たなオペレーショナル・リスクが生じる可能性がある。

自動化された電子市場を直接利用する傾向や、より自動化されたトレーディング・プラットフォームへの移行に伴い、プログラミング・コードの有効性が継続的に保たれ、かつ、取引を処理するためのデータが完全であることに依拠する、より複雑な技術が使用されるようになっている。内容の異なる事業の遂行や大量の取引の処理については、従業員、コンサルタント、社内システムおよび関連会社以外の外部業者の維持する技術センターのシステムの能力に頼っている。当社はまた、サイバーセキュリティ、プライバシーおよび情報保護に関する複雑かつ変化する法令の適用を受けるが、かかる法令は地域毎に異なり、潜在的に相反する可能性がある。

当社は、世界の資本市場の主要参加者として、データ、モデル、電子取引システムもしくはプロセスの不備または詐欺行為もしくはサイバー攻撃に起因する当社のトレーディング・ポジションのリスク管理や時価評価エラーのリスクに直面している。

当社はさらに、貸付取引、証券取引およびデリバティブ取引の処理に利用する決済機関、取引所、清算機関などの金融仲介機関において運営上の機能不全や障害が生じるリスクにも直面している。当社または直接もしくは間接的な外部業者(もしくは当該業者が利用する外部業者)のシステムまたはプロセスに故障や誤作動が生じた場合、あるいはコンサルタントや下請業者等の外部業者または当社の従業員が不正または無許可の行為を働いた場合に、当社は金銭的損失を被り、流動性ポジションが損なわれ、事業に混乱を来し、規制上制裁を受け、または評判を損なうおそれがある。

さらに、複数の金融機関が、中央清算機関、取引所および決済機関と相互接続していることや、これらの清算機関等の重要性が増していることから、ある一つの金融機関または事業体における運営上の機能不全が、当社の業務遂行能力に重大な影響を及ぼしうる業界全体の機能不全につながるリスクが増大している。さらに、一握りの外部業者が保有する企業情報や個人情報の集中により、主要な外部業者における侵害が、業務遂行に係る費用およびリスクを大幅に増大させかねない業界全体のデータ侵害を引き起こすリスクも高まっている。

当社のBCPプランおよびセキュリティ対応プランにより、当社が抱える潜在的なリスクのすべてが完全に軽減される保証はない。当社の事業遂行能力は、当社の基幹設備の障害やニューヨーク都市圏、ロンドン、香港および東京のほか、ボルチモア、グラスゴー、フランクフルト、ブダペストおよびムンバイに集中する当社が拠点とする地域への障害が発生した場合に悪影響を受けるおそれがある。これらの障害には、物理的なアクセスの途絶、サイバーセキュリティに関する事象、テロ活動、政情不安、疫病の流行、大惨事、気候関連の事象および自然災害(地震、竜巻、ハリケーンおよび山火事等)、停電、環境問題、当社、当社の従業員または取引先が利用するコンピュータサーバー、通信その他のサービスの中断等が含まれる。

当社は、当社のデータ用にバックアップ・システムを採用しているが、かかるバックアップ・システムは、障害の発生に伴い使用できなくなる可能性があり、影響を受けたデータがバックアップされていなかったり、バックアップから復元できなかったりすることがあり、あるいは、バックアップ・データの復元に多額の費用がかかる可能性もあるため、当社の事業に悪影響が及ぶおそれがある。

技術や技術を基盤としたリスク・管理システムが進化しても、当社の事業は、最終的には当社の従業員や取引先である外部業者の従業員を含む人材に依存している。人為的ミスや適用ある方針、法律、規則または手続の違反があっても、一部のミスや違反は必ずしも、その防止および発見を目的とした当社の技術プロセスや、当社の統制等の手続によって直ちに発見されとは限らない。このようなミ

スや違反には、計算の誤り、電子メールやその他の通信の宛先の誤り、ソフトウェアもしくはモデルの開発もしくは実行上のエラーまたは判断の誤りのほか、適用ある方針、法律、規則または手続の意図的な無視や潜脱が含まれることがある。人為的ミスおよび不正行為は、速やかに発見され、是正されたとしても、当社が多大な損失および債務を負う結果となる場合がある。

当社は米国外のさまざまな地域において事業を展開しており、かかる地域には、知的財産、商標、営業秘密、ノウハウならびに顧客の情報および記録といった企業の資産が同程度に保護されない可能性のある地域も含まれる。かかる地域において与えられる保護は、米国または当社が事業を展開するその他の地域におけるものと比べて、確立されておらず、かつ／または、予測しがたいことがある。そのため、かかる地域においては、民間当事者や国家主体と関連のあるまたは国家主体の指揮下にある当事者を含む、国内または外国の主体によるデータ、技術および知的財産の潜在的な窃盗のリスクも、より高いおそれがある。データ、技術または知的財産の窃盗が発生した場合、当社の事業および評判に悪影響が及ぶおそれがあり、これにはかかる地域において事業を運営する当社の子会社、関連会社、合併事業または顧客の営業活動の中断が含まれる。

サイバー攻撃、情報もしくはセキュリティの侵害または技術的な不具合は、当社の事業遂行能力またはリスク管理能力に悪影響を及ぼし、あるいは秘密情報または専有情報の開示または悪用につながり、当社の経営成績、流動性および財政状態にその他の悪影響を及ぼすおそれがあるほか、当社の評判を損なうおそれがある。

当社は、情報保護およびプライバシーに関する各種の州法、連邦法および国際法に基づき保護しなければならない、当社の顧客、取引先、従業員および一部の取引相手方に関する個人情報や相当な量保有している。かかる法律は相反する可能性があり、または裁判所および規制当局が、当社が予測していなかった形でもしくは当社の事業に悪影響が及ぶ形でかかる法律を解釈する可能性がある。

金融機関のサイバーセキュリティ・リスクは近年著しく増大しているが、その要因の一部として、新たな技術の急増、金融取引にあたってのインターネット、モバイル通信技術およびクラウド技術の活用のほか、組織犯罪、ハッカー、テロリストおよび外国国家主体も含めたその他の国外の過激派の巧妙化および活発化が挙げられ、ときに政治的目的を追求するための手段となっている場合もある。一部の過激派の巧妙化が進んでいることに加え、さほど知識のない行為者によって兵器化されるサイバートールが商品化されることによって、技術的な脆弱性が悪用される例が増加している。世界的な事象や地政学上の不安定性は、米国および外国の金融機関を標的とする国家主導の攻撃の増加につながるおそれがある。外国国家主体は、徐々に巧妙さを増しており、このような攻撃のリスクが高まっている。このような過激派が従業員、顧客、取引先、ベンダーその他の第三者または当社システムのユーザーを唆して、当社のデータや当社の従業員または取引先のデータにアクセスするために機微情報を開示させようとする可能性もある。

サイバーセキュリティ・リスクはまた、当社の従業員または第三者(第三者サービス・プロバイダーを含む。)の人為的ミス、詐欺行為または悪意に起因する場合もあれば、予期しない技術的な不具合によってもたらされる場合もある。さらに、当社が取引する第三者、そのサービス・プロバイダーおよび当社の顧客が取引するその他の第三者もまた、特に顧客の行動に当社のセキュリティ・システムや管理システムの支配が及ばない場合には、サイバーセキュリティ・リスクの源泉となる可能性がある。サイバー攻撃において用いられる技術は複雑で頻繁に変化し、予測が不可能であることから、当社が講じる対策が絶対的な安全性や復元可能性を実現する保証はない。

当社、当社の第三者サービス・プロバイダーおよび当社の取引先が他の金融サービス会社と同様に、不正なアクセス攻撃、情報の取扱ミスまたは悪用、コンピュータ・ウィルスまたはマルウェア、機密情報の入手、データ破壊、サービスの中断・劣化、システム妨害またはその他の損害を与えることを狙ったサイバー攻撃、サービス妨害(DoS)攻撃、データ侵害その他の事象にさらされる状況は今後も続く。かかる不正アクセス、情報の取扱ミスまたは悪用やサイバー環境における事象が将来発生しないという保証はなく、より頻繁かつ大きな規模で発生するおそれがある。

当社または第三者においてサイバー攻撃、情報もしくはセキュリティ侵害または技術的な不具合が生じた場合、当社および当社の外部業者のコンピュータ・システムによって処理、保管および伝達される当社または当社の顧客、従業員、取引先、ベンダーもしくは取引相手方の個人情報、機密情報、専有情報その他の情報が損なわれるおそれがある。さらに、かかる事象によって当社、当社の顧客、従業員、取引先、ベンダー、取引相手方または第三者の事業を妨害または障害を引き起こすことがあり、また、当社、当社の従業員、顧客または他の第三者の機密情報、専有情報その他の情報の不正な公開、収集、監視、悪用、喪失または破棄を引き起こすことがある。このような事象が生じた場合、当社の顧客および市場における評判が失墜し、顧客満足度が低下し、当社のオペレーションおよびセキュリティに関するシステムおよび基幹設備を維持および更新するための当社の費用が増大し、規制上の調査、訴訟もしくは強制執行または規制当局からの罰金もしくは違約金の対象となるおそれがあり、これらはいずれも、当社の事業、財政状態または経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社が世界中で事業を展開し、大量の取引を処理し、多数の顧客、パートナー、ベンダーおよび取引相手方と取引を行っていることや、サイバー攻撃が複雑化してきていることから、サイバー攻撃、情報侵害またはセキュリティ侵害が発生し、検知されないまま長期にわたって継続するおそれがある。サイバー攻撃に関する調査は本質的に予測不可能であり、調査が完結し、完全かつ信頼できる情報が入手できるまでに時間を要する場合がある。その間、当社は必ずしも被害の程度やその是正に最適な方法を把握することができるとは限らず、過失または作為の一部は、発見および是正されるまでに繰り返されまたは悪化するおそれもある。このような事態はいずれも、サイバー攻撃による費用および影響をさらに増大させる。

当社が取引先および第三者ベンダーとの間で締結している契約の多くには補償条項が含まれているが、かかる補償条項により、当社が被った損失を十分に相殺するに足る補償を受けられない可能性があり、補償をまったく受けられない可能性さえある。当社はまた、約款の条件に従い、サイバーセキュリティ・リスクおよび情報セキュリティ・リスクの一部が補償される可能性のある保険も維持しているが、かかる保険は損失を全額補償するには不十分である可能性がある。

当社は、サイバーセキュリティに対する姿勢を維持および強化するために、引き続き投資を行う。サイバーセキュリティおよび情報セキュリティに関するリスクおよび攻撃を管理し、ますます広範化し、変化する新たな規制要件を遵守するための費用は、当社の経営成績および事業に悪影響を及ぼすおそれがある。

流動性リスク

流動性リスクは、当社が資本市場へのアクセスを失い、または保有資産の売却が困難となることによって、事業運営に必要な資金を融通できなくなるリスクをいう。流動性リスクには、継続事業としての当社の存続を脅かす深刻な事業の混乱や評判の毀損を生じさせることなく金融債務を弁済する当社の能力(またはかかる能力についての認識)のほか、当社の流動性に悪影響を及ぼし、新たな資金を調達する当社の能力に影響を及ぼすおそれのある市場事由や特異なストレス事由によって引き起こされる付随的な資金調達リスクも含まれる。

当社の事業にとって流動性は必要不可欠であり、当社は事業運営上必要な資金調達を大部分を外部の源泉に頼っている。

当社の事業にとって流動性は必要不可欠である。当社の流動性は、当社が長期もしくは短期の債券市場において資金調達を行うことができない場合、有担保貸付市場を利用できない場合または顧客もしくは取引先による予期せぬ現金もしくは担保の流出があった場合に、悪影響を受けるおそれがある。当社の資金調達能力は、金融市場に混乱が生じ、または金融サービス業界全体について否定的な見方が示されるなどの、米国やその他の地理的地域における財政問題に対する不安を含む、当社が制御できない要因によって損なわれる場合がある。

さらに、当社の資金調達能力は、当社が多大な営業損失を被り、格付機関が当社の格付けを引き下げ、当社の事業活動の水準が低下したこと等によって、投資家もしくは貸出機関が当社の長期・短期の財政見通しを否定的に捉えるようになった場合、規制当局が当社もしくは金融サービス業界に対して重大な措置を講じた場合、または従業員による重大な不正行為や違法行為が発覚した場合にも損なわれることがある。

上述した方法で資金を調達できない場合には、満期を迎える債務やその他の債務を弁済するために当社の投資ポートフォリオやトレーディング資産をはじめ担保設定のない資産を資金調達に用いたまたは現金化しなければならないおそれがある。当社は資産の一部を売却できずまたは市場価値を下回る価格で売却しなければならないことがあり、いずれの場合も、当社の業績、キャッシュ・フローおよび財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の借入コストおよび負債資本市場へのアクセスは、当社の信用格付けに左右される。

無担保での資金調達のコストや利用可能性は、通常、当社の長期および短期の信用格付けにより影響を受ける。格付機関は、当社の信用格付けの決定のために重要な一定の会社固有の要因および業界全体にわたる要因について監視を続けている。かかる要因には、内部統制、利益の水準や質、自己資本、流動性および資金調達、リスク選好度およびリスク管理、資産の質、戦略の方向性、事業構成、規制または法律の変更、マクロ経済環境、および予期される範囲の支援の水準等が含まれ、格付機関によって当社や同様の金融機関の格付けが引き下げられるおそれがある。

当社の信用格付けはトレーディング収益の一部に大きな影響を与えることがあり、この傾向は特に、相手方のより長期の業績が主な留意事項となる店頭デリバティブおよびその他のデリバティブ取引等の業務(信用デリバティブおよび金利スワップを含む。)において顕著である。法人・機関投資家向け証券業務の事業に関係した一部の店頭トレーディング契約その他について信用格付けが引き下げられた場合には、一定の取引相手方に対し追加担保の差入れまたは債務残高の即時決済を行う必要が生じるおそれがある。

当社のトレーディング契約およびその他の契約が終了した場合には、他の資金調達源を確保するか、多額の現金の支払いまたは有価証券の移動の必要が生ずることで、当社が損失を被り、当社の流動性が損なわれるおそれがある。今後信用格付けが引き下げられた場合に発生する可能性がある追加担保額または契約終了に伴う支払金額は、契約毎に異なり、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクおよびS&Pグローバル・レーティングのいずれか一方または双方の格付けに左右される可能性がある。

当社は持株会社であり、子会社からの支払いに依存している。

親会社は事業を営んでおらず、配当の支払いおよび借入債務を含む他のすべての債務に充当する資

金として、子会社からの配当、分配その他の支払いに依存している。当社と子会社との間の自由な資金移動は、規制上の、税制上もしくは租税選択上のおよびその他の法令上の制約により制限されることがある。特に、銀行子会社およびブローカー・ディーラー子会社を含む当社の多くの子会社は、親会社への資金の流れを制限し、これを阻止もしくは縮小する権限を規制当局に与え、特定の状況では資金の流れや配当そのものを禁じる法令や自主規制組織の規則に服しており、これには、ある事業体が財政難に陥った場合に、当該事業体の顧客および債権者を保護する目的で米国外の規制当局が実施する「囲い込み」措置も含まれる。

かかる法令および規則は、債務返済に必要な資金の調達を妨げる可能性がある。さらに当社は、銀行持株会社であることで、配当の支払いを禁止または制限されるおそれがある。米国連邦準備制度理事会(「FRB」)、米国通貨監査局および米国連邦預金保険公社(「FDIC」)は、監督対象とする当社や当社の米国銀行子会社等の銀行業務機関が配当を支払うことを禁じ、または制限する権限を有しており、また状況によりその義務を負う。

当社の流動性および財政状態は、従来より米国および世界の市況と経済情勢による悪影響を受けており、今後もその可能性がある。

当社の長期もしくは短期の債券・株式市場からの資金調達または有担保貸付市場の利用は、過去において米国および世界の市況と経済情勢によって重大な悪影響を受けたことがあり、また将来においてもその可能性がある。

とりわけ、資金調達コストと調達源の利用可能性については、信用市場における流動性の低下や信用スプレッドのさらなる拡大により過去に悪影響を受けており、かかる状況は今後も生じるおそれがある。米国、欧州およびその他の世界の市場と経済における著しい混乱は、当社の流動性および財政状態に悪影響を及ぼし、また当社と取引を行おうとする取引相手方や顧客の一部の意欲を減退させる可能性がある。

法務、規制およびコンプライアンス・リスク

法務、規制およびコンプライアンスに関するリスクには、当社が、当社の事業活動に適用される法律、規制、規則、関連する自主規制機関の基準および行為規範を遵守しなかったことにより負う法令上もしくは規制上の制裁、罰金、課徴金、判決金、損害賠償金もしくは和解金等の重大な財務上の損失または評判の失墜に関するリスクが含まれる。またかかるリスクには、取引相手方の履行義務が執行不能となるリスクをはじめとする契約上および商業上のリスクのほか、マネーロンダリング防止、腐敗防止およびテロ資金供与に関する規則および規制の遵守も含まれる。

金融サービス業界は、広範な規制に服しており、規制の変更により当社事業は影響を受ける。

当社は他の主要な金融サービス会社と同様に、米国の連邦および州の規制機関や証券取引所、ならびに事業を行う各主要な市場の規制当局および取引所による広範な規制に従っている。これらの法令は、当社の事業遂行の方法に重大な影響を及ぼし、既存の事業の範囲を制限するおそれがあり、商品の提供を拡大する能力や一定の投資を継続する能力を制限する場合がある。

当社および当社の従業員は、幅広い規制および監督、当社の事業および当該事業を拡大する計画に対する徹底的な調査、新規取引に対する制限、さらに厳格な自己資本・流動性・調達要件およびその他の強化された健全性基準を課すシステミック・リスクに係る制度、破綻処理制度および破綻処理計画要件、総損失吸収力(「TLAC」)および外部長期負債の最低保有額維持に関する要件、事業活動およ

び投資に対するボルカー・ルールによる制限ならびに包括的なデリバティブ規制、市場構造規制、税法、反トラスト法、取引報告義務および拡大された信認義務等に服しており、または今後服することとなる。

地域によっては、規制基準は最終規則の制定や移行期間の満了を待っている状態のものもあり、全部または一部が変更される可能性もある。継続的な法令の施行または改正は、当社事業の収益性や保有資産の価値に大きく影響し、当社に追加費用の負担を課し、事業実務の変更を求め、もしくは事業の廃止を余儀なくし、当社の配当支払能力および自己株買戻能力に悪影響を及ぼし、または、当社の株主もしくは債権者に不利に影響するような方法を含め、当社に資本の調達を要求する可能性がある。

さらに、外国の政策決定機関および規制当局が課している規制上の規則は当社が服する米国規制に矛盾または抵触する可能性があるため、当社に悪影響が及ぶおそれがある。法律および規制上の要件は引き続き継続的に変更され、その結果、新たなまたは変更後の要件を遵守し、継続的に法令遵守状況のモニタリングを行うために多大な費用を新たに負担することとなる可能性がある。

大手金融機関の秩序ある破綻処理を促進するための米国またはその他の地域の規制要件および戦略が適用されることにより、当社が発行する有価証券の保有者は、より大きな損失のリスクにさらされ、当社は他の規制の適用を受けるおそれがある。

当社は、ドッド・フランク法に基づき、重大な財政難または破綻に陥った場合に連邦倒産法に基づき迅速かつ秩序ある破綻処理を行うための戦略を定めた破綻処理計画をFRBおよびFDICに定期的に提出する義務を負う。FRBおよびFDICが、当社が提出した破綻処理計画が信頼性に欠けるまたは秩序ある破綻処理の促進に資さないと共同で判断し、当社が規制当局から指摘された不備に対処することができない場合、当社または当社の子会社は、より厳格な資本、レバレッジまたは流動性要件を課されるか、自社の成長、活動または業務を制限される可能性があり、また、2年間が経過した後に、当社は、資産または事業の売却を求められるおそれがある。

また、一定の手続の履践を条件として、ドッド・フランク法タイトルIIに基づく秩序ある清算権限のもと、FDICをレシーバーとする破綻処理手続が当社に適用される可能性もある。秩序ある清算権限に基づきFDICが有する、債権者が有する各債権の順位を考慮せず、特定の状況においては、似た境遇にある債権者に異なる扱いを適用する権能(一定の制限に服する。)は、当社の無担保債務の保有者に悪影響を及ぼすおそれがある。

また、当社の破綻処理計画において連邦倒産法に基づくシングル・ポイント・オブ・エントリー(「SPOE」)破綻処理戦略が企図されているだけでなく、FDICも秩序ある清算の権限に基づく自己の権能を行使する方法としてSPOE破綻処理戦略を提案していることから、当社の破綻処理計画が実施されるにせよ、秩序ある清算権限に基づき破綻処理手続が開始されるにせよ、合理的に予測される結果は、SPOE破綻処理戦略の適用であると考えられる。SPOE破綻処理戦略は一般に、一部の子会社が破綻処理戦略の実施に必要なリソースを有するように、親会社が、十分な資本および流動性を当該子会社に提供することを企図しており、親会社は、当社の破綻処理計画において定義される重要な事業体との間で、かかる資本および流動性を当該事業体に提供することを定める担保付修正再表示サポート契約を締結している。

当社は、SPOE破綻処理戦略をさらに発展させるために、破綻処理のための資金調達ビークルとして、親会社の直接完全子会社となるモルガン・スタンレー・ホールディングス・エルエルシー(「資金調達中間持株会社」)を設立した。親会社は、資金調達中間持株会社に一部の資産を譲渡しており、また、継続的に譲渡することに同意している。破綻処理シナリオが生じた場合、子会社の株式および一定の

その他の資産を除き、修正再表示サポート契約の条件に基づき拋出可能な親会社の重要な資産(「拋出可能資産」)の全部を、資金調達中間持株会社に拋出することを義務付けられる。資金調達中間持株会社は、当社の重要な事業体に資本および流動性(場合による。)を提供することを義務付けられる。

修正再表示サポート契約に基づく親会社および資金調達中間持株会社の債務は、多くの場合、親会社の資産(子会社の株式および一定のその他の資産を除く。)および資金調達中間持株会社の資産によって優先的に担保される。その結果、当社の重要な事業体(資金調達中間持株会社を含む。)がかかると担保資産に関して親会社の資産に対して有する請求権は、実質的に、親会社の無担保債務に優先する。

SPOE破綻処理戦略は、当社の破綻処理計画に基づき適用されるか、秩序ある清算の権限に基づく破綻処理手続のなかで適用されるかにかかわらず、債権者全体にとってより良い結果がもたらされるようにすることを目的としているが、同戦略(担保付修正再表示サポート契約に基づく親会社の重要な事業体に対するサポートの提供を含む。)が適用されることにより、当社が発行する有価証券の保有者に、当社に別の破綻処理戦略が適用された場合よりも大きな損失が発生しないという保証はない。

規制当局は、連邦倒産法に基づくSPOE破綻処理戦略、秩序ある清算権限およびその他の破綻処理制度を推進するために様々な措置を講じ、または提案している。例えば、FRBは、米国のグローバルにシステム上重要な銀行に該当する、当社をはじめとする一流銀行持株会社に対して、最低限の額の株主資本および適格長期負債TLACの維持を義務付けている。これは、かかる銀行持株会社の破綻時に、SPOE戦略が適用される場合は、負債を株式に転換することや、適格TLACに損失を負わせることによって資本を再構築するのに十分な損失吸収力を有するよう確保することを目的としている。SPOE破綻処理戦略とTLAC要件が組み合わさることにより、当社の事業子会社が発行する債券の保有者に損失を負わせる前に、または、米国の納税者をリスクにさらす前に、親会社が発行する適格長期負債およびその他の形態の適格TLACの保有者が当社の損失を負うこととなる。

また、英国およびその他の欧州連合(「EU」)諸国を含む一部の地域においては、一定の無担保債務の元本を削減したり、一定の無担保債務を株式に転換したりすることによって、当該地域において設立された破綻事業体の資本を再構築する能力を破綻処理当局に付与するべく破綻処理制度をすでに変更し、または変更するための手続を行っている。かかる「ペイルイン」権限は、損失を株主および無担保債権者に割り当てることによって、破綻事業体の資本再構築を可能にすることを目的としている。米国外の規制当局も、大手金融機関の一定の子会社が、破綻時に損失を当該子会社から親会社に、ひいては、親会社の発行する有価証券の保有者に転嫁することとなるTLACを最低限の額維持するよう義務付ける要件を検討している。

当社は、規制上の制約または自己資本比率基準の改定により、配当を支払いまたはその他の資本措置を講じることを妨げられるおそれがある。

当社は、FRBによる包括的な連結監督、規制および検査の対象となっており、株主に対する配当支払、当社の流通有価証券の買戻および当社が実施しようとするその他の資本施策について定めた資本計画を毎年提出することを義務付けられている。FRBは、かかる資本計画について異議を表明し、もしくは当社に修正を求めることがあり、また、再提出した資本計画に対して異議を表明し、もしくは修正を求めることがあり、これらはいずれも株主に悪影響を及ぼす。

また、FRBは、資本計画の精査の範囲を超えて、当社による配当の支払いもしくは増額、有価証券の買戻し、または株主の利益となるその他の資本措置の実施を妨げるその他の制約または条件を当社に課す可能性がある。

FRBは、最終的に、自己資本比率基準を改定して、資本措置を講じる当社の能力を制限する、より厳格な要件を課し、または、当社の営業費用を増加させ、資本措置を講じる当社の能力を低下させるその他の規制基準を改定または課すおそれがある。

金融サービス業界は重大な訴訟を抱え、広範な規制当局および法執行機関による調査の対象となっているため、当社の評判が損なわれまたは当社が法的責任を負うおそれがある。

当社は国際的な金融サービス会社として、事業を行うすべての国において政府や自主規制当局による調査・手続を受けるリスクに直面している。これらの当局による調査および手続の結果、不利益な裁判、和解、罰金、制裁、差止めその他による処分が課せられるおそれがある。かかる措置により、金銭面での影響のほか、例えば当社の事業の一部の遂行能力に影響を与えたり、または制限を加えたりするおそれがある。

かかる調査および手続や課される制裁および罰金の金額は、引き続き金融サービス業界に影響を与えている。また、一部の米国および外国の政府機関は、金融機関に対する刑事訴訟を提起し、または、金融機関から刑事上の有罪判決、有罪答弁もしくは起訴猶予合意を求めている。当社に対し重大な規制または法執行措置が講じられた場合、当社の事業、財政状態または経営成績が相当の悪影響を受け、当社の評判が著しく傷つけられることで、事業に深刻な打撃を受けるおそれがある。

またドッド・フランク法は、証券またはコモディティ関連法令の違反に関して強制措置を成功に導くような情報を米国証券取引委員会(「SEC」)または米国商品先物取引委員会(「CFTC」)に提供した内部告発者に対して報酬を与える。この報酬により、当社がSECまたはCFTCから受ける調査の数は増加する可能性がある。

当社は随時、グローバルで多様な総合金融サービス機関としての通常の事業活動に関連して各種の訴訟(仲裁および集団代表訴訟等を含む。)の被告とされ、また規制機関が行う調査および手続の対象とされており、これらの係属中または提起されるおそれのある訴訟または規制措置のなかには、多額の補償的・懲罰的損害賠償や不特定額の損害賠償が請求されるもの、または最終的に不利益な制裁、罰金その他の結果をもたらす可能性のあるものもある。

また本来は主たる被告となるべき発行体がすでに破産していたり、または財政危機に直面していたりする事例もある。反トラスト訴訟等の別の事例においては、他の機関も関与する共謀の容疑に関し、三倍損害賠償またはその他の救済を求める、他の被告との連帯責任を追及する請求の対象となる場合もある。当社はさらに、他の大企業と同様、従業員の不正行為(方針に対する違反や秘密情報の不正使用または開示を含む。)や不適切な売買慣行・行為のリスクにもさらされている。

当社は、住宅用・商業用不動産担保ローンに関連する表明保証について責任を問われる可能性があり、その結果、当社の準備金を上回る損失を被るおそれがある。

当社は、商業用・住宅用不動産によって担保されたローンのオリジネーションを行っている。さらに、当社は多種多様な商業用・住宅用不動産ならびに当該不動産関連のホールローン、モーゲージその他の不動産や商業上の資産および商品(住宅用・商業用モーゲージ担保証券(「CMBS」)を含む。)の証券化とトレーディングにも従事している。この業務との関連で当社は一定の表明および保証を行っており、または別段の方法で責任を負う旨合意している。かかる表明および保証に違反があった場合、当社は一定の状況下で当該資産を買い取り、または当該資産に関連した他の支払いを求められる場合がある。当社はまた、当社がCMBSとして証券化した一定の商業用モーゲージ・ローンに係るオリジネーターとしての役割に関連した表明保証も行った。

当社は現在、表明保証に違反したと主張されている請求に関連して複数の訴訟の当事者となっている。かかる訴訟において、当社にとって不利益な決定が下された場合、当社は準備金を大幅に上回る額の損失を負うおそれがある。また、当社の準備金の一部は、一定の事実についての前提および法的前提に基づいている。かかる前提が正確でなく、修正を要する場合、準備金についても大幅な調整が必要となる可能性がある。

当社はコモディティ事業および投資に起因して広範な規制、環境リスクおよび環境関連規制に服し、多額の費用および債務を負うおそれがある。

当社は、法人・機関投資家向け証券業務のコモディティ事業に関連して、金属、天然ガス、電力、環境価値およびその他のコモディティ商品を含む複数のコモディティに係る保管、輸送、およびマーケットメイクを伴う取引を執行している。また、当社は米国において電力取引を行っている。当社はこうした活動のために、エネルギー、コモディティ、環境、衛生および安全その他に関する広範な政府の法令に服している。

当社は、環境リスクを最小限に抑えるため、貯蔵・輸送を伴う事業の範囲を限定し、適切な方針と手続を採用し、緊急対応プログラムを実施するなどしているが、こうした措置がすべての偶発事象に対応できるとは限らない。また、かかるリスクの一部には保険を適用できないものもあり、仮に保険金を回収できたとしても特定の事故について債務を穴埋めするのに十分でない可能性がある。そのため、当社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローは、このような事象により悪影響を受ける可能性がある。

ここ数年間、一部のエネルギー市場に対する米国内外の連邦、州および現地当局、ならびに一般市民の監視が厳しくなっていることを受け、当社と同じ活動に従事する会社への規制および法律上の強制、ならびに訴訟および救済手続の件数は増加している。加えて、米国およびEUの店頭デリバティブ市場に対する強化された規制ならびにその他の地域で提案または採択された同様の法律により、当社の商品デリバティブ事業に対して相当の費用および要件が課される。

当社は、現行および将来の法令を遵守するために多額の費用を負担したり、収益を喪失したりする場合があります。また現行の法環境のもとで事業全般や評判に対して悪影響を受けるおそれがある。さらに、上記法令を遵守しない場合には、民事および刑事上で多額の制裁金や罰金に処せられる結果となる可能性がある。

利益相反に適切に対処できない場合、当社の事業および評判は悪影響を受けるおそれがある。

当社は、国際的な金融サービス会社として事業法人、政府、金融機関および個人等の多数かつ多様な顧客に対し商品およびサービスを提供しているため、通常の業務の過程で利益相反が生じるおそれがある。例えば、当社と顧客の間もしくは顧客同士の間において、従業員と当社もしくは顧客との間で、または当社が顧客の債権者となりうる状況において利害関係に相違があった場合、潜在的な利益相反を生じることがある。

当社は、潜在的な利益相反の特定および対応を目的とした方針、手続および制度を設けるとともに、かかる潜在的な利益相反を管理するために、開示の活用等の様々な施策を講じている。しかしながら、潜在的な利益相反の特定および低減は複雑かつ困難であることがあり、メディアによる注目や規制当局による調査の対象とされるおそれがある。現に、利益相反状態を生ずるに留まるのみと思われた行為が、実際の利益相反の可能性は低減されているにもかかわらず当社の評判を危険にさらすおそれもある。そのため、潜在的な利益相反によって、新たな訴訟が提起されたり強制的な措置が採られたり

する可能性もあり、これが利益相反の可能性のある取引を行おうとする顧客の意欲を減退させ、当社の事業および評判に悪影響を及ぼすおそれがある。

当社を管轄する規制当局は、特定の取引の綿密な調査等により当社の活動に潜在的な利益相反がないかを精査する権限を有する。例えば、当社はFRBの監督に服する銀行持株会社であることから、当社の米国銀行子会社とその関連会社との間の取引についてFRBによる直接の監視下に置かれている。さらに、当社は、ボルカー・ルールに基づき、当社と顧客との間の一定の取引について、規制上の監視を受けている。

リスク管理

当社のリスク管理に係る戦略、モデルおよび手続は、あらゆる市場環境下で、またはすべての種類のリスクに対し、自己のリスク・エクスポージャーの軽減に完全に有効でない場合があり、結果的に、予期せぬ損失が生じるおそれがある。

当社は、リスク管理機能の整備に多大な資源を費やしており、今後も同様に継続していくことが期待される。にもかかわらず、市場エクスポージャーを評価するための各種リスク・モデルやヘッジ戦略の採用、ストレステストおよびその他の分析を含む当社のリスク管理に係る戦略、モデルおよび手続は、あらゆる市場環境下で、または、確認もしくは予測されていなかったものを含むすべての種類のリスクに対して、当社のリスク・エクスポージャーの軽減に完全に有効でない場合がある。

当社の事業が変化および成長し、当社が事業を展開する市場も進化するにつれ、当社のリスク管理に係る戦略、モデルおよび手続がかかる変化に常に適応できるとは限らない。当社のリスク管理手法のなかには、過去に観察された市場動向および経営陣の判断に基づくものがある。そのため、かかる手法によって将来のリスク・エクスポージャーを予測することができず、エクスポージャーが過去の測定結果に示されるものから大幅に拡大する可能性がある。

また、当社が採用するモデルの多くは、各種資産の価格やその他の市場指標の相関関係についての仮定やインプットに基づいているため、突然の、予期しない、あるいは特定不能な市場または経済の動向を予測することはできず、その結果、当社に損失が生じるおそれがある。

特に市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、モデル・リスク、法的リスク、規制リスクおよびコンプライアンス・リスクの管理は、多数の取引および事象の適切な記録と検証を行うためのポリシーおよび手続を要するが、かかるポリシーおよび手続が完全に有効には機能しない場合がある。また当社のトレーディング・リスク管理の戦略および手法においては、売買ポジションによる収益力と潜在損失に対するエクスポージャーとの均衡を図っている。

当社では、広範かつ分散された一連のリスク監視・軽減手法を導入しているが、かかる手法およびその適用の判断において、すべての経済上、財政上の結果および結果発生の時期を予想することはできない。例えば、当社のトレーディング業務または投資業務において比較的流動性の低い取引市場が関与する場合、あるいはその他何らかの事情で売却またはヘッジが制限される場合、当社はポジションを減少させることができず、ひいては、かかるポジションに伴うリスクも軽減することができないことがある。そのため、当社はトレーディング業務または投資業務において損失を被る可能性がある。

ロンドン銀行間取引金利(「LIBOR」)の代替およびその他の金利ベンチマークの代替または改革計画は、当社の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがある。

FRBをはじめとする世界各国の中央銀行は、LIBORを代替し、その他の金利ベンチマーク(総称して「IBOR」)を代替または改革することを目的として、市場参加者および公的セクターの代表者によって

構成されるワーキンググループを任命した。広く利用されているこれらの金利から代替的な金利への移行およびその他の潜在的な金利ベンチマークの改革はすでに開始され、今後数年間続く見込みである。例えば、LIBORを監督する英国金融行為監督機構(FCA)は、パネル銀行から2021年末までは引き続きLIBORに貢献するとの確約を得たが、それより先は同機構の権限を行使して貢献を強制することはないと表明した。そのため、2021年より先のLIBORの公表については相当の不確実性があり、世界各国の規制当局は、業界としてこれに備えて計画を立てる必要があると継続的に訴えている。

ニューヨーク連邦準備銀行は現在、担保付翌日物調達金利を含む米国債を担保にした翌日物レポ取引に基づく参照金利3種を公表している。担保付翌日物調達金利は、FRBおよびニューヨーク連邦準備銀行によって招集された代替参照金利委員会によって米ドルLIBORの代替金利として推奨された。また、イングランド銀行は、より広範な翌日物英ポンドマネー・マーケット取引によって構成される、改定版英ポンド翌日物平均金利(「SONIA」)を公表している。改定版SONIAは、英ポンドリスク・フリー・レートに関するワーキンググループによって英ポンドLIBORの代替金利に選ばれた。欧州、日本およびスイス等のその他の地域の中央銀行が主導する委員会は、上記以外の通貨建ての代替参照金利をすでに選択した。

市場によるIBORから代替参照金利への移行は複雑であり、当社の事業、財政状態および経営成績に様々な悪影響を及ぼす可能性がある。かかる移行または改革により生じうる悪影響として、特に以下のものが挙げられる。

- ・当社の金融資産および金融負債に含まれるIBORに連動する有価証券、ローンおよびデリバティブ等の広範な金融商品の価格、流動性、価値、リターンおよび取引にマイナスの影響が及ぶ可能性がある。
- ・発行済みの有価証券および関連するヘッジ取引の条件を調整するための、時間を要する既存書類の再交渉によるものを含め、IBORまたはIBORを参照する商品に適用されるまたはこれらに言及する書類の大幅な変更が必要となる可能性がある。
- ・IBORまたはIBORを参照する商品に適用されるまたはこれらに言及するものの、取引相手方または商品の所有者から十分な同意が得られないために変更することのできない書類を伴う商品群が発生する可能性がある。
- ・一または複数の代替参照金利によるIBORの代替に対する当社の(または市場の)対応および準備状況について規制当局から照会またはその他の措置を受ける可能性がある。
- ・代替参照金利へのフォールバック条項またはその他の関連規定等のIBORを参照する商品に係る条項の解釈および執行可能性、代替参照金利へフォールバックする場合には、IBORと各種の代替参照金利との間の根本的な相違に起因する経済的影響、法的影響、業務上の影響またはその他の影響を含め、さまざまなシナリオにおいて、顧客、取引相手方および投資家との間の紛争、訴訟またはその他の法的手続が生じる可能性がある。
- ・当社のリスク管理プロセスを、IBORから一または複数の代替参照金利を参照する商品に対応したものに適時かつ効率的に移行させるために必要なシステムおよびデータ解析への移行および/または開発が必要となる可能性がある。これには、各種の代替参照金利に係る価値およびリスクの定量化によるものを含むが、提案されている代替参照金利の歴史が浅いことから困難を伴う可能性がある。
- ・上記の各要因に伴い当社に追加の費用が生じる可能性がある。

上記以外の要因としては、代替参照金利への移行のスピード、現金市場とデリバティブ市場との間のタイミングミスマッチ、代替参照金利に固有の条件・パラメータおよび市場による代替参照金利の受入れ、特定の商品に関連して代替参照金利を使用するにあたっての市場慣行(業界またはその他のグ

ループによる慣行の提案または推奨の時期および市場による採用を含む。) 、代替参照金利を参照する商品の価格および取引市場の流動性、ならびに—または複数の代替参照金利に適切なシステムおよびデータ解析に移行し、これらを開発する当社の能力が挙げられる。

競合的環境

当社は金融サービス会社等との厳しい競争に直面しており、このために当社の収益および収益性に重大な悪影響を及ぼす価格圧力が生ずる可能性がある。

金融サービス業界および当社の事業のすべての側面における競争は大変激しく、この状況は今後も変わらないものと予想される。当社は、米国内外、デジタルおよびインターネット経由で金融またはそれに付随するサービスを提供する商業銀行、証券会社、保険会社、取引所、電子取引および清算プラットフォーム、財務データのレポジトリ、ならびにミューチュアル・ファンドのスポンサー、ヘッジファンド、エネルギー会社、金融テクノロジー企業等とも競合している。当社は、取引の実行、資本や資本調達、商品とサービス、イノベーション、テクノロジー、評判、リスク選好および価格等のいくつかの要素に基づいて競争を進めている。

広範な金融サービスに従事する金融機関が撤退した事業が相次いで他社に買収または合併され、あるいは破産を宣言したことにより、長期を経て金融サービス業界の一部の分野で集約が進んでいる。かかる変化により、残存する競合他社がより多く資本を獲得したり、より広範な商品・サービスを提供する能力、および地理的に分散するなどによってその他の資源を獲得したりする場合や、新たな競合他社が現れる可能性もある。

当社は、上記のような要因や一部の競合他社が価格引下げやより有利な取引条件の提示によって市場シェアの獲得を図ることにより、価格圧力を受けており、今後受ける可能性がある。加えて、当社の競合他社の一部は、当社と異なる、または場合によっては当社に比べて緩やかな法務・規制上の制度に従っており、当社は競争において不利な状況に置かれている。金融テクノロジー分野における新たな競合相手の一部は、当社の事業のうち、革新的な事業モデルまたはさほど規制の厳しくない事業モデルによる混乱の影響を受けやすい既存セグメントをターゲットにしようとしている。

取引市場の自動化ならびに新たな技術の導入および適用により当社事業に悪影響が及び、競争の激化につながるおそれがある。

当社は近年、いくつかの事業で激しい価格競争に直面している。特に、取引所、スワップ執行ファシリティおよびその他の自動化されたトレーディング・プラットフォーム上で有価証券、デリバティブその他の金融商品を電子的に売買できることや、新たな技術が導入および適用されることにより、ビッド・オファー・スプレッド、取引手数料、運用手数料または類似の受取手数料に対する圧力が強まっている。自動化された電子市場を直接に利用する傾向は今後も継続するものとみられており、さらに多くの市場がより自動化されたトレーディング・プラットフォームに移行するにつれこの傾向は強まるものとみられている。当社は、上記およびその他の分野において競争圧力を受けており、競合他社がビッド・オファー・スプレッド、取引手数料、運用手数料または受取手数料の引下げによる市場シェア獲得を追求すれば、今後も競争圧力を受け続けるおそれがある。

優秀な従業員の維持および確保は当社事業が成功するために不可欠であり、これが維持または確保できない場合には当社の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

人材は最も重要な資源であり、優秀な従業員をめぐる熾烈な競争が展開されている。能力の高い従

業員を維持・確保できず、または競争上の優位性を保つために必要な水準または形態において維持・確保できない場合、あるいは従業員を維持・確保するための報酬費用が増加した場合、競争上の優位性および経営成績を含む当社の業績は重大な悪影響を受けるおそれがある。

金融業界においては、インセンティブに基づく報酬に関する制限、クローバック要件、特別税を含め、従業員報酬に対してより厳しい規制が課せられており、また課せられ続ける可能性がある。これによって当社の最も優秀な従業員の雇用・維持に悪影響が及ぶおそれがある。

国際リスク

当社は国際的に事業展開しているため、政治、経済、法律、税務、営業、フランチャイズ上その他多数のリスクにさらされており、当社の事業に様々な悪影響を及ぼすおそれがある。

当社は多数の国で事業展開する企業が避けることのできない、国有化、強制収用、価格統制、資本規制、為替管理、公租公課の増加および政府によるその他の規制措置、ならびに戦争行為の発生または政治、行政における不安定性等の可能性を含む、多数の政治、経済、法律、税務、営業、フランチャイズ上その他のリスクにさらされている。証券・金融サービス業界に適用される法令は、多くの国で不確定的かつ常に改正を繰り返すため、各市場における現地法の具体的な要件を判断するのは困難な場合がある。

ある市場の現地法を継続的に遵守できない場合、当該市場で行う事業のみならず、当社の全般的な評判に対しても重大な悪影響を及ぼすおそれがある。またいずれの場合も、当社の企図する取引について法的に履行を強制できないというリスクにもさらされることになる。

多くの新興市場諸国が通貨の大幅な切下げ、ソブリン債の債務不履行または潜在的な債務不履行、資本規制および為替管理、インフレ率の上昇ならびに経済の低成長やマイナス成長をはじめとする政治面、経済面または金融面での深刻な混乱を経験している。国によっては、犯罪や汚職、および治安や個人の安全に関する問題も存在する。このような状況は、当社の事業に悪影響を及ぼし、かつ金融市場全体の変動性を高める可能性がある。

コロナウィルス等の世界的な流行病その他の広範囲に及ぶ健康面での危機、自然災害、テロ行為もしくは軍事行為、または社会的もしくは政治的緊張により、新興市場や世界経済の他の地域に当社の事業に悪影響を及ぼすおそれのある経済、金融上の混乱を招き、あるいは当社の世界各国における事業の管理能力または遂行能力が損なわれるおそれのある移動制限等の営業上の困難につながる可能性がある。

米国の会社として、当社は米国財務省外国資産管理局(OFAC)やこれに類する多国籍機関および世界中の政府機関による経済制裁および禁輸措置、ならびに当社が事業を行う法域において適用される米国連邦海外腐敗行為防止法および英国贈収賄防止法等の反汚職法を遵守する必要がある。かかる制裁や禁輸措置または反汚職法に違反した場合、当社および個々の従業員は、規制当局の強制措置や民事および刑事上で多額の制裁金・罰金に処せられる可能性がある。

英国のEU離脱により、当社に悪影響が及ぶおそれがある。

今後の英国とEUの関係を予測することは困難であり、両者の関係の不透明性は短中期的に世界の金融市場の変動性を高め、地域および世界の金融市場に混乱をもたらす可能性がある。さらに、結果次第では、かかる不透明性が当社の一部の欧州事業の運営方法に悪影響を及ぼすおそれがある。

2020年1月31日、英国は、英国とEUとの間の離脱協定の条件に基づきEUを離脱した。離脱協定は、2020年12月末日までの移行期間を定めており、英国は、同日まではEU加盟国である場合と同様に引き

続きEU法を適用し、EU域内国に金融サービスを提供するための英国企業のパスポート権も存続する。離脱協定の条件に基づき、英国とEUとが移行期間を最長2年間延長することに合意する可能性があるが、英国政府は延長を求めないことを示唆している。

金融サービスについては、離脱協定には、英国およびEUは2020年6月までに欧州の金融規制に基づく同等性を相互に認定するか否かについて結論を出すべく努力するとの規定がある。同等性が認定されれば、英国の金融会社にはEU市場への一定のアクセス権が与えられるが、かかるアクセス権の範囲および有効期間は依然として交渉の結果に左右される。

同等性の認定(または代替的な取決め)について合意に至らなかった場合、英国において認可を受けている当社の事業体は、追加的な規制上の救済措置がなければ、2020年12月末日をもって、複数のEU域内国において規制対象のサービスを提供することができなくなるおそれがある。英国のEU離脱による潜在的な影響および潜在的な影響軽減措置は、英国・EU間の今後の貿易協定の内容に大きく左右される。

当社は、各EU加盟国において個別に規制上の認可を得ることなく、EU加盟国において引き続きクロスボーダーの銀行・投資業務およびその他の業務を提供することができるよう、当社の欧州事業に変更を加えるための手続を講じたが、上記の政治的不安定により、当社の欧州事業のプレグジット後の最終的な構造がどのようなものとなるかは現時点では不明である。地域および世界の金融市場が混乱に陥る可能性があることから、また、当社が手続を講じた範囲または想定している範囲を超えて欧州事業に重大な変更を加えることを余儀なくされる程度によっては、当社の経営成績および事業の見通しに悪影響が及ぶおそれがある。

買収、資産売却および合併事業に関するリスク

買収、資産売却、合併事業、少数株主持分の取得または戦略的提携において、期待した価値すべてを獲得することができないおそれがある。

当社は、従前または今後の買収、資産売却、合併事業、少数株主持分の取得または戦略的提携(株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとの提携を含む。)に関連し、対象事業およびシステムの結合、移転、分割または統合(会計、データ処理システムおよび経営管理を統合または分割するニーズ、ならびに顧客、取引先および提携先との関係を統合するニーズを含む。)に係る様々なリスクおよび不確実性に直面する。このような戦略的計画の一部や、その統合により、当社の費用は増加する可能性があり、また財務上、経営上およびその他のリソースの追加も余儀なくされる可能性がある。

合併および少数株主持分の取得の場合はさらに、当社の統制下でないシステム、管理および人員に関連した債務、損失または評判の低下に左右され、またこれらの被害を受ける可能性があるため、追加的なリスクと不確実性がある。

また、当社といずれかの合併先との間で対立または意見の不一致が生じた場合、関連する合併事業を通じて予定していた利益に不利な影響を与える場合もある。

当社の買収済みの事業、売却資産または投資対象の統合もしくは分割が順調に進み、または期待した利益および相乗効果のすべてを生み出せるかについては何らの保証もない。当社が従前または今後の買収事業または売却資産を順調に統合または分割できない場合、当社の業績、財政状態およびキャッシュ・フローが重大な悪影響を受けるリスクがある。

当社は、既存事業の拡大を含め、事業における一定の取組みにより、従前には当社の顧客や取引先の基盤に属していなかった個人や事業体と直接間接に関わることで新たな資産クラス、サービス、競合相手や新たな市場に対するエクスポージャーを得る可能性がある。こうした事業活動により、当社

は新たなかつ増強したリスク、事業活動に対する規制当局の監視の強化、信用関連リスク、ソブリン・リスクおよびオペレーショナル・リスクの増大ならびに資産の運用もしくは保有方法またはサービスの提供方法に関する風評上の懸念にさらされることとなる。

その他のリスク

当社の経営成績は新型コロナウイルスの世界的流行により悪影響を受けており、今後も同様の状況が続く見込みである。

新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的流行(パンデミック)は、世界の経済情勢に深刻な影響を与えており、世界の金融市場の著しい変動、失業者の増加に加え、事業の一時閉鎖、自宅待機命令およびリモートワークの増加といった業務上の課題を生じさせており、今後も同様の状況が続く見込みである。世界各国の政府および中央銀行は、景気刺激策および流動性プログラムの実施や金利の引下げを講じることによって、パンデミックによる経済危機への対策を講じているが、これらの措置や今後講じられる措置によって経済の混乱に成功裡に対抗できるかは不透明である。パンデミックが長期化し、または各国政府および中央銀行の講じる措置が奏功しない場合、世界経済に対する悪影響はさらに深刻化し、今後の四半期における当社の経営成績および財政状態に悪影響が及ぶ。

2020年第1四半期末にかけて、また、2020年4月に入っても、パンデミックにより当社の各事業セグメントに影響が生じており、状況(資産価格の低下および変動、金利の低下、信用スプレッドの拡大、信用悪化、市場の不安定性ならびに投資銀行アドバイザリー業務の低調等)が長引けば、かかる影響は今後の四半期にさらに拡大するものとみられる。このような状況を受けて、ローンおよびコミットメント、投資ならびに一部のクラスのトレーディング資産の評価額は大幅に下落し、貸倒引当金は増加し、純受取利息は減少し、投資銀行業務のアドバイザリー料は減少している。同時に、活発な顧客の取引活動に伴う一部商品に係る収益の増加ならびに預金およびデリバティブ資産の増加に起因する資産残高の増加は、今後の四半期には見込めない可能性がある。

このような世界の市況が長期化し、または悪化した場合、あるいは、パンデミックにより市場がさらに混乱した場合、当社の商品およびサービスをめぐる顧客取引および需要は縮小し、当社のローンおよびコミットメントならびに投資ポートフォリオに係る信用損失および評価損失は拡大し、その他の金融資産に減損が生じ、また、当社の財政状態にその他の悪影響が生じるおそれがある。かかる悪影響には、資本および流動性資産に対する潜在的な制約や資本コストの増加のほか、当社の信用格付けの変更または引下げの可能性が含まれる。また、金利の急激な低下を受けて、ウェルス・マネジメント業務および法人・機関投資家向け証券業務の貸付業務における金利マージンはさらに低下する。商業活動が引き続き低調に推移することにより、投資銀行業務収益は全体的に減少し、また運用資産および顧客資産残高が減少することにより、当社の全事業セグメントにわたって手数料収益および金融収益もさらに減少する。

業務面では、リモートワーク体制を実施し、当社従業員の出張を制限しているが、主要な人員を含め当社の従業員の大部分が、病気、政府による措置またはパンデミックに伴うその他の制約のために業務を効果的に遂行することができなければ、当社の事業に対するパンデミックの影響は増大するおそれがある。

新型コロナウイルスのパンデミックは、当社の2020年第1四半期の経営成績に悪影響を及ぼしたが、パンデミックとそれに伴う世界の経済危機が当社の事業、経営成績および財政状態ならびに当社の自己資本比率および流動性比率に及ぼす影響の大きさは、パンデミックの規模および継続期間、回復に要する期間、政府当局、中央銀行およびその他の第三者がパンデミックに対して今後講じる措置、な

らびに当社の顧客、取引相手方、従業員および第三者サービス・プロバイダーへの影響等の、極めて不透明かつ予測不能な今後の動向に左右される。さらに、新型コロナウイルスのパンデミックの影響は、上述した他のリスクをも増大させることとなる。

さらに、E*TRADE Financial Corporation(以下「E*TRADE」という。)との合併に関するリスクについて、以下は2020年4月17日にSECに提出した当社の様式S-4における該当部分の抄訳である。

本合併の完了後、発行会社は本合併により予想される利益とコスト削減を実現できない可能性があり、これが発行会社の普通株式の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

本合併が成功するかどうかは、大部分において、発行会社が、発行会社とE*TRADEの事業を統合することにより、予想される利益とコスト削減を実現できるかどうかにかかっており、発行会社がこれらの予想される利益とコスト削減を実現できるかどうかは、以下のような一定のリスクにさらされている。

- ・発行会社とE*TRADEの事業を適切に統合する発行会社の能力
- ・統合された事業が期待通りに機能するかどうか
- ・発行会社がE*TRADE買収のために支払う金額が、買収によって得られる価値を上回る可能性、および
- ・E*TRADEの既知および未知の負債の承継。

発行会社が、予想される期間内に発行会社とE*TRADEの事業を成功裏に統合することができない場合または全く統合できない場合、本合併により予想されるコスト削減およびその他の利益が完全に実現されない場合または全く実現されない場合、あるいは実現に予想以上に時間がかかる可能性がある場合、統合された会社が予想どおりに業績を上げることができず、発行会社の普通株式(合併対価として交付される普通株式を含む。)の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

発行会社およびE*TRADEはこれまで経営を行っており、本合併が完了するまでは独立して経営を継続するものであり、両社の事業が成功裏に統合されるとの保証は一切存在しない。統合プロセスの結果、発行会社またはE*TRADEの主要な従業員が失われ、顧客が失われ、いずれかの当事者または両者の継続的な事業が中断され、あるいは予期せぬ統合の問題が発生し、統合コストが予想を上回り、統合プロセス完了後の全体的なプロセスに当初の予想よりも長い時間がかかる可能性がある。具体的には、発行会社とE*TRADEの業務統合において、統合後の会社が期待通りに機能するよう、特に以下の問題に対処する必要がある。

- ・会社の業務運営、財務、報告、および本社機能の一部を統合すること
- ・両社の技術の統合
- ・顧客へ提供する商品やサービスの統合・統一
- ・重複するものおよびパフォーマンスの低い機能や資産を特定し、排除すること
- ・企業の業務慣行、従業員の能力開発および報酬プログラム、内部統制およびその他の方針、手順およびプロセスを調和させること
- ・取引相手との既存の契約を維持し、取引相手候補との新規契約締結の遅延を回避すること
- ・事業背景、企業文化、経営理念の相違点への対応
- ・企業の管理上のインフラおよびITインフラの統合
- ・販売・流通・マーケティングのコーディネーション
- ・特定の事業や役職を別の場所へ移動させることの管理

- ・地理的に分散した組織のコーディネーション
- ・現状で近隣または同一箇所に所在する発行会社とE*TRADEの事業拠点の統合、および
- ・規制上の承認の取得に関連して必要となる可能性のある措置を実施すること。

さらに、時として、いずれかの会社または両社の一定の経営陣の注力および経営資源が本合併の完了および両社の事業の統合に集中し、日常の業務から乖離する可能性があり、これにより両社の現在進行中の事業および統合後の会社の事業が中断される可能性がある。

発行会社およびE*TRADEは、本合併を考慮すると、経営幹部およびその他の従業員を引き付け、モチベーションを与え、維持していくことが困難になる可能性がある。

本合併が発行会社およびE*TRADEの従業員に与える影響が不透明であることは、本合併の前後において、発行会社およびE*TRADEが従業員を引き付け、つなぎ止め、モチベーションを与える能力を損なう可能性がある。発行会社およびE*TRADEの従業員は、合併後の会社における将来の自己の役割が不確実であることを体験する可能性があるため、本合併の進行中は、従業員の維持が特に困難になる可能性がある。さらに、E*TRADEとのそれぞれの雇用契約書または雇用条件書の支配権異動条項に従って、E*TRADEの一定の従業員は、雇用契約のみなし終了に基づき退職金を受け取る権利を与えられる。そのようなE*TRADEの従業員は、雇用契約または雇用条件書に規定された一定の状況(従業員の地位、報酬、または福利厚生に関する一定の変更を含む。)が生じた後に、雇用を終了させ退職金を受領するという可能性が潜在的に存在する。このような状況は、本合併に関連して、役割と職責の変更により発生する可能性がある。発行会社またはE*TRADEの従業員が退職した場合、両社の統合はより困難になる可能性があり、本合併後に統合された事業に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、発行会社は、退職する従業員の交代要員の特定、雇用および維持に多大な費用を要する可能性があり、また、発行会社またはE*TRADEの事業に関する重要な専門知識および才能を失う可能性があり、本合併の予想される利益を実現する発行会社の能力に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、従業員を発行会社に融合させることに関連して、従業員や経営陣の間で混乱や注意散漫が生じる可能性もある。

本合併の完了は、多くの条件に服しており、これらの条件が満たされない場合または放棄されない場合には、本合併は完了しないこととなる。

発行会社、E*TRADEおよび合併受皿子会社のそれぞれが本合併を完了させる義務は、とりわけ、以下を含むいくつかの条件を充足している(または、適用法により認められる範囲において権利放棄されている)ことを条件とする：(i) 合併契約を承認および採択するE*TRADEの臨時株主総会(なお、本(i)号に定める条件を放棄することはできない。)において、発行済で議決権を有するE*TRADE普通株式の過半数の所有者の賛成票を得ること、(ii) (A) HSR法(独占禁止法)に基づく該当待機期間(または延長された期間)の満了または途中終了、および(B) 該当する場合には、一定の政府届出および/または承認が行われまたは取得されている(またはそれらに関する待機期間が満了しているかもしくは終了している)こと(発行会社と合併受皿子会社との間の本合併を完了させる義務に関しては、困難な条件を課すことなく。)、および、困難な条件を課すことを求めるいかなる政府当局による訴訟または同様の法的措置も係属していないこと、(iii) (x) 本合併または合併契約で予定されているその他の取引の完了を阻止または違法とするいかなる適用法または命令も存在せず、(y) 本合併を禁止または制限しようとするいかなる政府当局(発行会社、E*TRADEまたはそれぞれの子会社が重要な業務を行っている法域の。)による訴訟または同様の法的措置も存在しないこと、(iv) 発行の正式な通知

を条件として、本合併において発行される発行会社の普通株式のニューヨーク証券取引所への上場が承認されること、(v)発行会社および合併受皿子会社が本合併を完了するという義務との関係ではE*TRADEが行う、また、E*TRADEが本合併を完了するという義務との関係では発行会社が行う、それぞれの、合併契約の日付および本合併の完了の日付における表明および保証が正確性であること(一定の重要性基準に従うことを条件とする。)、(vi)発行会社および合併受皿子会社が本合併を完了するという義務との関係ではE*TRADEが、また、E*TRADEが本合併を完了するという義務との関係では発行会社および合併受皿子会社が、本合併の効力発生時またはそれ以前に履行することを要求される義務をすべての重要な点において履行していること、ならびに(vii)発行会社および合併受皿子会社が本合併を完了する義務との関係では、E*TRADEに対して、また、E*TRADEが本合併を完了する義務との関係では、発行会社に対して、合併契約の締結日以降に重大な悪影響が生じていないこと。

本合併のクロージングの条件が満たされもしくは放棄される、または本合併が完了するとの保証は一切存在しない。

本合併を完了するために、発行会社およびE*TRADEは、一定の政府届出を行い、一定の政府認可を取得しなければならず、また、かかる届出および認可が行われぬか、または両当事者に条件付きで付与された場合には、本合併の完了が危うくなるか、または本合併において予想されたメリットが減少する可能性がある。

本合併のクロージングは、HSR法およびその他の必要な政府認可に基づき適用される待機期間(または延長された期間)が満了もしくは途中終了することを条件としている。発行会社とE*TRADEは、合併契約書において、一定の制限に従うことを条件として、一定の政府提出を行うため、または場合に応じて必要な政府認可を取得するために、合理的な最善の努力を払うことに合意しているものの、関連する待機期間が満了するまたは関連する認可が取得される保証はない。さらに、認可を受けなければならない政府当局は、適用される規制を管理する上で広範な裁量権を有する。発行会社またはE*TRADEの規制上の立場の不利な展開、または当該承認を与える際に規制当局が考慮したその他の要因(政府、政治、地域団体からの問い合わせ、調査、あるいは反対意見)、または、法律もしくは政治環境の変更は、一般に、必要とされる政府認可が付与されるかどうか、および、いつ付与されるかに影響を及ぼす可能性がある。本合併の認可の条件として、政府当局は、本合併の完了後の発行会社の業務の遂行について、要件、制限もしくは費用を課し、または制限を設けることができる。規制当局が条件、義務または制限を課さないとの保証はなく、また、かかる条件、義務または制限が、本合併のクロージングを遅延させたり、本合併後の統合会社に追加的な多額の費用を生じさせたり、収益を大幅に制限したり、その他本合併の完了後の発行会社の事業および経営成績に悪影響を与えたりする効果を生じないとの保証はない。さらに、これらの条件、義務または制限が本合併の遅延または断念に至らないとの保証もない。

発行会社の取引関係およびE*TRADEの取引関係は、本合併に関連する不確実性により混乱を生じる可能性がある。

発行会社またはE*TRADEが取引を行っている相手方当事者は、本合併に関連して、発行会社、E*TRADEまたは統合後の会社との現在または将来の取引関係に関するものを含む、不確実性を経験する可能性がある。発行会社またはE*TRADEが取引を行っている相手方当事者は、既存の取引関係の変更について交渉しようとしたり、発行会社、E*TRADEまたは統合後の会社以外の当事者と取引関係を開始することを検討しようとしたりする可能性があるため、発行会社およびE*TRADEの取引関係は障

害を来す可能性がある。これらの障害は、発行会社が本合併の予想される利益を実現する能力に悪影響を及ぼすことを含め、合併後の事業、財政状態、経営成績または統合後の会社の見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。かかる混乱のリスクおよび悪影響は、本合併の完了の遅延または合併契約の解除によりさらに悪化する可能性がある。

本合併が完了しなかった場合、発行会社およびE*TRADEの株価ならびに将来の業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

E*TRADE株主が必要な提案を承認しなかった場合を含め、何らかの理由で本合併が完了しなかった場合、発行会社およびE*TRADEの現在進行中の事業に悪影響が及ぶ可能性があり、本合併を完了した場合のメリットを認識することなく、発行会社およびE*TRADEは、以下を含む多数のリスクにさらされることになる。

- ・発行会社とE*TRADEは、それぞれの株価への悪影響を含め、金融市場からの否定的な反応を経験する可能性がある。
- ・発行会社とE*TRADEは、それぞれの顧客、規制当局、従業員から否定的な反応を受ける可能性がある。
- ・発行会社およびE*TRADEは、本合併が完了したか否かにかかわらず、本合併に関連する一定の費用を支払う必要がある。
- ・合併契約において、本合併の完了前における発行会社およびE*TRADEの事業の遂行に一定の制限が付されており、かかる制限の放棄は、他方当事者の書面による同意(一定の場合において、不当に保留し、条件を付け、または遅滞させてはならない。)を条件としている。一定の例外および制限に従うことを条件として、本合併の進行中、E*TRADEおよび発行会社は、(上記のような制限が適用されなかったならば行っていたであろう)一定の買収をしたり、一定のその他特定の行為を行ったり、その他の事業機会を追求することを妨げられる可能性がある。
- ・本合併に関連する事項(統合計画を含む)には、発行会社およびE*TRADEの経営陣による多大な時間とリソースのコミットメントが必要となるが、それらは、元来、独立企業としての発行会社またはE*TRADEにとって有益であった可能性のある日常的な業務その他の機会に充てられていたであろうものである。

合併契約に定められた一定の状況下で合併契約が終了した場合、E*TRADEは発行会社に375百万ドルの終了手数料を、発行会社はE*TRADEに525百万ドルの終了手数料を支払うことを要求される可能性がある。また、終了手数料が支払期日にE*TRADEまたは発行会社によって速やかに支払われない場合、終了手数料を支払わなかった当事者は、合併契約を執行するために相手方当事者が取った法的措置(であって、かかる終了手数料の金額を速やかに支払うことを不履行当事者に対して命ずる判決に至ったもの)に関連して相手方当事者が被った合理的かつ証拠文書のある費用(合理的な弁護士費用を含む。)を、未払いの手数料に対する利息とともに支払うことを要求される。

上記のリスクが現実化しないと保証は一切ない。これらのリスクが顕在化した場合には、発行会社および/またはE*TRADEの事業、財政状態、経営成績、格付、株価および/または社債価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、発行会社およびE*TRADEは、本合併の完了の不履行に関連する訴訟、または合併契約に基づく相手方の義務を履行させるために発行会社またはE*TRADEに対して開始された強制執行手続に関連する訴訟の当事者となる可能性がある。本合併が完了しない場合には、当該リスクが顕在化し、発行会社および/またはE*TRADEの事業、財政状態、経営成績、格付、株価および/または債券価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

E*TRADEおよび発行会社に対して、本合併に異議を申し立てる訴訟が提起される場合がある。かかる訴訟において不利な決定が下された場合には、本合併の完了を妨げることがある。

本合併の完了の条件の一つは、本合併の完了を禁止する適用法令(命令を含む。)で効力を有するものが存在していないことである。したがって、本合併を争う訴訟が提起され、原告が本合併の完了を禁止する命令を得ることに成功した場合、当該命令は、本合併の完了を妨げるか、または予想される期間内に本合併を完了させることを妨げる可能性がある。

発行会社およびE*TRADEは、本合併に関連して多額の取引費用および合併関連費用を負担することとなる。

発行会社およびE*TRADEは、本合併および両社の事業統合に関連して、多額の臨時費用が発生すると見込んでいる。本合併に関連する重要な臨時費用には、財務アドバイザーその他のアドバイザーおよび代理人の報酬および費用、E*TRADEの従業員に係る一定の雇用関連費用、HSR法に基づき要求される届出に関連して支払うべき届出手数料、ならびにプロクシー・ステートメント/目論見書の届出手数料および印刷・郵送費用等が含まれる。これらの費用の一部は、財務アドバイザーその他のアドバイザーおよび代理人の報酬および費用の一部ならびにプロクシー・ステートメント/目論見書の届出手数料を含め、本合併の完了にかかわらず既に発生しているか、または発生する可能性がある。また、発行会社は、両社の統合計画の策定・実施に関連して、設備・システム統合費用を含む取引手数料および費用を負担する。発行会社は、これらの費用の規模を引き続き評価しているが、本合併および両社の事業の統合に伴い、想定外の追加費用が発生する可能性がある。発行会社は、重複費用の除去や事業統合に関連するその他の効率性の実現により、長期的には統合関連費用を相殺することができると見込んでいるが、かかる純利益は短期的には達成されない可能性があり、全く達成されない可能性もある。

本合併は、発行会社の1株当たりの利益を増加させるものとならず、また、希薄化するものとなる可能性もあり、本合併の完了後の発行会社の普通株式の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

本合併の完了に関連して、発行会社は、最大234,588,591株(注)の発行会社普通株式を発行する予定である。ただし、2021年1月1日現在において本合併が完了しておらず、合併契約に基づき一定のE*TRADEの株式型報酬を発行会社の株式型報酬に転換する必要がある場合、発行会社は、発行会社普通株式を発行のために追加的に留保するよう要求される場合がある。発行会社普通株式の新規発行は、発行会社普通株式の市場価格を押し下げる効果を有する可能性がある。

発行会社は現在、本合併が、競争上の地位の強化や成長を加速させるためのプラットフォームを含む多くの利益をもたらし、最終的には1株当たりの利益を増加させるものとなると予測している。この予測は、大幅に変更される可能性のある予備的な見積りに基づいている。しかしながら、市場環境の不利な変化、追加的な取引費用および統合関連費用、ならびに本合併により見込まれる利益の一部または全部の実現不能等のその他の要因を含む、将来の事象および状況が、現在予測されている利益の増加を抑制し、もしくは遅延させ、または本合併による発行会社の1株当たりの利益の希薄化につながる可能性がある。発行会社の1株当たりの利益が希薄化され、またはその増加が抑制されもしくは遅延した場合、発行会社の普通株式の価格が下落し、または上昇のスピードが低下する可能性がある。

(注) 本合併の完了時に発行可能と見込まれる発行会社普通株式の最大株数。当該株数は、
(A) (i) 2020年4月13日現在流通しているE*TRADEの1株当たり額面0.01ドルの普通株式(以下

「E*TRADE普通株式」という。)の株数と(ii)2020年4月13日以降、本合併の効力発生時までの間にE*TRADEの各種株式関連報酬に基づき発行可能と見込まれるE*TRADE普通株式の株数の合計に、(B)E*TRADE普通株式1株に対する発行会社の1株当たり額面0.01ドルの普通株式の交換比率である1.0432を乗じて得られる値に基づく。

統合後の会社が本合併の完了後に拡大した事業を効果的に運営することができなければ、統合後の会社の将来の業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

本合併が完了した場合、統合後の会社の事業規模は、発行会社またはE*TRADEそれぞれの現在の事業規模を大幅に上回る事となる。この拡大した事業を成功裡に運営するための統合後の会社の能力は、部分的には、両社の効果的な統合を実行する経営陣の能力のほか、規模および範囲が著しく拡大し、それに付随して費用および複雑性も増した統合後の事業を運営する経営陣の能力に依拠することとなる。統合後の会社の運営が成功する保証はなく、また、統合後の会社が、本合併により現在見込まれている運営効率、コスト削減およびその他の利益を実現する保証もない。

[モルガン・スタンレー 2025年6月10日満期 利率ステップアップ型 米ドル建社債に関する情報]

[モルガン・スタンレー 2025年6月10日満期 利率ステップアップ型 豪ドル建社債に関する情報]

「本社債に関するリスク要因」

本社債の価値または利回りは、為替相場および為替管理の影響を受けるおそれがある。

一般的な為替相場および為替管理リスク

本社債が投資家の本国通貨以外の通貨建てである場合、本社債に対する投資には重大なリスクを伴う。かかるリスクには、本国通貨と換算対象通貨の間の為替相場に重大な変動が生ずる可能性や、関係政府機関の為替管理が強制または修正される可能性を含む。これらのリスクは一般的に発行会社が制御できない経済上および政治上の事象に左右される。投資家は、本社債が、その居住しまたは事業を営む国の通貨（本国通貨）以外の通貨建てであるか、本国通貨以外で支払われる場合、または本社債の支払が当該通貨の価値に連動して行われる場合の本社債への投資に伴う固有のリスクにつき、財務および法務顧問に相談するべきである。これに該当する本社債への投資は、外貨建取引に精通していない投資家には適切でない。

投資家の投資に対する為替相場の影響

近年、一部通貨間の為替相場は非常に変動的となっており、この変動性は今後も継続するおそれがある。過去における特定の為替相場の変動が、本社債の期間に生ずる変動を示唆するとは限らない。投資家の本国通貨または本社債の支払通貨に対する相場下落に伴い、本社債の実効利回りがその表面利率を下回り、投資家の本国通貨を基準とした場合、全体として投資家に損失が生じる可能性がある。また、本社債の特定の要項次第では、関連通貨の為替相場が変動することにより、その実効利回りが低下したり、該当する本社債の価値の全部または重要な部分を投資家が喪失したりする結果となる可能性がある。

発行会社は為替レートを操作することはできない。

為替レートは、変動レートの場合と固定レートの場合とがある。多くの経済先進国の為替レートは、相関的に価値が変動する仕組みとなっている。しかし、各国政府はその時々において、本国の中央銀行による介入、規制上の管理の強制もしくは税金の賦課、または本国通貨の為替レートに影響を及ぼすことを目的とし

た金利の変更といった様々な手段を用いることがある。各国政府はまた、既存の通貨を代替するために、または、平価切下げもしくは平価切上げによって為替レートもしくは相対的な為替特性を変更するために、新たな通貨を発行することもある。このような政府による措置は、本来であれば経済力や国際的な為替動向に依拠して起こるはずの通貨の評価や通貨の変動に変化をもたらす、または影響を及ぼす可能性がある。

その結果、このような政府による措置は、投資家の自国通貨以外の通貨建てのまたはかかる通貨で支払いが行われる本社債に関し、投資家の自国通貨による利回りまたは支払いに悪影響を及ぼすおそれがある。

発行会社は、為替レートが固定化された場合、平価切下げもしくは平価切上げまたは為替管理その他の規制上の管理の強制もしくは税金の賦課が行われた場合、あるいは通貨に影響を及ぼすその他の動きがあった場合でも、本社債の条件を調整または変更することはない。これらのリスクは投資家の負担となる。

一部通貨の利用不能性

各国政府は、その時々において、関連する通貨の利用可能性に影響するような為替管理を強制してきており、今後もそのおそれがある。また実際の為替管理が行われていない場合でも、ある有価証券の支払期が到来した時点で、その適用通貨が利用可能でない場合もある。

本社債の流通市場での取引は制限されるおそれがある。

投資予定者は、本社債を満期まで保有する意思を有するべきである。本社債の流通市場の性質および範囲は予測不能であり、本社債については、流通市場がごく少数であるかまたは存在しない場合がある。そのため、本社債を保有しようとする者は、本社債の流動性をリスクとして考慮すべきである。本社債が証券取引所または価格決定システムにおいて上場または気配表示されている場合であっても、かかる事実は同等の本社債が上場または気配表示されていない場合よりも流動性が高くなるまたは低くなることを意味するものではなく、発行会社は上場または気配表示が恒久的に維持されることを保証することはできない。本社債が上場または気配表示されていない場合、本社債の売買にはより大きな困難が伴い、価格情報の透明性にも欠けるおそれがある。

さらに、発行会社は、本社債の一部の発行に関してルクセンブルグ証券取引所の公式上場リストへの登録およびルクセンブルグ証券取引所の規制市場またはユーロMTF市場での売買の許可、または他の上場機関、証券取引所および／もしくは価格決定システムにおける上場、売買および／もしくは気配表示の許可を申請することがあるが、上場の許可を得るには関連する上場要件が充足されなければならない。また流通市場が存在したとしても、投資家が本社債を容易に売却または取引するだけの十分な流動性を欠くおそれもある。モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーおよびモルガン・スタンレーの他の子会社は、随時本社債のマーケットメイクを行いうるが、いずれもこれを要求されるものではない。いずれかの時点でモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーおよび発行会社の他の子会社がマーケットメイクを行わなくなった場合、本社債に関して流通市場がごく少数となるかまたは存在しなくなるおそれがある。

投資家は株主としての権利を有していない。

投資家は、本社債の所有者として、議決権もしくは配当、利息その他の分配の受領権（適用ある場合）、またはその他の裏付となる有価証券もしくは指数に関する権利を何ら有していない。

為替相場が判決価額に影響を及ぼすおそれがある。

本社債はニューヨーク州法に準拠する。ニューヨーク州の裁判所が外貨建ての有価証券に係る訴訟におい

て判決を登録する場合、当該裁判所は、判決登録日における当該外貨と米ドルの実勢為替相場に基づき判決を米ドル建てで登録するか、または判決を外貨建てで登録したうえで、判決もしくは決定の登録日の実勢為替レートで判決もしくは決定を米ドル額に換算することとなる。

本社債は最終償還日前に償還されるおそれがある。

本社債の特定のシリーズにつきプライシングサプリメントにおいて別段の記載がない限り、管轄当局によりまたはこれを代理して課税、課金、徴収、源泉徴収または賦課されるあらゆる種類の税金、租税、賦課金または公租公課について源泉徴収または控除が行われたことにより、発行会社が本社債について負う支払債務の金額が増加することとなった場合、発行会社は社債要項に従い、当該プライシングサプリメントに明記される償還金額にて、発行済未償還である本社債の全部を償還する場合がある。

加えて、本社債が他の一定の状況において発行会社の任意で償還可能であるとプライシングサプリメントに定められる場合、発行会社は、実勢金利が比較的低率となっている時期に本社債の償還を選択することがある。かかる場合、投資家は償還による手取金を、該当の本社債の実効金利と同程度に高い料率で同様の有価証券に再投資できないことがある。

一定の本社債について何らかの理由により期限前に償還される場合、発行会社が支払う金額は、本社債が満期償還された場合に支払われる金額を下回る場合がある。

また、発行会社に債務不履行事由がある状況において、投資家は発行会社に対し、当該本社債の期限前償還金額について無担保の請求権を有することになる。

包括様式による本社債

包括社債券（下記において定義する。）はユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ヴィー（「ユーロクリア」）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（「クリアストリーム・ルクセンブルグ」）ならびに／または適用されるプライシングサプリメントに特定されるその他の決済機関（かかる機関を、以下「関連決済機関」という。）により、またはこれを代理して保有される場合があるため、投資家は、譲渡、支払および発行会社との連絡についてはこれらの機関の手續に依拠しなければならない。

発行された本社債は、恒久包括社債券（それぞれ「包括社債券」）に対する持分によって表章されることがある。この包括社債券は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの共同預託機関（もしくはそのノミニ）または共同保管機関（もしくはそのノミニ）名義で登録されることがある。

本社債が一または複数の包括社債券により表章されている間、発行会社は関連決済機関による口座保有者への分配を通じて支払を行うことにより本社債に基づく支払義務を履行する。包括社債券に対する持分の保有者は、関連する本社債に基づく支払の受領に関して、関連決済機関の手續に依拠しなければならない。発行会社は、包括社債券の受益権に関連する記録の維持、またはかかる受益権との関係で行われた支払につき、一切の責任または義務を負わない。

包括社債券に対する受益権の保有者は、関連する本社債につき議決権を行使する直接的な権利を有しない。当該保有者は上記に代えて、関連決済機関により、適切な代理人を任命し得るという範囲でのみ、権利行使することが認められている。

修正および放棄

本社債の社債要項には、社債権者の一般的な利益に影響を及ぼす事項について検討するための社債権者集会の招集に係る規定が含まれている。同規定により、所定の多数は、当該集会に出席せず議決権を行使しなかった社債権者およびかかる多数意見と反対の議決権行使をした社債権者を含む全社債権者を拘束することが許容される。

法改正

本社債の社債要項は、募集目論見書（Base Prospectus）の日付現在のニューヨーク州法に準拠している。募集目論見書の日付以降生ずるおそれのある司法判断またはニューヨーク州の法令の改正による影響については何らの保証も与えることができない。

税務上考慮すべき事項

一定の投資家について、特別な税務上の考慮が必要な場合がある。投資を行おうとする者は、この投資が税務上意味するところを判断するため、自身の税務顧問に相談するよう推奨される。非米国人保有者は、社債の実質的所有者が必要書類を源泉徴収代理人に提出する場合を除き、米国の源泉徴収課税を課される。法律上租税の源泉徴収または控除が求められる場合、社債に関する支払は適用される源泉徴収税の差引後の純額で行われ、かつ当社は非米国人保有者に対し源泉徴収額に関して追加的な支払を行うことを求められない。

信用リスク

本社債に基づく発行会社の債務は担保されない。社債権者は、発行会社の信用リスクを負う。信用リスクとは、本社債の元本、利息その他の支払いの計算方法にかかわらず、発行会社が、かかる本社債に基づく義務を充足できないリスクである。発行会社の格付けには関連する格付会社の独立した意見が反映され、発行会社の信用の質を保証するものではない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる
要件を満たしていることを示す書面に記載された事項

2018年度有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実

モルガン・スタンレー、2019 年度第 3 四半期決算を発表

純収益は 100 億ドル、1 株当たり利益は 1.27 ドル

[ニューヨーク、2019 年 10 月 17 日] モルガン・スタンレー (NYSE: MS、以下、「モルガン・スタンレー」または「当社」)は本日、2019 年 9 月 30 日をもって終了した第 3 四半期の純収益が前年同期の 99 億ドルに対し、100 億ドルになったと発表した。当四半期のモルガン・スタンレーに帰属する純利益は 22 億ドル、希薄化後 1 株当たり利益は 1.27 ドル¹であり、これに対し、前年同期のモルガン・スタンレーに帰属する純利益は 21 億ドル、希薄化後 1 株当たり利益は 1.17 ドル¹であった。

会長兼最高経営責任者(CEO)であるジェームス P. ゴーマンは次のように述べている。「当四半期、典型的な夏場の減速や変動の激しい市場にもかかわらず、当社は堅調な業績を上げた。会社全体の収益は 3 四半期連続で 100 億ドルを超え、株主資本利益率(ROE)は目標レンジを達成した。この一貫した実績は当社ビジネスモデルの安定性を示している。我々は引き続き経費の管理に注力しており、成長機会を追求する態勢を十分に整えている。」

業績の概要²

(単位: 1 株当たり数値を除き百万ドル)

全社	2019 年度 第 3 四半期	2018 年度 第 3 四半期
純収益	\$ 10,032	\$ 9,872
人件費	\$ 4,427	\$ 4,310
人件費以外の費用	\$ 2,895	\$ 2,711
税引前利益 ⁸	\$ 2,710	\$ 2,851
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	\$ 2,173	\$ 2,112
費用効率性比率 ⁹	73%	71%
希薄化後 1 株当たり利益	\$ 1.27	\$ 1.17
1 株当たり純資産 ⁴	\$ 45.49	\$ 40.67
1 株当たり有形純資産 ⁵	\$ 39.73	\$ 35.50
株主資本利益率 ⁶	11.2%	11.5%
有形株主資本利益率 ⁶	12.9%	13.2%
法人・機関投資家向け証券業務		
純収益	\$ 5,023	\$ 4,929
投資銀行業務	\$ 1,535	\$ 1,459
セールス&トレーディング	\$ 3,455	\$ 3,130
ウェルス・マネジメント業務		
純収益	\$ 4,358	\$ 4,399
手数料ベースの顧客預り資産 (十億ドル) ¹⁰	\$ 1,186	\$ 1,120
手数料ベースの資産流入額 (十億ドル) ¹¹	\$ 15.5	\$ 16.2
融資(十億ドル)	\$ 76.6	\$ 71.1
投資運用業務		
純収益	\$ 764	\$ 653
AUM (十億ドル) ¹²	\$ 507	\$ 471
長期純資金流入額(十億ドル) ¹³	\$ 4.2	\$ 3.0

業績のハイライト

- 全社の純収益は、すべての事業分野における堅固な実績を反映し、第 3 四半期としては過去 10 年間で最高となった³。
- 純資産⁴と有形純資産⁵は、前年同期比 12% 増となった。
- 株主資本利益率(ROE)⁶は 11.2%、有形株主資本利益率(ROTCE)⁶は 12.9%と、引き続き堅固であり、当社の予想範囲内にある。
- 法人・機関投資家向け証券業務部門の純収益は 50 億ドルと、季節的要因や変動の激しい市場にもかかわらず、堅固な顧客エンゲージメントにより、すべての商品で堅調な実績を上げた。
- ウェルス・マネジメント業務の税引前利益率⁷は、規律ある経費管理を継続したため、28.4%を達成した。
- 投資運用業務の純収益は、堅調な成功報酬と手数料収益の増加を受けて、17%増加した。顧客預り・管理資産(AUM)は 5,000 億ドルを超えた。

法人・機関投資家向け証券業務

法人・機関投資家向け証券業務の当四半期の純収益は、前年同期の 49 億ドルに対し、50 億ドルとなった。税引前利益⁸は、前年同期の 16 億ドルに対し、13 億ドルであった。

投資銀行業務の収益は、前年同期比 5%増となった:

- アドバイザリー業務の収益は、取扱高増加を受けた M&A 手数料の増加を反映して、増収となった。
- 株式引受業務の収益は、転換社債の発行増加で一部相殺されたものの、IPO と既公開株式売出の取扱高減少により、前年同期で減少した。
- 債券引受業務の収益は、債券発行高と融資実行の増加を受けて、前年同期から増収となった。

セールス&トレーディング業務の純収益は、前年同期比 10%増となった:

- 株式のセールス&トレーディング業務の純収益は、デリバティブ業務の減収が他のすべての業務における堅固な業績で相殺された結果、前年同期比ほぼ横ばいとなった。
- 債券のセールス&トレーディング業務の純収益は、外国為替商品の減収で一部相殺されたものの、クレジット商品と金利商品における堅調な顧客活動を反映して、前年同期比 21%増加した。
- その他のセールス&トレーディング業務の純収益は、資金調達ミックスの変化による費用低下と企業向け融資活動と当社の一部の借入金に関連する経済的ヘッジの利益を反映して、前年同期比で増加した。

投資収益・その他:

- 投資収益は、一部の投資先の IPO 後、継続して保有した持分の時価評価損により、前年同期比で減少した。
- その他の収益は、企業向け融資活動からの収益の低下を主に反映して、前年同期から減少した。

総費用:

- 人件費は、増収と給与増を反映して増加し、人件費率は 35.2%となった。
- 人件費以外の費用は、取扱高増加に起因する費用増と訴訟費用の増加により、前年同期比で増加した。

(単位: 百万ドル)	2019 年度 第 3 四半期	2018 年度 第 3 四半期
純収益	\$ 5,023	\$ 4,929
投資銀行業務	\$ 1,535	\$ 1,459
アドバイザリー	\$ 550	\$ 510
株式引受	\$ 401	\$ 441
債券引受	\$ 584	\$ 508
セールス&トレーディング	\$ 3,455	\$ 3,130
株式	\$ 1,991	\$ 2,019
債券	\$ 1,430	\$ 1,179
その他	\$ 34	\$ (68)
投資収益・その他	\$ 33	\$ 340
投資収益	\$ (18)	\$ 96
その他	\$ 51	\$ 244
総費用	\$ 3,716	\$ 3,373
人件費	\$ 1,768	\$ 1,626
人件費以外の費用	\$ 1,948	\$ 1,747

ウェルス・マネジメント業務

ウェルス・マネジメント業務の当四半期の純収益は 44 億ドルと、前年同期からほぼ横ばいとなった。当四半期の税引前利益⁸は 12 億ドル、税引前利益率⁷は 28.4%であった。

純収益は、前年同期比ほぼ横ばい:

- 資産運用手数料収益は、資産水準の上昇と良好な資産流入の継続を反映して、前年同期から増加した。
- 取引収益¹⁴は、一部の従業員繰延報酬制度に関連する投資損失を反映して、前年同期から減少した。
- 純金利収益は、資金調達構成の変更による費用増を主因とし、銀行貸出の伸びで一部相殺されたものの、前年同期から 3%減少した。当四半期末のウェルス・マネジメント顧客債務¹⁵は前年同期の 830 億ドルに対し 860 億ドルとなった。
- その他収益は、売却可能証券の実現利益の増加を受け、前年同期から増加した。

総費用:

- 人件費は、繰延報酬制度に関連する投資の公正価値と人材確保費用の減少を主因とし、報酬対象収益の増加で一部相殺されたものの、前年同期から減少した。

(単位: 百万ドル)	2019 年度 第 3 四半期	2018 年度 第 3 四半期
純収益	\$ 4,358	\$ 4,399
資産運用手数料収益	\$ 2,639	\$ 2,573
取引収益 ¹⁴	\$ 595	\$ 698
純金利収益	\$ 1,043	\$ 1,070
その他	\$ 81	\$ 58
総費用	\$ 3,120	\$ 3,205
人件費	\$ 2,340	\$ 2,415
人件費以外の費用	\$ 780	\$ 790

投資運用業務

投資運用業務の純収益は、前年同期の 653 百万ドルに対し、764 百万ドルとなった。税引前利益⁸は、前年同期の 102 百万ドルに対し、165 百万ドルとなった。

純収益は前年同期から 17%増加:

- 資産運用手数料収益は、顧客預り・管理資産の水準上昇と非経常的な実現運用報酬を受け、前年同期から増加した。
- 投資収益は、主にプライベートエクイティ業務における成功報酬の増加を反映して、前年同期から増加した。

総費用:

- 人件費は、成功報酬に関連する繰延報酬の増加を主因として、前年同期から増加した。

(単位: 百万ドル)	2019 年度 第 3 四半期	2018 年度 第 3 四半期
純収益	\$ 764	\$ 653
資産運用手数料収益	\$ 664	\$ 604
投資収益	\$ 105	\$ 40
その他	\$ (5)	\$ 9
総費用	\$ 599	\$ 551
人件費	\$ 319	\$ 269
人件費以外の費用	\$ 280	\$ 282

その他の事項

- 当社は自社株買いプログラムの一環として、2019年度第3四半期に自社の普通株式を約15億ドル買い戻した。
- 取締役会は普通株式1株当たり0.35ドルの四半期配当を宣言した。配当は2019年10月31日現在の株主名簿上の普通株主に対し、2019年11月15日付けで支払われる。
- 2019年度第3四半期の実効税率は18.2%であった。これには、2018年連邦税の確定申告と引当金の再測定に伴う非経常的な正味個別税金ベネフィット89百万ドルが含まれている。

	2019年度 第3四半期	2018年度 第3四半期
資本¹⁶		
普通株式等 Tier 1 自己資本比率 ¹⁷	16.2%	16.7%
Tier 1 自己資本比率 ¹⁷	18.4%	19.0%
Tier 1 レバレッジ比率 ¹⁸	8.2%	8.2%
補完的レバレッジ比率 ¹⁹	6.3%	6.4%
普通株式買戻し		
自社株買い(百万ドル)	\$ 1,500	\$ 1,180
株式数(百万株)	36	24
平均株価	\$ 41.92	\$ 49.33
期末流通普通株式数(百万株)	1,624	1,726
税率	18.2%	24.4%

モルガン・スタンレーは、投資銀行、証券、ウェルス・マネジメント、資産運用事業において多岐にわたるサービスを提供する世界有数の総合金融サービス企業である。世界 41 カ国以上のオフィスを通じて、当社の従業員は、法人、政府、機関投資家、個人に質の高い金融商品およびサービスを提供している。モルガン・スタンレーに関する詳細については www.morganstanley.com をご参照ください。

決算概要については添付資料を参照。財務、統計、事業関連の追加情報、事業およびセグメント動向は補足財務情報(Financial Supplement)に掲載されている。決算リリースと補足財務情報はモルガン・スタンレーのウェブサイト(www.morganstanley.com)の Investor Relations のセクションでも公開している。

###

注:

このプレス・リリースおよび補足財務情報で提供する情報は一定の非 GAAP 財務指標を含んでいる場合がある。同指標の定義または同指標から比較可能な米国 GAAP 財務指標への調整は本決算リリースと補足財務情報に掲載しており、いずれも www.morganstanley.com で公開している。

本決算リリースには一定の財務等の目標や目的の達成を含む予想的見解が含まれる場合がある。予想的見解は、資料作成時の経営者の見積り、予想、期待、仮定、解釈または確信を反映したものであり、実際の結果と大きく異なるリスクおよび不確実性が存在するため、読者は予想的見解を過度に信用すべきではない。当社は、予想的見解を行った後に発生することのある状況または事象による影響を反映するために、これらの予想的見解を更新するとは限らない。当社の将来の業績に重要な影響を与え得るリスクおよび不確実性に関しては、2018 年 12 月 31 日をもって終了した年度に係る当社の様式 10-K による年次報告書の第 1 部、第 1 項の直前に記載されている「予想的見解」の項、第 1 部、第 1 項に記載されている「競争」および「監督および規制」の項、第 1 部、第 1A 項に記載されている「リスク要因」の項、第 1 部、第 3 項に記載されている「訴訟」の項、第 2 部、第 7 項に記載されている「財政状態および経営成績に関する経営者の検討および分析」の項、また、第 2 部、第 7A 項に記載されている「リスクに関する定量的および定性的情報の開示」の項、ならびに、様式 10-K に記載されている他の項目、当社の様式 10-Q による四半期報告書および様式 8-K による臨時報告書(これらの訂正報告書を含む)を参照されたい。

- ¹ 1株当たり利益の計算に関連して、2019年度第3四半期および2018年度第3四半期はそれぞれ113百万ドルおよび93百万ドルの優先配当を含んでいた。
- ² 当社は米国において一般に公正妥当と認められる会計原則(「米国 GAAP」)を適用して連結財務諸表を作成している。モルガン・スタンレーは、決算発表、決算電話会議、財務情報の表示などで一定の「非 GAAP 財務指標」を開示する場合がある。証券取引委員会(SEC)は「非 GAAP 財務指標」を米国 GAAP に準拠して算出、表示された最も直接的に比較可能な指標に対して金額が実質的に除外または算入調整された、過去または将来の経営成績、財政状態、またはキャッシュ・フローの数値尺度と定義している。モルガン・スタンレーが公表している非 GAAP 財務指標は、当社の財政状態、経営成績、または予想される規制上の所要自己資本の透明性を高めるため、またその評価を行う代替的な方法をアナリスト、投資家、その他利害関係者に提供する追加情報として提示されている。こうした指標は米国 GAAP に準拠しておらず、GAAP に置き換わるものではなく、他社が利用している非 GAAP 財務指標とは異なるか、整合しない場合がある。当社が非 GAAP 財務指標に言及する際には常に、一般的にそれについて定義するか、米国 GAAP に準拠して算出、表示される最も直接的に比較可能な財務指標も提示するとともに、当社が参照する非 GAAP 財務指標とそれに見合う米国 GAAP 財務指標の差異に関する調整も提示する。
- ³ 当四半期の純収益は100億ドルとなったが、債務評価調整額(DVA)の影響を除外し、現在の当社の報告構造を反映(つまり非継続事業を除外)した四半期決算報告で、第3四半期としては過去10年間で最高となった。DVAは以前(2016年3月31日以前の決算期)は、純収益に反映されていた。DVAの影響を除く純収益は、これら過去の期間においては、様式10-Qにより提出した各四半期報告書において比較可能なGAAP財務指標への調整を示していた非GAAP財務指標であった。
- ⁴ 普通株式1株当たり純資産は、普通株主資本を期末の流通普通株式数で除したものである。
- ⁵ 普通株式1株当たり有形純資産は、アナリスト、投資家、その他利害関係者にとって自己資本比率の有用な指標であると当社が判断している非GAAP財務指標である。普通株式1株当たり有形純資産は、有形普通株主資本を期末の流通普通株式数で除したものである。有形普通株主資本も非GAAP財務指標であり、普通株主資本からのれんおよび無形資産(算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後)を除外したものである。
- ⁶ 年率換算した平均普通株主資本利益率と年率換算した平均有形普通株主資本利益率は、アナリスト、投資家、その他利害関係者が期間ごとの業績と自己資本比率をより良く比較するための有用な指標であると当社が判断している非GAAP財務指標である。平均普通株主資本利益率と平均有形普通株主資本利益率は、モルガン・スタンレーに帰属する年換算した純利益から優先株式配当を控除したものをそれぞれ平均普通株主資本と平均有形普通株主資本に対する比率として導き出す。有形普通株主資本も非GAAP財務指標であり、普通株主資本からのれんおよび無形資産(算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後)を除外したものである。
- ⁷ 税引前利益率は、アナリスト、投資家、その他利害関係者が業績を評価する際の有用な指標であると当社が判断している非GAAP財務指標である。税引前利益率は、税引前の損益を純収益で除したものである。
- ⁸ 税引前利益は、アナリスト、投資家、その他利害関係者が業績を評価する際の有用な指標であると当社が判断している非GAAP財務指標である。税引前利益は、税引前の利益(損失)を表している。
- ⁹ 当社の費用効率性比率は、純収益に対する非金利費用の比率である。
- ¹⁰ ウェルス・マネジメント業務の手数料ベース顧客資産とは、サービスに対する支払いの根拠が顧客資産をベースに計算される手数料である顧客口座の資産額である。

- ¹¹ ウェルス・マネジメント業務の手数料ベースの資産流入額は、正味の新規手数料ベース口座資産、正味の口座振替、配当、金利、顧客手数料を含み、法人・機関投資家の資金管理関連の業務を除外する。
- ¹² AUM は、asset under management (顧客預り・管理資産)と定義される。
- ¹³ 長期純資金流入額は、株式、債券、オルタナティブ/その他資産クラスを含み、流動性資産クラスを除外している。
- ¹⁴ 取引収益は、投資銀行業務、トレーディングおよび手数料収益を含む。
- ¹⁵ ウェルス・マネジメント顧客債務は、米国銀行子会社の貸出およびブローカー・ディーラーの証拠金取引を反映している。米国銀行は当社の米国銀行業務子会社であるモルガン・スタンレー・バンク・エヌ・エイおよびモルガン・スタンレー・プライベート・バンク・ナショナル・アソシエーションを指す。
- ¹⁶ 自己資本比率は、本決算リリースの発行日(2019年10月17日)現在の推定値である。
- ¹⁷ 規制準拠を判断する際の当社のリスクベース自己資本比率は、(i) 信用リスクのリスク加重資産(「RWA」)および市場リスクの RWA を算出する標準的手法、ならびに、(ii) 信用リスクの RWA、市場リスクの RWA、およびオペレーショナル・リスクの RWA を算出するために適用可能な先進的手法、に基づき算出した自己資本比率のうち、低い方となる。2019年9月30日現在および2018年9月30日現在の当社の自己資本比率は、標準的手法に基づいている。過去の会計期間における規制上の自己資本および同比率の算出に関する情報については、当社の2018年度の様式10-Kによる年次報告書の第2部、第7項「流動性および資本の源泉－規制上の要求事項」を参照されたい。
- ¹⁸ Tier1 レバレッジ比率は、当社のレバレッジを測定する非リスクベースの自己資本規制である。Tier1 レバレッジ比率は分子に Tier1 自己資本を、分母に平均調整後資産を用いる。
- ¹⁹ 当社は、配当および自社株買い、経営陣への裁量的賞与支給を含む資本の分配への制約を回避するため、最低2%の資本バッファーを含めて5%の Tier 1 補完的レバレッジ比率を維持しなければならない。当社の2019年度第3四半期および2018年度第3四半期の補完的レバレッジ比率は、分子に Tier1 自己資本(それぞれ約731億ドルと約703億ドル)を用い、分母には補完的レバレッジ・エクスポージャー(それぞれ約1.16兆ドルと約1.10兆ドル)を用いている。

モルガン・スタンレー
 連結損益計算書情報
 (無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		9か月間		増減率
	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 からの 増減率	2018年 9月30日 からの 増減率	2019年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	2018年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	
収益:								
投資銀行業務	\$ 1,635	\$ 1,590	\$ 1,567	3%	4%	\$ 4,467	\$ 4,994	(11%)
トレーディング	2,608	2,732	2,752	(5%)	(5%)	8,781	9,815	(11%)
投資	87	441	136	(80%)	(36%)	801	409	96%
委託手数料	990	979	932	1%	6%	2,935	3,144	(7%)
資産運用業務	3,363	3,220	3,251	4%	3%	9,632	9,632	--
その他	131	253	298	(48%)	(56%)	685	748	(8%)
非金利収益合計	8,814	9,215	8,936	(4%)	(1%)	27,301	28,742	(5%)
受取利息	4,350	4,506	3,627	(3%)	20%	13,146	9,781	34%
支払利息	3,132	3,477	2,691	(10%)	16%	9,885	6,964	42%
純利息	1,218	1,029	936	18%	30%	3,261	2,817	16%
純収益	10,032	10,244	9,872	(2%)	2%	30,562	31,559	(3%)
非金利費用:								
人件費	4,427	4,531	4,310	(2%)	3%	13,609	13,845	(2%)
人件費以外の費用:								
事務所設備関連費用	353	353	351	--	1%	1,053	1,033	2%
仲介、決済および取引手数料	637	630	559	1%	14%	1,860	1,795	4%
情報処理および通信費	557	538	513	4%	9%	1,627	1,487	9%
マーケティングおよび事業開拓費	157	162	152	(3%)	3%	460	471	(2%)
専門家役員報酬	531	537	570	(1%)	(7%)	1,582	1,660	(5%)
その他	660	590	566	12%	17%	1,803	1,888	(5%)
人件費以外の費用合計	2,895	2,810	2,711	3%	7%	8,385	8,334	1%
非金利費用合計	7,322	7,341	7,021	--	4%	21,994	22,179	(1%)
継続事業税引前利益(損失)	2,710	2,903	2,851	(7%)	(5%)	8,568	9,380	(9%)
継続事業からの法人所得税費用/ (ベネフィット)	492	657	696	(25%)	(29%)	1,636	2,050	(20%)
継続事業利益(損失)	2,218	2,246	2,155	(1%)	3%	6,932	7,330	(5%)
非継続事業税引後利益(損失)	0	0	(1)	--	*	0	(5)	*
純利益(損失)	\$ 2,218	\$ 2,246	\$ 2,154	(1%)	3%	\$ 6,932	\$ 7,325	(5%)
償還不能非支配持分に帰属する 純利益	45	45	42	--	7%	129	108	19%
モルガン・スタンレーに帰属する 純利益(損失)	2,173	2,201	2,112	(1%)	3%	6,803	7,217	(6%)
優先株式配当/その他	113	170	93	(34%)	22%	376	356	6%
モルガン・スタンレー普通株主に 帰属する利益(損失)	\$ 2,060	\$ 2,031	\$ 2,019	1%	2%	\$ 6,427	\$ 6,861	(6%)

後注は本情報の不可欠な一部である。追加情報に関しては、補足財務情報の12-17ページに記載する米国GAAP指標と非GAAP指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
 連結財務指標および比率ならびに統計データ
 (無監査)

	四半期			増減率		9か月間		増減率
	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 からの 増減率	2018年 9月30日 からの 増減率	2019年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	2018年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	

財務指標:

基本的1株当たり利益	\$ 1.28	\$ 1.24	\$ 1.19	3%	8%	\$ 3.94	\$ 3.99	(1%)
希薄化後1株当たり利益	\$ 1.27	\$ 1.23	\$ 1.17	3%	9%	\$ 3.89	\$ 3.92	(1%)
平均普通株主資本利益率	11.2%	11.2%	11.5%			11.8%	13.1%	
平均有形普通株主資本利益率	12.9%	12.8%	13.2%			13.5%	15.1%	
普通株式1株当たり純資産	\$ 45.49	\$ 44.13	\$ 40.67			\$ 45.49	\$ 40.67	
普通株式1株当たり有形純資産	\$ 39.73	\$ 38.44	\$ 35.50			\$ 39.73	\$ 35.50	

非経常的な正味個別税金費用/
 ベネフィットを除く

調整後希薄化後1株当たり利益	\$ 1.21	\$ 1.23	\$ 1.17	(2%)	3%	\$ 3.77	\$ 3.87	(3%)
調整後平均普通株主資本利益率	10.7%	11.2%	11.5%			11.5%	13.0%	
調整後平均有形普通株主資本利益率	12.3%	12.8%	13.2%			13.1%	14.9%	

財務比率:

税引前利益率	27%	28%	29%			28%	30%	
純収益に占める人件費の比率	44%	44%	44%			45%	44%	
純収益に占める人件費以外の 費用の比率	29%	27%	27%			27%	26%	
全社の費用効率性比率	73%	72%	71%			72%	70%	
継続事業の実効税率	18.2%	22.6%	24.4%			19.1%	21.9%	

統計データ:

期末流通普通株式数(単位:百万株)	1,624	1,659	1,726	(2%)	(6%)			
平均流通普通株式数(単位:百万株)								
基本的	1,604	1,634	1,697	(2%)	(5%)	1,632	1,719	(5%)
希薄化後	1,627	1,655	1,727	(2%)	(6%)	1,653	1,749	(5%)
全世界従業員数	60,532	59,513	59,835	2%	1%			

後注は本情報の不可欠な一部である。追加情報に関しては、補足財務情報の12-17 ページに記載する米国GAAP 指標と非GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知を参照。

2019 年度第 3 四半期決算

四半期補足財務情報	ページ
連結財務概要	60
連結財務指標および比率ならびに統計データ	61
連結財務情報	62
連結平均普通株主資本および規制自己資本に関する情報	63
損益計算書情報、財務指標および比率 法人・機関投資家向け証券業務	64
損益計算書情報、財務指標および比率 ウェルス・マネジメント業務	65
財務情報および統計データ ウェルス・マネジメント業務	66
損益計算書情報、財務指標および比率 投資運用業務	67
財務情報および統計データ 投資運用業務	68
連結ベースのローンおよび貸付コミットメント	69
米国銀行の補足財務情報	70
米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義	71
業績指標および用語の定義	72 - 73
定量的情報・算定に関する補足資料	74 - 75
法的通知	76

モルガン・スタンレー

連結財務概要

(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		9か月間		増減率
	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 からの 増減率	2018年 9月30日 からの 増減率	2019年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	2018年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	
純収益								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 5,023	\$ 5,113	\$ 4,929	(2%)	2%	\$ 15,332	\$ 16,743	(8%)
ウェルス・マネジメント業務	4,358	4,408	4,399	(1%)	(1%)	13,155	13,098	--
投資運用業務	764	839	653	(9%)	17%	2,407	2,062	17%
セグメント間消去	(113)	(116)	(109)	3%	(4%)	(332)	(344)	3%
純収益	\$ 10,032	\$ 10,244	\$ 9,872	(2%)	2%	\$ 30,562	\$ 31,559	(3%)
非金利費用								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 3,716	\$ 3,650	\$ 3,373	2%	10%	\$ 10,967	\$ 11,263	(3%)
ウェルス・マネジメント業務	3,120	3,165	3,205	(1%)	(3%)	9,486	9,587	(1%)
投資運用業務	599	640	551	(6%)	9%	1,869	1,672	12%
セグメント間消去	(113)	(114)	(108)	1%	(5%)	(328)	(343)	4%
非金利費用⁽¹⁾	\$ 7,322	\$ 7,341	\$ 7,021	--	4%	\$ 21,994	\$ 22,179	(1%)
税引前利益(損失)								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 1,307	\$ 1,463	\$ 1,556	(11%)	(16%)	\$ 4,365	\$ 5,480	(20%)
ウェルス・マネジメント業務	1,238	1,243	1,194	--	4%	3,669	3,511	5%
投資運用業務	165	199	102	(17%)	62%	538	390	38%
セグメント間消去	0	(2)	(1)	*	*	(4)	(1)	*
税引前利益(損失)	\$ 2,710	\$ 2,903	\$ 2,851	(7%)	(5%)	\$ 8,568	\$ 9,380	(9%)
モルガン・スタンレーに帰属する 純利益(損失)								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 1,073	\$ 1,121	\$ 1,120	(4%)	(4%)	\$ 3,565	\$ 4,204	(15%)
ウェルス・マネジメント業務	962	953	913	1%	5%	2,839	2,703	5%
投資運用業務	138	128	80	8%	73%	402	311	29%
セグメント間消去	0	(1)	(1)	*	*	(3)	(1)	(200%)
モルガン・スタンレーに帰属する 純利益(損失)	\$ 2,173	\$ 2,201	\$ 2,112	(1%)	3%	\$ 6,803	\$ 7,217	(6%)
モルガン・スタンレー普通株主に 帰属する利益(損失)	\$ 2,060	\$ 2,031	\$ 2,019	1%	2%	\$ 6,427	\$ 6,861	(6%)

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
連結財務指標および比率ならびに統計データ
(無監査)

	四半期			増減率		9か月間		増減率
	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 からの 増減率	2018年 9月30日 からの 増減率	2019年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	2018年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	
財務指標:								
基本的1株当たり利益	\$ 1.28	\$ 1.24	\$ 1.19	3%	8%	\$ 3.94	\$ 3.99	(1%)
希薄化後1株当たり利益	\$ 1.27	\$ 1.23	\$ 1.17	3%	9%	\$ 3.89	\$ 3.92	(1%)
平均普通株主資本利益率	11.2%	11.2%	11.5%			11.8%	13.1%	
平均有形普通株主資本利益率	12.9%	12.8%	13.2%			13.5%	15.1%	
普通株式1株当たり純資産	\$ 45.49	\$ 44.13	\$ 40.67			\$ 45.49	\$ 40.67	
普通株式1株当たり有形純資産	\$ 39.73	\$ 38.44	\$ 35.50			\$ 39.73	\$ 35.50	
非経常的な正味個別税金費用/ ベネフィットを除く ⁽¹⁾⁽²⁾								
調整後希薄化後1株当たり利益	\$ 1.21	\$ 1.23	\$ 1.17	(2%)	3%	\$ 3.77	\$ 3.87	(3%)
調整後平均普通株主資本利益率	10.7%	11.2%	11.5%			11.5%	13.0%	
調整後平均有形普通株主資本利益率	12.3%	12.8%	13.2%			13.1%	14.9%	
財務比率:								
税引前利益率	27%	28%	29%			28%	30%	
純収益に占める人件費の比率	44%	44%	44%			45%	44%	
純収益に占める人件費以外の費用の比率	29%	27%	27%			27%	26%	
全社の費用効率性比率	73%	72%	71%			72%	70%	
継続事業からの実効税率 ⁽¹⁾⁽²⁾	18.2%	22.6%	24.4%			19.1%	21.9%	
統計データ:								
期末流通普通株式数(単位:百万株)	1,624	1,659	1,726	(2%)	(6%)			
平均流通普通株式数(単位:百万株)								
基本的	1,604	1,634	1,697	(2%)	(5%)	1,632	1,719	(5%)
希薄化後	1,627	1,655	1,727	(2%)	(6%)	1,653	1,749	(5%)
全世界従業員数	60,532	59,513	59,835	2%	1%			

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
 連結財務情報
 (無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		9か月間		増減率
	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 からの 増減率	2018年 9月30日 からの 増減率	2019年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	2018年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	
地域別収益								
米州	\$ 7,489	\$ 7,526	\$ 7,357	--	2%	\$ 22,336	\$ 22,989	(3%)
EMEA(欧州、中東、アフリカ)	1,409	1,576	1,355	(11%)	4%	4,687	4,892	(4%)
アジア	1,134	1,142	1,160	(1%)	(2%)	3,539	3,678	(4%)
連結純収益	\$ 10,032	\$ 10,244	\$ 9,872	(2%)	2%	\$ 30,562	\$ 31,559	(3%)

貸借対照表

預金	\$ 180,738	\$ 176,593	\$ 175,185	2%	3%
資産合計	\$ 902,604	\$ 891,959	\$ 865,517	1%	4%
グローバル流動性準備	\$ 226,923	\$ 221,792	\$ 214,848	2%	6%
長期債務残高	\$ 192,362	\$ 196,072	\$ 189,949	(2%)	1%
長期債務残高の満期到来分 (今後12か月以内)	\$ 23,498	\$ 26,621	\$ 24,122	(12%)	(3%)
普通株主資本	\$ 73,862	\$ 73,204	\$ 70,183	1%	5%
控除:のれんおよび無形資産	(9,350)	(9,433)	(8,918)	(1%)	5%
有形普通株主資本	\$ 64,512	\$ 63,771	\$ 61,265	1%	5%
優先株主資本	\$ 8,520	\$ 8,520	\$ 8,520	--	--

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
 連結平均普通株主資本および規制自己資本に関する情報
 (無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率		9か月間		増減率
	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 からの 増減率	2018年 9月30日 からの 増減率	2019年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	2018年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	
平均普通株主資本								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 40.4	\$ 40.4	\$ 40.8	--	(1%)	\$ 40.4	\$ 40.8	(1%)
ウェルス・マネジメント業務	18.2	18.2	16.8	--	8%	18.2	16.8	8%
投資運用業務	2.5	2.5	2.6	--	(4%)	2.5	2.6	(4%)
親会社	12.3	11.5	10.0	7%	23%	11.4	9.4	21%
全社	<u>\$ 73.4</u>	<u>\$ 72.6</u>	<u>\$ 70.2</u>	1%	5%	<u>\$ 72.5</u>	<u>\$ 69.6</u>	4%

規制自己資本

普通株式等 Tier1 自己資本	\$ 64.4	\$ 64.0	\$ 61.8	1%	4%
Tier1 自己資本	\$ 73.1	\$ 72.7	\$ 70.3	1%	4%
標準的手法					
リスク加重資産	\$ 398.3	\$ 391.5	\$ 370.7	2%	7%
普通株式等 Tier1 自己資本比率	16.2%	16.3%	16.7%		
Tier1 自己資本比率	18.4%	18.6%	19.0%		
先進的手法					
リスク加重資産	\$ 389.3	\$ 384.0	\$ 357.1	1%	9%
普通株式等 Tier1 自己資本比率	16.5%	16.7%	17.3%		
Tier1 自己資本比率	18.8%	18.9%	19.7%		
レバレッジ・ベースの自己資本					
Tier1 レバレッジ比率	8.2%	8.4%	8.2%		
補完的レバレッジ比率	6.3%	6.5%	6.4%		

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
 損益計算書情報、財務指標および比率
 法人・機関投資家向け証券業務
 (無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		9か月間		増減率
	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 からの 増減率	2018年 9月30日 からの 増減率	2019年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	2018年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	
収益:								
アドバイザー業務	\$ 550	\$ 506	\$ 510	9%	8%	\$ 1,462	\$ 1,702	(14%)
株式	401	546	441	(27%)	(9%)	1,286	1,403	(8%)
債券	584	420	508	39%	15%	1,410	1,566	(10%)
引受業務	985	966	949	2%	4%	2,696	2,969	(9%)
投資銀行業務	1,535	1,472	1,459	4%	5%	4,158	4,671	(11%)
株式	1,991	2,130	2,019	(7%)	(1%)	6,136	7,047	(13%)
債券	1,430	1,133	1,179	26%	21%	4,273	4,441	(4%)
その他	34	41	(68)	(17%)	*	92	(198)	*
セールス&トレーディング	3,455	3,304	3,130	5%	10%	10,501	11,290	(7%)
投資	(18)	194	96	*	*	257	234	10%
その他	51	143	244	(64%)	(79%)	416	548	(24%)
純収益	5,023	5,113	4,929	(2%)	2%	15,332	16,743	(8%)
人件費	1,768	1,789	1,626	(1%)	9%	5,376	5,779	(7%)
人件費以外の費用	1,948	1,861	1,747	5%	12%	5,591	5,484	2%
非金利費用合計	3,716	3,650	3,373	2%	10%	10,967	11,263	(3%)
税引前利益(損失)	1,307	1,463	1,556	(11%)	(16%)	4,365	5,480	(20%)
モルガン・スタンレーに帰属する 純利益(損失) ⁽¹⁾	\$ 1,073	\$ 1,121	\$ 1,120	(4%)	(4%)	\$ 3,565	\$ 4,204	(15%)
税引前利益率	26%	29%	32%			28%	33%	
純収益に占める人件費の比率	35%	35%	33%			35%	35%	
純収益に占める人件費以外の費用の比率	39%	36%	35%			36%	33%	
平均普通株主資本利益率	10%	10%	10%			11%	13%	
平均有形普通株主資本利益率 ⁽²⁾	10%	10%	10%			11%	13%	
トレーディングの VaR(信頼水準 95%/ 保有期間 1 日の VaR の日次平均) ⁽³⁾	\$ 42	\$ 46	\$ 42					

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
 損益計算書情報、財務指標および比率
 ウェルス・マネジメント業務
 (無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		9か月間		増減率
	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 からの 増減率	2018年 9月30日 からの 増減率	2019年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	2018年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	
収益:								
資産運用業務	2,639	2,544	2,573	4%	3%	7,544	7,582	(1%)
取引	595	728	698	(18%)	(15%)	2,140	2,136	--
純受取利息	1,043	1,016	1,070	3%	(3%)	3,189	3,182	--
その他	81	120	58	(33%)	40%	282	198	42%
純収益	4,358	4,408	4,399	(1%)	(1%)	13,155	13,098	--
人件費	2,340	2,382	2,415	(2%)	(3%)	7,184	7,221	(1%)
人件費以外の費用	780	783	790	--	(1%)	2,302	2,366	(3%)
非金利費用合計	3,120	3,165	3,205	(1%)	(3%)	9,486	9,587	(1%)
税引前利益(損失)	1,238	1,243	1,194	--	4%	3,669	3,511	5%
モルガン・スタンレーに帰属する 純利益(損失) ⁽¹⁾	\$ 962	\$ 953	\$ 913	1%	5%	\$ 2,839	\$ 2,703	5%
税引前利益率	28%	28%	27%			28%	27%	
純収益に占める人件費の比率	54%	54%	55%			55%	55%	
純収益に占める人件費以外の費用の比率	18%	18%	18%			17%	18%	
平均普通株主資本利益率	21%	20%	21%			20%	21%	
平均有形普通株主資本利益率 ⁽²⁾	37%	36%	39%			36%	38%	

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
財務情報および統計データ
ウェルス・マネジメント業務
(無監査)

四半期			増減率	
2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 からの 増減率	2018年 9月30日 からの 増減率

ウェルス・マネジメント業務の指標

ウェルス・マネジメント業務の営業員数	15,553	15,633	15,655	(1%)	(1%)
営業員1人当たり年換算収益(単位:千ドル)	\$ 1,118	\$ 1,125	\$ 1,125	(1%)	(1%)
顧客預り資産(単位:十億ドル)	\$ 2,565	\$ 2,570	\$ 2,496	--	3%
営業員1人当たり顧客預り資産(単位:百万ドル)	\$ 165	\$ 164	\$ 159	1%	4%
顧客負債(単位:十億ドル)	\$ 86	\$ 84	\$ 83	2%	4%
手数料ベースの顧客預り資産(単位:十億ドル)	\$ 1,186	\$ 1,159	\$ 1,120	2%	6%
手数料ベース資産の流出入(単位:十億ドル)	\$ 15.5	\$ 9.8	\$ 16.2	58%	(4%)
顧客預り資産に占める手数料ベース資産の割合	46%	45%	45%		
リテール拠点	590	589	595	--	(1%)

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
損益計算書情報、財務指標および比率
投資運用業務
(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		9か月間		増減率
	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 からの 増減率	2018年 9月30日 からの 増減率	2019年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	2018年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	
収益:								
資産運用業務	\$ 664	\$ 612	\$ 604	8%	10%	\$ 1,893	\$ 1,840	3%
投資 ⁽¹⁾	105	247	40	(57%)	163%	543	172	*
その他	(5)	(20)	9	75%	*	(29)	50	*
純収益	<u>764</u>	<u>839</u>	<u>653</u>	(9%)	17%	<u>2,407</u>	<u>2,062</u>	17%
人件費	319	360	269	(11%)	19%	1,049	845	24%
人件費以外の費用	280	280	282	—	(1%)	820	827	(1%)
非金利費用合計	<u>599</u>	<u>640</u>	<u>551</u>	(6%)	9%	<u>1,869</u>	<u>1,672</u>	12%
税引前利益(損失)	165	199	102	(17%)	62%	538	390	38%
モルガン・スタンレーに 帰属する純利益(損失) ⁽²⁾	<u>\$ 138</u>	<u>\$ 128</u>	<u>\$ 80</u>	8%	73%	<u>\$ 402</u>	<u>\$ 311</u>	29%
税引前利益率	22%	24%	16%			22%	19%	
純収益に占める人件費の比率	42%	43%	41%			44%	41%	
純収益に占める人件費以外の 費用の比率	37%	33%	43%			34%	40%	
平均普通株主資本利益率	22%	20%	12%			22%	16%	
平均有形普通株主資本利益率 ⁽³⁾	36%	33%	19%			35%	25%	

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
財務情報および統計データ
投資運用業務
(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率		9か月間		増減率
	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 からの 増減率	2018年 9月30日 からの 増減率	2019年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	2018年 9月30日 をもって 終了した 9か月間	
運用・管理資産(AUM)								
資産クラス別の純流出入 ⁽¹⁾								
株式	\$ 2.1	\$ 1.4	\$ 1.6	50%	31%	\$ 4.9	\$ 6.9	(29%)
債券	2.3	1.3	1.6	77%	44%	2.4	0.1	*
オルタナティブ投資/その他	(0.2)	2.2	(0.2)	*	—	1.4	1.0	40%
長期純流出入	4.2	4.9	3.0	(14%)	40%	8.7	8.0	9%
流動性資産	9.1	3.0	(9.8)	*	*	6.3	(27.7)	*
純流出入合計	\$ 13.3	\$ 7.9	\$ (6.8)	68%	*	\$ 15.0	\$ (19.7)	*
資産クラス別の運用・管理資産 ⁽²⁾								
株式	\$ 126	\$ 128	\$ 117	(2%)	8%			
債券	74	71	71	4%	4%			
オルタナティブ投資/その他	135	135	133	—	2%			
長期運用・管理資産	335	334	321	—	4%			
流動性資産	172	163	150	6%	15%			
運用・管理資産合計	\$ 507	\$ 497	\$ 471	2%	8%			
少数株主の資産持分	\$ 6	\$ 6	\$ 7	—	(14%)			

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
 連結ベースのローンおよび貸付コミットメント
 (無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率	
	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 からの 増減率	2018年 9月30日 からの 増減率
法人・機関投資家向け証券業務					
ローン:					
企業向け ⁽¹⁾	\$ 13.3	\$ 13.3	\$ 12.0	—	11%
担保貸付枠	27.7	24.9	18.8	11%	47%
商業用および住宅用不動産	10.5	11.7	11.8	(10%)	(11%)
有価証券に基づく貸付およびその他	7.4	8.0	7.9	(8%)	(6%)
ローン合計	58.9	57.9	50.5	2%	17%
貸付コミットメント	108.6	114.0	97.9	(5%)	11%
法人・機関投資家向け証券業務のローン および貸付コミットメント ⁽²⁾	\$ 167.5	\$ 171.9	\$ 148.4	(3%)	13%
ウェルス・マネジメント業務					
ローン:					
有価証券に基づく貸付およびその他	\$ 47.4	\$ 45.5	\$ 44.4	4%	7%
住宅用不動産	29.2	28.6	26.7	2%	9%
ローン合計	76.6	74.1	71.1	3%	8%
貸付コミットメント	11.7	12.3	10.7	(5%)	9%
ウェルス・マネジメント業務のローン および貸付コミットメント ⁽³⁾	\$ 88.3	\$ 86.4	\$ 81.8	2%	8%
連結ベースのローンおよび貸付コミットメント⁽⁴⁾	\$ 255.8	\$ 258.3	\$ 230.2	(1%)	11%

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
 米国銀行の補足財務情報
 (無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率	
	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2019年 6月30日 からの 増減率	2018年 9月30日 からの 増減率
米国銀行の資産	\$ 211.0	\$ 205.9	\$ 203.2	2%	4%
法人・機関投資家向け証券業務 米国銀行のローン					
企業向け ⁽¹⁾	\$ 6.9	\$ 6.6	\$ 7.0	5%	(1%)
担保貸付枠	25.0	22.2	17.7	13%	41%
商業用および住宅用不動産	9.8	10.7	10.9	(8%)	(10%)
有価証券に基づく貸付およびその他	5.7	6.2	5.3	(8%)	8%
ローン合計	\$ 47.4	\$ 45.7	\$ 40.9	4%	16%
ウェルス・マネジメント業務 米国銀行のローン					
有価証券に基づく貸付およびその他	\$ 47.4	\$ 45.5	\$ 44.4	4%	7%
住宅用不動産	29.2	28.6	26.7	2%	9%
ローン合計	\$ 76.6	\$ 74.1	\$ 71.1	3%	8%
米国銀行のローン	\$ 124.0	\$ 119.8	\$ 112.0	4%	11%
米国銀行の投資有価証券ポートフォリオ⁽²⁾	\$ 70.7	\$ 70.7	\$ 60.5	--	17%
米国銀行の預り金	\$ 179.6	\$ 175.8	\$ 174.4	2%	3%

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
後注

米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義

- (a) 当社は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国 GAAP」という。）を適用して連結財務諸表を作成している。モルガン・スタンレーは、決算リリース、決算電話会議、財務情報の表示その他において、一定の「非 GAAP 財務指標」を開示する場合がある。証券取引委員会は「非 GAAP 財務指標」を、米国 GAAP に準拠して算定および表示された最も直接的に比較可能な指標に対して金額が実質的に除外または算入調整された、過去または将来の経営成績、財政状態またはキャッシュ・フローとして測定される数値尺度と定義している。モルガン・スタンレーが開示する非 GAAP 財務指標は、当社の財政状態、経営成績または予想される規制上の所要自己資本の透明性を高めるため、またその評価を行う代替的な方法をアナリスト、投資家およびその他の利害関係者に提供するための追加情報として提供されている。これらの指標は米国 GAAP に準拠したものまたは米国 GAAP に代替するものではなく、他社が使用している非 GAAP 財務指標と異なる場合や整合しない場合がある。当社が非 GAAP 財務指標に言及する場合は、当社は通常、それを定義するか、米国 GAAP に準拠して算定および表示される最も直接的に比較可能な財務指標を提示するとともに、当社が言及する非 GAAP 財務指標と比較可能な米国 GAAP 財務指標の差異の調整も提示している。これらの定義および調整に関しては、以下の注記に加えて、当社の 2019 年 6 月 30 日をもって終了した四半期の様式 10-Q による四半期報告書を参照。
- (b) 以下は、アナリスト、投資家およびその他の利害関係者が業績および自己資本をより良く評価することを可能とするために有用であると当社が考える非 GAAP 財務指標である。これらの指標は以下のとおり計算される。
- 希薄化後 1 株当たり利益（非経常的な正味個別税金費用/ベネフィットを除く）は、非経常的な正味個別税金費用/ベネフィットの影響を調整したモルガン・スタンレーに帰属する純利益（損失）から優先配当金を控除し、希薄化後の平均流通普通株式数で除した金額を表している。
 - 平均普通株主資本利益率および平均有形普通株主資本利益率は、モルガン・スタンレーに帰属する年度通期の純利益または年換算した四半期の純利益から優先配当金を控除したものの、平均普通株主資本および平均有形普通株主資本に対するそれぞれの比率に相当する。
 - 平均普通株主資本利益率および平均有形普通株主資本利益率（非経常的な正味個別税金費用/ベネフィットを除く）は、非経常的な正味個別税金費用/ベネフィットを除外するため、分子および分母の両方を調整したものである。
 - セグメントの平均普通株主資本利益率および平均有形普通株主資本利益率は、各セグメントのモルガン・スタンレーに帰属する年度通期の純利益または年換算した四半期の純利益から優先配当金の配分額を控除し、各セグメントの平均普通株主資本および平均有形普通株主資本で除したものに相当する。セグメントの平均有形普通株主資本を算出するための普通株主資本に対する各セグメントの調整は、原則として年度の期首に行われ、重要な事業上の変更（例えば、事業の取得または処分）が生じた場合を除き、次の年次改定時まで当該年度を通じて固定される。
 - 有形普通株主資本は、のれんおよび算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後の無形資産を除外した普通株主資本に相当する。
 - 普通株式 1 株当たり有形純資産は、有形普通株主資本を期末流通普通株式数で除したものに相当する。
 - 税引前利益率は、純収益に対する税引前利益の比率を表している。

モルガン・スタンレー
後注

業績指標および用語の定義

1 ページ:

- (a) モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失)は、純利益から償還不能非支配持分に帰属する純利益を控除した金額である。
- (b) モルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益(損失)は、モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失)から優先配当金を控除した金額である。

2 ページ:

- (a) 普通株式 1 株当たり純資産は、普通株主資本を期末流通普通株式数で除したものに相当する。
- (b) 全社の費用効率性比率は、純収益に対する非金利費用合計の比率を表している。

3 ページ:

- (a) 当社全体の地域別収益は、当社の管理ベースの連結純収益を反映している。純収益の地域別の分析方法の詳細については、当社の 2018 年 12 月 31 日をもって終了した年度の様式 10-K による年次報告書(以下「2018 年度様式 10-K」という。)に記載する連結財務諸表に対する注記 21 に開示している。
- (b) 銀行子会社および非銀行子会社が保有するグローバル流動性準備高は、流動性の高い広く分散された現金および現金同等物ならびに担保権未設定の有価証券で構成されている。適格な担保権未設定の有価証券には、米国国債、米国政府機関債、米国政府機関モーゲージ担保証券、米国以外の国債およびその他の高流動性投資適格有価証券が含まれている。
- (c) 当社の有形普通株主資本の計算に使用されるのれんおよび無形資産の残高は、算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後のものである。

4 ページ:

- (a) 当社による平均普通株主資本の事業セグメントへの配分は、社内の資本充実度を測定する自己資本の枠組みに基づいている。この枠組みは、リスクベースおよびレバレッジによる使用資本の測定尺度であり、該当する場合、ある時点でストレス事象による潜在的損失を負担した後に当社が継続企業資本の金額を維持することを確保するため、当社の自己資本と比較される。自己資本の枠組みは、当社の自己資本の規制上の要求事項に基づいている。当社は、平均普通株主資本の合計と、事業セグメントに配分された平均普通株主資本の合計との差額を親会社普通株主資本と定義している。事業セグメントに配分される資本の金額は、通常は事業年度の期首に決定され、次の年次改定時まで年間を通じて固定されるが、重大な事業の変更(例えば、事業の取得または処分)が生じる場合はこの限りではない。所要自己資本の枠組みは事業環境および規制環境の変化に対応し、例えばストレステストの変更やモデル化手法の高度化を組み込むために、時間の経過と共に改良される見込みである。当該枠組みの詳細については、当社の 2018 年 12 月 31 日をもって終了した年度の様式 10-K による年次報告書の第 2 部、第 7 項「流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」および当社の 2019 年 6 月 30 日をもって終了した四半期の様式 10-Q による四半期報告書の第 1 部、第 2 項「流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」を参照。
- (b) 規制遵守について判断することを目的とする当社のリスクベース自己資本比率は、(i)信用リスクおよび市場リスクのリスク加重資産(以下「RWA」という。)を計算する標準的な手法(以下「標準的手法」という。))と、(ii)信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクの RWA の計算に適用される先進的手法(以下「先進的手法」という。))の、各手法に基づき計算された自己資本比率のうちの低い方である。2019 年 9 月 30 日現在、当社の比率は標準的手法の規定に基づいている。過去の期間の自己資本および比率の計算の詳細については、当社の 2018 年度様式 10-K の第 2 部、第 7 項「流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」および当社の 2019 年 6 月 30 日をもって終了した四半期の様式 10-Q の第 1 部、第 2 項「流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」を参照。
- (c) 補完的レバレッジ比率は、Tier1 自己資本を、補完的レバレッジ・エクスポージャー全額で除したものに相当する。

5 ページ:

- (a) 法人・機関投資家向け証券業務のセールス&トレーディングの純収益には、トレーディング、純受取利息(受取利息から支払利息を差し引いた金額)、資産運用業務および委託手数料の収益が含まれている。
- (b) VaR は、当社のトレーディング・ポジションのポートフォリオを 1 日保有する場合に、平均して 100 取引日につき 5 回を超えて超過することはないと予想される損失の額を表す。2019 年 9 月 30 日をもって終了した四半期より、主に規制ルールの改定に向けて、当社は VaR モデルを変更した。当社は、変更後の VaR も引き続き市場リスクを正確に測定するものと考えている。従来のモデルは、現在の市況を反映するためにボラティリティ調整後の 4 年間の実績データを使用していたが、新たなモデルでは 1 年間の未調整実績データを使用している。過去の期間の VaR の金額について、新モデルを反映する再計算は行っていない。2019 年度第 3 四半期のトレーディング VaR に関して、新モデル(42 百万ドル)と旧モデル(43 百万ドル)の間に重要な差異はなかった。VaR の計算方法および当社の VaR の手法の限界に関する詳細については、当社の 2018 年度様式 10-K の第 2 部、第 7 A 項「市場リスクに関する定量的および定性的情報の開示」に開示している。

モルガン・スタンレー
後注

業績指標および用語の定義

6 ページ :

- (a) ウェルス・マネジメント業務セグメントの取引収益には、投資銀行業務、トレーディングおよび委託手数料による収益が含まれている。
- (b) 純受取利息は、受取利息から支払利息を差し引いた金額である。
- (c) ウェルス・マネジメント業務セグメントのその他の収益には、投資およびその他の収益が含まれている。

7 ページ :

- (a) 営業員 1 人当たり平均年換算収益は、年換算収益を年平均営業員数で除したものに相当する。
- (b) 営業員 1 人当たり顧客預り資産は、顧客預り資産総額を期末営業員数で除したものに相当する。
- (c) 顧客負債は、米国銀行に係る貸出ならびにブローカー・ディーラーの信用取引業務を反映している。
- (d) 手数料ベース顧客口座資産は、サービスに対する支払が顧客口座の資産により計算される手数料を基礎とする場合の当該資産の金額を表している。
- (e) 手数料ベース資産の増減には、新規の手数料ベース資産(純額)、口座振替額(純額)、配当、利息および顧客手数料が含まれるが、法人・機関投資家向けの現金管理関連活動は除かれている。

8 ページ :

- (a) 投資運用業務セグメントのその他の収益には、投資銀行業務、トレーディング、純利息およびその他の収益が含まれている。

9 ページ :

- (a) 投資運用業務のオルタナティブ/その他の資産クラスには、ファンド・オブ・ファンズ、不動産、プライベート・エクイティおよびクレジット・ストラテジーズならびにマルチ・アセット・ポートフォリオにおける商品が含まれている。
- (b) 投資運用業務の純流出入には、新規の契約、投資または再投資、顧客による償還純額、資金投資期間後の資本払戻および再投資されていない分配金が含まれており、約定期間から資本投資期間への資金の移行の影響は除かれる。
- (c) 少数株主の資産持分は、投資運用業務が少数持分を保有する事業体によって運用される資産に対する投資運用業務の比例持分を表している。

10 ページ :

- (a) 企業向けローンにはリレーションシップ・ローンおよびイベント・ドリブン・ローンが含まれており、これらは全般的にリボルビング与信枠、ターム・ローンおよびブリッジ・ローンからなる。
- (b) 担保貸付枠には、不動産またはその他の資産を担保とする倉庫ローンを目的として顧客に提供したローンが含まれている。
- (c) 法人・機関投資家向け証券業務セグメントは、流通市場で購入した企業向けローン、コモディティ事業の顧客への融資および地方自治体向けローンを含む、有価証券に基づく貸付およびその他の貸付業務に従事している。
- (d) 法人・機関投資家向け証券業務の貸付コミットメントには、主に企業向け貸付業務が含まれている。

11 ページ :

- (a) 米国銀行は、当社の米国銀行子会社であるモルガン・スタンレー・バンク・エヌ・エイおよびモルガン・スタンレー・プライベート・バンク・ナショナル・アソシエーションを指しており、銀行子会社間の残高ならびに親会社および関係会社からの預金は除いている。

モルガン・スタンレー
後注

定量的情報・算定に関する補足資料

1 ページ:

(1) 当社の費目別の非金利費用は以下のとおりである。

	2019年度 第3四半期	2019年度 第2四半期	2018年度 第3四半期	2019年9月30日 をもって終了した 9か月間	2018年9月30日 をもって終了した 9か月間
人件費	\$ 4,427	\$ 4,531	\$ 4,310	\$ 13,609	\$ 13,845
人件費以外の費用:					
事務所設備関連費用	353	353	351	1,053	1,033
仲介、決済および取引手数料	637	630	559	1,860	1,795
情報処理および通信費	557	538	513	1,627	1,487
マーケティングおよび 事業開拓費	157	162	152	460	471
専門家役務報酬	531	537	570	1,582	1,660
その他	660	590	566	1,803	1,888
人件費以外の費用合計	2,895	2,810	2,711	8,385	8,334
非金利費用合計	\$ 7,322	\$ 7,341	\$ 7,021	\$ 21,994	\$ 22,179

2 ページ:

(1) 2019年9月30日をもって終了した四半期には、主に2018年度連邦税申告書の提出ならびに複数の管轄区域における税務調査に関する新たな情報による引当金および関連利息の再測定に関連した非経常的な正味個別税金ベネフィット89百万ドルが含まれていた。2019年9月30日および2018年9月30日をもって終了した9か月間には、主に複数の管轄区域における税務調査およびその他の事項に関する新たな情報による引当金および関連利息の再測定に関連した非経常的な正味個別税金ベネフィットがそれぞれ190百万ドルおよび92百万ドルが含まれていた。
希薄化後1株当たり利益、平均普通株主資本利益率および平均有形普通株主資本利益率に対する非経常的な正味個別税金項目による影響（これらは除外されている。）は、以下のとおりである。

	2019年度 第3四半期	2019年9月30日 をもって終了した 9か月間	2018年9月30日 をもって終了した 9か月間
希薄化後1株当たり利益への影響	\$ 0.06	\$ 0.12	\$ 0.05
平均普通株主資本利益率への影響	0.5%	0.3%	0.1%
平均有形普通株主資本利益率への影響	0.6%	0.4%	0.2%

2018年9月30日をもって終了した四半期および2019年6月30日をもって終了した四半期には、非経常的な正味個別税金項目はなかった。

(2) 従業員株式報酬に関連する法人所得税の影響（経常的な税金項目）は、連結損益計算書の法人所得税費用におけるベネフィットまたは費用のいずれかで認識される。従業員の株式報酬の当社株式への転換は、主に各年度の第1四半期に行われる予定である。該当する四半期および年度期首から9月30日までの累計期間における報酬の転換に伴う超過税金ベネフィットの認識による影響は、2019年度第2四半期:20百万ドル、2019年9月30日をもって終了した9か月間:127百万ドルおよび2018年9月30日をもって終了した9か月間:164百万ドルである。当社が各年に転換取引が行われると見込んでいるため、上記の非経常的な正味個別税金費用およびベネフィットの影響額には、従業員株式報酬に関連する経常的な正味個別税金ベネフィットを含めていない。

5 ページ:

(1) 2019年9月30日をもって終了した四半期において、モルガン・スタンレーに帰属する法人・機関投資家向け証券業務セグメントの純利益には、主に2018年度連邦税申告書の提出ならびに複数の管轄区域における税務調査に関する新たな情報による引当金および関連利息の再測定に関連した非経常的な正味個別税金ベネフィット67百万ドルが含まれていた。2019年9月30日および2018年9月30日をもって終了した9か月間には、主に複数の管轄区域における税務調査およびその他の事項に関する新たな情報による引当金および関連利息の再測定に関連した非経常的な正味個別税金ベネフィットがそれぞれ168百万ドルおよび88百万ドルが含まれていた。

(2) 法人・機関投資家向け証券業務の平均有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外して調整した平均普通株主資本を示している。この調整額は、2019年度第3四半期:536百万ドル、2019年度第2四半期:536百万ドル、2019年9月30日をもって終了した9か月間:536百万ドル、2018年度第3四半期:641百万ドルおよび2018年9月30日をもって終了した9か月間:641百万ドルである。

モルガン・スタンレー
後注

定量的情報・算定に関する補足資料

5 ページ (続き) :

- (3) 2019年9月30日をもって終了した四半期より、主に規制ルールの改定に向けて、当社は VaR モデルを変更した。当社は、変更後の VaR も引き続き市場リスクを正確に測定するものと考えている。従来のモデルは、現在の市況を反映するためにボラティリティ調整後の4年間の実績データを使用していたが、新たなモデルでは1年間の未調整実績データを使用している。過去の期間の VaR の金額について、新モデルを反映する再計算は行っていない。2019年度第3四半期のトレーディング VaR に関して、新モデル(42百万ドル)と旧モデル(43百万ドル)の間に重要な差異はなかった。

6 ページ :

- (1) 2019年9月30日をもって終了した四半期および同日をもって終了した9か月間に係る、モルガン・スタンレーに帰属するウェルス・マネジメント業務セグメントの純利益には、主に2018年度連邦税申告書の提出に関連した非経常的な正味個別税金ベネフィット13百万ドルが含まれていた。
- (2) ウェルス・マネジメント業務の平均有形普通株主資本は、のれんおよび算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後の無形資産を除外して調整した平均普通株主資本を示している。この調整額は、2019年度第3四半期:8,088百万ドル、2019年度第2四半期:8,088百万ドル、2019年9月30日をもって終了した9か月間:8,088百万ドル、2018年度第3四半期:7,604百万ドルおよび2018年9月30日をもって終了した9か月間:7,604百万ドルである。

8 ページ :

- (1) 当社の連結財務諸表に含まれる一定のファンドに係る投資利益または損失が含まれている。これらの利益または損失に対するリミテッド・パートナーシップ持分は、償還不能非支配持分に帰属する純利益(損失)に計上されている。
- (2) 2019年9月30日をもって終了した四半期および同日をもって終了した9か月間に係る、モルガン・スタンレーに帰属する投資運用業務セグメントの純利益には、主に2018年度連邦税申告書の提出に関連した非経常的な正味個別税金ベネフィット9百万ドルが含まれていた。
- (3) 投資運用業務の平均有形普通株主資本は、のれんおよび算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後の無形資産を除外して調整した平均普通株主資本を示している。この調整額は、2019年度第3四半期:940百万ドル、2019年度第2四半期:940百万ドル、2019年9月30日をもって終了した9か月間:940百万ドル、2018年度第3四半期:950百万ドルおよび2018年9月30日をもって終了した9か月間:950百万ドルである。

9 ページ :

- (1) 2019年9月30日、2019年6月30日および2018年9月30日をもって終了した四半期の地域別の純流入額は、以下のとおりである。
- 北米:64億ドル、43億ドルおよび(102)億ドル
北米以外:69億ドル、36億ドルおよび34億ドル
- (2) 2019年9月30日、2019年6月30日および2018年9月30日をもって終了した四半期の地域別の運用・管理資産は、以下のとおりである。
- 北米:2,820億ドル、2,770億ドルおよび2,650億ドル
北米以外:2,250億ドル、2,200億ドルおよび2,060億ドル

10 ページ :

- (1) 法人・機関投資家向け証券業務セグメントの企業向けローンは、リレーションシップ貸付およびイベント貸付を表している。
- (2) 2019年9月30日、2019年6月30日および2018年9月30日をもって終了した四半期において、法人・機関投資家向け証券業務は、ローンに関連する信用損失の貸倒引当金繰入(戻入)額をそれぞれ31百万ドル、4百万ドルおよび(2)百万ドル計上し、貸付コミットメントに関連する信用損失の貸倒引当金繰入額をそれぞれ18百万ドル、10百万ドルおよび1百万ドル計上した。
- (3) 2019年9月30日、2019年6月30日および2018年9月30日をもって終了した四半期において、ウェルス・マネジメント業務は、ローンに関連する信用損失の貸倒引当金繰入額をそれぞれ3百万ドル、3百万ドルおよび3百万ドル計上した。2019年9月30日および2019年6月30日をもって終了した四半期において、ウェルス・マネジメント業務は、貸付コミットメントに関連する信用損失の貸倒引当金繰入(戻入)額をそれぞれ(1)百万ドルおよび1百万ドル計上した。2018年9月30日をもって終了した四半期において、貸付コミットメントに関連してウェルス・マネジメント業務が計上した重要な引当金はなかった。
- (4) 2019年9月30日、2019年6月30日および2018年9月30日をもって終了した四半期において、投資運用業務は、ローン残高をそれぞれ42百万ドル、27百万ドルおよび12億ドル反映し、2018年9月30日をもって終了した四半期においては、貸付コミットメントを164百万ドル反映した。これらは、連結ベースのローンおよび貸付コミットメントの残高には含まれていない。

11 ページ :

- (1) 法人・機関投資家向け証券業務セグメントの企業向けローンは、リレーションシップ貸付およびイベント貸付を表している。
- (2) 2019年9月30日、2019年6月30日および2018年9月30日をもって終了した四半期の米国銀行の投資有価証券ポートフォリオには、満期保有目的の投資有価証券がそれぞれ267億ドル、272億ドルおよび190億ドル含まれていた。

モルガン・スタンレー
後注

法的通知

本補足財務情報は、財務、統計および事業に関連する情報、ならびに事業およびセグメントの趨勢を含んでいる。
本情報は、2019年10月17日に公表された当社の第3四半期決算プレス・リリースと合わせて読まれるべきものである。

モルガン・スタンレー、2019年度第4四半期決算および2019年度通期決算を発表

第4四半期の純収益は109億ドル、1株当たり利益は1.30ドル；2019年度通期の純収益は414億ドル、1株当たり利益は5.19ドル

[ニューヨーク、2020年1月16日] モルガン・スタンレー (NYSE: MS、以下、「モルガン・スタンレー」または「当社」) は本日、2019年12月31日をもって終了した第4四半期の純収益が前年同期の85億ドルに対し、109億ドルになったと発表した。当四半期のモルガン・スタンレーに帰属する純利益は22億ドル、希薄化後1株当たり利益は1.30ドル¹であり、これに対し、前年同期のモルガン・スタンレーに帰属する純利益は15億ドル、希薄化後1株当たり利益は0.80ドル¹であった。当四半期には非経常的な正味個別税金ベネフィットが158百万ドル、希薄化後1株当たり0.10ドル計上されており、これに対し前年同期には非経常的な正味個別税金ベネフィットが111百万ドル、希薄化後1株当たり0.07ドル計上されていた²。2019年度第4四半期は、12月の人員削減に伴う退職費用172百万ドルの影響も受けた³。

2019年度通期(2019年1月1日 - 2019年12月31日)の純収益は、前年度の401億ドルに対し、過去最高の414億ドルになった。当年度のモルガン・スタンレーに帰属する純利益は90億ドル、希薄化後1株当たり利益は5.19ドル¹であり、これに対し、前年度のモルガン・スタンレーに帰属する純利益は87億ドル、希薄化後1株当たり利益は4.73ドル¹であった。当年度には非経常的な正味個別税金ベネフィットが348百万ドル、希薄化後1株当たり0.21ドルが計上されており、これに対し前年度には非経常的な正味個別税金ベネフィットが203百万ドル、希薄化後1株当たり0.12ドルが計上されていた²。

会長兼最高経営責任者(CEO)であるジェームス P. ゴーマンは次のように述べている。「当四半期、当社はすべての事業分野において堅調な利益を上げた。会社全体の純収益は4四半期連続で100億ドルを超え、その結果、通期の純収益と純利益は過去最高を記録した。この安定した実績により、当社は公表した業績目標をすべて達成した。」

業績の概要⁴

全社 (単位: 1株当たり 数値を除き百万ドル)	2019年度 第4四半期	2018年度 第4四半期	2019年度	2018年度
純収益	\$10,857	\$8,548	\$41,419	\$40,107
人件費	\$5,228	\$3,787	\$18,837	\$17,632
人件費以外の費用	\$2,896	\$2,904	\$11,281	\$11,238
税引前利益 ⁷	\$2,733	\$1,857	\$11,301	\$11,237
MSに帰属する純利益	\$2,239	\$1,531	\$9,042	\$8,748
費用効率性比率 ⁸	75%	78%	73%	72%
希薄化後1株当たり利益	\$1.30	\$0.80	\$5.19	\$4.73
1株当たり純資産	\$45.82	\$42.20	\$45.82	\$42.20
1株当たり有形純資産	\$40.01	\$36.99	\$40.01	\$36.99
株主資本利益率 ⁵	11.3%	7.7%	11.7%	11.8%
有形株主資本利益率 ⁵	13.0%	8.8%	13.4%	13.5%
法人・機関投資家向け証券業務				
純収益	\$5,054	\$3,839	\$20,386	\$20,582
投資銀行業務	\$1,576	\$1,417	\$5,734	\$6,088
セールス&トレーディング	\$3,194	\$2,487	\$13,695	\$13,777
ウェルス・マネジメント業務				
純収益	\$4,582	\$4,144	\$17,737	\$17,242
手数料ベースの顧客預り資産(10億ドル) ⁹	\$1,267	\$1,046	\$1,267	\$1,046
手数料ベースの資産流入額(10億ドル) ¹⁰	\$24.9	\$16.2	\$64.9	\$65.9
融資(10億ドル)	\$80.1	\$72.2	\$80.1	\$72.2
投資運用業務				
純収益	\$1,356	\$684	\$3,763	\$2,746
AUM(10億ドル) ¹¹	\$552	\$463	\$552	\$463
長期純資金流入額(10億ドル) ¹²	\$6.7	\$(3.2)	\$15.4	\$4.8

業績のハイライト

- 第4四半期の純収益は27%増加し、2019年度通期の純収益が414億ドルと過去最高を達成することに寄与した。
- 過去最高となった通期の純利益は、事業基盤の強さとバランスの良さを反映している。
- 通期の株主資本利益率(ROE)⁵は11.7%、有形株主資本利益率(ROTCE)⁵は13.4%と、当社の予想範囲内にある。
- 法人・機関投資家向け証券業務部門の純収益は、4四半期連続で50億ドルを超えた。通期業績は、さえない市場環境にもかかわらず、すべての商品で堅調な実績を上げたことを反映している。
- ウェルス・マネジメント業務の通期の税引前利益率は27.2%と、過去最高となった純収益と税引前利益を反映している^{6,7}。
- 投資運用業務の業績は、成功報酬と手数料収益の増加を受けて、第4四半期と通期のいずれも堅調だった。顧客預り・管理資産(AUM)は堅固な資金流入を反映して19%増加した。

2019 年度第 4 四半期の業績

法人・機関投資家向け証券業務

法人・機関投資家向け証券業務の当四半期の純収益は、前年同期の 38 億ドルに対し、51 億ドルとなった。税引前利益⁷は、前年同期の 780 百万ドルに対し、11 億ドルであった。

投資銀行業務の収益は、前年同期比 11%増となった：

- ・ アドバイザリー業務の収益は、取引完了ベースの M&A 活動の低下を受けて減収となった。
- ・ 株式引受業務の収益は、アジアを中心とする IPO と既公開株式売出による増収を受けて、前年同期比で増加した。
- ・ 債券引受業務の収益は、主に投資適格債と非投資適格債の手数料増加を受けて、前年同期から増収となった。

セールス&トレーディング業務の純収益は、前年同期比 28%増となった：

- ・ 株式のセールス&トレーディング業務の純収益は、ボラティリティ低下によるデリバティブ業務の減収で一部相殺されたものの、プライム・ブローカレッジ業務が引き続き堅調で、現物株が堅固な業績を上げた結果、前年同期比ほぼ横ばいとなった。
- ・ 債券のセールス&トレーディング業務の純収益は、すべての事業分野で業績が改善し、特にクレジット商品が堅調であったことを反映し、前年同期から増加した。
- ・ その他のセールス&トレーディング業務の純収益は、一部の従業員の繰延報酬制度に伴う投資収益を反映し、企業向け融資活動に関連する経済的ヘッジの損失で相殺されたものの、前年同期比で増加した。

投資収益・その他：

- ・ 投資収益は、保有する上場投資商品で前年同期は時価評価損が発生したが当四半期は時価評価益となったため、前年同期比で増加した。
- ・ その他の収益は、企業向け融資活動に関連する時価評価益とコモディティに関連する無形資産の売却益を主に反映して、前年同期から増加した。

総費用：

- ・ 人件費は、増収と繰延報酬制度に関連する投資の公正価値増加、12 月の人員削減³に伴う 124 百万ドルの退職費用を反映して、前年同期比で増加した。

(単位: 百万ドル)	2019 年度 第 4 四半期	2018 年度 第 4 四半期
純収益	\$5,054	\$3,839
投資銀行業務	\$1,576	\$1,417
アドバイザリー	\$ 654	\$ 734
株式引受	\$ 422	\$ 323
債券引受	\$ 500	\$ 360
セールス&トレーディング	\$3,194	\$2,487
株式	\$1,920	\$1,929
債券	\$1,273	\$ 564
その他	\$ 1	\$ (6)
投資収益・その他	\$ 284	\$ (65)
投資収益	\$ 68	\$ (52)
その他	\$ 216	\$ (13)
総費用	\$3,929	\$3,059
人件費	\$2,057	\$1,179
人件費以外の費用	\$1,872	\$1,880

ウェルス・マネジメント業務

ウェルス・マネジメント業務の当四半期の純収益は、前年同期の 41 億ドルに対し、46 億ドルとなった。当四半期の税引前利益⁷は 12 億ドル、税引前利益率⁶は 25.4%であった。

純収益は、前年同期比 11%増:

- 資産運用手数料収益は、資産水準の上昇と過去最高の資産流入を反映して、前年同期から増加した。
- 取引収益¹³は、主に一部の従業員繰延報酬制度に関連する投資収益と投資銀行業務の伸びを反映して、前年同期から増加した。
- 純金利収益は、資金調達構成の変更を主因として、前年同期から 6%減少した。当四半期末のウェルス・マネジメント顧客債務¹⁴は前年同期の 830 億ドルに対し 900 億ドルとなった。

総費用:

- 人件費は、繰延報酬制度に関連する投資の公正価値の増加と 12 月の人員削減³に伴う退職費用を主因とし、人材維持費用の減少で一部相殺されたものの、前年同期から増加した。

(単位: 百万ドル)	2019 年度 第 4 四半期	2018 年度 第 4 四半期
純収益	\$4,582	\$4,144
資産運用手数料収益	\$2,655	\$2,576
取引収益 ¹³	\$ 829	\$ 422
純金利収益	\$1,033	\$1,095
その他	\$ 65	\$ 51
総費用	\$3,419	\$3,134
人件費	\$2,590	\$2,286
人件費以外の費用	\$ 829	\$ 848

投資運用業務

投資運用業務の純収益は、前年同期の 684 百万ドルに対し、14 億ドルとなった。税引前利益⁷は、前年同期の 74 百万ドルに対し、447 百万ドルとなった。

純収益は前年同期から 98%増加:

- 資産運用手数料収益は、堅調な正味資産流入による顧客預り・管理資産の水準上昇と運用報酬の増加を受け、前年同期から増加した。
- 投資収益は、顧客のために運用しているアジア・プライベートエクイティ・ファンド内で、裏付けとなる投資先の新規株式公開に関連して売出規制を受けた未収成功報酬を反映して、前年同期から増加した。
- その他収益は、前年同期の 26 百万ドルの損失に対し、50 百万ドルの損失となった。当年度と前年度の第 4 四半期決算ではそれぞれ第三者の資産運用会社に対する 2 つの異なる持分法投資の減損(各年度とも 1 件)を含んでいる。

総費用:

- 人件費は、成功報酬の増加と 12 月の人員削減³に伴う退職費用を主因として、前年同期から増加した。
- 人件費以外の費用は、手数料収益と顧客の資本調達の増加にかかわる委託・決済費用の増加を受け、前年同期から増加した。

(単位: 百万ドル)	2019 年度 第 4 四半期	2018 年度 第 4 四半期
純収益	\$1,356	\$ 684
資産運用手数料収益	\$ 736	\$ 628
投資収益	\$ 670	\$ 82
その他	\$ (50)	\$ (26)
総費用	\$ 909	\$ 610
人件費	\$ 581	\$ 322
人件費以外の費用	\$ 328	\$ 288

2019 年度通期の業績

法人・機関投資家向け証券業務

- ・ 法人・機関投資家向け証券業務の純収益はすべての事業分野において堅調な業績を上げ、税引前利益⁷は、前年度の 63 億ドルに対し、55 億ドルとなった。
- ・ 投資銀行業務の純収益は前年度比で減少した。引受業務の収益は堅固であり、堅調であった前年度からほぼ横ばいとなったが、取引完了ベースの M&A 取扱高の減少によるアドバイザリー業務の減収で相殺された。
- ・ セールス&トレーディング業務の純収益は、前年度からほぼ横ばいとなった。債券のセールス&トレーディング業務の純収益は堅固な顧客エンゲージメントを背景に前年度比 11%増加したが、株式のセールス&トレーディング業務の純収益は現物市場の取引高減少とデリバティブ業務のボラティリティ低下を特徴とする環境下で減少した。
- ・ 投資収益は、上場投資商品の時価評価益を反映して前年度比で増加した。
- ・ その他の収益は、日本における合併事業を構成する 1 社である三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社の減収で一部相殺されたものの、企業向け融資活動に関連する時価評価益を反映して、前年度から増加した。
- ・ 人件費は、裁量インセンティブ報酬の減少で一部相殺されたものの、繰延報酬制度に関連する投資の公正価値の増加、給与増加、12 月の人員削減³に伴う退職費用を反映して、前年度比で増加した。
- ・ 人件費以外の費用は、専門家役務報酬費用の減少で一部相殺されたものの、テクノロジー関連費用の増加を受けて前年度比で増加した。

(単位: 百万ドル)	2019 年度	2018 年度
純収益	\$20,386	\$20,582
投資銀行業務	\$ 5,734	\$ 6,088
セールス&トレーディング	\$13,695	\$13,777
投資収益	\$ 325	\$ 182
その他	\$ 632	\$ 535
総費用	\$14,896	\$14,322
人件費	\$ 7,433	\$ 6,958
人件費以外の費用	\$ 7,463	\$ 7,364

ウェルス・マネジメント業務

- ・ ウェルス・マネジメント業務の税引前利益は過去最高の48億ドル、税引前利益率は27.2%であった^{6,7}。
- ・ 資産運用手数料収益は、前年度から小幅に増加した。当年度の資産水準上昇の影響は、2018年度第4四半期の市場の大幅な下落を受けて2019年初めに手数料ベースの顧客資産水準が低下したことで相殺された。
- ・ 取引収益¹³は、一部の従業員繰延報酬制度に関連する投資収益を主因として、前年度から増加した。
- ・ 純金利収益は、前年度からほぼ横ばいであった。資金調達構成の変更によるコスト増とモーゲージ証券の期限前償還の償却費の増加が、平均金利上昇の影響と銀行貸出の伸びで一部相殺されたことを反映している。
- ・ その他収益は、売却可能証券の実現利益の増加を受け、前年度から増加した。
- ・ 人件費は、人材維持費用の減少で一部相殺されたものの、繰延報酬制度に関連する投資の公正価値と給与の増加を主因として、前年度から増加した。
- ・ 人件費以外の費用は、継続的なコスト管理への注力を反映して、前年度から3%減少した。

(単位: 百万ドル)	2019年度	2018年度
純収益	\$17,737	\$17,242
資産運用手数料収益	\$10,199	\$10,158
取引収益 ¹³	\$ 2,969	\$ 2,558
純金利収益	\$ 4,222	\$ 4,277
その他	\$ 347	\$ 249
総費用	\$12,905	\$12,721
人件費	\$ 9,774	\$ 9,507
人件費以外の費用	\$ 3,131	\$ 3,214

投資運用業務

- ・ 投資運用業務の純収益は前年度から37%増加し、税引前利益⁷は前年度の464百万ドルに対し、985百万ドルとなった。
- ・ 資産運用手数料収益は、堅調な正味資産流入による顧客預り・管理資産の水準上昇と運用報酬の増加を受け、前年度から増加した。
- ・ 投資収益は、主にアジアのプライベートエクイティ業務の未収成功報酬のため、前年度から増加した。
- ・ その他収益は、1つのファンドが連結対象外となったことと持分法投資の減損を要因として、前年度のプラスの収益に対し、79百万ドルの損失となった。
- ・ 人件費は、成功報酬の増加を主因として、前年度から増加した。
- ・ 人件費以外の費用は、手数料収益と顧客の資本調達の増加に伴う委託・決済費用の増加を受け、前年度から増加した。

(単位: 百万ドル)	2019年度	2018年度
純収益	\$3,763	\$2,746
資産運用手数料収益	\$2,629	\$2,468
投資収益	\$1,213	\$ 254
その他	\$ (79)	\$ 24
総費用	\$2,778	\$2,282
人件費	\$1,630	\$1,167
人件費以外の費用	\$1,148	\$1,115

その他の事項

- ・ 当社は自社株買いプログラムの一環として、2019年度第4四半期に自社の普通株式を15億ドル買い戻した。2019年度通期では、自社の普通株式を54億ドル(約121百万株)買い戻した。
- ・ 取締役会は普通株式1株当たり0.35ドルの四半期配当を宣言した。配当は2020年1月31日現在の株主名簿上の普通株主に対し、2020年2月14日付けで支払われる。
- ・ 2019年度第4四半期の実効税率は15.7%、2019年度通期の実効税率は18.3%であった。これには、非経常的な正味個別税金ベネフィットそれぞれ158百万ドルおよび348百万ドルが含まれている。2018年度第4四半期および2018年度通期における実効税率16.2%および20.9%は、非経常的な正味個別税金ベネフィットそれぞれ111百万ドルおよび203百万ドルを含んでいた。当年度と前年度の非経常的な正味個別税金ベネフィットは、主に複数の管轄地域における税務調査と他の税務問題の解決に関連する新たな情報に伴う引当金の再測定に関連するものであった。

	2019年度 第4四半期	2018年度 第4四半期	2019年度	2018年度
普通株式買戻し				
自社株買い(百万ドル)	\$1,500	\$1,180	\$5,360	\$4,860
株式数(百万株)	31	27	121	97
平均株価	\$48.49	\$43.77	\$44.23	\$50.08
期末の流通普通株式数(百万株)	1,594	1,700	1,594	1,700
税率	15.7%	16.2%	18.3%	20.9%
資本¹⁵				
普通株式等 Tier 1 自己資本比率 ¹⁶	16.4%	16.9%		
Tier 1 自己資本比率 ¹⁶	18.6%	19.2%		
Tier 1 レバレッジ比率 ¹⁷	8.2%	8.4%		
補完的レバレッジ比率 ¹⁸	6.3%	6.5%		

モルガン・スタンレーは、投資銀行、証券、ウェルス・マネジメント、資産運用事業において多岐にわたるサービスを提供する世界有数の総合金融サービス企業である。世界 41 カ国以上のオフィスを通じて、当社の従業員は、法人、政府、機関投資家、個人に質の高い金融商品およびサービスを提供している。モルガン・スタンレーに関する詳細については www.morganstanley.com をご参照ください。

決算概要については添付資料を参照。財務、統計、事業関連の追加情報、事業およびセグメント動向は補足財務情報 (Financial Supplement) に掲載されている。決算リリースと補足財務情報はウェブサイト (www.morganstanley.com) の Investor Relations のセクションでも公開している。

注:

このプレスリリースおよび補足財務情報で提供する情報は一定の非 GAAP 財務指標を含んでいる場合がある。同指標の定義または同指標から比較可能な米国 GAAP 財務指標への調整は本決算リリースと補足財務情報に掲載しており、いずれも www.morganstanley.com で公開している。

本決算リリースには一定の財務等の目標や目的の達成を含む予想的見解が含まれる場合がある。予想的見解は、資料作成時の経営者の見積り、予想、期待、仮定、解釈または確信を反映したものであり、実際の結果と大きく異なるリスクおよび不確実性が存在するため、読者は予想的見解を過度に信用すべきではない。当社は、予想的見解を行った後に発生することのある状況または事象による影響を反映するために、これらの予想的見解を更新するとは限らない。当社の将来の業績に重要な影響を与え得るリスクおよび不確実性に関しては、2018 年 12 月 31 日をもって終了した年度に係る当社の様式 10-K による年次報告書の第 1 部、第 1 項の直前に記載されている「予想的見解」の項、第 1 部、第 1 項に記載されている「競争」および「監督および規制」の項、第 1 部、第 1A 項に記載されている「リスク要因」の項、第 1 部、第 3 項に記載されている「訴訟」の項、第 2 部、第 7 項に記載されている「財政状態および経営成績に関する経営者の検討および分析」の項、また、第 2 部、第 7A 項に記載されている「リスクに関する定量的および定性的情報の開示」の項、ならびに、様式 10-K に記載されている他の項目、当社の様式 10-Q による四半期報告書および様式 8-K による臨時報告書 (これらの訂正報告書を含む) を参照されたい。

- ¹ 1株当たり利益の計算に関連して、2019年度第4四半期および2018年度第4四半期はそれぞれ154百万ドルおよび170百万ドルの優先配当を含んでいた。2019年度通期および2018年度通期については、それぞれ530百万ドルおよび526百万ドルの優先配当を含んでいた。
- ² 当年度と前年度の非経常的な正味個別税金ベネフィットは、主に複数の管轄法域における税務調査の解決に関連する新たな情報とその他の税関連の問題を背景とする引当金の再測定に関連している。
- ³ 当社は事業部門とインフラストラクチャー部門における12月の人員削減に関連して、2019年度第4四半期に172百万ドルの退職費用を計上した(法人・機関投資家向け証券業務で124百万ドル、ウェルス・マネジメント業務で37百万ドル、投資運用業務で11百万ドル)。
- ⁴ 当社は米国において一般に公正妥当と認められる会計原則(「米国GAAP」)を適用して連結財務諸表を作成している。モルガン・スタンレーは、決算発表、決算電話会議、財務情報の表示などで一定の「非GAAP財務指標」を開示する場合がある。証券取引委員会(SEC)は「非GAAP財務指標」を米国GAAPに準拠して算出、表示された最も直接的に比較可能な指標に対して金額が実質的に除外または算入調整された、過去または将来の経営成績、財政状態、またはキャッシュ・フローの数値尺度と定義している。モルガン・スタンレーが公表している非GAAP財務指標は、当社の財政状態、経営成績、または予想される規制上の所要自己資本の透明性を高めるため、またその評価を行う代替的な方法をアナリスト、投資家、その他利害関係者に提供する追加情報として提示されている。こうした指標は米国GAAPに準拠しておらず、GAAPに置き換わるものではなく、他社が利用している非GAAP財務指標とは異なるか、整合しない場合がある。当社が非GAAP財務指標に言及する際には常に、一般的にそれについて定義するか、米国GAAPに準拠して算出、表示される最も直接的に比較可能な財務指標も提示するとともに、当社が参照する非GAAP財務指標とそれに見合う米国GAAP財務指標の差異に関する調整も提示する。
- ⁵ 平均普通株主資本利益率と平均有形普通株主資本利益率は、アナリスト、投資家、その他利害関係者が期間ごとの業績と自己資本比率をより良く比較するための有用な指標であると当社が判断している非GAAP財務指標である。平均普通株主資本利益率と平均有形普通株主資本利益率は、モルガン・スタンレーに帰属する通期の純利益もしくは年換算した四半期の純利益から優先株式配当を控除したものをそれぞれ平均普通株主資本と平均有形普通株主資本に対する比率として導き出す。有形普通株主資本も非GAAP財務指標であり、普通株主資本からのれんおよび無形資産(算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後)を差し引いたものである。
- ⁶ 税引前利益率は、アナリスト、投資家、その他利害関係者が業績を評価する際の有用な指標であると当社が判断している非GAAP財務指標である。税引前利益率は、税引前の損益を純収益で除したものである。
- ⁷ 税引前利益は、アナリスト、投資家、その他利害関係者が業績を評価する際の有用な指標であると当社が判断している非GAAP財務指標である。税引前利益は、税引前の利益(損失)を表している。
- ⁸ 全社の費用効率性比率は、純収益に対する非金利費用の比率である。
- ⁹ ウェルス・マネジメント業務の手数料ベース顧客資産とは、サービスに対する支払いの根拠が顧客資産をベースに計算される手数料である顧客口座の資産額である。
- ¹⁰ ウェルス・マネジメント業務の手数料ベースの資産流入額は、正味の新規手数料ベース口座資産、正味の口座振替、配当、金利、顧客手数料を含み、法人・機関投資家の資金管理関連の業務を除外する。
- ¹¹ AUMは、asset under management(顧客預り・管理資産)と定義される。
- ¹² 長期純資金流入額は、株式、債券、オルタナティブ/その他資産クラスを含み、流動性資産クラスを除外する。
- ¹³ 取引収益は、投資銀行業務、トレーディングおよび手数料収益を含む。
- ¹⁴ ウェルス・マネジメント顧客債務は、米国銀行子会社の貸出およびブローカー・ディーラーの証拠金取引を反映している。米国銀行は当社の米国銀行業務子会社であるモルガン・スタンレー・バンク・エヌ・エイおよびモルガン・スタンレー・プライベート・バンク・ナショナル・アソシエーションを指す。
- ¹⁵ 自己資本比率は、本決算リリースの発行日(2020年1月16日)現在の推定値である。

¹⁶ 規制準拠を判断する際の当社のリスクベース自己資本比率は、(i) 信用リスクのリスク加重資産(「RWA」)および市場リスクの RWA を算出する標準的手法、ならびに、(ii) 信用リスクの RWA、市場リスクの RWA、およびオペレーショナル・リスクの RWA を算出するために適用可能な先進的手法、に基づき算出した自己資本比率のうち、低い方となる。2019年12月31日現在および2018年12月31日時点の当社の自己資本比率は、標準的手法に基づいている。過去の会計期間における規制上の自己資本および同比率の算出に関する情報については、当社の2018年度の様式10-Kによる年次報告書を参照されたい。

¹⁷ Tier1 レバレッジ比率は、当社のレバレッジを測定する非リスクベースの自己資本規制である。Tier1 レバレッジ比率は分子に Tier1 自己資本を、分母に平均調整後資産を用いる。

¹⁸ 当社は、配当および自社株買い、経営陣への裁量的賞与支給を含む資本の分配への制約を回避するため、最低2%の資本バッファを含めて5%の Tier 1 補完的レバレッジ比率を維持しなければならない。当社の2019年度第4四半期および2018年度第4四半期の補完的レバレッジ比率は、分子に Tier1 自己資本(それぞれ約733億ドルおよび約706億ドル)を用い、分母には補完的レバレッジ・エクスポージャー(それぞれ約1.16兆ドルおよび約1.09兆ドル)を用いている。

モルガン・スタンレー
 連結損益計算書情報
 (無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		12か月間			増減率
	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 からの 増減率	2018年 12月31日 からの 増減率	2019年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2018年 12月31日 をもって 終了した 12か月間		
収益:									
投資銀行業務	\$ 1,696	\$ 1,635	\$ 1,488	4 %	14 %	\$ 6,163	\$ 6,482	(5 %)	
トレーディング	2,314	2,608	1,736	(11 %)	33 %	11,095	11,551	(4 %)	
投資	739	87	28	*	*	1,540	437	*	
委託手数料	984	990	1,046	(1 %)	(6 %)	3,919	4,190	(6 %)	
資産運用業務	3,451	3,363	3,266	3 %	6 %	13,083	12,898	1 %	
その他	240	131	(5)	83 %	*	925	743	24 %	
非金利収益合計	9,424	8,814	7,559	7 %	25 %	36,725	36,301	1 %	
受取利息	3,952	4,350	4,111	(9 %)	(4 %)	17,098	13,892	23 %	
支払利息	2,519	3,132	3,122	(20 %)	(19 %)	12,404	10,086	23 %	
純利息	1,433	1,218	989	18 %	45 %	4,694	3,806	23 %	
純収益	10,857	10,032	8,548	8 %	27 %	41,419	40,107	3 %	
非金利費用:									
人件費	5,228	4,427	3,787	18 %	38 %	18,837	17,632	7 %	
人件費以外の費用:									
事務所設備関連費用	375	353	358	6 %	5 %	1,428	1,391	3 %	
仲介、決済および取引手数料	633	637	598	(1 %)	6 %	2,493	2,393	4 %	
情報処理および通信費	567	557	529	2 %	7 %	2,194	2,016	9 %	
マーケティングおよび事業開拓費	200	157	220	27 %	(9 %)	660	691	(4 %)	
専門家役務報酬	555	531	605	5 %	(8 %)	2,137	2,265	(6 %)	
その他	566	660	594	(14 %)	(5 %)	2,369	2,482	(5 %)	
人件費以外の費用合計	2,896	2,895	2,904	--	--	11,281	11,238	--	
非金利費用合計	8,124	7,322	6,691	11 %	21 %	30,118	28,870	4 %	
継続事業税引前利益(損失)	2,733	2,710	1,857	1 %	47 %	11,301	11,237	1 %	
継続事業からの法人所得税費用/ (ベネフィット)	428	492	300	(13 %)	43 %	2,064	2,350	(12 %)	
継続事業利益(損失)	2,305	2,218	1,557	4 %	48 %	9,237	8,887	4 %	
非継続事業税引後利益(損失)	0	0	1	--	*	0	(4)	*	
純利益(損失)	\$ 2,305	\$ 2,218	\$ 1,558	4 %	48 %	\$ 9,237	\$ 8,883	4 %	
償還不能非支配持分に帰属する 純利益	66	45	27	47 %	144 %	195	135	44 %	
モルガン・スタンレーに帰属する 純利益(損失)	2,239	2,173	1,531	3 %	46 %	9,042	8,748	3 %	
優先株式配当/その他	154	113	170	36 %	(9 %)	530	526	1 %	
モルガン・スタンレー普通株主に 帰属する利益(損失)	\$ 2,085	\$ 2,060	\$ 1,361	1 %	53 %	\$ 8,512	\$ 8,222	4 %	

後注は本情報の不可欠な一部である。追加情報に関しては、補足財務情報の12-17ページに記載する米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
連結財務指標および比率ならびに統計データ
(無監査)

	四半期			増減率		12か月間		増減率
	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 からの 増減率	2018年 12月31日 からの 増減率	2019年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2018年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	
	財務指標:							
基本的1株当たり利益	\$ 1.33	\$ 1.28	\$ 0.81	4 %	64 %	\$ 5.26	\$ 4.81	9 %
希薄化後1株当たり利益	\$ 1.30	\$ 1.27	\$ 0.80	2 %	63 %	\$ 5.19	\$ 4.73	10 %
平均普通株主資本利益率	11.3 %	11.2 %	7.7 %			11.7 %	11.8 %	
平均有形普通株主資本利益率	13.0 %	12.9 %	8.8 %			13.4 %	13.5 %	
普通株式1株当たり純資産	\$ 45.82	\$ 45.49	\$ 42.20			\$ 45.82	\$ 42.20	
普通株式1株当たり有形純資産	\$ 40.01	\$ 39.73	\$ 36.99			\$ 40.01	\$ 36.99	
非経常的な正味個別税金費用/ ベネフィットを除く								
調整後希薄化後1株当たり利益	\$ 1.20	\$ 1.21	\$ 0.73	(1 %)	64 %	\$ 4.98	\$ 4.61	8 %
調整後平均普通株主資本利益率	10.5 %	10.7 %	7.1 %			11.2 %	11.5 %	
調整後平均有形普通株主資本利益率	12.0 %	12.3 %	8.1 %			12.9 %	13.2 %	
財務比率:								
税引前利益率	25 %	27 %	22 %			27 %	28 %	
純収益に占める人件費の比率	48 %	44 %	44 %			45 %	44 %	
純収益に占める人件費以外の費用の比率	27 %	29 %	34 %			27 %	28 %	
全社の費用効率性比率	75 %	73 %	78 %			73 %	72 %	
継続事業の実効税率	15.7 %	18.2 %	16.2 %			18.3 %	20.9 %	
統計データ:								
期末流通普通株式数(単位:百万株)	1,594	1,624	1,700	(2 %)	(6 %)			
平均流通普通株式数(単位:百万株)								
基本的	1,573	1,604	1,674	(2 %)	(6 %)	1,617	1,708	(5 %)
希薄化後	1,602	1,627	1,705	(2 %)	(6 %)	1,640	1,738	(6 %)
全世界従業員数	60,431	60,532	60,348	—	—			

後注は本情報の不可欠な一部である。追加情報に関しては、補足財務情報の12-17ページに記載する米国GAAP指標と非GAAP指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知を参照。

2019 年度第 4 四半期決算

四半期補足財務情報	ページ
連結財務概要	89
連結財務指標および比率ならびに統計データ	90
連結財務情報	91
連結平均普通株主資本および規制自己資本に関する情報	92
損益計算書情報、財務指標および比率 法人・機関投資家向け証券業務	93
損益計算書情報、財務指標および比率 ウェルス・マネジメント業務	94
財務情報および統計データ ウェルス・マネジメント業務	95
損益計算書情報、財務指標および比率 投資運用業務	96
財務情報および統計データ 投資運用業務	97
連結ベースのローンおよび貸付コミットメント	98
米国銀行の補足財務情報	99
米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義	100
業績指標および用語の定義	101 – 102
定量的情報・算定に関する補足資料	103 – 104
法的通知	105

モルガン・スタンレー

連結財務概要

(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		12か月間			増減率
	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 からの 増減率	2018年 12月31日 からの 増減率	2019年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2018年 12月31日 をもって 終了した 12か月間		
純収益									
法人・機関投資家向け証券 業務	\$ 5,054	\$ 5,023	\$ 3,839	1 %	32 %	\$ 20,386	\$ 20,582	(1 %)	
ウェルス・マネジメント業 務	4,582	4,358	4,144	5 %	11 %	17,737	17,242	3 %	
投資運用業務	1,356	764	684	77 %	98 %	3,763	2,746	37 %	
セグメント間消去	(135)	(113)	(119)	(19 %)	(13 %)	(467)	(463)	(1 %)	
純収益	<u>\$ 10,857</u>	<u>\$ 10,032</u>	<u>\$ 8,548</u>	8 %	27 %	<u>\$ 41,419</u>	<u>\$ 40,107</u>	3 %	
非金利費用									
法人・機関投資家向け証券 業務	\$ 3,929	\$ 3,716	\$ 3,059	6 %	28 %	\$ 14,896	\$ 14,322	4 %	
ウェルス・マネジメント業 務	3,419	3,120	3,134	10 %	9 %	12,905	12,721	1 %	
投資運用業務	909	599	610	52 %	49 %	2,778	2,282	22 %	
セグメント間消去	(133)	(113)	(112)	(18 %)	(19 %)	(461)	(455)	(1 %)	
非支払利息 ⁽¹⁾	<u>\$ 8,124</u>	<u>\$ 7,322</u>	<u>\$ 6,691</u>	11 %	21 %	<u>\$ 30,118</u>	<u>\$ 28,870</u>	4 %	
税引前利益(損失)									
法人・機関投資家向け証券 業務	\$ 1,125	\$ 1,307	\$ 780	(14 %)	44 %	\$ 5,490	\$ 6,260	(12 %)	
ウェルス・マネジメント業 務	1,163	1,238	1,010	(6 %)	15 %	4,832	4,521	7 %	
投資運用業務	447	165	74	171 %	*	985	464	112 %	
セグメント間消去	(2)	0	(7)	*	71 %	(6)	(8)	25 %	
税引前利益(損失)	<u>\$ 2,733</u>	<u>\$ 2,710</u>	<u>\$ 1,857</u>	1 %	47 %	<u>\$ 11,301</u>	<u>\$ 11,237</u>	1 %	
モルガン・スタンレーに帰属する 純利益(損失)									
法人・機関投資家向け証券 業務	\$ 1,034	\$ 1,073	\$ 702	(4 %)	47 %	\$ 4,599	\$ 4,906	(6 %)	
ウェルス・マネジメント業 務	889	962	769	(8 %)	16 %	3,728	3,472	7 %	
投資運用業務	317	138	65	130 %	*	719	376	91 %	
セグメント間消去	(1)	0	(5)	*	80 %	(4)	(6)	33 %	
モルガン・スタンレーに帰 属する純利益(損失)	<u>\$ 2,239</u>	<u>\$ 2,173</u>	<u>\$ 1,531</u>	3 %	46 %	<u>\$ 9,042</u>	<u>\$ 8,748</u>	3 %	
モルガン・スタンレー普通株主 に帰属する利益(損失)	<u>\$ 2,085</u>	<u>\$ 2,060</u>	<u>\$ 1,361</u>	1 %	53 %	<u>\$ 8,512</u>	<u>\$ 8,222</u>	4 %	

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
連結財務指標および比率ならびに統計データ
(無監査)

	四半期			増減率		12か月間			増減率
	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 からの 増減率	2018年 12月31日 からの 増減率	2019年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2018年 12月31日 をもって 終了した 12か月間		
財務指標:									
基本的1株当たり利益	\$ 1.33	\$ 1.28	\$ 0.81	4 %	64 %	\$ 5.26	\$ 4.81	9 %	
希薄化後1株当たり利益	\$ 1.30	\$ 1.27	\$ 0.80	2 %	63 %	\$ 5.19	\$ 4.73	10 %	
平均普通株主資本利益率	11.3 %	11.2 %	7.7 %			11.7 %	11.8 %		
平均有形普通株主資本利益率	13.0 %	12.9 %	8.8 %			13.4 %	13.5 %		
普通株式1株当たり純資産	\$ 45.82	\$ 45.49	\$ 42.20			\$ 45.82	\$ 42.20		
普通株式1株当たり有形純資産	\$ 40.01	\$ 39.73	\$ 36.99			\$ 40.01	\$ 36.99		
非経常的な正味個別税金費用/ ベネフィットを除く ⁽¹⁾⁽²⁾									
調整後希薄化後1株当たり利益	\$ 1.20	\$ 1.21	\$ 0.73	(1 %)	64 %	\$ 4.98	\$ 4.61	8 %	
調整後平均普通株主資本利益率	10.5 %	10.7 %	7.1 %			11.2 %	11.5 %		
調整後平均有形普通株主資本利益率	12.0 %	12.3 %	8.1 %			12.9 %	13.2 %		
財務比率:									
税引前利益率	25 %	27 %	22 %			27 %	28 %		
純収益に占める人件費の比率	48 %	44 %	44 %			45 %	44 %		
純収益に占める人件費以外の費用の比率	27 %	29 %	34 %			27 %	28 %		
全社の費用効率性比率	75 %	73 %	78 %			73 %	72 %		
継続事業からの実効税率 ⁽¹⁾⁽²⁾	15.7 %	18.2 %	16.2 %			18.3 %	20.9 %		
統計データ:									
期末流通普通株式数(単位:百万株)	1,594	1,624	1,700	(2 %)	(6 %)				
平均流通普通株式数(単位:百万株)									
基本的	1,573	1,604	1,674	(2 %)	(6 %)	1,617	1,708	(5 %)	
希薄化後	1,602	1,627	1,705	(2 %)	(6 %)	1,640	1,738	(6 %)	
全世界従業員数	60,431	60,532	60,348	--	--				

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
 連結財務情報
 (無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		12か月間		増減率
	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 からの 増減率	2018年 12月31日 からの 増減率	2019年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2018年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	
地域別収益								
米州	\$ 7,890	\$ 7,489	\$ 6,312	5%	25%	\$ 30,226	\$ 29,301	3%
EMEA (欧州、中東、アフリカ)	1,374	1,409	1,200	(2%)	15%	6,061	6,092	(1%)
アジア	1,593	1,134	1,036	40%	54%	5,132	4,714	9%
連結純収益	\$ 10,857	\$ 10,032	\$ 8,548	8%	27%	\$ 41,419	\$ 40,107	3%
貸借対照表								
預金	\$ 190,356	\$ 180,738	\$ 187,820	5%	1%			
資産合計	\$ 895,429	\$ 902,604	\$ 853,531	(1%)	5%			
グローバル流動性準備	\$ 217,457	\$ 226,923	\$ 249,735	(4%)	(13%)			
長期債務残高	\$ 190,060	\$ 192,362	\$ 188,117	(1%)	1%			
長期債務残高の満期到来分(今後 12か月以内)	\$ 20,402	\$ 23,498	\$ 24,694	(13%)	(17%)			
普通株主資本	\$ 73,029	\$ 73,862	\$ 71,726	(1%)	2%			
控除: のれんおよび無形資産	(9,249)	(9,350)	(8,847)	(1%)	5%			
有形普通株主資本	\$ 63,780	\$ 64,512	\$ 62,879	(1%)	1%			
優先株主資本	\$ 8,520	\$ 8,520	\$ 8,520	--	--			

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー

連結平均普通株主資本および規制自己資本に関する情報

(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率		12か月間		増減率
	2019年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	
	12月31日	9月30日	12月31日	9月30日	12月31日	12月31日	12月31日	
	をもって	をもって	をもって	からの	からの	をもって	をもって	
	終了した	終了した	終了した	増減率	増減率	終了した	終了した	
	四半期	四半期	四半期			12か月間	12か月間	
平均普通株主資本								
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 40.4	\$ 40.4	\$ 40.8	--	(1%)	\$ 40.4	\$ 40.8	(1%)
ウェルス・マネジメント業務	18.2	18.2	16.8	--	8%	18.2	16.8	8%
投資運用業務	2.5	2.5	2.6	--	(4%)	2.5	2.6	(4%)
親会社	12.4	12.3	10.7	1%	16%	11.6	9.8	18%
全社	\$ 73.5	\$ 73.4	\$ 70.9	--	4%	\$ 72.7	\$ 70.0	4%
規制自己資本								
普通株式等 Tier1 自己資本	\$ 64.7	\$ 64.3	\$ 62.1	1%	4%			
Tier1 自己資本	\$ 73.3	\$ 72.9	\$ 70.6	1%	4%			
標準的手法								
リスク加重資産	\$ 394.3	\$ 394.9	\$ 367.3	--	7%			
普通株式等 Tier1 自己資本比率	16.4%	16.3%	16.9%					
Tier1 自己資本比率	18.6%	18.5%	19.2%					
先進的手法								
リスク加重資産	\$ 381.5	\$ 387.4	\$ 363.1	(2%)	5%			
普通株式等 Tier1 自己資本比率	17.0%	16.6%	17.1%					
Tier1 自己資本比率	19.2%	18.8%	19.5%					
レバレッジ・ベースの自己資本								
Tier1 レバレッジ比率	8.2%	8.2%	8.4%					
補完的レバレッジ比率	6.3%	6.3%	6.5%					

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
損益計算書情報、財務指標および比率
法人・機関投資家向け証券業務
(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		12か月間		増減率
	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 からの 増減率	2018年 12月31日 からの 増減率	2019年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2018年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	
収益:								
アドバイザリー業務	\$ 654	\$ 550	\$ 734	19%	(11%)	\$ 2,116	\$ 2,436	(13%)
株式	422	401	323	5%	31%	1,708	1,726	(1%)
債券	500	584	360	(14%)	39%	1,910	1,926	(1%)
引受業務	922	985	683	(6%)	35%	3,618	3,652	(1%)
投資銀行業務	1,576	1,535	1,417	3%	11%	5,734	6,088	(6%)
株式	1,920	1,991	1,929	(4%)	—	8,056	8,976	(10%)
債券	1,273	1,430	564	(11%)	126%	5,546	5,005	11%
その他	1	34	(6)	(97%)	*	93	(204)	*
セールス&トレーディング	3,194	3,455	2,487	(8%)	28%	13,695	13,777	(1%)
投資	68	(18)	(52)	*	*	325	182	79%
その他	216	51	(13)	*	*	632	535	18%
純収益	5,054	5,023	3,839	1%	32%	20,386	20,582	(1%)
人件費	2,057	1,768	1,179	16%	74%	7,433	6,958	7%
人件費以外の費用	1,872	1,948	1,880	(4%)	—	7,463	7,364	1%
非金利費用合計	3,929	3,716	3,059	6%	28%	14,896	14,322	4%
税引前利益(損失)	1,125	1,307	780	(14%)	44%	5,490	6,260	(12%)
モルガン・スタンレーに帰属する 純利益(損失) ⁽¹⁾	\$ 1,034	\$ 1,073	\$ 702	(4%)	47%	\$ 4,599	\$ 4,906	(6%)
税引前利益率	22%	26%	20%			27%	30%	
純収益に占める人件費の比率	41%	35%	31%			36%	34%	
純収益に占める人件費以外の費用 の比率	37%	39%	49%			37%	36%	
平均普通株主資本利益率	9%	10%	6%			10%	11%	
平均有形普通株主資本利益率 ⁽²⁾	9%	10%	6%			10%	11%	
トレーディングの VaR (信頼水準 95%/保有期間1日の VaR の日次平均) ⁽³⁾	\$ 39	\$ 42	\$ 49					

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
損益計算書情報、財務指標および比率
ウェルス・マネジメント業務
(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		12か月間		増減率
	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 からの 増減率	2018年 12月31日 からの 増減率	2019年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2018年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	
収益:								
資産運用業務	2,655	2,639	2,576	1 %	3 %	10,199	10,158	—
取引	829	595	422	39 %	96 %	2,969	2,558	16 %
純受取利息	1,033	1,043	1,095	(1 %)	(6 %)	4,222	4,277	(1 %)
その他	65	81	51	(20 %)	27 %	347	249	39 %
純収益	<u>4,582</u>	<u>4,358</u>	<u>4,144</u>	5 %	11 %	<u>17,737</u>	<u>17,242</u>	3 %
人件費	2,590	2,340	2,286	11 %	13 %	9,774	9,507	3 %
人件費以外の費用	829	780	848	6 %	(2 %)	3,131	3,214	(3 %)
非金利費用合計	<u>3,419</u>	<u>3,120</u>	<u>3,134</u>	10 %	9 %	<u>12,905</u>	<u>12,721</u>	1 %
税引前利益(損失)	1,163	1,238	1,010	(6 %)	15 %	4,832	4,521	7 %
モルガン・スタンレーに帰属する 純利益(損失) ⁽¹⁾	<u>\$ 889</u>	<u>\$ 962</u>	<u>\$ 769</u>	(8 %)	16 %	<u>\$ 3,728</u>	<u>\$ 3,472</u>	7 %
税引前利益率	25 %	28 %	24 %			27 %	26 %	
純収益に占める人件費の比率	57 %	54 %	55 %			55 %	55 %	
純収益に占める人件費以外の費用 の比率	18 %	18 %	20 %			18 %	19 %	
平均普通株主資本利益率	19 %	21 %	17 %			20 %	20 %	
平均有形普通株主資本利益率 ⁽²⁾	34 %	37 %	32 %			36 %	37 %	

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
財務情報および統計データ
ウェルス・マネジメント業務
(無監査)

	四半期			増減率	
	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 からの 増減率	2018年 12月31日 からの 増減率
ウェルス・マネジメント業務の指標					
ウェルス・マネジメント業務の営業員数	15,468	15,553	15,694	(1 %)	(1 %)
営業員1人当たり年換算収益(単位:千ドル)	\$ 1,182	\$ 1,118	\$ 1,058	6 %	12 %
顧客預り資産(単位:十億ドル)	\$ 2,700	\$ 2,565	\$ 2,303	5 %	17 %
営業員1人当たり顧客預り資産(単位:百万ドル)	\$ 175	\$ 165	\$ 147	6 %	19 %
顧客負債(単位:十億ドル)	\$ 90	\$ 86	\$ 83	5 %	8 %
手数料ベースの顧客預り資産(単位:十億ドル)	\$ 1,267	\$ 1,186	\$ 1,046	7 %	21 %
手数料ベース資産の流出入(単位:十億ドル)	\$ 24.9	\$ 15.5	\$ 16.2	61 %	54 %
顧客預り資産に占める手数料ベース資産の割合	47 %	46 %	45 %		
リテール拠点	592	590	591	—	—

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
損益計算書情報、財務指標および比率
投資運用業務
(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率		12か月間		増減率
	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 からの 増減率	2018年 12月31日 からの 増減率	2019年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2018年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	
収益:								
資産運用業務 投資 ⁽¹⁾	\$ 736	\$ 664	\$ 628	11 %	17 %	\$ 2,629	\$ 2,468	7 %
その他	670	105	82	*	*	1,213	254	*
	(50)	(5)	(26)	*	(92 %)	(79)	24	*
純収益	<u>1,356</u>	<u>764</u>	<u>684</u>	<u>77 %</u>	<u>98 %</u>	<u>3,763</u>	<u>2,746</u>	<u>37 %</u>
人件費	581	319	322	82 %	80 %	1,630	1,167	40 %
人件費以外の費用	328	280	288	17 %	14 %	1,148	1,115	3 %
非金利費用合計	<u>909</u>	<u>599</u>	<u>610</u>	<u>52 %</u>	<u>49 %</u>	<u>2,778</u>	<u>2,282</u>	<u>22 %</u>
税引前利益(損失)	447	165	74	171 %	*	985	464	112 %
モルガン・スタンレーに帰属する 純利益(損失) ⁽²⁾	<u>\$ 317</u>	<u>\$ 138</u>	<u>\$ 65</u>	<u>130 %</u>	<u>*</u>	<u>\$ 719</u>	<u>\$ 376</u>	<u>91 %</u>
税引前利益率	33 %	22 %	11 %			26 %	17 %	
純収益に占める人件費の比率	43 %	42 %	47 %			43 %	42 %	
純収益に占める人件費以外の費用 の比率	24 %	37 %	42 %			31 %	41 %	
平均普通株主資本利益率	51 %	22 %	10 %			29 %	14 %	
平均有形普通株主資本利益率 ⁽³⁾	82 %	36 %	15 %			47 %	22 %	

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
財務情報および統計データ
投資運用業務
(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率		12か月間		増減率
	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 からの 増減率	2018年 12月31日 からの 増減率	2019年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	2018年 12月31日 をもって 終了した 12か月間	
運用・管理資産(AUM)								
資産クラス別の純流出入 ⁽¹⁾								
株式	\$ 2.4	\$ 2.1	\$ (0.9)	14 %	*	\$ 7.3	\$ 6.0	22 %
債券	3.4	2.3	(2.7)	48 %	*	5.8	(2.6)	*
オルタナティブ投資/その他	0.9	(0.2)	0.4	*	125 %	2.3	1.4	64 %
長期純流出入	6.7	4.2	(3.2)	60 %	*	15.4	4.8	*
流動性資産	22.4	9.1	13.9	146 %	61 %	28.7	(13.8)	*
純流出入合計	<u>\$ 29.1</u>	<u>\$ 13.3</u>	<u>\$ 10.7</u>	119 %	172 %	<u>\$ 44.1</u>	<u>\$ (9.0)</u>	*
資産クラス別の運用・管理資産 ⁽²⁾								
株式	\$ 138	\$ 126	\$ 103	10 %	34 %			
債券	79	74	68	7 %	16 %			
オルタナティブ投資/その他	139	135	128	3 %	9 %			
長期運用・管理資産	356	335	299	6 %	19 %			
流動性資産	196	172	164	14 %	20 %			
運用・管理資産合計	<u>\$ 552</u>	<u>\$ 507</u>	<u>\$ 463</u>	9 %	19 %			
少数株主の資産持分	\$ 6	\$ 6	\$ 7	—	(14 %)			

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
連結ベースのローンおよび貸付コミットメント
(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率	
	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 からの 増減率	2018年 12月31日 からの 増減率
法人・機関投資家向け証券業務					
ローン:					
企業向け ⁽¹⁾	\$ 11.5	\$ 13.3	\$ 13.3	(14 %)	(14 %)
担保貸付枠	29.6	27.7	21.3	7 %	39 %
商業用および住宅用不動産	13.1	10.5	11.4	25 %	15 %
有価証券に基づく貸付およびその他	7.4	7.4	8.3	--	(11 %)
ローン合計	61.6	58.9	54.3	5 %	13 %
貸付コミットメント	106.9	108.6	95.0	(2 %)	13 %
法人・機関投資家向け証券業務のローンおよび 貸付コミットメント⁽²⁾	\$ 168.5	\$ 167.5	\$ 149.3	1 %	13 %
ウェルス・マネジメント業務					
ローン:					
有価証券に基づく貸付およびその他	\$ 49.9	\$ 47.4	\$ 44.7	5 %	12 %
住宅用不動産	30.2	29.2	27.5	3 %	10 %
ローン合計	80.1	76.6	72.2	5 %	11 %
貸付コミットメント	13.1	11.7	10.7	12 %	22 %
ウェルス・マネジメント業務のローンおよび 貸付コミットメント⁽³⁾	\$ 93.2	\$ 88.3	\$ 82.9	6 %	12 %
連結ベースのローンおよび貸付コミットメント⁽⁴⁾	\$ 261.7	\$ 255.8	\$ 232.2	2 %	13 %

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
 米国銀行の補足財務情報
 (無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率	
	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 をもって 終了した 四半期	2018年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 9月30日 からの 増減率	2018年 12月31日 からの 増減率
米国銀行の資産	\$ 219.6	\$ 211.0	\$ 216.9	4 %	1 %
法人・機関投資家向け証券業務米国銀行のローン					
企業向け ⁽¹⁾	\$ 5.6	\$ 6.9	\$ 7.4	(19 %)	(24 %)
担保貸付枠	26.8	25.0	17.5	7 %	53 %
商用および住宅用不動産	12.0	9.8	10.5	22 %	14 %
有価証券に基づく貸付およびその他	5.4	5.7	6.0	(5 %)	(10 %)
ローン合計	\$ 49.8	\$ 47.4	\$ 41.4	5 %	20 %
ウェルス・マネジメント業務米国銀行のローン					
有価証券に基づく貸付およびその他	\$ 49.9	\$ 47.4	\$ 44.7	5 %	12 %
住宅用不動産	30.2	29.2	27.5	3 %	10 %
ローン合計	\$ 80.1	\$ 76.6	\$ 72.2	5 %	11 %
米国銀行のローン	\$ 129.9	\$ 124.0	\$ 113.6	5 %	14 %
米国銀行の投資有価証券ポートフォリオ ⁽²⁾	\$ 68.5	\$ 70.7	\$ 69.2	(3 %)	(1 %)
米国銀行の預り金	\$ 189.3	\$ 179.6	\$ 187.1	5 %	1 %

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
後注

米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義

- (a) 当社は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国 GAAP」という。）を適用して連結財務諸表を作成している。モルガン・スタンレーは、決算リリース、決算電話会議、財務情報の表示その他において、一定の「非 GAAP 財務指標」を開示する場合がある。証券取引委員会は「非 GAAP 財務指標」を、米国 GAAP に準拠して算定および表示された最も直接的に比較可能な指標に対して金額が実質的に除外または算入調整された、過去または将来の経営成績、財政状態またはキャッシュ・フローとして測定される数値尺度と定義している。モルガン・スタンレーが開示する非 GAAP 財務指標は、当社の財政状態、経営成績または予想される規制上の所要自己資本の透明性を高めるため、またその評価を行う代替的な方法をアナリスト、投資家およびその他の利害関係者に提供するための追加情報として提供されている。これらの指標は米国 GAAP に準拠したものまたは米国 GAAP に代替するものではなく、他社が使用している非 GAAP 財務指標と異なる場合や整合しない場合がある。当社が非 GAAP 財務指標に言及する場合は、当社は通常、それを定義するか、米国 GAAP に準拠して算定および表示される最も直接的に比較可能な財務指標を提示するとともに、当社が言及する非 GAAP 財務指標と比較可能な米国 GAAP 財務指標の差異の調整も提示している。これらの定義および調整に関しては、以下の注記に加えて、当社の 2019 年 9 月 30 日をもって終了した四半期の様式 10-Q による四半期報告書を参照。
- (b) 以下は、アナリスト、投資家およびその他の利害関係者が業績および自己資本をより良く評価することを可能とするために有用であると当社が考える非 GAAP 財務指標である。これらの指標は以下のとおり計算される。
- 希薄化後 1 株当たり利益（非経常的な正味個別税金費用/ベネフィットを除く）は、非経常的な正味個別税金費用/ベネフィットの影響を調整したモルガン・スタンレーに帰属する純利益（損失）から優先配当金を控除し、希薄化後の平均流通普通株式数で除した金額を表している。
 - 平均普通株主資本利益率および平均有形普通株主資本利益率は、モルガン・スタンレーに帰属する年度通期の純利益または年換算した四半期の純利益から優先配当金を控除したものの、平均普通株主資本および平均有形普通株主資本に対するそれぞれの比率に相当する。
 - 平均普通株主資本利益率および平均有形普通株主資本利益率（非経常的な正味個別税金費用/ベネフィットを除く）は、非経常的な正味個別税金費用/ベネフィットを除外するため、分子および分母の両方を調整したものである。
 - セグメントの平均普通株主資本利益率および平均有形普通株主資本利益率は、各セグメントのモルガン・スタンレーに帰属する年度通期の純利益または年換算した四半期の純利益から優先配当金の配分額を控除し、各セグメントの平均普通株主資本および平均有形普通株主資本で除したものに相当する。セグメントの平均有形普通株主資本を算出するための普通株主資本に対する各セグメントの調整は、原則として年度の期首に行われ、重要な事業上の変更（例えば、事業の取得または処分）が生じた場合を除き、次の年次改定時まで当該年度を通じて固定される。
 - 有形普通株主資本は、のれんおよび算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後の無形資産を除外した普通株主資本に相当する。
 - 普通株式 1 株当たり有形純資産は、有形普通株主資本を期末流通普通株式数で除したものに相当する。
 - 税引前利益率は、純収益に対する税引前利益の比率を表している。

モルガン・スタンレー
後注

業績指標および用語の定義

1 ページ :

- (a) モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失)は、純利益から償還不能非支配持分に帰属する純利益を控除した金額である。
- (b) モルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益(損失)は、モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失)から優先配当金を控除した金額である。

2 ページ :

- (a) 普通株式 1 株当たり純資産は、普通株主資本を期末流通普通株式数で除したものに相当する。
- (b) 全社の費用効率性比率は、純収益に対する非金利費用合計の比率を表している。

3 ページ :

- (a) 当社全体の地域別収益は、当社の管理ベースの連結純収益を反映している。純収益の地域別の分析方法の詳細については、当社の 2018 年 12 月 31 日をもって終了した年度の様式 10-K による年次報告書（以下「2018 年度様式 10-K」という。）に記載する連結財務諸表に対する注記 21 に開示している。
- (b) 銀行子会社および非銀行子会社が保有するグローバル流動性準備高は、流動性の高い広く分散された現金および現金同等物ならびに担保権未設定の有価証券で構成されている。適格な担保権未設定の有価証券には、米国国債、米国政府機関債、米国政府機関モーゲージ担保証券、米国以外の国債およびその他の高流動性投資適格有価証券が含まれている。
- (c) 当社の有形普通株主資本の計算に使用されるのれんおよび無形資産の残高は、算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後のものである。

4 ページ :

- (a) 当社による平均普通株主資本の事業セグメントへの配分は、社内の資本充実度を測定する自己資本の枠組みに基づいている。この枠組みは、リスクベースおよびレバレッジによる使用資本の測定尺度であり、該当する場合、ある時点でストレス事象による潜在的損失を負担した後に当社が継続企業資本の金額を維持することを確保するため、当社の自己資本と比較される。自己資本の枠組みは、当社の自己資本の規制上の要求事項に基づいている。当社は、平均普通株主資本の合計と、事業セグメントに配分された平均普通株主資本の合計との差額を親会社普通株主資本と定義している。事業セグメントに配分される資本の金額は、通常は事業年度の期首に決定され、次回の年次改定時まで年間を通じて固定されるが、重大な事業の変更（例えば、事業の取得または処分）が生じる場合はこの限りではない。所要自己資本の枠組みは事業環境および規制環境の変化に対応し、例えばストレステストの変更やモデル化手法の高度化を組み込むために、時間の経過と共に改良される見込みである。当該枠組みの詳細については、当社の 2018 年 12 月 31 日をもって終了した年度の様式 10-K による年次報告書の第 2 部、第 7 項「流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」および当社の 2019 年 9 月 30 日をもって終了した四半期の様式 10-Q による四半期報告書の第 1 部、第 2 項「流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」を参照。
- (b) 規制遵守について判断することを目的とする当社のリスクベース自己資本比率は、(i) 信用リスクおよび市場リスクのリスク加重資産（以下「RWA」という。）を計算する標準的な手法（以下「標準的手法」という。）と、(ii) 信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクの RWA の計算に適用される先進的手法（以下「先進的手法」という。）の、各手法に基づき計算された自己資本比率のうちの低い方である。2019 年 12 月 31 日および 2018 年 12 月 31 日現在、当社の比率は標準的手法の規定に基づいている。過去の期間の自己資本および比率の計算の詳細については、当社の 2018 年度様式 10-K の第 2 部、第 7 項「流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」および当社の 2019 年 9 月 30 日をもって終了した四半期の様式 10-Q の第 1 部、第 2 項「流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」を参照。
- (c) 補完的レバレッジ比率は、Tier1 自己資本を、補完的レバレッジ・エクスポージャー全額で除したものに相当する。

5 ページ :

- (a) 法人・機関投資家向け証券業務のセールス&トレーディングの純収益には、トレーディング、純受取利息（受取利息から支払利息を差し引いた金額）、資産運用業務および委託手数料の収益が含まれている。
- (b) VaR は、当社のトレーディング・ポジションのポートフォリオを 1 日保有する場合に、平均して 100 取引日につき 5 回を超えて超過することはないと予想される損失の額を表す。2019 年 9 月 30 日をもって終了した四半期より、主に規制ルールの変更に向けて、当社は VaR モデルを変更した。当社は、変更後の VaR も引き続き市場リスクを正確に測定するものと考えている。従来のモデルは、現在の市況を反映するためにボラティリティ調整後の 4 年間の実績データを使用していたが、新たなモデルでは 1 年間の未調整実績データを使用している。過去の期間の VaR の金額について、新モデルを反映する再計算は行っていない。VaR の計算方法および当社の VaR の手法の限界に関する詳細については、当社の 2018 年度様式 10-K の第 2 部、第 7 A 項「市場リスクに関する定量的および定性的情報の開示」に開示している。

モルガン・スタンレー
後注

業績指標および用語の定義

6 ページ :

- (a) ウェルス・マネジメント業務セグメントの取引収益には、投資銀行業務、トレーディングおよび委託手数料による収益が含まれている。
- (b) 純受取利息は、受取利息から支払利息を差し引いた金額である。
- (c) ウェルス・マネジメント業務セグメントのその他の収益には、投資およびその他の収益が含まれている。

7 ページ :

- (a) 営業員 1 人当たり平均年換算収益は、年換算収益を年平均営業員数で除したものに相当する。
- (b) 営業員 1 人当たり顧客預り資産は、顧客預り資産総額を期末営業員数で除したものに相当する。
- (c) 顧客負債は、米国銀行に係る貸出ならびにブローカー・ディーラーの信用取引業務を反映している。
- (d) 手数料ベース顧客口座資産は、サービスに対する支払が顧客口座の資産により計算される手数料を基礎とする場合の当該資産の金額を表している。
- (e) 手数料ベース資産の増減には、新規の手数料ベース資産(純額)、口座振替額(純額)、配当、利息および顧客手数料が含まれるが、法人・機関投資家向けの現金管理関連活動は除かれている。

8 ページ :

- (a) 投資運用業務セグメントのその他の収益には、投資銀行業務、トレーディング、純利息およびその他の収益が含まれている。

9 ページ :

- (a) 投資運用業務のオルタナティブ/その他の資産クラスには、ファンド・オブ・ファンズ、不動産、プライベート・エクイティおよびクレジット・ストラテジーズならびにマルチ・アセット・ポートフォリオにおける商品が含まれている。
- (b) 投資運用業務の純流入には、新規の契約、投資または再投資、顧客による償還純額、資金投資期間後の資本払戻および再投資されていない分配金が含まれており、約定期間から資本投資期間への資金の移行の影響は除かれる。
- (c) 少数株主の資産持分は、投資運用業務が少数持分を保有する事業体によって運用される資産に対する投資運用業務の比例持分を表している。

10 ページ :

- (a) 企業向けローンにはリレーションシップ・ローンおよびイベント・ドリブン・ローンが含まれており、これらは一般的にリボルビング与信枠、ターム・ローンおよびブリッジ・ローンからなる。
- (b) 担保貸付枠には、不動産またはその他の資産を担保とする倉庫ローンを目的として顧客に提供したローンが含まれている。
- (c) 法人・機関投資家向け証券業務セグメントは、流通市場で購入した企業向けローン、コモディティ事業の顧客への融資および地方自治体向けローンを含む、有価証券に基づく貸付およびその他の貸付業務に従事している。
- (d) 法人・機関投資家向け証券業務の貸付コミットメントには、主に企業向け貸付業務が含まれている。

11 ページ :

- (a) 米国銀行は、当社の米国銀行業子会社であるモルガン・スタンレー・バンク・エヌ・エイおよびモルガン・スタンレー・プライベート・バンク・ナショナル・アソシエーションを指しており、銀行子会社間の残高ならびに親会社および関係会社からの預金は除いている。
- (b) 企業向けローンにはリレーションシップ・ローンおよびイベント・ドリブン・ローンが含まれており、これらは一般的にリボルビング与信枠、ターム・ローンおよびブリッジ・ローンからなる。
- (c) 担保貸付枠には、不動産またはその他の資産を担保とする倉庫ローンを目的として顧客に提供したローンが含まれている。
- (d) 法人・機関投資家向け証券業務セグメントは、流通市場で購入した企業向けローン、コモディティ事業の顧客への融資および地方自治体向けローンを含む、有価証券に基づく貸付およびその他の貸付業務に従事している。

モルガン・スタンレー
後注

定量的情報・算定に関する補足資料

1 ページ:

(1) 当社の費用別の非金利費用は以下のとおりである。

	2019年度 第4四半期	2019年度 第3四半期	2018年度 第4四半期	2019年12月31日 をもって終了した 年度通期	2018年12月31日 をもって終了した 年度通期
人件費 ^(a)	\$ 5,228	\$ 4,427	\$ 3,787	\$ 18,837	\$ 17,632
人件費以外の費用:					
事務所設備関連費用	375	353	358	1,428	1,391
仲介、決済および取引手数料	633	637	598	2,493	2,393
情報処理および通信費	567	557	529	2,194	2,016
マーケティングおよび事業開拓費	200	157	220	660	691
専門家役務報酬	555	531	605	2,137	2,265
その他	566	660	594	2,369	2,482
人件費以外の費用合計	2,896	2,895	2,904	11,281	11,238
非金利費用合計	\$ 8,124	\$ 7,322	\$ 6,691	\$ 30,118	\$ 28,870

(a) 2019 年度第 4 四半期に、当社は事業部門およびインフラストラクチャー部門の 12 月の人員削減に関連した退職費用 172 百万ドルを計上した。この退職費用は、各事業セグメントの業績において、法人・機関投資家向け証券事業セグメント 124 百万ドル、ウェルス・マネジメント事業セグメント 37 百万ドルおよび資産運用事業セグメント 11 百万ドルと報告された。

2 ページ:

(1) 2019 年 12 月 31 日をもって終了した第 4 四半期および同日をもって終了した年度通期には、主に複数の管轄区域における税務調査およびその他の税務事項の解決に関する新たな情報による引当金の再測定に関連した非経常的な正味個別税金ベネフィットそれぞれ 158 百万ドルおよび 348 百万ドルが含まれていた。2019 年 9 月 30 日をもって終了した第 3 四半期には、主に 2018 年度連邦税申告書の提出ならびに複数の管轄区域における税務調査に関する新たな情報による引当金の再測定に関連した非経常的な正味個別税金ベネフィット 89 百万ドルが含まれていた。2018 年 12 月 31 日をもって終了した第 4 四半期および同日をもって終了した年度通期には、主に複数の管轄区域における税務調査の解決に関する新たな情報による引当金の再測定に関連した非経常的な正味個別税金ベネフィットそれぞれ 111 百万ドルおよび 203 百万ドルが含まれていた。希薄化後 1 株当たり利益、平均普通株主資本利益率および平均有形普通株主資本利益率に対する非経常的な正味個別税金項目による影響（これらは除外されている。）は、以下のとおりである。

	2019年度 第4四半期	2019年度 第3四半期	2018年度 第4四半期	2019年12月31日 をもって終了した 年度通期	2018年12月31日 をもって終了した 年度通期
希薄化後1株当たり利益への影響	\$ 0.10	\$ 0.06	\$ 0.07	\$ 0.21	\$ 0.12
平均普通株主資本利益率への影響	0.8%	0.5%	0.6%	0.5%	0.3%
平均有形普通株主資本利益率への影響	1.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.3%

(2) 従業員株式報酬に関連する法人所得税の影響（経常的な税金項目）は、連結損益計算書の法人所得税費用におけるベネフィットまたは費用のいずれかで認識される。従業員の株式報酬の当社株式への転換は、主に各年度の第 1 四半期に行われる予定である。該当する四半期および年度期首から 12 月 31 日までの累計期間における報酬の転換に伴う超過税金ベネフィットの認識による影響は、2018 年度第 4 四半期：1 百万ドル、2019 年 12 月 31 日をもって終了した年度通期：127 百万ドルおよび 2018 年 12 月 31 日をもって終了した年度通期：165 百万ドルである。当社が各年に転換取引が行われると見込んでいるため、上記の非経常的な正味個別税金費用およびベネフィットの影響額には、従業員株式報酬に関連する経常的な正味個別税金ベネフィットを含めていない。

5 ページ:

(1) 2019 年 12 月 31 日をもって終了した第 4 四半期および同日をもって終了した年度通期において、モルガン・スタンレーに帰属する法人・機関投資家向け証券業務セグメントの純利益には、主に複数の管轄区域における税務調査およびその他の税務事項の解決に関する新たな情報による引当金の再測定に関連した非経常的な正味個別税金ベネフィットがそれぞれ 149 百万ドルおよび 317 百万ドル含まれていた。2019 年 9 月 30 日をもって終了した第 3 四半期には、主に 2018 年度連邦税申告書の提出ならびに複数の管轄区域における税務調査の解決に関する新たな情報による引当金の再測定に関連した非経常的な正味個別税金ベネフィット 67 百万ドルが含まれていた。2018 年 12 月 31 日をもって終了した第 4 四半期および同日をもって終了した年度通期には、主に複数の管轄区域における税務調査およびその他の税務事項の解決に関する新たな情報による引当金の再測定に関連した非経常的な正味個別税金ベネフィットがそれぞれ 94 百万ドルおよび 182 百万ドル含まれていた。

(2) 法人・機関投資家向け証券業務の平均有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外して調整した平均普通株主資本を示している。この調整額は、2019 年度第 4 四半期：536 百万ドル、2019 年度第 3 四半期：536 百万ドル、2019 年 12 月 31 日をもって終了した年度通期：536 百万ドル、2018 年度第 4 四半期：641 百万ドルおよび 2018 年 12 月 31 日をもって終了した年度通期：641 百万ドルである。

(3) 2019 年 9 月 30 日をもって終了した四半期より、主に規制ルールの改定に向けて、当社は VaR モデルを変更した。当社は、変更後の VaR も引き続き市場リスクを正確に測定するものと考えている。従来のモデルは、現在の市況を反映するためにボラティリティ調整後の 4 年間の実績データを使用していたが、新たなモデルでは 1 年間の未調整実績データを使用している。過去の期間の VaR の金額について、新モデルを反映する再計算は行っていない。2019 年度第 3 四半期のトレーディング VaR に関して、新モデル（42 百万ドル）と旧モデル（43 百万ドル）の間に重要な差異はなかった。

6 ページ:

(1) 2019 年 12 月 31 日をもって終了した年度通期において、モルガン・スタンレーに帰属するウェルス・マネジメント業務セグメントの純利益には、非経常的な正味個別税金ベネフィット 13 百万ドルが含まれていた。さらに、2019 年 9 月 30 日をもって終了した四半期には、非経常的な正味個別税金ベネフィット 13 百万ドルが含まれていた。

(2) ウェルス・マネジメント業務の平均有形普通株主資本は、のれんおよび算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後の無形資産を除外して調整した平均普通株主資本を示している。この調整額は、2019 年度第 4 四半期：8,088 百万ドル、2019 年度第 3 四半期：8,088 百万ドル、2019 年 12 月 31 日をもって終了した年度通期：8,088 百万ドル、2018 年度第 4 四半期：7,604 百万ドルおよび 2018 年 12 月 31 日をもって終了した年度通期：7,604 百万ドルである。

モルガン・スタンレー
後注

定量的情報・算定に関する補足資料

8 ページ :

- (1) 当社の連結財務諸表に含まれる一定のファンドに係る投資利益または損失が含まれている。これらの利益または損失に対するリミテッド・パートナーシップ持分は、償還不能非支配持分に帰属する純利益（損失）に計上されている。
- (2) 2019年12月31日をもって終了した第4四半期および同日をもって終了した年度通期において、モルガン・スタンレーに帰属する投資運用業務セグメントの純利益には非経常的な正味個別税金ベネフィットそれぞれ9百万ドルおよび18百万ドルが含まれていた。2018年12月31日をもって終了した第4四半期および同日をもって終了した年度通期には、非経常的な正味個別税金ベネフィットそれぞれ20百万ドルおよび21百万ドルが含まれていた。
- (3) 投資運用業務の平均有形普通株主資本は、のれんおよび算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後の無形資産を除外して調整した平均普通株主資本を示している。この調整額は、2019年度第4四半期：940百万ドル、2019年度第3四半期：940百万ドル、2019年12月31日をもって終了した年度通期：940百万ドル、2018年度第4四半期：950百万ドルおよび2018年12月31日をもって終了した年度通期：950百万ドルである。

9 ページ :

- (1) 2019年12月31日、2019年9月30日および2018年12月31日をもって終了した四半期の地域別の純流出入額は、以下のとおりである。
北米：194億ドル、64億ドルおよび31億ドル
北米以外：97億ドル、69億ドルおよび76億ドル
- (2) 2019年12月31日、2019年9月30日および2018年12月31日をもって終了した四半期の地域別の運用・管理資産は、以下のとおりである。
北米：3,070億ドル、2,820億ドルおよび2,600億ドル
北米以外：2,450億ドル、2,250億ドルおよび2,030億ドル

10 ページ :

- (1) 法人・機関投資家向け証券業務セグメントの企業向けローンは、リレーションシップ貸付およびイベント貸付を表している。
- (2) 2019年12月31日、2019年9月30日および2018年12月31日をもって終了した四半期において、法人・機関投資家向け証券業務は、ローンに関連する信用損失の貸倒引当金繰入額をそれぞれ47百万ドル、31百万ドルおよび7百万ドル計上し、貸付コミットメントに関連する信用損失の貸倒引当金繰入額をそれぞれ5百万ドル、18百万ドルおよび3百万ドル計上した。
- (3) 2019年12月31日、2019年9月30日および2018年12月31日をもって終了した四半期において、ウェルス・マネジメント業務は、ローンに関連する信用損失の貸倒引当金繰入額をそれぞれ4百万ドル、3百万ドルおよび2百万ドル計上した。2019年12月31日、2019年9月30日および2018年12月31日をもって終了した四半期において、貸付コミットメントに関連してウェルス・マネジメント業務が計上した重要な引当金はなかった。
- (4) 2019年12月31日、2019年9月30日および2018年12月31日をもって終了した四半期において、投資運用業務は、ローン残高をそれぞれ256百万ドル、43百万ドルおよび26百万ドル反映し、2019年12月31日をもって終了した四半期においては、貸付コミットメントを21百万ドル反映した。これらは、連結ベースのローンおよび貸付コミットメントの残高には含まれていない。

11 ページ :

- (1) 法人・機関投資家向け証券業務セグメントの企業向けローンは、リレーションシップ貸付およびイベント貸付を表している。
- (2) 2019年12月31日、2019年9月30日および2018年12月31日をもって終了した四半期の米国銀行の投資有価証券ポートフォリオには、満期保有目的の投資有価証券がそれぞれ261億ドル、267億ドルおよび237億ドル含まれていた。

モルガン・スタンレー
後注

法的通知

本補足財務情報は、財務、統計および事業に関連する情報、ならびに事業およびセグメントの趨勢を含んでいる。
本情報は、2020年1月16日に公表された当社の第4四半期決算プレス・リリースと合わせて読まれるべきものである。

モルガン・スタンレー、2020 年度第 1 四半期決算を発表

純収益は 95 億ドル、1 株当たり利益は 1.01 ドル

[ニューヨーク、2020 年 4 月 16 日] モルガン・スタンレー (NYSE: MS、以下、「モルガン・スタンレー」または「当社」)は本日、2020 年 3 月 31 日をもって終了した第 1 四半期の純収益が前年同期の 103 億ドルに対し、95 億ドルになったと発表した。モルガン・スタンレーに帰属する純利益は 17 億ドル、希薄化後 1 株当たり利益は 1.01 ドル¹であり、これに対し、前年同期のモルガン・スタンレーに帰属する純利益は 24 億ドル、希薄化後 1 株当たり利益は 1.39 ドル¹であった。

会長兼最高経営責任者(CEO)であるジェームス P. ゴーマンは次のように述べている。「過去 2 カ月間、破滅的な COVID-19 の感染拡大の結果、市場のボラティリティ、不確実性及び不安定性は金融危機以来で最も高まっている。今後の展開を予測するには時期尚早だが、当社はこうした状況下においても第 1 四半期を切り抜けて、業績は当社のバランスのとれたビジネスモデルの強さを証明している。テクノロジーとインフラへの投資は、従業員の 90%以上が在宅勤務でありながら、我々が世界の顧客に対し引き続きサービスを提供することを可能としている。こうした困難に直面するなか、当社の従業員の献身とプロフェッショナルとしての自覚を誇りに思う。」

業績の概要^{2,3}

(単位: 1 株当たり数値を除き百万ドル)

全社	2020 年度 第 1 四半期	2019 年度 第 1 四半期
純収益	\$9,487	\$10,286
人件費	\$4,283	\$ 4,651
人件費以外の費用	\$3,058	\$ 2,680
税引前利益 ⁵	\$2,146	\$ 2,955
MS に帰属する純利益	\$1,698	\$ 2,429
費用効率性比率 ⁶	77%	71%
希薄化後 1 株当たり利益	\$ 1.01	\$ 1.39
1 株当たり純資産 ⁷	\$49.09	\$ 42.83
1 株当たり有形純資産 ⁸	\$43.28	\$ 37.62
株主資本利益率 ⁹	8.5%	13.1%
有形株主資本利益率 ⁹	9.7%	14.9%
法人・機関投資家向け証券業務		
純収益	\$4,905	\$ 5,196
投資銀行業務	\$1,144	\$ 1,151
セールス&トレーディング	\$4,865	\$ 3,742
ウェルス・マネジメント業務		
純収益	\$4,037	\$ 4,389
手数料ベースの顧客預り資産 (十億ドル) ¹⁰	\$1,134	\$ 1,116
手数料ベースの資産流入額 (十億ドル) ¹¹	\$ 18.4	\$ 14.8
融資(十億ドル)	\$ 82.5	\$ 71.5
投資運用業務		
純収益	\$ 692	\$ 804
AUM (十億ドル) ¹²	\$ 584	\$ 480
長期純資金流入(流出)額 (十億ドル) ¹³	\$ 6.7	\$ (0.4)

業績のハイライト

- 全社の業績は営業基盤の安定性を示した。
- 当社の貸借対照表や資本、流動性は引き続き堅固であり、不透明な市場においても顧客取引を促進する態勢を整えている。
- COVID-19 感染拡大のなか、当社は従業員や顧客、株主及び事業を行っている地域社会の健康と財務の健全性の維持に注力している。
- 世界的な感染拡大のなか、当社は融資その他のサービスの提供により顧客をさらに支援するため、第 1 四半期に自社株買いプログラムを自主的に停止した。
- 取引高の増加に起因する費用及び融資コミットメントに対する貸倒引当金の増加により、人件費以外の費用は高水準となった。
- 法人・機関投資家向け証券業務の純収益は、顧客取引高の増加とボラティリティ上昇により 30%増となったセールス&トレーディングの堅調な業績を反映している; 全体的な業績はグローバル市場におけるクレジット悪化の影響を受けた。
- ウェルス・マネジメント業務は、市場の逆風にもかかわらず、堅固な事業基盤を反映して、税引前利益率が 26.1%となった⁴。前年同期末から銀行業務の貸出額は 15%増加し、預り金は 550 億ドル増加した。
- 投資運用業務は顧客預り・管理資産(AUM)の増加と長期資金の純流入継続を受けて運用報酬が堅調であった。業績は世界の資産価格下落による投資収益の減少を反映している。

法人・機関投資家向け証券業務

法人・機関投資家向け証券業務の当四半期の純収益は、前年同期の 52 億ドルに対し、49 億ドルとなった。税引前利益⁵は、前年同期の 16 億ドルに対し、10 億ドルであった。

投資銀行業務の収益は、前年同期比 1%減となった：

- ・ アドバイザリー業務の収益は、大型案件を中心とする取扱高減少を背景に完了ベースの M&A 活動が減少したことを受けて、前年同期から減少した。
- ・ 株式引受業務の収益は、低水準であった前年同期から横ばいとなった。前年同期は IPO 減少の影響を受けたが、当四半期は後半の世界の株式引受案件数の急減を反映している。
- ・ 債券引受業務の収益は、顧客が低金利環境の恩恵を受けるため、さらに 3 月に追加の流動性を確保するために資本市場にアクセスしたことから、投資適格債と非投資適格ローンの発行が増加し、前年同期から増収となった。

(単位:百万ドル)	2020 年度 第 1 四半期	2019 年度 第 1 四半期
純収益	\$ 4,905	\$ 5,196
投資銀行業務	\$ 1,144	\$ 1,151
アドバイザリー	\$ 362	\$ 406
株式引受	\$ 336	\$ 339
債券引受	\$ 446	\$ 406
セールス&トレーディング	\$ 4,865	\$ 3,742
株式	\$ 2,422	\$ 2,015
債券	\$ 2,203	\$ 1,710
その他	\$ 240	\$ 17
投資収益・その他	\$(1,104)	\$ 303
投資収益	\$ (25)	\$ 81
その他	\$(1,079)	\$ 222
総費用	\$ 3,955	\$ 3,601
人件費	\$ 1,814	\$ 1,819
人件費以外の費用	\$ 2,141	\$ 1,782

セールス&トレーディング業務の純収益は、前年同期比 30%増となった：

- ・ 株式のセールス&トレーディング業務の純収益は、事業全般の堅固な業績、特に米州とアジアを中心とする顧客取引の増加により増収となった。
- ・ 債券のセールス&トレーディング業務の純収益は、活発な顧客エンゲージメントと市場のボラティリティを背景とする金利・外国為替・コモディティの堅固な業績を反映して、前年同期比 29%増となった。この増収は、市場の混乱で打撃を受けた証券化商品および地方債を中心とするクレジット商品の下落で一部相殺された。
- ・ その他のセールス&トレーディング業務の純収益は、従業員の現金ベースの繰延報酬制度に伴う投資損失で一部相殺されたものの、企業融資活動に関連する経済的ヘッジの利益により、前年同期比で増加した。

投資収益・その他：

- ・ 投資収益は、エネルギー関連投資商品の評価減が主因で、前年同期比で減少した。前年同期はファンドの分配に関連する収益を含んでいた。
- ・ その他の収益は、クレジット・スプレッドの拡大による売却目的保有の企業融資の時価評価損に加え、3 月以降のクレジットの低下による運用目的保有の融資の貸倒引当金増加を反映して、前年同期から減少した。

総費用：

- ・ 人件費は、基本的に前年同期比横ばいとなった。
- ・ 人件費以外の費用は、取引高増加に起因する費用増と未引出融資コミットメントに対する貸倒引当金の増加により、前年同期比で増加した。

ウェルス・マネジメント業務

ウェルス・マネジメント業務の当四半期の純収益は前年同期の 44 億ドルに対し、40 億ドルとなった。当四半期の税引前利益⁵は 11 億ドル、税引前利益率⁴は 26.1%であった。

純収益は、前年同期比 8%減少:

- 資産運用手数料収益は、資産水準の上昇と堅調な手数料ベースの資産流入を反映して、前年同期から増加した。
- 取引収益¹⁴は、主に 3 月の市場下落を反映した、現金ベースの従業員繰延報酬制度に関連する投資の評価損を要因として、前年同期から大幅に減少した。これは、不安定な市場環境における顧客活動の上昇と取引高の増加を受け、手数料収益が前年同期から急増したことで一部相殺された。
- 純金利収益は、金利低下と住宅ローン担保証書の期限前償還による償却費の増加を主因として、前年同期比 21%減となった。当四半期末のウェルス・マネジメント顧客債務¹⁵は前年同期の 820 億ドルに対し 920 億ドルとなった。

(単位:百万ドル)	2020 年度	2019 年度
	第 1 四半期	第 1 四半期
純収益	\$ 4,037	\$ 4,389
資産運用手数料収益	\$ 2,680	\$ 2,361
取引収益 ¹⁴	\$ 399	\$ 817
純金利収益	\$ 896	\$ 1,130
その他	\$ 62	\$ 81
総費用	\$ 2,982	\$ 3,201
人件費	\$ 2,212	\$ 2,462
人件費以外の費用	\$ 770	\$ 739

総費用:

- 人件費は、現金ベースの繰延報酬制度に関連する投資の公正価値の大幅な減少を主因とし、補償対象収益の増加で一部相殺されたものの、前年同期から減少した。
- 人件費以外の費用は、ソリアム・キャピタル・インクを当四半期決算に算入したことを主因として、前年同期から増加した。

投資運用業務

投資運用業務の純収益は、前年同期の 804 百万ドルに対し、692 百万ドルとなった。税引前利益⁵は、前年同期の 174 百万ドルに対し、143 百万ドルとなった。

純収益は前年同期比 14%減少:

- 資産運用手数料収益は、顧客預り・管理資産の水準上昇を受け、前年同期から増加した。
- 投資収益は、世界の資産価格の下落による未払成功報酬の戻し入れと投資の評価損による大幅な減少を反映している。これは、アジア・プライベートエクイティ・ファンド内の、売出規制を受けた、裏付けとなる投資先の評価益に関連する未払成功報酬によって一部相殺された。

(単位:百万ドル)	2020 年度	2019 年度
	第 1 四半期	第 1 四半期
純収益	\$ 692	\$ 804
資産運用手数料収益	\$ 665	\$ 617
投資収益	\$ 63	\$ 191
その他	\$ (36)	\$ (4)
総費用	\$ 549	\$ 630
人件費	\$ 257	\$ 370
人件費以外の費用	\$ 292	\$ 260

総費用:

- 人件費は、成功報酬の減少を主因として、前年同期から減少した。
- 人件費以外の費用は、委託・決済費用の増加を受け、前年同期から増加した。

その他の事項

- 当社は自社株買いプログラムを自発的に停止する前に、同プログラムの一環として2020年度第1四半期に自社の普通株式を13億ドル買い戻した。
- 取締役会は普通株式1株当たり0.35ドルの四半期配当を宣言した。配当は2020年4月30日現在の株主名簿上の普通株主に対し、2020年5月15日付けで支払われる。
- 当四半期の継続事業による実効税率は17.1%であった。これは従業員の株式報酬に関連する99百万ドルの非経常的な正味個別税金ベネフィットを反映している²⁰。当四半期は、前年の税金負債の再測定に係る31百万ドルの非経常的な正味個別税金ベネフィットも含んでいる。
- 2020年3月31日現在の当社のリスクベース自己資本比率は先進的手法に基づいている。これに対し、2019年度3月31日現在は標準的手法に基づいていた。

	<u>2020年度</u> <u>第1四半期</u>	<u>2019年度</u> <u>第1四半期</u>
資本		
普通株式等 Tier 1 自己資本比率 ¹⁷	15.3%	16.7%
Tier 1 自己資本比率 ¹⁷	17.4%	19.0%
Tier 1 レバレッジ比率 ¹⁸	8.1%	8.4%
補完的レバレッジ比率 ¹⁹	6.2%	6.5%
普通株式買戻し		
自社株買い(百万ドル)	\$1,347	\$1,180
株式数(百万株)	29	28
平均株価	\$46.01	\$42.19
期末の流通普通株式数(百万株)	1,576	1,686
税率	17.1%	16.5%

新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大について

新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大とこれに関連して各国政府が発令した屋内退避令は、世界の経済状況と当社がビジネスを展開する事業環境に深刻な打撃を与えており、今後も与え続けるであろう。

当社の稼働状況と対策:

- この未曾有の状況に対応して、当社は事業継続計画とこれまでのテクノロジー投資を活かして、従業員とその家族の健康を優先し、顧客にサービスを提供する経営上の態勢を整えるための措置を講じた。
- 現在、従業員の90%以上が在宅勤務をしている状況下、感染拡大への対応を行い、いままでのところ事業運営能力の大幅な低下はない。当社は健康ガイドラインと慎重姿勢を重視する一方、従業員の大部分がリモートワークを継続しながらも、事業運営能力への影響を限定的に留めて稼働する体制を整えている。
- 新型コロナウイルス感染症は、多くの当社従業員を含む世界の多数の人々に影響を与えている。当社の会長兼CEOは3月に新型コロナウイルスに感染していると診断されたが、今では完全に回復している。当社の運営委員会と取締役会の他のメンバーは健康で、屋内退避している。
- COVID-19が個人、地域社会や組織に与える影響が変化し続けるなか、世界の各国政府は感染拡大が引き起こした健康危機への対策を打ち出し、中央銀行は金利を引き下げ、流動性供給と他の刺激策を提供することで市場の混乱に積極的に対処する措置を講じている。当社は連邦準備制度理事会、米国財務省、その他世界の政府機関、当社の顧客や地域社会と協力して、市場の機能を維持し、景気低迷による影響を受けている人々を支援することを目的に多数のプログラムに参加し、これを促進している。

- ・ さらに当社は支援を提供するための複数の直接的な措置を講じている。当社の貸借対照表の規模は市場と顧客活動を支援するなかで拡大し、ウェルス・マネジメントの顧客の預金増加を受け入れ、法人・機関投資家の顧客およびリテール顧客に融資を行なうなど追加の流動性を提供している。また、COVID-19 で打撃を受けている複数のセクターの顧客を支援するため資金を提供している。

財務状況と見通し:

- ・ 当社の財務状況は健全であり、資本と流動性は引き続き堅固である。2020年3月には、顧客がボラティリティの激しい市場から相対的な安全性を求めるなかで380億ドルの預金が流入し、当社は流動性ポジションを補完する新たな長期債で50億ドル以上を調達した。
- ・ 四半期決算の説明で述べたように、2020年度第1四半期末に向けて、当社の各業務部門は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた。資産価格の下落、金利低下、クレジット・スプレッドの拡大、融資とカウンターパーティーの信用の低下、市場のボラティリティ、投資銀行業務活動の低下は、当社の第1四半期の業績に最も直接的に悪影響を与えた。融資とコミットメント、投資商品および一部のトレーディング商品の評価額は大幅に減少し、貸倒引当金は増加、純金利収益と投資銀行業務の手数料収益が減少した。法人・機関投資家向け証券業務における信用の悪化は顕著で、売却目的保有の融資の経済的ヘッジを差し引いた時価評価損は610百万ドル、投資目的保有の融資と未引出融資コミットメントの貸倒引当金は388百万ドルとなっている。一方で、市場のボラティリティに起因する顧客の高水準の取引活動は世界のマクロ商品、コモディティ、ウェルス・マネジメントの取引業務の収益を押し上げた。
- ・ 影響の程度は予想できないが、COVID-19と戦うために長期にわたる経済活動の低下は避けられず、世界の経済危機の深刻さとその長期化は当社の今後の経営成績と財務目標の達成に打撃を与え、同様の悪影響の多くが継続し、第1四半期に見られたような顧客の取引活動の活発化による潜在的な恩恵はないものと見込まれる。2020年4月16日付の様式8-Kによる臨時報告書に記載する「リスク要因—当社の業績はCOVID-19パンデミックにより悪影響を受けており、今後も悪影響が続く可能性が高い」を参照されたい。

モルガン・スタンレーは、投資銀行、証券、ウェルス・マネジメント、投資運用事業において多岐にわたるサービスを提供する世界有数の総合金融サービス企業である。世界 41 カ国以上のオフィスを通じて、法人、政府、機関投資家、個人に質の高い金融商品およびサービスを提供している。モルガン・スタンレーに関する詳細については www.morganstanley.com をご参照ください。

決算概要は添付資料を参照。財務、統計、事業関連の追加情報、事業およびセグメント動向は補足財務情報 (Financial Supplement) に掲載されている。決算リリースと補足財務情報はモルガン・スタンレーのウェブサイト (www.morganstanley.com) の Investor Relations のセクションでも公開している。

###

注:

このプレス・リリースおよび補足財務情報で提供する情報は一定の非 GAAP 財務指標を含んでいる場合がある。同指標の定義または同指標から比較可能な米国 GAAP 財務指標への調整は本決算リリースと補足財務情報に掲載しており、いずれも www.morganstanley.com で公開している。

本決算リリースには、1933 年証券法 (改正法) 第 27A 条および 1934 年証券取引法 (改正法) 第 21E 条を含む連邦証券法に規定する「予想的見解」が含まれている。この場合の予想的見解は、将来の事業上・財務上の業績および財政状態についての予想を示すことが多く、また、「予想する」、「期待する」、「意図する」、「計画している」、「信じている」、「求めている」、「考えている」、「予定である」、「であろう」、「目標としている」等や類似する表現、さらにこれらを変化または否定した陳述を含むことが多い。予想的見解は、その性質上、当社の一定の財務等の目標および目的の達成や提案された取引と期待される利益の成就に関する陳述を含む、程度の異なる不確実な事項について述べるものである。そのような予想的見解はすべて、実際の結果が予想的見解と著しく相違するリスク、不確実性および前提の対象となっている。そのような相違を引き起こす可能性がある重要なリスク要因には、例えば次の事項が含まれる。(i) 予想される条件および時期での提案された取引の完了。これには、要求される株主および規制当局の承認、予想される税務上の取扱い、予見されていない負債、将来の資本的支出、収益、費用、利益、シナジー、経済的業績、債務、財政状態、損失、将来見通し、経営のための事業および経営戦略、被結合会社の事業の拡大および成長、ならびに取得完了に係るその他の条件 (提案された取引から生じると予想される利益が実現されない、または予想される期間内で実現されない可能性を含む) が含まれる。(ii) 当社およびイー・トレードが事業の統合に成功し、予想されるシナジー、リスクおよびコストを達成する能力。(iii) 提案された取引に関連して、当社、イー・トレードまたはそれぞれの取締役に対して提起される可能性のある訴訟。(iv) 提案された取引が引き起こす混乱が、当社およびイー・トレードの現在の計画および営業活動を含む事業に損害を与えること。(v) 当社またはイー・トレードが重要な人員を引き止め、採用する能力。(vi) 取得の公表または完了に起因した取引関係への潜在的な不利な影響または変更。(vii) 資本および資金調達継続の利用可能性、ならびに格付機関の活動。(viii) 法規制および経済情勢の展開。(ix) モルガン・スタンレーまたはイー・トレードの財務業績に影響を及ぼす可能性のある、取得完了までの期間における、既存の取引関係への変更を含む潜在的な事業上の不確実性。(x) 取得完了までの期間における、一定の事業機会または戦略的取引を追求する当社またはイー・トレードの能力に影響を及ぼす可能性のある一定の制限。(xi) テロ行為、戦争または戦闘の勃発等を含む予測不可能かつ深刻な大惨事、およびこれらに対する経営者の対応。(xii) 提案された取引に関連して当社が普通株式を追加発行することにより生じる株式の希薄化。(xiii) 予期しない要因または事象に起因する場合を含めて、取引の完了に予想を上回る高い対価を必要とする可能性。(xiv) 当社が最近提出した様式 10-K による年次報告書ならびにその後の様式 10-Q および 8-K による報告書の 1A 項に記載するリスク。(xv) イー・トレードが最近提出した様式 10-K による年次報告書ならびにその後の様式 10-Q および 8-K による報告書の 1A 項に記載するリスク。(xvi) 上記の情報源から得られる、様式 S-4 による委任状/目論見書に記載される予定であるリスク。提案された取得に関連したこれらのリスクおよび他のリスクについては、提案された取得に関連して SEC に提出される様式 S-4 による届出書に包含される委任状勧誘書類/目論見書において詳述される予定である。本書に記載する要因のリスト、および S-4 による届出書に記載される要因のリストは、代表的なものであると考えられるものの、当該リストがすべての潜在的なリスクおよび不確実性に関する完全な陳述であると考えべきではない。リストに記載されていない要因が、予想的見解の実現に重大な追加的障害となる場合がある。実際の結果が予想的見解と著しく相違する場合には、結果として、特に、事業の混乱、業務上の問題、財務上の損失、第三者に対する法的責任および同様のリスクが発生する可能性があり、これらはいずれも、当社またはイー・トレードの連結財政状態、経営成績、信用格付または流動性に重要な悪影響を及ぼす可能性がある。証券法またはその他の適用法で別途要求される場合を除き、当社およびイー・トレードはいずれも、新たな情報、将来の展開またはその他のいずれの結果であるかを問わず、状況が変化しても、予想的見解に対する修正または更新を公表する義務を負わない。

- ¹ 1株当たり利益の計算に関連して、2020年度第1四半期および2019年度第1四半期はそれぞれ108百万ドルおよび93百万ドルの優先配当を含んでいた。
- ² モルガン・スタンレーは米国において一般に公正妥当と認められる会計原則(「米国 GAAP」)を用いて連結財務諸表を作成している。モルガン・スタンレーは、決算発表、決算電話会議、財務情報の表示などで一定の「非 GAAP 財務指標」を開示する場合がある。証券取引委員会(SEC)は「非 GAAP 財務指標」を米国 GAAP に準拠して算出、表示された最も直接的に比較可能な指標に対して金額が実質的に除外または算入調整された、過去または将来の経営成績、財政状態、またはキャッシュ・フローの数値尺度と定義している。モルガン・スタンレーが公表している非 GAAP 財務指標は、当社の財政状態、経営成績、または予想される規制上の所要自己資本の透明性を高めるため、またその評価を行う代替的な方法をアナリスト、投資家、その他利害関係者に提供する追加情報として提示されている。こうした指標は米国 GAAP に準拠しておらず、GAAP に置き換わるものではなく、他社が利用している非 GAAP 財務指標とは異なるか、整合しない場合がある。当社が非 GAAP 財務指標に言及する際には常に、一般的にそれについて定義するか、米国 GAAP に準拠して算出、表示される最も直接的に比較可能な財務指標も提示するとともに、当社が参照する非 GAAP 財務指標とそれに見合う米国 GAAP 財務指標の差異に関する調整も提示する。
- ³ 当社の決算発表、決算電話会議、財務情報の表示その他コミュニケーションは、当社の財政状態および経営成績に関する一段の透明性、またはこれを評価する追加手段を提供することで、当社、投資家、アナリスト、その他利害関係者にとって有用であると当社が判断する一定の数値尺度を含む場合がある。
- ⁴ 税引前利益率は、税引前の損益を純収益で除したものである。
- ⁵ 税引前利益は、税引前の利益(損失)を表している。
- ⁶ 当社の費用効率性比率は、純収益に対する非金利費用の比率である。
- ⁷ 普通株式1株当たり純資産は、普通株式を期末の流通普通株数で除したものである。
- ⁸ 普通株式1株当たり有形純資産は、アナリスト、投資家、その他利害関係者にとって自己資本比率の有用な指標であると当社が判断している非 GAAP 財務指標である。普通株式1株当たり有形純資産は、有形普通株主資本を期末の流通普通株式数で除したものである。有形普通株主資本も非 GAAP 財務指標であり、普通株主資本からのれんおよび無形資産(算入が認められるモーゲージ・サービシング権以外)を差し引いたものである。
- ⁹ 平均有形普通株主資本利益率および有形普通株主資本は、アナリスト、投資家、その他利害関係者が期間ごとの業績と自己資本比率をより良く比較するために有用な指標であると当社が判断している非 GAAP ベースの財務指標である。平均普通株主資本利益率と平均有形普通株主資本利益率は、モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する年換算した利益をそれぞれ平均普通株主資本と平均有形普通株主資本に対する比率として導き出す。有形普通株主資本は、普通株主資本からのれんおよび無形資産(算入が認められるサービシング権以外)を差し引いたものである。
- ¹⁰ ウェルス・マネジメント業務の手数料ベース顧客資産とは、サービスに対する支払いの根拠が顧客資産をベースに計算される手数料である顧客口座の資産額である。
- ¹¹ ウェルス・マネジメント業務の手数料ベースの資産流入額は、正味の新規手数料ベース口座資産、正味の口座振替、配当、金利、顧客手数料を含み、法人・機関投資家の資金管理関連の業務を除外している。
- ¹² AUM は、asset under management(顧客預り・管理資産)と定義される。
- ¹³ 長期純資金流出入額は、株式、債券、オルタナティブ/その他資産クラスを含み、流動性資産クラスを除外している。
- ¹⁴ 取引収益は、投資銀行業務、トレーディングおよび手数料収益を含む。

¹⁵ ウェルス・マネジメント顧客債務は、米国銀行子会社の貸出およびブローカー・ディーラーの証拠金取引を反映している。米国銀行は当社の米国銀行業務子会社であるモルガン・スタンレー・バンク・エヌ・エイおよびモルガン・スタンレー・プライベート・バンク・ナショナル・アソシエーションを指す。

¹⁶ 自己資本比率は、本決算リリースの発行日(2020年4月16日)現在の推定値である。

¹⁷ 規制準拠を判断する際の当社のリスクベース自己資本比率は、(i)信用リスクのリスク加重資産(「RWA」)および市場リスクの RWA を算出する標準的手法(「標準的手法」)、ならびに、(ii) 信用リスクの RWA、市場リスクの RWA、およびオペレーショナル・リスクの RWA を算出するために適用可能な先進的手法(「先進的手法」)に基づき算出した自己資本比率のうち、低い方となる。2020年3月31日現在の当社の自己資本比率は、先進的手法に基づくが、2019年3月31日現在の自己資本比率は標準的手法に基づいている。過去の会計期間における規制上の自己資本および同比率の算出に関する情報については、当社の2019年度の様式10-Kによる年次報告書の第2部、第7項「流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」を参照されたい。

¹⁸ Tier1レバレッジ比率は非リスクベースの自己資本規制で、当社のレバレッジを測定する。Tier1レバレッジ比率は分子にTier1自己資本を、分母に平均調整後資産を用いる。

¹⁹ 当社は、配当および自社株買い、経営陣への裁量的賞与支給を含む資本分配への制約を回避するため、最低2%の資本バッファを含めて5%のTier1補完的レバレッジ比率を維持しなければならない。当社の2020年度第1四半期および2019年度第1四半期の補完的レバレッジ比率は、分子にTier1自己資本(それぞれ約740億ドルと約719億ドル)を用い、分母は補完的レバレッジ・エクスポージャー(それぞれ約1.19兆ドルと約1.10兆ドル)を用いている。

²⁰ 従業員の株式報酬に関連する法人所得税への影響は連結損益計算書の法人所得税費用に、ベネフィットまたは費用のいずれかで認識される。従業員の株式報酬の当社株式への転換は、主に各年度の第1四半期に行われる。2020年度第1四半期の株式報酬の転換による超過税金ベネフィットの認識の影響は、法人所得税費用に対する99百万ドルのベネフィットとなった。株式報酬の転換は毎年見込まれるため、当社ではこれらの従業員の株式報酬に係る法人所得税費用またはベネフィットは経常的な個別の税項目と考えている。従って、これらの経常的な個別の税金費用またはベネフィットは、非経常的な個別の税金費用またはベネフィットの開示に含まれていない。

モルガン・スタンレー
 連結損益計算書情報
 (無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率	
	2020年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 からの 増減率	2019年 3月31日 からの 増減率
収益:					
投資銀行業務	\$ 1,271	\$ 1,696	\$ 1,242	(25%)	2%
トレーディング	3,056	2,314	3,441	32%	(11%)
投資	38	739	273	(95%)	(86%)
委託手数料	1,360	984	966	38%	41%
資産運用業務	3,417	3,451	3,049	(1%)	12%
その他	(1,011)	240	301	*	*
非金利収益合計	8,131	9,424	9,272	(14%)	(12%)
受取利息	3,503	3,952	4,290	(11%)	(18%)
支払利息	2,147	2,519	3,276	(15%)	(34%)
純利息	1,356	1,433	1,014	(5%)	34%
純収益	9,487	10,857	10,286	(13%)	(8%)
非金利費用:					
人件費	4,283	5,228	4,651	(18%)	(8%)
人件費以外の費用:					
仲介、決済および取引手数料	740	633	593	17%	25%
情報処理および通信費	563	567	532	(1%)	6%
専門家役務報酬	449	555	514	(19%)	(13%)
事務所設備関連費用	365	375	347	(3%)	5%
マーケティングおよび事業開拓費	132	200	141	(34%)	(6%)
その他	809	566	553	43%	46%
人件費以外の費用合計	3,058	2,896	2,680	6%	14%
非金利費用合計	7,341	8,124	7,331	(10%)	--
法人所得税計上前利益	2,146	2,733	2,955	(21%)	(27%)
法人所得税費用	366	428	487	(14%)	(25%)
純利益(損失)	\$ 1,780	\$ 2,305	\$ 2,468	(23%)	(28%)
償還不能非支配持分に帰属する純利益	82	66	39	24%	110%
モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失)	1,698	2,239	2,429	(24%)	(30%)
優先株式配当	108	154	93	(30%)	16%
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益(損失)	\$ 1,590	\$ 2,085	\$ 2,336	(24%)	(32%)

後注は本情報の不可欠な一部である。追加情報に関しては、補足財務情報の12-17ページに記載する米国GAAP指標と非GAAP指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知を参照。

モルガン・スタンレー
連結財務指標および比率ならびに統計データ
(無監査)

	四半期			増減率	
	2020年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 からの 増減率	2019年 3月31日 からの 増減率
財務指標:					
基本的1株当たり利益	\$ 1.02	\$ 1.33	\$ 1.41	(23%)	(28%)
希薄化後1株当たり利益	\$ 1.01	\$ 1.30	\$ 1.39	(22%)	(27%)
平均普通株主資本利益率	8.5%	11.3%	13.1%		
平均有形普通株主資本利益率	9.7%	13.0%	14.9%		
普通株式1株当たり純資産	\$ 49.09	\$ 45.82	\$ 42.83		
普通株式1株当たり有形純資産	\$ 43.28	\$ 40.01	\$ 37.62		
非経常的な正味個別税金費用/ベネフィットを除く					
調整後希薄化後1株当たり利益	\$ 0.99	\$ 1.20	\$ 1.33	(18%)	(26%)
調整後平均普通株主資本利益率	8.3%	10.5%	12.5%		
調整後平均有形普通株主資本利益率	9.5%	12.0%	14.2%		
財務比率:					
税引前利益率	23%	25%	29%		
純収益に占める人件費の比率	45%	48%	45%		
純収益に占める人件費以外の費用の比率	32%	27%	26%		
全社の費用効率性比率	77%	75%	71%		
実効税率	17.1%	15.7%	16.5%		
統計データ:					
期末流通普通株式数(単位:百万株)	1,576	1,594	1,686	(1%)	(7%)
平均流通普通株式数(単位:百万株)					
基本的	1,555	1,573	1,658	(1%)	(6%)
希薄化後	1,573	1,602	1,677	(2%)	(6%)
全世界従業員数	60,670	60,431	60,469	--	--

後注は本情報の不可欠な一部である。追加情報に関しては、補足財務情報の12-17ページに記載する米国GAAP指標と非GAAP指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知を参照。

2020 年度第 1 四半期決算

四半期補足財務情報	ページ
連結財務概要	117
連結財務指標および比率ならびに統計データ	118
連結財務情報	119
連結平均普通株主資本および規制自己資本に関する情報	120
損益計算書情報、財務指標および比率 法人・機関投資家向け証券業務	121
損益計算書情報、財務指標および比率 ウェルス・マネジメント業務	122
財務情報および統計データ ウェルス・マネジメント業務	123
損益計算書情報、財務指標および比率 投資運用業務	124
財務情報および統計データ 投資運用業務	125
連結ベースのローンおよび貸付コミットメント	126
米国銀行の補足財務情報	127
米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義	128
業績指標および用語の定義	129 - 130
定量的情報・算定に関する補足資料	131 - 132
法的通知	133

モルガン・スタンレー
 連結財務概要
 (無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率	
	2020年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 からの 増減率	2019年 3月31日 からの 増減率
純収益					
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 4,905	\$ 5,054	\$ 5,196	(3%)	(6%)
ウェルス・マネジメント業務	4,037	4,582	4,389	(12%)	(8%)
投資運用業務	692	1,356	804	(49%)	(14%)
セグメント間消去	(147)	(135)	(103)	(9%)	(43%)
純収益	<u>\$ 9,487</u>	<u>\$ 10,857</u>	<u>\$ 10,286</u>	(13%)	(8%)
非金利費用					
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 3,955	\$ 3,929	\$ 3,601	1%	10%
ウェルス・マネジメント業務	2,982	3,419	3,201	(13%)	(7%)
投資運用業務	549	909	630	(40%)	(13%)
セグメント間消去	(145)	(133)	(101)	(9%)	(44%)
非金利費用 ⁽¹⁾	<u>\$ 7,341</u>	<u>\$ 8,124</u>	<u>\$ 7,331</u>	(10%)	--
税引前利益(損失)					
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 950	\$ 1,125	\$ 1,595	(16%)	(40%)
ウェルス・マネジメント業務	1,055	1,163	1,188	(9%)	(11%)
投資運用業務	143	447	174	(68%)	(18%)
セグメント間消去	(2)	(2)	(2)	--	--
税引前利益(損失)	<u>\$ 2,146</u>	<u>\$ 2,733</u>	<u>\$ 2,955</u>	(21%)	(27%)
モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失)					
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 757	\$ 1,034	\$ 1,371	(27%)	(45%)
ウェルス・マネジメント業務	864	889	924	(3%)	(6%)
投資運用業務	78	317	136	(75%)	(43%)
セグメント間消去	(1)	(1)	(2)	--	50%
モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失)	<u>\$ 1,698</u>	<u>\$ 2,239</u>	<u>\$ 2,429</u>	(24%)	(30%)
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益(損失)	<u>\$ 1,590</u>	<u>\$ 2,085</u>	<u>\$ 2,336</u>	(24%)	(32%)

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
連結財務指標および比率ならびに統計データ
(無監査)

	四半期			増減率	
	2020年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 からの 増減率	2019年 3月31日 からの 増減率
財務指標:					
基本的1株当たり利益	\$ 1.02	\$ 1.33	\$ 1.41	(23%)	(28%)
希薄化後1株当たり利益	\$ 1.01	\$ 1.30	\$ 1.39	(22%)	(27%)
平均普通株主資本利益率	8.5%	11.3%	13.1%		
平均有形普通株主資本利益率	9.7%	13.0%	14.9%		
普通株式1株当たり純資産	\$ 49.09	\$ 45.82	\$ 42.83		
普通株式1株当たり有形純資産	\$ 43.28	\$ 40.01	\$ 37.62		
非経常的な正味個別税金費用/ベネフィットを除外 ⁽¹⁾⁽²⁾					
調整後希薄化後1株当たり利益	\$ 0.99	\$ 1.20	\$ 1.33	(18%)	(26%)
調整後平均普通株主資本利益率	8.3%	10.5%	12.5%		
調整後平均有形普通株主資本利益率	9.5%	12.0%	14.2%		
財務比率:					
税引前利益率	23%	25%	29%		
純収益に占める人件費の比率	45%	48%	45%		
純収益に占める人件費以外の費用の比率	32%	27%	26%		
全社の費用効率性比率	77%	75%	71%		
実効税率 ⁽¹⁾⁽²⁾	17.1%	15.7%	16.5%		
統計データ:					
期末流通普通株式数(単位:百万株)	1,576	1,594	1,686	(1%)	(7%)
平均流通普通株式数(単位:百万株)					
基本的	1,555	1,573	1,658	(1%)	(6%)
希薄化後	1,573	1,602	1,677	(2%)	(6%)
全世界従業員数	60,670	60,431	60,469	--	--

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
 連結財務情報
 (無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率	
	2020年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 からの 増減率	2019年 3月31日 からの 増減率
地域別収益					
米州	\$ 6,646	\$ 7,890	\$ 7,321	(16%)	(9%)
EMEA (欧州、中東、アフリカ)	1,148	1,374	1,702	(16%)	(33%)
アジア	1,693	1,593	1,263	6%	34%
連結純収益	\$ 9,487	\$ 10,857	\$ 10,286	(13%)	(8%)

貸借対照表

預金	\$ 235,239	\$ 190,356	\$ 179,731	24%	31%
資産合計	\$ 947,795	\$ 895,429	\$ 875,964	6%	8%
流動性資金 ⁽¹⁾	\$ 255,134	\$ 215,868	\$ 231,353	18%	10%
長期債務残高	\$ 192,645	\$ 190,060	\$ 189,193	1%	2%
長期債務残高の満期到来分(今後12か月以内)	\$ 17,153	\$ 20,402	\$ 26,068	(16%)	(34%)
普通株主資本	\$ 77,340	\$ 73,029	\$ 72,204	6%	7%
控除:のれんおよび無形資産	(9,146)	(9,249)	(8,770)	(1%)	4%
有形普通株主資本	\$ 68,194	\$ 63,780	\$ 63,434	7%	8%
優先株主資本	\$ 8,520	\$ 8,520	\$ 8,520	--	--

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
 連結平均普通株主資本および規制自己資本に関する情報
 (無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率	
	2020年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 からの 増減率	2019年 3月31日 からの 増減率
平均普通株主資本					
法人・機関投資家向け証券業務	\$ 42.8	\$ 40.4	\$ 40.4	6%	6%
ウェルス・マネジメント業務	18.2	18.2	18.2	--	--
投資運用業務	2.6	2.5	2.5	4%	4%
親会社	11.1	12.4	10.5	(10%)	6%
全社	<u>\$ 74.7</u>	<u>\$ 73.5</u>	<u>\$ 71.6</u>	2%	4%
規制自己資本					
普通株式等 Tier1 自己資本	\$ 65.3	\$ 64.8	\$ 63.3	1%	3%
Tier1 自己資本	\$ 74.0	\$ 73.4	\$ 71.9	1%	3%
標準的手法					
リスク加重資産	\$ 415.8	\$ 394.2	\$ 378.4	5%	10%
普通株式等 Tier1 自己資本比率	15.7%	16.4%	16.7%		
Tier1 自己資本比率	17.8%	18.6%	19.0%		
先進的手法					
リスク加重資産	\$ 425.6	\$ 382.5	\$ 366.4	11%	16%
普通株式等 Tier1 自己資本比率	15.3%	16.9%	17.3%		
Tier1 自己資本比率	17.4%	19.2%	19.6%		
レバレッジ・ベースの自己資本					
Tier1 レバレッジ比率	8.1%	8.3%	8.4%		
補完的レバレッジ比率	6.2%	6.4%	6.5%		

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
 損益計算書情報、財務指標および比率
 法人・機関投資家向け証券業務
 (無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率	
	2020年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 からの 増減率	2019年 3月31日 からの 増減率
収益:					
アドバイザリー業務	\$ 362	\$ 654	\$ 406	(45%)	(11%)
株式	336	422	339	(20%)	(1%)
債券	446	500	406	(11%)	10%
引受業務	782	922	745	(15%)	5%
投資銀行業務	1,144	1,576	1,151	(27%)	(1%)
株式	2,422	1,920	2,015	26%	20%
債券	2,203	1,273	1,710	73%	29%
その他	240	1	17	*	*
セールス&トレーディング	4,865	3,194	3,742	52%	30%
投資	(25)	68	81	*	*
その他	(1,079)	216	222	*	*
純収益	4,905	5,054	5,196	(3%)	(6%)
人件費	1,814	2,057	1,819	(12%)	--
人件費以外の費用	2,141	1,872	1,782	14%	20%
非金利費用合計	3,955	3,929	3,601	1%	10%
税引前利益(損失)	950	1,125	1,595	(16%)	(40%)
モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失) ⁽¹⁾	\$ 757	\$ 1,034	\$ 1,371	(27%)	(45%)
税引前利益率	19%	22%	31%		
純収益に占める人件費の比率	37%	41%	35%		
純収益に占める人件費以外の費用の比率	44%	37%	34%		
平均普通株主資本利益率	6%	9%	13%		
平均有形普通株主資本利益率 ⁽²⁾	6%	9%	13%		
トレーディングの VaR (信頼水準 95%/保有期間 1 日 の VaR の日次平均)	\$ 40	\$ 39	\$ 46		

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
損益計算書情報、財務指標および比率
ウェルス・マネジメント業務
(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率	
	2020年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 からの 増減率	2019年 3月31日 からの 増減率
収益:					
資産運用業務	2,680	2,655	2,361	1%	14%
取引	399	829	817	(52%)	(51%)
純受取利息	896	1,033	1,130	(13%)	(21%)
その他	62	65	81	(5%)	(23%)
純収益	<u>4,037</u>	<u>4,582</u>	<u>4,389</u>	(12%)	(8%)
人件費	2,212	2,590	2,462	(15%)	(10%)
人件費以外の費用	770	829	739	(7%)	4%
非金利費用合計	<u>2,982</u>	<u>3,419</u>	<u>3,201</u>	(13%)	(7%)
税引前利益(損失)	1,055	1,163	1,188	(9%)	(11%)
モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失)	<u>\$ 864</u>	<u>\$ 889</u>	<u>\$ 924</u>	(3%)	(6%)
税引前利益率	26%	25%	27%		
純収益に占める人件費の比率	55%	57%	56%		
純収益に占める人件費以外の費用の比率	19%	18%	17%		
平均普通株主資本利益率	18%	19%	20%		
平均有形普通株主資本利益率 ⁽¹⁾	32%	34%	36%		

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
財務情報および統計データ
ウェルス・マネジメント業務
(無監査)

	四半期			増減率	
	2020年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 からの 増減率	2019年 3月31日 からの 増減率
ウェルス・マネジメント業務の指標					
ウェルス・マネジメント業務の営業員数	15,432	15,468	15,708	--	(2%)
営業員1人当たり年換算収益(単位:千ドル)	\$ 1,045	\$ 1,182	\$ 1,118	(12%)	(7%)
顧客預り資産(単位:十億ドル)	\$ 2,397	\$ 2,700	\$ 2,476	(11%)	(3%)
営業員1人当たり顧客預り資産(単位:百万ドル)	\$ 155	\$ 175	\$ 158	(11%)	(2%)
顧客負債(単位:十億ドル)	\$ 92	\$ 90	\$ 82	2%	12%
手数料ベースの顧客預り資産(単位:十億ドル)	\$ 1,134	\$ 1,267	\$ 1,116	(10%)	2%
手数料ベース資産の流出入(単位:十億ドル)	\$ 18.4	\$ 24.9	\$ 14.8	(26%)	24%
顧客預り資産に占める手数料ベース資産の割合	47%	47%	45%		
リテール拠点	591	592	590	--	--

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
損益計算書情報、財務指標および比率
投資運用業務
(無監査、単位:百万ドル)

	四半期			増減率	
	2020年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 からの 増減率	2019年 3月31日 からの 増減率
収益:					
資産運用業務	\$ 665	\$ 736	\$ 617	(10%)	8%
投資 ⁽¹⁾	63	670	191	(91%)	(67%)
その他	(36)	(50)	(4)	28%	*
純収益	<u>692</u>	<u>1,356</u>	<u>804</u>	(49%)	(14%)
人件費	257	581	370	(56%)	(31%)
人件費以外の費用	292	328	260	(11%)	12%
非金利費用合計	<u>549</u>	<u>909</u>	<u>630</u>	(40%)	(13%)
税引前利益(損失)	143	447	174	(68%)	(18%)
モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失)	<u>\$ 78</u>	<u>\$ 317</u>	<u>\$ 136</u>	(75%)	(43%)
税引前利益率	21%	33%	22%		
純収益に占める人件費の比率	37%	43%	46%		
純収益に占める人件費以外の費用の比率	42%	24%	32%		
平均普通株主資本利益率	12%	51%	22%		
平均有形普通株主資本利益率 ⁽²⁾	18%	82%	35%		

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
財務情報および統計データ
投資運用業務
(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率	
	2020年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 からの 増減率	2019年 3月31日 からの 増減率
運用・管理資産(AUM)					
資産クラス別の純流出入 ⁽¹⁾					
株式	\$ 1.6	\$ 2.4	\$ 1.4	(33%)	14%
債券	1.3	3.4	(1.2)	(62%)	*
オルタナティブ投資/その他	3.8	0.9	(0.6)	*	*
長期純流出入	6.7	6.7	(0.4)	--	*
流動性資産	50.6	22.4	(5.8)	126%	*
純流出入合計	\$ 57.3	\$ 29.1	\$ (6.2)	97%	*
資産クラス別の運用・管理資産 ⁽²⁾					
株式	\$ 121	\$ 138	\$ 120	(12%)	1%
債券	75	79	68	(5%)	10%
オルタナティブ投資/その他	141	139	133	1%	6%
長期運用・管理資産	337	356	321	(5%)	5%
流動性資産	247	196	159	26%	55%
運用・管理資産合計	\$ 584	\$ 552	\$ 480	6%	22%
少数株主の資産持分	\$ 6	\$ 6	\$ 6	--	--

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
連結ベースのローンおよび貸付コミットメント
(無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率	
	2020年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 からの 増減率	2019年 3月31日 からの 増減率
法人・機関投資家向け証券業務					
ローン:					
企業向け ⁽¹⁾	\$ 26.8	\$ 11.5	\$ 13.2	133%	103%
担保付貸付枠	30.4	29.6	22.3	3%	36%
商業用および住宅用不動産	11.4	13.1	13.2	(13%)	(14%)
有価証券に基づく貸付およびその他	7.1	7.4	7.4	(4%)	(4%)
ローン合計	75.7	61.6	56.1	23%	35%
貸付コミットメント	92.9	106.9	102.2	(13%)	(9%)
法人・機関投資家向け証券業務のローンおよび貸付 コミットメント⁽²⁾	\$ 168.6	\$ 168.5	\$ 158.3	--	7%
ウェルス・マネジメント業務					
ローン:					
有価証券に基づく貸付およびその他	\$ 51.4	\$ 49.9	\$ 43.5	3%	18%
住宅用不動産	31.1	30.2	28.0	3%	11%
ローン合計	82.5	80.1	71.5	3%	15%
貸付コミットメント	13.4	13.1	12.1	2%	11%
ウェルス・マネジメント業務のローンおよび貸付コ ミットメント⁽³⁾	\$ 95.9	\$ 93.2	\$ 83.6	3%	15%
連結ベースのローンおよび貸付コミットメント⁽⁴⁾	\$ 264.5	\$ 261.7	\$ 241.9	1%	9%

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
 米国銀行の補足財務情報
 (無監査、単位:十億ドル)

	四半期			増減率	
	2020年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 3月31日 をもって 終了した 四半期	2019年 12月31日 からの 増減率	2019年 3月31日 からの 増減率
米国銀行の資産	\$ 265.4	\$ 219.6	\$ 210.3	21%	26%
法人・機関投資家向け証券業務米国銀行のローン					
企業向け ⁽¹⁾	\$ 15.4	\$ 5.6	\$ 7.4	175%	108%
担保付貸付枠	28.4	26.8	19.3	6%	47%
商業用および住宅用不動産	10.3	12.0	11.8	(14%)	(13%)
有価証券に基づく貸付およびその他	5.1	5.4	5.6	(6%)	(9%)
ローン合計	\$ 59.2	\$ 49.8	\$ 44.1	19%	34%
ウェルス・マネジメント業務米国銀行のローン					
有価証券に基づく貸付およびその他	\$ 51.4	\$ 49.9	\$ 43.5	3%	18%
住宅用不動産	31.1	30.2	28.0	3%	11%
ローン合計	\$ 82.5	\$ 80.1	\$ 71.5	3%	15%
米国銀行のローン	\$ 141.7	\$ 129.9	\$ 115.6	9%	23%
米国銀行の投資有価証券ポートフォリオ ⁽²⁾	\$ 77.7	\$ 68.5	\$ 72.3	13%	7%
米国銀行の預り金	\$ 234.1	\$ 189.3	\$ 179.1	24%	31%

後注は本情報の不可欠な一部である。米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義、業績指標および用語の定義、定量的情報・算定に関する補足資料ならびに法的通知に関しては、12-17 ページを参照。

モルガン・スタンレー
後注

米国 GAAP 指標と非 GAAP 指標の定義

- (a) 当社は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国 GAAP」という。）を適用して連結財務諸表を作成している。モルガン・スタンレーは、決算リリース、決算電話会議、財務情報の表示その他において、一定の「非 GAAP 財務指標」を開示する場合がある。証券取引委員会は「非 GAAP 財務指標」を、米国 GAAP に準拠して算定および表示された最も直接的に比較可能な指標に対して金額が実質的に除外または算入調整された、過去または将来の経営成績、財政状態またはキャッシュ・フローとして測定される数値尺度と定義している。モルガン・スタンレーが開示する非 GAAP 財務指標は、当社の財政状態、経営成績または予想される規制上の所要自己資本の透明性を高めるため、またその評価を行う代替的な方法をアナリスト、投資家およびその他の利害関係者に提供するための追加情報として提供されている。これらの指標は米国 GAAP に準拠したものまたは米国 GAAP に代替するものではなく、他社が使用している非 GAAP 財務指標と異なる場合や整合しない場合がある。当社が非 GAAP 財務指標に言及する場合は、当社は通常、それを定義するか、米国 GAAP に準拠して算定および表示される最も直接的に比較可能な財務指標を提示するとともに、当社が言及する非 GAAP 財務指標と比較可能な米国 GAAP 財務指標の差異の調整も提示している。これらの定義および調整に関しては、以下の注記に加えて、当社の 2019 年 12 月 31 日をもって終了した年度の様式 10-K による年次報告書を参照。
- (b) 以下は、アナリスト、投資家およびその他の利害関係者が業績および自己資本をより良く評価することを可能とするために有用であると当社が考える非 GAAP 財務指標である。これらの指標は以下のとおり計算される。
- 希薄化後 1 株当たり利益（非経常的な正味個別税金費用/ベネフィットを除く）は、非経常的な正味個別税金費用/ベネフィットの影響を調整したモルガン・スタンレーに帰属する純利益（損失）から優先配当金を控除し、希薄化後の平均流通普通株式数で除した金額を表している。
 - 平均有形普通株主資本利益率は、モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する年換算した利益の、平均有形普通株主資本に対する比率を表している。
 - 平均普通株主資本利益率および平均有形普通株主資本利益率（非経常的な正味個別税金費用/ベネフィットを除く）は、非経常的な正味個別税金費用/ベネフィットを除外するため、分子および分母の両方を調整したものである。
 - セグメントの平均普通株主資本利益率および平均有形普通株主資本利益率は、各セグメントのモルガン・スタンレーに帰属する年度通期の純利益または年換算した四半期の純利益から優先配当金の配分額を控除し、各セグメントの平均普通株主資本および平均有形普通株主資本で除したものに相当する。セグメントの平均有形普通株主資本を算出するための普通株主資本に対する各セグメントの調整は、原則として年度の期首に行われ、重要な事業上の変更（例えば、事業の取得または処分）が生じた場合を除き、次の年次改定時まで当該年度を通じて固定される。
 - 有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外した普通株主資本を表している。
 - 普通株式 1 株当たり有形純資産は、有形普通株主資本を期末流通普通株式数で除したものを表している。

モルガン・スタンレー
後注

業績指標および用語の定義

当社の決算リリース、決算電話会議、財務情報の表示およびその他のコミュニケーションには、当社の財政状態および経営成績の透明性を高め、またその評価を行う代替的な手段を提供することから当社、投資家、アナリストその他利害関係者にとって有用であると当社が考える一定の指標も含まれる場合がある。

1 ページ:

- (a) モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失)は、純利益から償還不能非支配持分に帰属する純利益を控除した金額である。
- (b) モルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益(損失)は、モルガン・スタンレーに帰属する純利益(損失)から優先配当金を控除した金額である。

2 ページ:

- (a) 平均普通株主資本利益率は、モルガン・スタンレーの普通株主に帰属する年換算した利益の、平均普通株主資本に対する比率を表している。
- (b) 普通株式 1 株当たり純資産は、普通株主資本を期末流通普通株式数で除したものを表している。
- (c) 普通株式 1 株当たり有形純資産は、有形普通株主資本を期末流通普通株式数で除したものを表している。
- (d) 税引前利益率は、純収益に対する税引前利益の比率を表している。
- (e) 全社の費用効率性比率は、純収益に対する非金利費用合計の比率を表している。

3 ページ:

- (a) 当社全体の地域別収益は、当社の管理ベースの連結純収益を反映している。純収益の地域別の分析方法の詳細については、当社の 2019 年 12 月 31 日をもって終了した年度の様式 10-K による年次報告書（以下「2019 年度様式 10-K」という。）に記載する連結財務諸表に対する注記 21 に開示している。
- (b) 銀行子会社および非銀行子会社が保有する流動性資金は、適格流動資産（以下「HQLA」という。）および銀行預け金から構成されている。流動性資金の合計金額は、無担保債務の満期プロフィール、貸借対照表の規模および構成、偶発的なキャッシュ・アウトフローを含むストレス環境下での資金需要、法人、地域およびセグメントごとの流動性要件、規制上の要求事項ならびに担保要件といった要素を考慮したうえで、当社により積極的に管理されている。
- (c) 当社の有形普通株主資本の計算に使用されるのれんおよび無形資産の残高は、算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後のものである。

4 ページ:

- (a) 当社による平均普通株主資本の事業セグメントへの配分は、社内の資本充実度を測定する自己資本の枠組みに基づいている。この枠組みは、リスクベースおよびレバレッジによる使用資本の測定尺度であり、該当する場合、ある時点でストレス事象による潜在的損失を負担した後に当社が継続企業資本の金額を維持することを確保するため、当社の自己資本と比較される。自己資本の枠組みは、当社の自己資本の規制上の要求事項に基づいている。当社は、平均普通株主資本の合計と、事業セグメントに配分された平均普通株主資本の合計との差額を親会社普通株主資本と定義している。事業セグメントに配分される資本の金額は、通常は事業年度の期首に決定され、次回の年次改定時まで年間を通じて固定されるが、重大な事業の変更（例えば、事業の取得または処分）が生じる場合はこの限りではない。所要自己資本の枠組みは事業環境および規制環境の変化に対応し、例えばストレステストの変更やモデル化手法の高度化を組み込むために、時間の経過と共に改良される見込みである。当該枠組みの詳細については、当社の 2019 年 12 月 31 日をもって終了した年度の様式 10-K による年次報告書の第 2 部、第 7 項「流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」を参照。
- (b) 規制遵守について判断することを目的とする当社のリスクベース自己資本比率は、(i) 信用リスクおよび市場リスクのリスク加重資産（以下「RWA」という。）を計算する標準的な手法（以下「標準的手法」という。）と、(ii) 信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクの RWA の計算に適用される先進的手法（以下「先進的手法」という。）の、各手法に基づき計算された自己資本比率のうちの低い方である。2020 年 3 月 31 日現在、当社の比率は先進的手法に基づいている。一方、2019 年 12 月 31 日および 2019 年 3 月 31 日現在、標準的手法に基づいていた。過去の期間の自己資本および比率の計算の詳細については、当社の 2019 年度様式 10-K の第 2 部、第 7 項「流動性および資本の源泉—規制上の要求事項」を参照。
- (c) 補完的レバレッジ比率は、Tier1 自己資本を、補完的レバレッジ・エクスポージャー全額で除したものに相当する。

5 ページ:

- (a) 法人・機関投資家向け証券業務のセールス&トレーディングの純収益には、トレーディング、純受取利息（受取利息から支払利息を差し引いた金額）、資産運用業務および委託手数料の収益が含まれている。
- (b) 税引前利益率は、純収益に対する税引前利益の比率を表している。
- (c) VaR は、当社のトレーディング・ポジションのポートフォリオを 1 日保有する場合に、平均して 100 取引日につき 5 回を超えて超過することはないと予想される損失の額を表す。VaR の計算方法および当社の VaR の手法の限界に関する詳細については、当社の 2019 年度様式 10-K の第 2 部、第 7 A 項「市場リスクに関する定量的および定性的情報の開示」に開示している。

モルガン・スタンレー
後注

業績指標および用語の定義

当社の決算リリース、決算電話会議、財務情報の表示およびその他のコミュニケーションには、当社の財政状態および経営成績の透明性を高め、またその評価を行う代替的な手段を提供することから当社、投資家、アナリストその他利害関係者にとって有用であると当社が考える一定の指標も含まれる場合がある。

6 ページ:

- (a) ウェルス・マネジメント業務セグメントの取引収益には、投資銀行業務、トレーディングおよび委託手数料による収益が含まれている。
- (b) 純受取利息は、受取利息から支払利息を差し引いた金額である。
- (c) ウェルス・マネジメント業務セグメントのその他の収益には、投資およびその他の収益が含まれている。
- (d) 税引前利益率は、純収益に対する税引前利益の比率を表している。

7 ページ:

- (a) 営業員 1 人当たり平均年換算収益は、年換算収益を年平均営業員数で除したものに相当する。
- (b) 営業員 1 人当たり顧客預り資産は、顧客預り資産総額を期末営業員数で除したものに相当する。
- (c) 顧客負債は、米国銀行に係る貸出ならびにブローカー・ディーラーの信用取引業務を反映している。
- (d) 手数料ベース顧客口座資産は、サービスに対する支払が顧客口座の資産により計算される手数料を基礎とする場合の当該資産の金額を表している。
- (e) 手数料ベース資産の増減には、新規の手数料ベース資産(純額)、口座振替額(純額)、配当、利息および顧客手数料が含まれるが、法人・機関投資家向けの現金管理関連活動は除かれている。

8 ページ:

- (a) 投資運用業務セグメントのその他の収益には、投資銀行業務、トレーディング、純利息およびその他の収益が含まれている。
- (b) 税引前利益率は、純収益に対する税引前利益の比率を表している。

9 ページ:

- (a) 投資運用業務のオルタナティブ/その他の資産クラスには、ファンド・オブ・ファンズ、不動産、プライベート・エクイティおよびクレジット・ストラテジーズならびにマルチ・アセット・ポートフォリオにおける商品が含まれている。
- (b) 投資運用業務の純流出入には、新規の契約、投資または再投資、顧客による償還純額、資金投資期間後の資本払戻および再投資されていない分配金が含まれており、約定期間から資本投資期間への資金の移行の影響は除かれる。
- (c) 少数株主の資産持分は、投資運用業務が少数持分を保有する事業体によって運用される資産に対する投資運用業務の比例持分を表している。

10 ページ:

- (a) 企業向けローンにはリレーションシップ・ローンおよびイベント・ドリブン・ローンが含まれており、これらは全般的にリボルビング与信枠、ターム・ローンおよびブリッジ・ローンからなる。
- (b) 担保貸付枠には、不動産またはその他の資産を担保とする倉庫ローンを目的として顧客に提供したローンが含まれている。
- (c) 法人・機関投資家向け証券業務セグメントは、流通市場で購入した企業向けローン、コモディティ事業の顧客への融資および地方自治体向けローンを含む、有価証券に基づく貸付およびその他の貸付業務に従事している。
- (d) 法人・機関投資家向け証券業務の貸付コミットメントには、主に企業向け貸付業務が含まれている。

11 ページ:

- (a) 米国銀行は、当社の米国銀行業子会社であるモルガン・スタンレー・バンク・エヌ・エイおよびモルガン・スタンレー・プライベート・バンク・ナショナル・アソシエーションを指しており、銀行子会社間の残高ならびに親会社および関係会社からの預金は除いている。
- (b) 企業向けローンにはリレーションシップ・ローンおよびイベント・ドリブン・ローンが含まれており、これらは全般的にリボルビング与信枠、ターム・ローンおよびブリッジ・ローンからなる。
- (c) 担保貸付枠には、不動産またはその他の資産を担保とする倉庫ローンを目的として顧客に提供したローンが含まれている。
- (d) 法人・機関投資家向け証券業務セグメントは、流通市場で購入した企業向けローン、コモディティ事業の顧客への融資および地方自治体向けローンを含む、有価証券に基づく貸付およびその他の貸付業務に従事している。

定量的情報・算定に関する補足資料

1 ページ:

(1) 当社の費目別の非金利費用は以下のとおりである。

	2020年度 第1四半期	2019年度 第4四半期	2019年度 第1四半期
人件費 ^(a)	\$ 4,283	\$ 5,228	\$ 4,651
人件費以外の費用:			
仲介、決済および取引手数料	740	633	593
情報処理および通信費	563	567	532
専門家役務報酬	449	555	514
事務所設備関連費用	365	375	347
マーケティングおよび事業開拓費	132	200	141
その他	809	566	553
人件費以外の費用合計	3,058	2,896	2,680
非金利費用合計	\$ 7,341	\$ 8,124	\$ 7,331

(a) 2019 年度第 4 四半期に、当社は事業部門およびインフラストラクチャー部門の 12 月の人員削減に関連した退職費用 172 百万ドルを計上した。この退職費用は、各事業セグメントの業績において、法人・機関投資家向け証券事業セグメント 124 百万ドル、ウェルズ・マネジメント事業セグメント 37 百万ドルおよび資産運用事業セグメント 11 百万ドルと報告された。

2 ページ:

(1) 2020 年 3 月 31 日をもって終了した第 1 四半期には、過年度の税金負債の再測定に関連した非経常的な正味個別税金ベネフィット 31 百万ドルが含まれていた。2019 年 12 月 31 日をもって終了した第 4 四半期には、主に複数の管轄区域における税務調査およびその他の税務事項の解決に関する新たな情報による引当金の再測定に関連した非経常的な正味個別税金ベネフィット 158 百万ドルが含まれていた。2019 年 3 月 31 日をもって終了した第 1 四半期には、主に複数の管轄区域における税務調査に関する新たな情報による引当金および関連利息の再測定に関連した非経常的な個別税金ベネフィット 101 百万ドルが含まれていた。希薄化後 1 株当たり利益、平均普通株主資本利益率および平均有形普通株主資本利益率に対する非経常的な正味個別税金項目による影響（これらは除外されている。）は、以下のとおりである。

	2020年度 第1四半期	2019年度 第4四半期	2019年度 第1四半期
希薄化後1株当たり利益への影響	\$ 0.02	\$ 0.10	\$ 0.06
平均普通株主資本利益率への影響	0.2%	0.8%	0.6%
平均有形普通株主資本利益率への影響	0.2%	1.0%	0.7%

(2) 従業員株式報酬に関連する法人所得税の影響（経常的な税金項目）は、連結損益計算書の法人所得税費用におけるベネフィットまたは費用のいずれかで認識される。従業員の株式報酬の当社株式への転換は、主に各年度の第 1 四半期に行われる予定である。該当する四半期における報酬の転換に伴う超過税金ベネフィットの認識による影響は、2020 年度第 1 四半期：99 百万ドルおよび 2019 年度第 1 四半期：107 百万ドルである。当社が各年に転換取引が行われると見込んでいるため、上記の非経常的な正味個別税金費用およびベネフィットの影響額には、従業員株式報酬に関連する経常的な正味個別税金ベネフィットを含めていない。

3 ページ:

(1) 2020 年 3 月 31 日をもって終了した第 1 四半期から、現行の規制上の HQLA の定義との整合性を高めるため、流動性に関する社内の尺度を「グローバル流動性準備」から「流動性資金」に変更した。過去の期間については再表示を行っている。手法の変更に関する追加情報については、13 ページを参照。

5 ページ:

(1) 2020 年 3 月 31 日をもって終了した第 1 四半期において、モルガン・スタンレーに帰属する法人・機関投資家向け証券業務セグメントの純利益には、過年度の税金負債の再測定に関連した非経常的な正味個別税金ベネフィットが 27 百万ドル含まれていた。2019 年 12 月 31 日をもって終了した第 4 四半期において、モルガン・スタンレーに帰属する法人・機関投資家向け証券業務セグメントの純利益には、主に複数の管轄区域における税務調査およびその他の税務事項の解決に関する新たな情報による引当金の再測定に関連した非経常的な正味個別税金ベネフィットが 149 百万ドル含まれていた。2019 年 3 月 31 日をもって終了した第 1 四半期には、主に複数の管轄区域における税務調査に関する新たな情報による引当金および関連利息の再測定に関連した非経常的な個別税金ベネフィットが 101 百万ドル含まれていた。

(2) 法人・機関投資家向け証券業務の平均有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外して調整した平均普通株主資本を示している。この調整額は、2020 年度第 1 四半期：484 百万ドル、2019 年度第 4 四半期：536 百万ドルおよび 2019 年度第 1 四半期：536 百万ドルである。

6 ページ:

(1) ウェルズ・マネジメント業務の平均有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外して調整した平均普通株主資本を示している。この調整額は、2020 年度第 1 四半期：7,802 百万ドル、2019 年度第 4 四半期：8,088 百万ドルおよび 2019 年度第 1 四半期 8,088 百万ドルである。

モルガン・スタンレー
後注

定量的情報・算定に関する補足資料

8 ページ :

- (1) 当社の連結財務諸表に含まれる一定のファンドに係る投資利益または損失が含まれている。これらの利益または損失に対するリミテッド・パートナーシップ持分は、償還不能非支配持分に帰属する純利益（損失）に計上されている。
- (2) 投資運用業務の平均有形普通株主資本は、のれんおよび無形資産（算入が認められるモーゲージ・サービシング権を控除後）を除外して調整した平均普通株主資本を示している。この調整額は、2020 年度第 1 四半期：932 百万ドル、2019 年度第 4 四半期：940 百万ドルおよび 2019 年度第 1 四半期：940 百万ドルである。

9 ページ :

- (1) 2020 年 3 月 31 日、2019 年 12 月 31 日および 2019 年 3 月 31 日をもって終了した四半期の地域別の純流入出額は、以下のとおりである。
北米：579 億ドル、194 億ドルおよび(9)億ドル
北米以外：(6)億ドル、97 億ドルおよび(53)億ドル
- (2) 2020 年 3 月 31 日、2019 年 12 月 31 日および 2019 年 3 月 31 日をもって終了した四半期の地域別の運用・管理資産は、以下のとおりである。
北米：3,590 億ドル、3,070 億ドルおよび 2,690 億ドル
北米以外：2,250 億ドル、2,450 億ドルおよび 2,110 億ドル

10 ページ :

- (1) 法人・機関投資家向け証券業務セグメントの企業向けローンは、リレーションシップ貸付およびイベント貸付を表している。
- (2) 2020 年 3 月 31 日、2019 年 12 月 31 日および 2019 年 3 月 31 日をもって終了した四半期において、法人・機関投資家向け証券業務は、ローンに関連する信用損失の貸倒引当金繰入額をそれぞれ 273 百万ドル、48 百万ドルおよび 27 百万ドル計上し、貸付コミットメントに関連する信用損失の貸倒引当金繰入額をそれぞれ 115 百万ドル、5 百万ドルおよび 9 百万ドル計上した。
- (3) 2020 年 3 月 31 日および 2019 年 12 月 31 日をもって終了した四半期において、ウェルス・マネジメント業務は、ローンに関連する信用損失の貸倒引当金繰入額をそれぞれ 19 百万ドルおよび 4 百万ドル計上した。2020 年 3 月 31 日、2019 年 12 月 31 日および 2019 年 3 月 31 日をもって終了した四半期において、貸付コミットメントに関連してウェルス・マネジメント業務が計上した重要な引当金はなかった。
- (4) 2020 年 3 月 31 日、2019 年 12 月 31 日および 2019 年 3 月 31 日をもって終了した四半期において、投資運用業務は、ローン残高をそれぞれ 500 百万ドル、256 百万ドルおよび 26 百万ドル反映し、2019 年 12 月 31 日をもって終了した四半期においては、貸付コミットメントを 21 百万ドル反映した。2020 年 3 月 31 日および 2019 年 3 月 31 日をもって終了した四半期において、投資運用業務が計上した貸付コミットメントはなかった。

11 ページ :

- (1) 法人・機関投資家向け証券業務セグメントの企業向けローンは、リレーションシップ貸付およびイベント貸付を表している。
- (2) 2020 年 3 月 31 日、2019 年 12 月 31 日および 2019 年 3 月 31 日をもって終了した四半期の米国銀行の投資有価証券ポートフォリオには、満期保有目的の投資有価証券がそれぞれ 288 億ドル、261 億ドルおよび 278 億ドル含まれていた。

モルガン・スタンレー
後注

法的通知

本補足財務情報は、財務、統計および事業に関連する情報、ならびに事業およびセグメントの趨勢を含んでいる。
本情報は、2020年4月16日に公表された当社の第1四半期決算プレス・リリースと合わせて読まれるべきものである。

有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類

以下は、2018年12月31日に終了した年度に関して2019年6月28日に関東財務局に提出した有価証券報告書の提出日以降の主な後発事象であり、2019年12月31日に終了した年度に関して2020年2月27日に米国証券取引委員会に提出した当社の様式10-Kによる年次報告書から抜粋している。

後発事象

2020年2月20日、当社は、イー・トレード・フィナンシャル・コーポレーション(「イー・トレード」)を、2020年2月19日現在の当社普通株式の終値およびイー・トレードの完全希薄化後流通株式数に基づき、現時点で約130億ドル相当の全株式を取得する取引により買収する最終契約を締結した。当該契約の条件に基づき、イー・トレードの普通株主は、イー・トレードの普通株式1株につき、モルガン・スタンレーの普通株式1.0432株を受領する。当該買収は、規制当局およびイー・トレードの株主による承認を含む、取引完了に通常必要とされる条件の充足を前提とし、2020年第4四半期に完了すると見込まれている。

訴訟

以下に記載する事件に加えて、当社は随時、グローバルで多様な総合金融サービス機関としての通常の事業活動に関連して各種の訴訟(仲裁および集団訴訟等を含む。)の被告とされており、これらの係属中または提起されるおそれのある訴訟のなかには多額の補償的または懲罰的損害賠償、あるいは不特定額の損害賠償が請求されているものもある。また本来は主な被告となるべき事業体がすでに破産していたり、または財政危機に直面していたりする事例もある。

加えて当社は随時、当社の事業、特にセールス・トレーディング業務、当社が出資、引受けまたは販売を行う金融商品または募集ならびに会計および営業上の事項を対象として政府および自主規制機関が行う他の公式・非公式の精査、調査および手続に関与しており、これらが最終的に不利益な決定、和解、罰金、反則金、差止めその他による処分の結果をもたらす可能性がある。

当社は、係属中の各事件において、責任または損害賠償の金額について適宜争っている。入手された情報により財務諸表の日付において債務が発生している可能性が示され、当社が損失の金額を合理的に見積もることができる場合には、利益に対し見積損失予想額を費用計上する。当社の将来の訴訟費用は、当社を含むグローバル金融サービス企業に影響を及ぼす政府機関による調査や民事訴訟の現状に鑑みて、期間毎に変動する可能性がある。

但し、多くの手続および調査において、損失が生じうるか、そもそもその可能性があるかを判断したり、または損失予想額を見積もったりすることは本質的に困難である。特に、事実関係が解明中または係争中である手続および調査や、原告または政府機関が多額または不特定額の損害賠償、原状回復、不当利得の返還または罰金を請求する手続および調査の場合、その解決の可能性、時期もしくは方法、または最終的な和解金、罰金その他の救済の内容については確実性のある見通しを示すことができない。係属中の手続または調査に関して損失、追加的な損失、損失の範囲または追加的な損失の範囲を合理的に見積もることができるようになる前に、長期にわたる可能性のある証拠開示手続や重要な事実の判断、クラスの認定に関連する問題の判断および損害賠償その他の救済に係る金額の算定

等により、また当該手続または調査に関連のある新規または未解決の法的な問題に対処することにより、多くの問題が解決される必要があるであろう。上記を前提に、当社は、現時点で知る限りにおいてかつ顧問との協議のうえ、係属中の手続および調査の結果が、特定期間における当社の収益または利益の水準によっては経営成績およびキャッシュ・フローにとって重要となる可能性はあるものの、当社の財政状態に重大な悪影響を及ぼすおそれはないと考えている。

当社では、当社が個別または集合的に重大と確信する一定の手続を下記で特定してはいるものの、現時点では提起されていないか、または重大であるとの判断に至っていない請求により、追加的に重大な損失を被らないという保証はない。

住宅モーゲージおよび信用危機に関する事件

2010年7月15日、中華開発工業銀行(「CDIB」)は当社を相手取り、「中華開発工業銀行対モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッドほか」と題する訴訟を提起し、同訴訟はニューヨーク州ニューヨーク郡高位裁判所(「ニューヨーク州高位裁判所」)において係属中である。請求内容は、STACK・2006-1・CDOのスーパー・シニア部分を参照する275百万ドルのクレジット・デフォルト・スワップ(「CDS」)に関連している。訴状では、コモン・ロー上の詐欺、詐欺的勧誘および詐欺的隠蔽に関する請求が申し立てられており、当社がCDIBに対し、STACK・2006-1・CDOのリスクについて不実表示を行い、またCDIBとのCDS締結時点で当該CDOの裏付資産が粗悪であることを当社が認識していたと主張されている。訴状においては、CDSに基づく約228百万ドルとCDIBが主張する既損失額に係る補償的損害賠償、CDIBによる12百万ドルの追加支払義務の無効化、懲罰的損害賠償、エクイティに基づく救済、判決前および判決後の利息、手数料ならびに費用の賠償が求められている。2011年2月28日、裁判所は、当社による訴状却下の申立てを否認した。2018年12月21日、裁判所は、当社による略式判決の申立てを否認し、証拠破棄に関する制裁を求める当社の申立ての一部を認容した。2019年1月18日、CDIBは、証拠破棄に関する制裁を認容した2018年12月21日付けの裁判所命令の一部の明確化および訂正を求める申立てを行った。2019年1月24日、CDIBは、2018年12月21日付けの裁判所命令に対して上訴申立書を提出し、2019年1月25日、当社は、同命令に対して上訴申立書を提出した。2019年3月7日、裁判所は、証拠破棄に関する制裁を認容した2018年12月21日付けの裁判所命令の一部の明確化および訂正を求める申立てにおいてCDIBが求めた救済を否認した。2019年12月5日、上訴部第1部(「上訴部」)は、当事者らによる交差上訴を審理した。

2013年5月17日、「清算手続中のアイケービー・インターナショナル・エスアーほか対モルガン・スタンレーほか」の原告は、当社および一部の関連会社を相手取り、ニューヨーク州高位裁判所に訴状を提出した。訴状においては、被告らが、住宅モーゲージ・ローンを組み込む証券化信託に裏付けられた一定のモーゲージ・パススルー証券を原告に販売するにあたり、重大な不実表示および不作為を行ったと主張されている。当社が出資し、引き受けまたは原告に販売したとされる証券の総額は、約133百万ドルであった。訴状では、当社に対する訴訟原因として、コモン・ロー上の詐欺、詐欺的隠蔽、詐欺の幫助および教唆ならびに過失による不実表示が主張されており、特に、補償的・懲罰的損害賠償が求められている。2014年10月29日、裁判所は、当社による却下申立ての一部を認容し、一部を否認した。4つの証券に関する請求は、すべて却下された。当社が発行しまたは原告に販売したとされる証券の当該請求却下後の残額は、約116百万ドルであった。2016年8月11日、上訴部は、当

社による訴状却下の申立てを一部否認する第一審裁判所の命令を支持した。

2013年7月2日、ドイチェ・バンクは、受託者としての資格において、「モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク・トラスト、シリーズ2007-NC1 (MSAC2007-NC1)の受託者を代理する連邦住宅金融抵当金庫の財産管理人としての米連邦住宅金融局対モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク」の原告として、ニューヨーク州高位裁判所において「モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク・トラスト、シリーズ2007-NC1の受託者としてのドイチェ・バンク・ナショナル・トラスト・カンパニー対モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク」と題する訴状を提出した。2014年2月3日、原告は修正訴状を提出した。同修正訴状においては、契約違反および善意かつ公正に取引を行う旨の黙示の了解の違反について請求されており、かつ、とりわけ、当該信託のローン(当初元本残高約12.5億ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。同修正訴状では特に、取引書類に定めるローン契約違反救済手続に係る特定履行、不特定額の損害賠償、契約無効化および利息等による救済が求められている。2016年4月12日、裁判所は、当社による修正訴状却下の申立ての一部を認容、一部を否認し、通知を怠ったと主張する単一の請求を除くすべての請求を却下した。かかる単一の請求について、当該申立ては再訴可能性のあるものとして却下された。2016年12月9日、当社は、かかる通知に関する請求につき、却下申立てを更新した。2017年1月17日、上訴部は、下級裁判所が2016年4月12日に下した命令を支持した。2017年4月13日、上訴部は、原告によるニューヨーク州控訴裁判所(「控訴裁判所」)に対する上訴許可の申立てを否認した。2018年3月8日、第一審裁判所は、通知に関する請求の却下を求める当社の更新後の申立てを否認した。

2013年7月8日、ユーエス・バンク・ナショナル・アソシエーションは、当社を相手取り、受託者としての資格において、「モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2007-2AX (MSM 2007-2AX)の受託者としての資格のみにおけるユーエス・バンク・ナショナル・アソシエーション対モルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・インクの合併承継会社であるモルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーおよびグリーンポイント・モーゲージ・ファンディング・インク」と題する訴状を提出し、同訴訟はニューヨーク州高位裁判所において係属中である。訴状においては、契約違反について請求されており、かつ、とりわけ、当該信託のローン(当初元本残高約650百万ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。訴状ではとりわけ、取引書類に定めるローン契約違反救済手続に係る特定履行、不特定額の損害賠償および利息等による救済が求められている。2014年11月24日、裁判所は、当社による訴状却下の申立ての一部を認容し、一部を否認した。2018年8月13日、当社は、当社による訴状却下の申立てを更新する申立てを行った。2019年4月4日、裁判所は、当社による訴状却下の申立てを更新する申立てを否認した。

2013年11月6日、ドイチェ・バンクは、受託者としての資格において、「モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク・トラスト、シリーズ2007-NC3 (MSAC2007-NC3)の受託者を代理する連邦住宅金融抵当金庫の財産管理人としての米連邦住宅金融局対モルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシー」の原告として、ニューヨーク州高位裁判所において「モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク・トラスト、シリーズ2007-NC3の受託者としての資格のみにおけるドイチェ・バンク・ナショナル・トラスト・カンパニー対モルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・インクの合併承継会社であるモルガン・スタ

ンレー・モーゲージ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシー」と題する訴状を提出した。訴状においては、契約違反および善意かつ公正に取引を行う旨の黙示の了解の違反について請求されており、かつ、とりわけ、当該信託のローン(当初元本残高約13億ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。同訴状では特に、取引書類に定めるローン契約違反救済手続に係る特定履行、不特定額の損害賠償、契約無効化、利息および費用等による救済が求められている。2016年4月12日、裁判所は、当社による訴状却下の申立てを認容し、原告に対して、訴状における一定の事項につき再訴答の請求を行うことを認めた。2017年1月17日、上訴部は、訴状却下の申立てを認容する下級裁判所の命令を支持した。2017年1月9日、原告は、訴状修正を求める申立てを行った。2017年4月13日、上訴部は、原告による控訴裁判所に対する上訴許可の申立てを否認した。2018年3月8日、第一審裁判所は、通知の懈怠に関する請求を含めるべく訴状の修正を求める原告の申立てを認容した。2018年3月19日、当社は、原告の修正訴状に対する答弁書を提出した。

2014年9月23日、フィナンシャル・ギャランティ・インシュアランス・カンパニー(「FGIC」)は、モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク・トラスト2007-NC4に関し、当社を相手取り、ニューヨーク州高位裁判所において「フィナンシャル・ギャランティ・インシュアランス・カンパニー対モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インクほか」と題する訴訟を提起した。訴状においては、契約違反および詐欺的勧誘について請求されており、また、とりわけ、当該信託のローンが各種の表明および保証に違反し、被告らが特定のクラスの証券(当初残高約876百万ドル)に係る財務保証保険を発行させるべくFGICを勧誘するにあたり、不実の陳述および重大な不作為を行ったと主張されている。訴状では特に、取引書類に定めるローン契約違反救済手続に係る特定履行、補償的損害賠償、結果的損害賠償および懲罰的損害賠償、弁護士費用ならびに利息等による救済が求められている。2017年1月23日、裁判所は、当社による訴状却下の申立てを否認した。2017年2月24日、当社は、訴状却下の申立てが否認されたことを不服として上訴申立書を提出し、2017年11月22日に上訴手続を完了した。2018年9月13日、上訴部は、当社による訴状却下の申立てを否認した下級裁判所の命令の一部を支持し、一部を破棄した。2018年12月20日、上訴部は、原告による控訴裁判所に対する上訴の許可またはこれに代わる再弁論を求める申立てを否認した。

2015年1月23日、ドイチュ・バンク・ナショナル・トラスト・カンパニーは、受託者としての資格において、当社を相手取り、「モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク・トラスト2007-NC4の受託者としての資格のみにおけるドイチュ・バンク・ナショナル・トラスト・カンパニー対モルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・インクの合併承継会社であるモルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーおよびモルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク」と題する訴状を提出し、同訴訟はニューヨーク州高位裁判所において係属中である。訴状においては、契約違反の請求がなされており、また、とりわけ、当該信託のローン(当初元本残高約10.5億ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。訴状では、特に、取引書類に定めるローン契約違反救済手続に係る特定履行、補償的損害賠償、結果的損害賠償、原状回復による損害賠償、エクイティ上の損害賠償および懲罰的損害賠償、弁護士費用その他の関連経費ならびに利息等による救済が求められている。2015年12月11日、裁判所は、当社による訴状却下の申立ての一部を認容し、一部を否認した。2018年10月19日、裁判所は、「*出訴期限の適用に関するドイチュ・バンク・ナショナル・トラスト・カンパニー対バークレイズ・バンク・*

ピーエルシー」と題する別の訴訟におけるドイチェ・バンク・ナショナル・トラスト・カンパニーによる控訴裁判所に対する上訴が終結するまで、答弁書の修正および本件の一時停止の許可を求める当社の申立てを認容した。2019年1月17日、上訴部は、当社による訴状却下の申立ての一部を認容した点について、第一審裁判所の命令を破棄した。2019年6月4日、上訴部は、2019年1月17日付けの上訴部の決定に対する控訴裁判所への上訴の許可を求める当社の申立てを認容した。

反トラストに関する事件

当社および他の金融機関は、金融サービス業界の様々な局面において反競争的行為に従事した疑いに関して、以下に記載する事件を含め、複数の政府当局による調査および民事訴訟事件に対応している。

2016年2月以降、当社は、反トラスト集団訴訟を意図した複数の訴訟の被告とされ、当該訴訟は現在、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所(「SDNY」)において「金利スワップ反トラスト訴訟」と題する単一の手続に併合されている。原告らは、当社およびその他複数の被告金融機関が、2008年から2016年12月までの間に、金利スワップ取引の取引所ベースの電子プラットフォームの整備を妨害しようとした疑いに関して米国連邦およびニューヨーク州の反トラスト法に違反した等と主張している。当該訴訟は、被告らから金利スワップを購入した投資家らのクラス(認定前)およびかかるプラットフォームを整備する取組みを被告らに妨害されたとされる2つのスワップ執行ファシリテーターを代表して提起された。併合後の訴状においては、とりわけ、原告らの投資家クラスの認定および三倍損害賠償が求められている。2017年7月28日、裁判所は、被告らによる訴状却下申立ての一部を認容し、一部を否認した。

2017年8月、当社は、SDNYにおいて「アイオワ州職員退職年金基金ほか対バンク・オブ・アメリカ・コーポレーションほか」と題する反トラスト集団訴訟を意図した訴訟の被告とされた。原告らは、とりわけ、当社およびその他複数の被告金融機関が、有価証券貸借取引の取引所ベースの電子プラットフォームの整備を妨害しようとした疑いに関して米国連邦の反トラスト法およびニューヨーク州法に違反した等と主張している。当該集団訴訟は、被告らと株券貸借取引を行った借入者および貸出者のクラス(認定前)を代表して提起された。訴状においては、とりわけ、原告らのクラスの認定および三倍損害賠償が求められている。2018年9月27日、裁判所は、被告らによる訴状却下申立てを否認した。

欧州に関する事件

2011年10月11日、イタリア共和国の金融機関であるバンコ・ポポラーレ・ソシエタ・コーペラティブ(「ポポラーレ銀行」)は、パルマラットが発行した100百万ユーロの債券の購入に関し、当社を相手取り、ミラノの裁判所において、「バンコ・ポポラーレ・ソシエタ・コーペラティブ対モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーほか」と題する民事訴訟を提起した。ポポラーレ銀行が提起した訴訟においては、特に、当社がパルマラットの破産が差し迫っていることを認識しながら、他社と共謀し、パルマラットの実際の財政状態および当該債券の一部特性を市場およびポポラーレ銀行から隠蔽することにより、ポポラーレ銀行に当該債券を購入するよう仕向けたと主張されている。ポポラーレ銀行は、76百万ユーロ(約85百万ドル)の損害賠償ならびに機会

損失の損害賠償および精神的損害賠償を求めている。2012年4月20日、当社は答弁書を提出した。2018年9月11日、裁判所は、当社に対する請求を全面的に却下した。2019年3月11日、原告は、ミラノ控訴裁判所に上訴の申立てを行った。2019年5月31日、当社は、原告による上訴に対する答弁を提出した。上訴の審理は、ミラノ控訴裁判所において2020年9月16日に行われる予定である。

2017年6月22日、イタリア共和国の監査裁判所の検察官は、事件番号2012/00406/MNVとして当社を起訴した。同訴訟は、イタリア共和国ラツィオ州の会計検査院司法部門地方検察局において係属中である。起訴状は、イタリア共和国と当社間の一定のデリバティブ取引に関するものであり、当該取引は当初1999年から2005年までの間に締結され、2011年12月および2012年1月にリストラクチャリングされた(一部の取引は終了した。)。起訴状においては、当該取引に関連して、当社が実質的に同国の代理人を務めていた等と主張されており、特に、経済財務省が当該取引を締結する権限を有していたか、当該取引が適切であったか、および一部の取引の終了に際しての当社の対応が適切であったかという点についての請求が主張されている。検察官は、行政手続により当社に対して27.6億ユーロ(約31億ドル)の損害賠償を求めている。2018年3月30日、当社は、起訴状に対する反論書を提出した。2018年6月15日、裁判所は、当社に対する裁判権を否定し、公訴を棄却する決定を下した。検察官による上訴の審理は、2019年1月10日に行われた。2019年3月7日、イタリア共和国の監査裁判所上訴部は、当社に対する裁判権を否定し、公訴を棄却した原決定を認める決定を下した。2019年4月19日、検察官は、かかる決定の破棄を求めてイタリア最高裁判所に対して上訴した。2019年6月14日、当社は、検察官による上訴に対する答弁を提出した。

事件番号15/3637および事件番号15/4353と題する事件において、オランダ税務当局(「オランダ当局」)は、アムステルダム地方裁判所において、当社が過去に約124百万ユーロ(約139百万ドル)および経過利息の所得税額控除をもって2007年から2013年までの課税年度に係る当社の法人所得税債務と相殺したことに異議を申し立てた。オランダ当局は、当社の子会社が関連する日において源泉徴収税の対象となる一部の有価証券に対する法的所有権を有していなかったこと等を根拠に、当社が所得税額控除を受ける権利を有していなかったと主張している。オランダ当局はまた、当社がオランダ当局に一部の情報を提供しておらず、適切な帳簿記録を維持していなかったとも主張している。2018年4月26日、アムステルダム地方裁判所は、オランダ当局の申立てを却下する決定を下した。2018年6月4日、オランダ当局は、事件番号18/00318および事件番号18/00319と改題された事件に関し、アムステルダムの控訴裁判所に上訴した。オランダ税務当局による上訴の審理は、2019年6月26日および2019年7月2日に行われた。

2017年10月5日、複数の機関投資家は、当社および他の銀行を相手取り、デンマークのコペンハーゲン市裁判所において、事件番号B-803-18(旧事件番号BS99-6998/2017)と改題された訴訟を提起した。当該訴訟は、デンマーク籍の会社であるOWバンカーA/Sによる2014年3月の新規株式公開(「IPO」)において、当社および当該銀行が引受会社を務めたことに関するものである。訴状においては、OWバンカー株式への投資に起因するとされる損失に対する534,270,456デンマーク・クローネ(約80百万ドル)の損害賠償および利息が求められている。OWバンカーは、2014年11月に破産している。一方、2017年11月29日には、別の機関投資家グループが、デンマーク東部高等裁判所において係属中の、上記IPOに関与した他の複数の当事者らを相手取った事件番号B-2073-16と題する訴訟手続に、当社および他の銀行を被告として参加させた。当社および当該銀行に対して提起された訴訟には、個別に事件

番号B-2564-17が付与された。当該投資家らは、当社および当該銀行に対して、767,235,885デンマーク・クローネ(約115百万ドル)の損害賠償および利息を、当該訴訟手続における被告らと連帯して支払うよう請求している。両請求はいずれも目論見書の記載内容に対する責任を主張しているが、後者は、金融仲介機関を務めた銀行らの職務上の責任についても主張している。2018年6月8日、デンマークのコペンハーゲン市裁判所は、*事件番号B-803-18*、*事件番号B-2073-16*および*事件番号B-2564-17*の上記各事件をデンマーク東部高等裁判所において合同で審理するよう命令した。2018年6月29日、当社は、*事件番号B-2564-17*に対する反論書を提出した。2019年2月4日、当社は、*事件番号B-803-18*に対する反論書を提出した。

以下の事件は、2019年12月31日終了四半期中または当該四半期後に終結した。

2013年12月30日、ウィルミントン・トラスト・カンパニーは、当社を相手取り、モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2007-12の受託者としての資格において訴訟を提起した。本件は「ウィルミントン・トラスト・カンパニー対モルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーほか」と題され、ニューヨーク州高位裁判所において係属中である。訴状においては、契約違反について請求され、かつ、とりわけ、当該信託のローン(当初元本残高約516百万ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張された。訴状では特に、不特定額の損害賠償、弁護士費用、利息および費用等による救済が求められた。2014年2月28日、被告らは訴状却下の申立てを行った。2016年6月14日、裁判所は、かかる申立ての一部を認容し、一部を否認した。2016年8月17日、原告は、かかる命令につき上訴申立書を提出した。2017年7月11日、上訴部は、当社による却下申立ての一部を認容し、一部を否認した命令の一部を支持し、一部を破棄した。2017年8月10日、原告は、かかる決定につき上訴の許可を求める申立てを行った。2017年9月26日、上訴部は、原告による控訴裁判所に対する上訴許可の申立てを否認した。2018年10月31日、当事者らは、本訴訟を和解することで合意した。2019年9月10日、裁判所は、和解を最終承認する最終判決および命令を行った。2019年11月11日、当事者らは、任意取下げの合意書を提出し、本件を再訴不能として取り下げた。

2014年9月19日、FGICは、バスケット・オブ・アグリゲータード・レジデンシャルNIMS 2007-1リミテッドが発行した証券化に関し、当社を相手取り、ニューヨーク州高位裁判所において、「フィナンシャル・ギャランティ・インシュアランス・カンパニー対モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インクほか」と題する訴状を提出した。訴状においては、契約違反について請求され、かつ、とりわけ、当該信託のネット・インタレスト・マージン証券(「NIMS」)が、各種の表明および保証に違反したと主張された。FGICは、一定の社債(当初残高約475百万ドル)に関して財務保証保険を発行した。訴状では、特に、取引書類に定めるNIMS契約違反救済手続に係る特定履行、不特定額の損害賠償、取引書類に基づく一定の支払いの返還、弁護士費用および利息等による救済が求められた。2014年11月24日、当社が訴状却下の申立てを行ったところ、2017年1月19日、裁判所は当該申立てを否認した。2017年2月24日、当社は、訴状却下の申立てが否認されたことを不服として上訴申立書を提出し、2017年11月22日に上訴手続を完了した。2018年9月13日、裁判所は、当社による訴状却下の申立てを否認した下級裁判所の命令を支持した。2019年11月13日、当事者らは、本訴訟を和

解することで合意した。2019年12月4日、当事者らは、任意取下げの合意書を提出し、本件を再訴不能として取り下げた。

2019年3月25日以降、当社は、ニューヨーク州南部地区において提起された、「アラスカ電気年金基金対バンク・オブ・アメリカ・セキュリティーズ・インクほか」と題する訴訟をはじめとする一連の集団訴訟を意図した訴訟の被告とされた。各訴状においては、政府支援機関である連邦住宅抵当公庫、連邦住宅金融貸付公社、連邦農業信用銀行資金調達公社および連邦住宅貸付銀行が発行する無担保債券の市場における価格協定および競争制限の共謀が主張されている。各訴訟の対象期間は、2012年1月1日から2018年6月1日までとされている。各訴状では、シャーマン法第1条に基づく請求が行われており、特に、差止めによる救済および三倍損害賠償が求められている。2019年5月23日、原告らは、2009年1月1日から2016年1月1日までを対象期間として、「政府支援機関債反トラスト訴訟」と題する集団訴訟に係る、併合された修正訴状を提出した。2019年6月13日、被告らは、併合された修正訴状の却下の共同申立てを行った。2019年8月29日、裁判所は、当社による却下申立てを否認した。2019年12月15日、当社および他の一部の被告らは、それぞれに対して提起された訴訟を全体として解決する和解合意書を締結した。2020年2月3日、裁判所は、かかる和解を仮承認した。

偶発事象

訴訟

以下に記載する事件に加えて、当社は、通常の業務の過程において、グローバルな総合金融サービス機関としての活動に関連して発生する仲裁、集団訴訟およびその他の訴訟を含む、さまざまな法的措置において被告とされている。実際に提起されたか、または提起されるおそれのある一部の法的措置には、多額の補償的・懲罰的損害賠償の請求や不特定額の損害賠償の請求も含まれる。訴訟によっては、当該訴訟で主たる被告の立場にあったはずの事業体が破綻または財政難に陥っている場合もある。これらの訴訟には、住宅モーゲージおよび信用危機に関連のある事件が含まれるが、これらに限定されない。

当社は以下に重大な損失の発生の可能性が合理的に見込まれ、かつ損失額を合理的に見積もることが可能と当社が考えるすべての個々の法的手続を特定したが、現時点では提起されていない請求、あるいは発生の蓋然性や可能性があり損失が合理的に見積もり可能な請求との判断に至っていない請求から重大な損失が発生しないという保証はない。

当社は係属中の各事件において、場合に応じて責任および／または損害賠償金額について異議を申し立てている。入手可能な情報により財務諸表日現在で負債が発生している可能性が高いことが示され、かつ当該損失金額を当社が合理的に見積もることができる場合には、当社は損失見積額を損益計算書に費用計上している。

単位：百万ドル	2019年	2018年	2017年
訴訟費用	221	206	342

当社の将来の訴訟費用は、当社を含むグローバル金融サービス企業に影響を及ぼす政府機関による調査や民事訴訟の現状に鑑みて、期間ごとに変動する可能性がある。

しかしながら多くの手続および調査において、損失発生の蓋然性が高いかどうかはもとより可能性があるかどうかの判断や損失額の見積もりは、本来的に困難である。加えて、損失が発生する可能性があるとしても、あるいは損失エクスポージャーが従前に認識した偶発損失に対する計上済み負債を超過するとしても、見込まれる損失規模または損失範囲を合理的に見積もることは必ずしも可能ではない。

一部の法的手続および調査については、特に、事実関係が解明中または係争中である手続および調査の場合や原告または政府機関が多額または不特定金額の損害賠償、原状回復、不当利得の返還または罰金を請求している手続および調査の場合には、当社は当該損失を合理的に見積もることができない。法的手続または調査についての損失もしくは追加的損失またはこれらの範囲を合理的に見積もることが可能になるためには、それに先立って、長期に及ぶ可能性のある重要事実の証拠開示手続および決定、クラスの認定上の争点の確定、および損害賠償その他の救済の金額の算定などのプロセスを経て、また当該手続または調査に関連する新規または未解決の法律問題への対応などにより、多くの問題を解決する必要があると考えられる。

その他の一部法的手続および調査について、当社は合理的に発生可能性のある損失、追加的な損失、損失の範囲または計上済みの金額を超過する追加的な損失の範囲を見積もることが可能であるが、法律顧問と協議のうえ、現時点で知る限りにおいて、当該損失は以下に言及する事件を除いて、当社の財務諸表全体に対して重大な悪影響を及ぼすことはないと考えている。

2010年7月15日、CDIBは当社を相手取り、「中華開発工業銀行対モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッドほか」と題する訴訟を提起し、同訴訟はニューヨーク州高位裁判所において係属中である。請求内容は、STACK・2006-1・CD0のスーパー・シニア部分を参照する275百万ドルのCDSに関連している。訴状では、コモン・ロー上の詐欺、詐欺的勧誘および詐欺的隠蔽に関する請求が申し立てられており、当社がCDIBに対し、STACK・2006-1・CD0のリスクについて不実表示を行い、またCDIBとのCDS締結時点で当該CD0の裏付資産が粗悪であることを当社が認識していたと主張されている。訴状においては、CDSに基づく約228百万ドルとCDIBが主張する既損失額に係る補償的損害賠償、CDIBによる12百万ドルの追加支払義務の無効化、懲罰的損害賠償、エクイティに基づく救済、手数料および費用の賠償が求められている。2011年2月28日、裁判所は、当社による訴状却下の申立てを否認した。2018年12月21日、裁判所は、当社による略式判決の申立てを否認し、証拠破棄に関する制裁を求める当社の申立ての一部を認容した。2019年1月24日、CDIBは、2018年12月21日付けの裁判所命令に対して上訴申立書を提出し、2019年1月25日、当社は、同命令に対して上訴申立書を提出した。2019年3月7日、裁判所は、証拠破棄に関する制裁を認容した2018年12月21日付けの裁判所命令の一部の明確化および訂正を求める申立てにおいてCDIBが求めた救済を否認した。2019年12月5日、上訴部は、当事者らによる交差上訴を審理した。現時点で入手可能な情報に基づき、当社は本件について、約240百万ドルに判決前および判決後の利息、手数料および諸費用を加算した額を上限とする損失を被る可能性があると考えている。

2013年7月8日、ユーエス・バンク・ナショナル・アソシエーションは、受託者としての資格において、当社を相手取り、「モルガン・スタンレー・モーゲージ・ローン・トラスト2007-2AX (MSM 2007-2AX) の受託者としての資格のみにおけるユーエス・バンク・ナショナル・アソシエーション対モルガン・スタンレーモーゲージ・キャピタル・インクの合併承継会社であるモルガン・スタンレー・モーゲ-

ジ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーおよびグリーンポイント・モーゲージ・ファンディング・インク」と題する訴状を提出し、同訴訟はニューヨーク州高位裁判所において係属中である。訴状では、契約違反について請求されており、かつ、とりわけ、当該信託のローン(当初元本残高約650百万ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されている。訴状においてはとりわけ、取引書類に定めるローン契約違反救済手続に係る特定履行、不特定額の損害賠償および利息等による救済が求められている。2014年11月24日、裁判所は、当社による訴状却下の申立ての一部を認容し、一部を否認した。2019年4月4日、裁判所は、当社による訴状却下の申立てを更新する申立てを否認した。現時点で入手可能な情報に基づき、当社は本件について、当社が買戻しを請求されたものの、これに応じなかったモーゲージ・ローンの当初未払残高総額約240百万ドルに判決前および判決後の利息、手数料および諸費用を加算した金額を上限とする損失を被る可能性があると考えているが、原告は争点となるローンの件数を増やすよう求めているため、当社が被る可能性のある損失の範囲は拡大するおそれがある。

2014年9月23日、FGICは、モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク・トラスト2007-NC4に関し、当社を相手取り、ニューヨーク州高位裁判所において「フィナンシャル・ギャランティ・インシュアランス・カンパニー対モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インクほか」と題する訴訟を提起した。訴状においては、契約違反および詐欺的勧誘について請求されており、また、とりわけ、当該信託のローンが各種の表明および保証に違反し、被告らが特定のクラスの証券(当初残高約876百万ドル)に係る財務保証保険を発行させるべくFGICを勧誘するにあたり、不実の陳述および重大な不作為を行ったと主張されている。訴状では特に、取引書類に定めるローン契約違反救済手続に係る特定履行、補償的損害賠償、結果的損害賠償および懲罰的損害賠償、弁護士費用ならびに利息等による救済が求められている。2017年1月23日、裁判所は、当社による訴状却下の申立てを否認した。2018年9月13日、上訴部は、当社による却下の申立てを否認した下級裁判所の命令の一部を支持し、一部を破棄した。2018年12月20日、上訴部は、原告による上訴部の決定を不服としての控訴裁判所に対する上訴の許可またはこれに代わる再弁論を求める申立てを否認した。現時点で入手可能な情報に基づき、当社は本件について、当社が証券保有者およびFGICから買戻しを請求されたものの、これに応じなかったモーゲージ・ローンの当初未払残高総額約277百万ドルに判決前および判決後の利息、手数料および諸費用ならびにFGICがすでに支払い、また今後支払う保険金を加算した金額を上限とする損失を被る可能性があると考えている。さらに、原告は争点となるローンの件数を増やすよう求めているため、当社が被る可能性のある損失の範囲は拡大するおそれがある。

2015年1月23日、ドイチェ・バンク・ナショナル・トラスト・カンパニーは、受託者としての資格において、当社を相手取り、「モルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク・トラスト2007-NC4の受託者としての資格のみにおけるドイチェ・バンク・ナショナル・トラスト・カンパニー対モルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・インクの合併承継会社であるモルガン・スタンレー・モーゲージ・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーおよびモルガン・スタンレー・エービーエス・キャピタル・ワン・インク」と題する訴状を提出し、同訴訟はニューヨーク州高位裁判所において係属中である。訴状においては、契約違反の請求がなされており、また、とりわけ、当該信託のローン(当初元本残高約10.5億ドル)が、各種の表明および保証に違反したと主張されてい

る。訴状においては、特に、取引書類に定めるローン契約違反救済手続に係る特定履行、補償的損害賠償、結果的損害賠償、原状回復による損害賠償、エクイティ上の損害賠償および懲罰的損害賠償、弁護士費用、諸費用その他の関連経費ならびに利息等による救済が求められている。2015年12月11日、裁判所は、当社による訴状却下の申立ての一部を認容し、一部を否認した。2018年10月19日、裁判所は、「*ドイチェ・バンク・ナショナル・トラスト・カンパニー対バークレイズ・バンク・ピーエルシー*」と題する出訴期限の適用に関する別の訴訟におけるドイチェ・バンク・ナショナル・トラスト・カンパニーによる控訴裁判所に対する上訴が終結するまで、答弁書の修正および本件の一時停止の許可を求める当社の申立てを認容した。2019年1月17日、上訴部は、当社による訴状却下の申立ての一部を認容した点について、第一審裁判所の命令を破棄した。2019年6月4日、上訴部は、控訴裁判所に対する上訴の許可を求める当社の申立てを認容した。現時点で入手可能な情報に基づき、当社は本件について、当社が証券保有者およびモノライン保険会社から買戻しを請求されたものの、これに応じなかったモーゲージ・ローンの当初未払残高総額約277百万ドルに判決前および判決後の利息、手数料および諸費用を加算した金額を上限とする損失を被る可能性があると考えているが、原告は争点となるローンの件数を増やすよう求めているため、当社が被る可能性のある損失の範囲は拡大するおそれがある。

税務

事件番号15/3637および事件番号15/4353と題する事件において、オランダ当局は、アムステルダムの地方裁判所において、当社が過去に約124百万ユーロ（約139百万ドル）および経過利息の所得税額控除をもって2007年から2013年までの課税年度に係る当社の法人所得税債務と相殺したことに異議を申し立てた。オランダ当局は、当社の子会社が関連する日において源泉徴収税の対象となる一部の有価証券に対する法的所有権を有していなかったこと等を根拠に、当社が所得税額控除を受ける権利を有していなかったと主張している。オランダ当局はまた、当社がオランダ当局に一部の情報を提供しておらず、適切な帳簿記録を維持していなかったとも主張している。2018年4月26日、アムステルダムの地方裁判所は、オランダ当局の申立てを却下する決定を下した。2018年6月4日、オランダ当局は、事件番号18/00318および事件番号18/00319と改題された事件に関し、アムステルダムの控訴裁判所に上訴した。オランダ当局による上訴の審理は、2019年6月26日および2019年7月2日に行われた。現時点で入手可能な情報に基づき、当社は本件について、約124百万ユーロ（約139百万ドル）に経過利息を加算した金額を上限とする損失を被る可能性があると考えている。

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

以下の情報は、2020年2月27日に米国証券取引委員会(「SEC」)に提出した当社の2019年12月31日終了年度の様式10-Kによる年次報告書を出典としている。

概説

モルガン・スタンレーは、法人・機関投資家向け証券業務、ウェルス・マネジメント業務および投資運用業務のいずれの事業セグメントにおいても、市場で重要な地位を維持するグローバルな金融サービス会社である。モルガン・スタンレーは、法人、政府機関、金融機関および個人を含む広く多様な取引先および顧客に対し、各子会社および関連会社を通じて広範な商品とサービスを提供している。文脈により別の解釈が必要な場合を除き、「モルガン・スタンレー」または「当社」とは、モルガン・スタンレー(「親会社」)とその連結子会社を指す。

当社の各事業セグメントの顧客ならびに主要な商品およびサービスの内容は次のとおりである。

法人・機関投資家向け証券業務

法人、政府機関、金融機関および富裕層から超富裕層までの個人顧客に対し、投資銀行業務、セールス・トレーディング業務、貸付業務およびその他業務を提供する。投資銀行業務には、資本調達およびファイナンシャル・アドバイザー業務(債券、株式およびその他の有価証券の引受けに関する業務や、合併および買収、リストラクチャリング、不動産金融ならびにプロジェクト・ファイナンスに関する助言の提供等)が含まれる。セールス・トレーディング業務には、株式および債券商品(外国為替およびコモディティを含む。)のセールス、ファイナシング、プライム・ブローカレッジおよびマーケットメイク業務が含まれる。貸付業務には、企業向けローンおよび商業用不動産ローンのオリジネーション、有担保貸付ファシリティの提供ならびにセールス・トレーディング業務の顧客に対する融資が含まれる。その他業務には、アジアのウェルス・マネジメント業務、投資およびリサーチが含まれる。

ウェルス・マネジメント業務

個人投資家や中小規模の事業者および機関に対して、仲介・投資助言業務、資産運用・財形プランニング業務、株式制度に関する管理業務、年金および保険商品、有価証券担保貸付、住宅用不動産ローンその他の貸付商品、銀行業務、ならびに退職制度関連業務等、広範囲にわたる金融サービスおよび金融ソリューションを提供する。

投資運用業務

法人・機関投資家および仲介機関全般にわたる各種の顧客グループに対し、各地域、各資産クラスおよび各公開・未公開市場に及ぶ多岐にわたる投資戦略および投資商品を提供する。戦略および商品は、様々な投資ビークルを通じて提供され、株式、債券、流動性商品およびオルタナティブ投資/その他の商品を含む。法人・機関投資家顧客には、確定給付制度/確定拠出制度、財団、寄付基金、政府機関、ソブリン・ウェルス・ファンド、保険会社、第三者ファン

ドのスポンサーおよび法人が含まれる。個人顧客は、通常、仲介機関(関連販売業者およびそれ以外の販売業者を含む。)を通じてサービスを受ける。

2. 主要な経営指標等の推移

以下の情報は、2020年2月27日にSECに提出した当社の2019年12月31日終了年度の様式10-Kによる年次報告書からの抜粋である。

	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
損益計算書データ					
<i>(単位：百万ドル)</i>					
収益					
非金利収益合計(1)	36,725	36,301	34,645	30,933	32,062
受取利息	17,098	13,892	8,997	7,016	5,835
支払利息	12,404	10,086	5,697	3,318	2,742
純利息	4,694	3,806	3,300	3,698	3,093
純収益	41,419	40,107	37,945	34,631	35,155
非金利費用					
人件費	18,837	17,632	17,166	15,878	16,016
非報酬費用(1)	11,281	11,238	10,376	9,905	10,644
非金利費用合計	30,118	28,870	27,542	25,783	26,660
法人所得税計上前継続事業利益	11,301	11,237	10,403	8,848	8,495
法人所得税費用(ベネフィット)	2,064	2,350	4,168	2,726	2,200
継続事業利益	9,237	8,887	6,235	6,122	6,295
法人所得税控除後非継続事業利益(損失)	—	(4)	(19)	1	(16)
純利益	9,237	8,883	6,216	6,123	6,279
非支配持分に帰属する純利益	195	135	105	144	152
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	9,042	8,748	6,111	5,979	6,127
優先株配当等	530	526	523	471	456
モルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益	8,512	8,222	5,588	5,508	5,671
モルガン・スタンレーに帰属する金額					
継続事業利益	9,042	8,752	6,130	5,978	6,143
非継続事業利益(損失)	—	(4)	(19)	1	(16)
モルガン・スタンレーに帰属する純利益	9,042	8,748	6,111	5,979	6,127
継続事業法人所得税実効税率	18.3%	20.9%	40.1%	30.8%	25.9%
財務指標					
平均普通株主資本利益率(「ROE」)(2)	11.7%	11.8%	8.0%	8.0%	8.5%
平均有形普通株式株主資本利益率(「ROTCE」)(2)(3)	13.4%	13.5%	9.2%	9.3%	9.9%
普通株式関連データ					
普通株式1株当たり					
利益(基本的)	5.26	4.81	3.14	2.98	2.97
利益(希薄化後)	5.19	4.73	3.07	2.92	2.90
簿価(4)	45.82	42.20	38.52	36.99	35.24
有形資産の簿価(3)(4)	40.01	36.99	33.46	31.98	30.26
宣言済み配当	1.30	1.10	0.90	0.70	0.55
流通普通株式数					
<i>(単位：百万ドル)</i>					

12月31日現在	1,594	1,700	1,788	1,852	1,920
年平均：					
基本的	1,617	1,708	1,780	1,849	1,909
希薄化後	1,640	1,738	1,821	1,887	1,953

貸借対照表データ

(単位：百万ドル)

グローバル流動性準備	217,457	249,735	192,660	202,297	203,264
ローン(5)	130,637	115,579	104,126	94,248	85,759
総資産	895,429	853,531	851,733	814,949	787,465
預金	190,356	187,820	159,436	155,863	156,034
借入債務	192,627	189,662	192,582	165,716	155,941
モルガン・スタンレー株主資本	81,549	80,246	77,391	76,050	75,182
普通株主資本	73,029	71,726	68,871	68,530	67,662
有形普通株式株主資本(3)	63,780	62,879	59,829	59,234	58,098

- (1) 2018年1月1日以降、当社は、従前純収益と相殺されていた一部の費用の総額表示等を義務付ける「顧客との契約により生じる収益」に関する新たな会計指針の適用を開始した。本指針に基づき、過去の期間の業績は再表示されていない。
- (2) ROEおよびROTCEは、それぞれ平均普通株主資本および平均有形普通株式株主資本に対するモルガン・スタンレー普通株主に帰属する利益の割合を表す。
- (3) 一般に公正妥当と認められる会計原則によらない指標を表す。
- (4) 普通株式1株当たり簿価および有形普通株式1株当たり簿価は、それぞれ普通株主資本および有形普通株式株主資本を流通普通株式数で除して得られる。
- (5) 投資目的保有ローン(引当金相殺後)および売却目的保有ローンを含むが、連結貸借対照表上のトレーディング資産に含まれる公正価値のローンを除く金額。